

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」
答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方

はじめに

意 見	考 え 方
意見0-1 答申（案）全体を通じて評価できる。今後の着実な実施に期待。	考え方0-1
<p>■ 今回取りまとめられた答申（案）を拝見しますと、個別の論点に関する内容だけでなく、全体を通じて個別論点の背後にある明確な問題意識、或いは情報通信を取り巻く環境に対する的確な状況認識についても、大いに賛同するところです。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は、代替的あるいは個別の市場として捉えられがちだった移動通信と固定通信の両分野について、「代替的な存在というよりも、むしろ相互補完を果たすものとして、双方ともに重要なネットワーク」と位置づけていること ・ 固定通信分野において「設備事業者による競争が利用者便益の向上につながる」と評価するなど、設備競争の重要性を正当に評価していること ・ 大手通信事業者によるM&A等を通じて事業者の統合化、系列化が進み、固定通信、移動通信の両分野にまたがるメガキャリア3グループが圧倒的シェアを保持していることで、「協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている」との認識に立ち、とりわけ移動通信分野での競争促進の重要性や多様な競争促進策について提言していること、特に圧倒的な競争力を持つMNOに対するMVNO事業者の重要性を評価していること <p>といった点が挙げられます。</p> <p>今後は、本答申（案）で提言された方向性を実効性のある制度に仕上げ、着実に実施いただくとともに、新たな環境変化や状況の推移に対しても、適時的確な政策運営を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(STNet)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申（案）に示したとおり、世界最高水準のIT社会の実現のためには、ICT基盤の普及・発展とともに、セキュリティ対策、人材育成等を含むICTの利活用推進に向けた取組も重要と考える。これらについては、政府の各種会議において検討が進められ、政府全体として取組を推進しているところであり、御意見については今後の参考として承る。</p> <p>また、ICTそのものやICTの利活用による環境への負荷の軽減は重要であると認識している。答申（案）においても、スマートコミュニティによる省エネ化や機器の省電力化等によるICTのエネルギー問題への貢献を記載しているところであるが、御意見を踏まえ、ICTの役割として環境負荷の軽減への貢献があることを明確化するため、その旨を答申（案）に追記することとする。</p>

■ 本答申が示す 2020 年代の情報通信政策の在り方は、経済活性化と国民生活の向上を意図するとともに、訪日外国人へのアピールも考慮した情報通信の目指すべき姿と ICT 基盤政策を示しており、全体として評価できる。

一方で、本答申は通信基盤に関する言及が多くを占めており、通信基盤を通じてやり取りされる情報の様相や利活用の方法、情報管理のあり方などの視点が欠けている。世界最高水準の ICT 環境を実現するという観点からは、ネットワーク整備等の ICT 基盤にとどまらず、デジタルサイネージやキオスク端末の普及等、高い水準を象徴する先端的な ICT 応用やサービスに関する目標設定と政策を期待する。

また、安全・安心な ICT 環境提供の観点からは、災害対策、ユニバーサルアクセスについて深く検討する必要がある。大学や地方自治体を接続する固定ネットワークや Wi-Fi 系も含めた商用・非商用ネットワークのローミング推進、Wi-Fi の屋外での利用制限の緩和等の関連法制度の整備を要望する。但し、災害時以外には認証および利用記録の保存を義務付けるべきである。特に、2020 年パラリンピックに向けて、高齢者だけでなく、障がいを持つ人が住みやすい環境の検討が重要であり、ICT 基盤における環境性能や省エネに関しても言及すべきである。

安全・安心な ICT 環境提供の観点からは、上記に加えて、悪意のある攻撃者が攻撃できない、また、攻撃されたとしても利用者のプライバシーも含めた情報を保護する技術、不正な情報の流布による社会システムの混乱を抑制する技術の実現も不可欠である。特に現在は、ネットワークが車等ともリンクする時代に突入しており、サイバー攻撃によって人命も損なわれ得るため、安心・安全の確保は益々重要である。また、今後重要性が増すヘルスケア向けの情報利活用においては、個人の健康に関わる情報がサーバで一括管理される際に、その安全性を確保するのは当然であるが、管理されるべき情報は、活動量などのライフスタイル情報だけでなく、病院の電子カルテ、さらには究極の個人情報であるゲノム情報なども対象となることが予想され、これらの統合的な情報管理について具体的な検討が必要である。

上記の利便性および安全性は常にトレードオフの関係にあるが、ICT におけるセキュ

<p>リティ確保には一層の投資、ならびに施策推進が必要である。利便性の重要性については疑う余地はないが、安全性を確保するためにも、事業者側が過当競争に陥って疲弊してしまうようなことは避けるべきである。既存の技術を新しい技術でリプレイスしてだけでなく、低コストで長く利用できるシステムの検討も効果的であると思われる。</p> <p>さらに、これまで述べてきたような、世界最高水準の ICT 社会の実現のために世界最高レベルの通信ネットワークの整備と研究開発に携わる人材確保・育成政策の充実を要望する。特に、少子高齢化による若手人口の減少に伴い、安全・安心な ICT 環境を設計・構築・維持できる人材の確保がますます重要になってきている。人材育成政策に加え、人材の継続的かつ安定的な確保も必要である。</p> <p>(情報処理学会)</p>	
<p>意見〇ー２ 社会インフラである通信網・インターネットを他国よりも圧倒的に速く安く低価格で使える環境を整備することが重要であり、その観点から更なる検討を行い必要な施策を実施すべき。</p>	<p>考え方〇ー２</p>
<p>■ 情報通信基盤の強化は、様々なイノベーションの実現にとって必要不可欠なものであり、経済の活性化・効率化に大きな影響をもたらすものである。従来より産業競争力会議等でも提案してきたとおり、社会インフラである通信網・インターネットを他国よりも圧倒的に早く低価格で使える環境を整備することが重要である。その観点から、以下について更なる検討を行い、必要な施策を実施すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 世界最高レベルの情報通信基盤整備を可視化する詳細な K P I (Key Performance Indicator) を設定する 2) 他国と比べて割高であると指摘されている国内のモバイル利用環境を改善するため、無料 Wi-Fi 整備の促進、MVNO 促進や多様な事業者によるサービス提供の促進、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による自由で公正な競争関係の実現、電波共同利用・再分配等有効利用の促進等を行う 	<p>■ 御意見のとおり、答申（案）では、ICT は、経済・社会活動の基盤として、様々な産業におけるイノベーションを促進し、経済の活性化・効率化や社会的課題の解決等に大きく貢献するものであるという観点到に立ち、「ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出」において、イノベーションを促進するための政策を提言するとともに、「公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現」において、事業者間の活発な競争を推進することで通信サービスの更なる多様化・料金低廉化や高速化等を図るための政策を提言しているところである。</p> <p>■ 世界最高レベルの情報通信基盤を可視化する詳細な KPI を設</p>

3) 情報通信基盤整備の利用環境の整備のために、インターネットの活用を阻害する規制や商慣行の撤廃(対面原則・書面交付原則の撤廃など)を行い、デフォルトITを政府方針として位置づけ、所要の施策を実施する

(楽天)

■ 新経済連盟は、従来より、インターネット・アウトバーン構想を提言している。これは、社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に早くどこの国よりも圧倒的に安く使える環境を整備する構想である。これにより、様々なサービス・アプリケーション、M2M通信等の展開を促進することで新経済の促進と雇用の拡大を図ることを目指すものである。この観点から、今回の答申案については、下記の点を中心に更なる検討の深化ができることから具体的な施策を速やかに実施すること、必要な施策の成長戦略再改訂への反映を行っていくべきである。

- ① 世界最高レベルの情報通信基盤整備(利用環境整備を含む)に係る詳細なKPI(Key Performance Indicator)を設定すること。
- ② 特に割高なモバイル環境を改善するため、無料Wi-Fi整備の推進のほか、MVNO促進や事業者選択の自由度向上、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による公正な競争環境の実現、電波共同利用・再配分等による有効利用の促進等を行っていくべきである。
- ③ 情報通信基盤整備の利用環境の整備のために、インターネットの活用を阻害する規制や商慣行の撤廃(対面原則・書面交付原則の撤廃など)を行っていくことやデフォルトITを政府方針として位置づけ、所要の施策を実施する。

(新経済連盟)

定すべきとの御意見については、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において、「OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持する」ことがKPIとして設定されている。本審議会は同戦略を背景として検討を進めてきたが、このKPIは料金、通信速度といった指標を複合的に見ることができるものと理解している。

■ 国内のモバイル利用環境を改善するための施策を行うべきとの御意見については、答申(案)においても、「無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化」、「MVNOのサービス多様化の実現」、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」、「移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等」等の政策を提言しており、総務省においては、答申を踏まえ、これらの政策を着実に実施し、国内のモバイル利用環境の改善を図っていくことが望ましい。

なお、本諮問は、ICT基盤の更なる普及・発展のための電気通信事業の在り方について検討を行うものであり、電波共同利用・再配分等有効利用の促進等の電波政策については、現在、「電波政策ビジョン懇談会」において検討が進められているため、今後の参考として承る。

■ インターネットの活用を阻害する商慣行の撤廃等、所要の施策を実施すべきとの御意見については、本諮問は、ICT基盤の更なる普及・発展のための電気通信事業の在り方について検討を行うものであり、ICT利活用推進に向けた取組については、政府の各種会議において検討が進められているため、今後の参

	考として承る。
意見〇－３ 様々な課題解決のための ICT が重要であり、総務省だけでなく全省庁あげて早急に取り組むべき。	考え方〇－３
<p>■ 「我が国は、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す。」とした 2001 年（平成 13 年）の e-Japan IT 国家戦略。</p> <p>13 年たった現在、世界から周回遅れと揶揄される日本の ICT。今後さらに世界から後れを取ることは明白であり、また国内においても来年のマイナンバー制がスタートし、益々広がるデジタルデバイド（IT 格差）。</p> <p>日本の明るい未来には、様々な課題解決のための ICT が重要であることは明白であり、2001 年からの検証と現状分析。そして今後の対策を、総務省だけでなく全省庁あげて早急に取り組んで頂きたいと切に希望します。</p> <p>（遠州パソコン寺子屋）</p>	<p>■ 御意見のとおり、我が国が抱える様々な課題解決に向けたツールの 1 つとして ICT が有効であると考えており、答申（案）では、経済の活性化・効率化、社会的課題の解決、安心・安全の実現、地域の活性化等、ICT の役割を整理し、こうした役割を最大限に発揮できるような ICT 基盤を目指すための取組を提言している。</p> <p>また、答申（案）に示したとおり、世界最高水準の IT 社会の実現のためには、ICT 基盤の普及・発展とともに、ICT の利活用推進に向けた取組が重要と考える。これらについては、政府の各種会議において検討が進められ、政府全体として取組を推進しているところであり、御意見については今後の参考として承る。</p>
<p>■ この答申（案）を見て具体策はあるかです。随分と言葉は並んでいるが、具体的に何をすると言われたら、はっきり言って何もないと思うのです。</p> <p>S I Mロック（3 1 P）位で、後は具体策があるかです。</p> <p>これも国際標準から言えば当然のことです。</p> <p>なんだ、情報通信審議会の委員は評論家の集まりかと思ったのです。</p> <p>例えば、N T TにはM V N O等を通じて光ファイバーを解放させるが、当然に光ファイバーを敷設しているK D D I等はこれに反発するだろう。</p> <p>合意している場所だけ出したら、あまりにも薄い全体論だけになり、個別問題を先送りした結果となりました。</p>	

役人や事業者に嫌われるような答申ししないと何の意味は有りません。

その時の公平性こそが重要なのです。事業者は自社に有利にと考えるからです。

この案はNTTを擁護しています。それならば代償をKDDIやソフトバンク等は求めるのは当然です。

私が退職してから、2012年4月からの電波有効利用の促進に関する検討会やその後も電波の利用に関するパブコメはたくさん書きました。

2013年3月までは電波官僚もかなりいい加減な電波利用を考えて、200MHz帯を消防・救急無線に使うなどという原案を持ち出したので、ぶっ潰しました。この200MHz帯を使い固定電話と防災行政無線の戸別無線を大量生産したらどうなるかです。

固定電話の部分は当然に事業政策課だろうと思うのです。

ICTは総務省だけでなく他の官庁も含む省庁との連携がないといけないと思うのです。

今ICT技術は世界全体を変えようとしているが、このスピードはムーアの法則に従い非常に早いです。そのスピードは通信量と同じ毎年1.6倍程度です。

このことをよく考えないと日本は先進国の地位を失いかねません。

組織や企業、個々の人々は調子の良い絶頂期に次の困難な時代を孕（はら）むのです。

日本の調子が良かった1990年頃までに、こうした状況（デフレで中国等に追いつまられる）を孕んだのが今の困難な時代です。

私に謝れというのは、次の時代に携帯電話時代という役人に都合の悪いことを書いたが、そのことが起きているからです。その困難な状況に別れを告げるには、そのことを組織全体で自覚しないといけないからです。

■ ICTが世界全体を変えようとしています。

全世界が豊かさと同時にICTを使い情報格差をなくして、全人類が先進国型の世

界に移行しようとしています。日本等の先進国の世界最高レベルの情報通信基盤もかなり早い時期に世界中に広がります。エネルギー需要は先進国の人々が二百年位かけて今の豊かさ築いたが、ICTは相当に早いスピードで世界中に広がります。それは電気もない地域の人々も携帯電話を持っているという状況から見たらわかると思うのです。

携帯電話は半導体の塊で、ムーアの法則により3年に4倍程度のスピードで高性能化されるので15年程度で1000倍に高性能化するのです。

したがって、発展途上国の人も相当早いスピードで変わっていくのです。ここが分からないとグローバル戦略で敗れます。

日本はこうした状態でグローバル競争に勝とうとしたら、少なくとも全省庁が一丸になってICT技術に取り組む必要があると思うのです。ここが分かっているか疑問に思うのです。政府のやり方は手ぬるいのです。

11月11日の総務省のHPで「2020年代に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」のメンバーを見せてもらったが、民間はまずまずだが、政府は経産省大臣官房のIT担当の審議官が入っている程度で、政府全体で対応しているように思えません。

このICT改革は教育や地域格差、雇用等のあらゆる産業や暮らしに大革命をもたらすものであり、明治維新や敗戦後の改革に匹敵するものになります。

明治維新では家柄よりも実力社会となりましたが、第一次世界大戦後の不況で日本は軍国化により惨めな敗戦を経験しました。

第二次世界大戦の敗戦後は地主から土地を安く小作人に払い下げ、教育は中学校まで義務教育化されました。財閥解体も不完全ながら行いました。その他もGHQによる民主改革が行われました。

この戦後の改革により農民の子弟が高校教育を受けて、1960年代の高度成長をなしとげ日本は先進国の仲間入りができたのです。

これに匹敵するのがこのICT革命です。

<p>(個人)</p>	
<p>意見〇-4 ケーブルテレビ事業者は、独自のインフラによる事業展開を進め、ICTのダイバーシティの一翼を担っている。2020年代に向けて、地域のニーズに応えながら地域の公共福祉の増進に寄与していく視点が重要。</p>	<p>考え方〇-4</p>
<p>■ ケーブルテレビは、1955年の伊香保温泉での地上波再送信により事業を開始し、その後BS放送、CS放送の多チャンネルサービス、インターネット接続サービスやIP電話等の電気通信サービス、自主放送である地域に根差したコミュニティチャンネルの充実や公共情報サービスを手がける等、地域における総合メディアサービス事業者として事業を営んできました。現在は日本国の4000万世帯にホームパス（サービスご利用の準備が整っている状態をいいます）を張り巡らし、日本国世帯の半数以上にあたる2800万世帯においてケーブルテレビを視聴いただいています。</p> <p>近年では、電気通信事業が放送事業と並ぶ事業の柱となってきており、今後のケーブルテレビは、ますます電気通信事業の比重が高まる状況にあります。こうした電気通信事業においては、今までの総務省の競争政策の成果を踏まえ、引き続き設備競争とサービス競争の両輪にて推進していくべきだと考えます。公正競争を担保するために非対称規制政策がとられていますが、NTTグループは今でも圧倒的な市場シェアを保持している現状に鑑みて、NTTグループに対する非対称規制は今もって必要不可欠であると考えます。</p> <p>また一方でNTTグループは、2年前にNTTグループ各社の請求をNTTファイナンスへ統合する施策を導入・実施しました。「情報」という経営資源の一元化を実施しカスタマーベースを整備すると共に、同グループがサービス卸を通じて展開する全国画一的なサービスが、地域の特性を織り込んだ多様性を駆逐してしまう虞があります。</p> <p>ケーブルテレビは、地域の自治体や事業者らが、地域の従業員を雇用し、知恵を絞り、汗をかいて地域のメディア化を進めてまいりました。自前のインフラを構築する</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、2020年代に向け、ICTは、地域経済の活性化や生活支援の充実など、地域活性化のために重要な役割を果たしていくものと考えます。</p> <p>また、検討に当たった基本5原則においても、設備及びサービスの両面で公正な競争環境を一層徹底することを目指すこととしており、答申（案）全体を通じて公正競争を確保するための提言を行っている。</p> <p>このように、ケーブルテレビ・電力系の電気通信事業者等の多様なプレーヤーによる設備競争を通じてICT基盤が維持・発展し、人口減少や過疎化が進む地域においてもニーズに応じた多様なICTサービスが提供されることにより、地方の創生にも資することが期待されるため、その旨を答申（案）に追記することとする。</p>

リスクを負い、他に依存しない独自のインフラによる事業展開を進めてきたことが、現在の日本国のICTダイバーシティの一翼を担っていると考えます。それゆえ、2020年代に向けた情報通信は、地域のニーズに応えながら、地域の公共福祉の増進に寄与していく視点も重要であり、地域コミュニティDNAを持つケーブルテレビは今後も率先して一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。

今回の答申を通じまして、『まち・ひと・しごと創生』の理念に基づいた世界最先端の『社会全体のICT化』の実現に向けた検討を進めていただきたく存じます。

(日本ケーブルテレビ連盟)

1. 検討に当たっての基本的考え方

意見	考え方
<p>意見 1-1 利用者視点の原則を掲げる答申（案）に賛同。</p> <p>■ この度の「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」検討に際して、利用者視点を重視する原則を掲げられたことに賛同します。答申（案）に数多く記載されている『ICT 利活用』をさらに推進していくためには、利用者への丁寧な説明と対応が不可欠であり、さらには利用者に対する目に見える形での便益提供が必要と考えます。</p> <p>競争政策に加えて、答申（案）に例示されているビッグデータの解析等の ICT 利活用推進においても、利用者視点を原則とし、産業や経済の活性化を促進することが重要と考えます。また、国際競争力の強化の観点から、世界市場を見据えた政策の検討・推進が重要と考えます。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>考え方 1-1</p> <p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、ICT の利活用の推進に関する御意見については、答申（案）に示したとおり、世界最高水準の IT 社会の実現のためには、ICT 基盤の普及・発展とともに、ICT の利活用推進に向けた取組が重要と考える。これらについては、政府の各種会議において検討が進められ、政府全体として取組を推進しているところであり、御意見については今後の参考として承る。</p>
<p>意見 1-2 日本の情報通信基盤は「世界最高レベル」であるという認識を捨て去るべき。</p> <p>■ 「世界最高レベルの情報通信基盤」との認識が、いかなる根拠に基づくものかは承知しません。しかしながら、少なくとも、「日本の情報通信産業に競争力を持たせる基盤という役割を果たしているか」という観点で見たとき、日本のそれは「世界最高レベル」と呼ぶに値しないと考えます。</p> <p>日本の情報通信基盤は「世界最高レベル」である、という認識を、まずは捨て去ることから始める必要があると考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>考え方 1-2</p> <p>■ 「世界最高レベルの情報通信基盤」については、ブロードバンド契約数に占める FTTH の契約割合や、ブロードバンドの単位速度当たり料金等のデータを根拠としている（答申（案）参考資料 16、17 参照）。</p> <p>答申（案）では、この ICT 基盤を更に普及・発展させることにより、ICT 産業を含め、あらゆる産業の競争力強化を図るため、様々な産業が新事業・新サービスを創出できる ICT 基盤の実現等に向けた政策を提言している。</p>
<p>意見 1-3 2020 年代に向けた我が国の公共の福祉の増進のためには、全事業者に対して設備を開放させることが適当。</p>	<p>考え方 1-3</p>
<p>■ 「2020-ICT 基盤政策特別部会 基本政策委員会」において、我が国が抱える課題を</p>	<p>■ 2020 年代に向けて世界最高レベルの ICT 基盤を更に普及・発</p>

正面から捉えられ、かつその解決に向けての意志を検討の目的と据えられていた事に対し、一国民として、心より感謝申し上げます。そして、電気通信事業法と電波法に示される「目的」に基づき、本答申案全体像を俯瞰する、「基本的な5つの原則」が目指す競争環境を以って2020年代に向けた我が国の公共の福祉を増進するには、

- ・ 通信市場とは、固定網においても無線網においても、ボトルネック性の存在によって不合理が生じている事を鑑みれば、その企業規模やその展開地域に捉われることなく、どの通信事業者においても、このボトルネック性をあまねく開放させる事が適当であり、それがICTによる課題解決貢献へのアクセス手段を担保する為のユニバーサルサービスの実現にも必要とされるのではないだろうか？

と考えます。

(個人)

展させるためには、基本5原則のひとつである「公正競争徹底」が重要であるが、考え方4-28のとおり、移動通信市場においては設備のボトルネック性は認められず、また、固定通信市場においてもボトルネック設備を有する事業者は特定の者に限られているため、設備の開放を義務付ける事業者については、公正競争の確保のために必要な一定の範囲にとどめることが適当と考える。

なお、設備の開放は事業者間競争を促進させるための手段であり、ユニバーサルサービスの確保については、我が国においては未だに携帯電話やブロードバンドが利用できない未整備地域が存在していることを踏まえ、補助金の活用等により未整備地域の解消を進め、その整備状況等を踏まえつつ検討することが適当と考える。

2. 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿

意見	考え方
意見2-1 答申(案)に賛同する。公平・公正に開かれた健全な競争環境の整備を望む。	考え方2-1
<p>■ 上記の総務省案に賛同します。2020年代までには、様々な分野・産業の多様なプレーヤーに対して、公平・公正に開かれている健全な競争環境が整備されることを強く望みます。このような環境が整備されることで、様々な分野におけるICTの利活用が広がり、国民の利便性の向上につながると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ 総務省案に賛同いたします。</p> <p>2020年代に向け、様々な分野・産業のプレーヤーに対し公平、公正であり、かつ透明性のある競争環境が確保されることを強く望みます。ICTとサービスをニーズに合わせ自由に組み合わせられる環境は、国民の利便性を向上させるだけでなく、ICT産業の発展を促し、経済の活性化に貢献するものと考えます。</p> <p>■ 公正競争に支障がない範囲内であることが前提条件となりますが、新事業・新サービス創出のための異業種との連携によるイノベーションを促進することに賛同いたします。</p> <p>(ソネット)</p>	
<p>■ ICT利活用におけるイノベーションを促進して、新しいサービスを創出する点から政策を打ち出されたことに賛同いたします。</p> <p>様々な産業とICT基盤がコラボレーションすることによって、ICT基盤の役割が広がり、新しい価値が創造されるために、例えば、M2M、クラウド、ビッグデータ、センサーネットワーク等における無線と有線が融合したサービスの普及・拡大な</p>	

<p>ど、従来の枠組みを変え、ICTとサービスの様々な組合せによってイノベーションが創出される環境の整備は重要です。</p> <p>今回打ち出された政策によって、多くのプレーヤーが競争に参加でき、ICT利活用が活性化されることを期待します。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	
<p>意見2-2 ICTにおける情報量の増大だけでなく、環境への負荷の軽減と利便性の向上を目指すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>■ 本件答申案2. は、ICTにおける情報量の際限のない増大を目指しているように感じられます。</p> <p>しかし、現在インターネットサーバーにより全世界のエネルギー生産量の約2パーセントが消費されているといわれています。このため、このままICTにおける情報量が際限なく増大するとすると、これを通信・処理するために必要なエネルギーが無視できないほど増大し、環境への負荷が無視できなくなるおそれがあると思います。</p> <p>また、一般に情報量が少なければ少ないほどこれをより速く通信・処理することができることから、その質が同等なのであれば、情報量が少ない方が利便性が高いと思います。</p> <p>したがって、ICTにおける情報量をいたずらに増大させることだけを目指すのではなく、情報の質を確保しつつその軽量化を図ることを目指し、環境への負荷の軽減と利便性の向上を目指すべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ ICT そのものや ICT の利活用による環境への負荷の軽減と利便性の向上は重要であると認識している。答申（案）においても、スマートコミュニティによる省エネ化や機器の省電力化等によるICTのエネルギー問題への貢献や、活発な競争を通じて高速・大容量の通信が可能な効率的なネットワークへの設備投資を促すための政策等について記載しているところであるが、御意見を踏まえ、ICTの役割として環境負荷の軽減への貢献があることを明確化するため、その旨を答申（案）に追記することとする。</p>
<p>意見2-3 世界最高レベルの情報通信が、「世界をリードし、日本に世界が続く」ようにするため、国際協調等を推し進めるべき。</p>	<p>考え方2-3</p>
<p>■ ・ 世界最高レベルの情報通信が、「世界をリードし、日本に世界が続く」ようにするため、ITU-R や 3GPP や IEEE にて通信方式や利用周波数についての国際協調も、ひき</p>	<p>■ 国際化・グローバル化が進展する中、国際・グローバル展開による我が国のICT産業やICTを利活用する産業の更なる発展</p>

<p>つづき併せて進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要機器の低廉化とサービスの爆発的普及のためにも、「海外にも売り込めるよう、ガラパゴスすぎない規格の採用」と「規制緩和で爆発的に日本市場を広げる」の二面を強力に推し進めてほしい。 セット割りを含めた料金の過当競争ではなく、サービスの差別化で競争するよう、競争推進政策を進めてほしい。 <p>(個人)</p>	<p>や、ICT サービスを利用する訪日外国人の増加が期待されており、国際的な協調を推進することは重要と考える。</p> <p>2020年代に向けて我が国が目指すべきICT基盤についても、国際的な協調を推進しつつ実現されることが望ましいため、その旨を答申(案)に追記することとする。</p> <p>なお、総務省では、引き続き、通信方式や携帯電話用周波数の国際的な協調等に向けた取組を推進しているところである。</p> <p>■ 競争政策については、答申(案)に示したとおり、支配的事業者規制の見直しや、移動通信サービス及び超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進により、規制緩和や多額の販売奨励金等の適正化を推進し、我が国のICT産業の拡大やサービス多様化等を図ることとしている。</p>
<p>意見2-4 現在の通信が大事。</p>	<p>考え方2-4</p>
<p>■ 今の現在の通信が大事なんだよ。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 答申(案)は、ICT基盤の現状と2020年代に向けた課題を洗い出した上で、現在のICT基盤を更に普及・発展させるための提言をまとめたものである。</p>
<p>意見2-5 現在のICT促進に対しインフラが高価であること等が課題。また、インターネット接続の義務化等をすべき。</p>	<p>考え方2-5</p>
<p>■ 現在のICT促進に対しての問題点として、</p> <p>1：インフラが高価である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信業者(携帯電話&インターネット)に対する月間維持費が高い。――>1000円以内にすべし。 プロバイダー(無価値の産業)に支払いが必要。――>プロバイダーを廃止し、通信業者が行うべし。 <p>2：接続ポイントが少ない。</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、これまで民間主体による多様な事業者間の競争を推進してきたこと等により世界最高レベルのICT基盤を実現してきたことを踏まえれば、料金低廉化やネットワークの構築・強化等については、2020年代に向けても、公正競争の徹底等を通じ、原則として民間主導により達成されることが適当と考える。</p> <p>地方における携帯電話の未整備地域の解消やインターネッ</p>

・地方では接続ポイントが少なすぎます。――>携帯電話網で自由に接続するようすべし。速度で支払いを決めておく。

3：高齢者にタブレットを配布して健康状態確認するネットワークを国が作るべし。

4：弱者にGPS端末を渡して、位置確認できる仕組みを義務化すべし。

5：インターネット接続を義務化して、行政へのアクセスを改善すべし。

行政からの連絡、指示を徹底できる様にすべきです。特に災害対策は連絡が最も重要です。

6：衛星通信を利用したネットワークを強化すべきです。

注) ここで義務化と言っていますのは、費用負担は税金で行い行政は導入をサポートする事を言います。

(個人)

ト接続の義務化については、受益者負担の原則に基づき、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT利用機会の格差の是正を図ることが適当と考える。

なお、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当と考える。

なお、健康、弱者への見守り支援、災害対策等へのICTの活用推進については、政府の各種会議において検討が進められており、また、これらに関するサービスや衛星通信については、民間事業者によるサービス提供も進められているところである。

3. ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

意見	考え方
意見3-1 固定通信市場の禁止行為規制の維持に賛同。	考え方3-1
<p>■ 答申（案）のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準を超えて 83.7%と高い水準であるため、仮に、現行の規律を廃止した場合、NTT 東西殿の市場支配力のさらなる強化、独占回帰を招く恐れがあることから、答申（案）のとおり現行の規律を維持することが適当と考えます。</p> <p>（エネルギー・コミュニケーションズ）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ 答申（案）の「現行の規律を維持することが適当である。」という考え方に賛同しません。</p> <p>NTT 東西殿は、依然として加入者回線数で圧倒的なシェアを有するドミナント事業者であるため、引き続き現行の規律を維持することが必要であると考えます。</p> <p>なお、これまで総務省が実施してきた公正競争ルールの整備などの施策により、徐々にではありますが設備シェアが 2004 年度末の 94.7%より 2013 年度末には 83.7%へと下落してきております。総務省には、第一種指定電気通信設備の指定基準（50%）を目指した公正で公平な競争施策の実施を期待いたします。</p> <p>（北陸通信ネットワーク）</p>	
<p>■ ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変化がなく、現行の規律を維持することが適当とされることに賛同いたします。</p> <p>（ソネット）</p>	

■ 本答申案のとおり、NTT 東西殿はボトルネック設備を保有し依然として市場支配力を有する事業者であるため、現行の禁止行為規制を引き続き維持することは適切であると考えます。

(ワイモバイル)

■ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することに賛同いたします。

(東北インテリジェント通信)

■ 固定通信市場における禁止行為規制に関して、「現行の規律を維持することが適当」とする答申（案）に賛同いたします。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるNTT東西殿の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、依然として事実上の独占状況が続いているといっても差支えないほどの高い水準であることは、答申（案）に指摘されているとおりです。

このため、現状のままで禁止行為規制を緩和した場合には、NTT東西殿による独占状態・市場支配力の高進によって自由で活発な固定通信市場が阻害され、本来利用者が享受すべき多様かつ利便性の高いサービスの創出ができなくなることが懸念されます。したがって現行規律の維持は適切な判断であると考えます。

(STNet)

■ 答申（案）に記述のとおり、NTT 東西は固定市場において依然として圧倒的な市場支配力を維持している状況に変化ないと考えられるため、現行の規律を維持することが適当との考え方に賛同致します。

<p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>■ <固定通信市場></p> <p>ボトルネック性を有する NTT 東西殿の加入者回線設備は、2014 年 3 月末時点で加入者回線設備シェアが 83.7%といまだ非常に高い水準で推移しており、市場支配力を有するという状況は従来と変わらないことから、固定通信市場における禁止行為規制は、本答申（案）のとおり、現行の規律を維持すべきものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ (2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>NTT 東・西はボトルネック設備を保有し、固定市場において圧倒的な市場支配力を維持しています。したがって、「ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である」との記述に賛同します。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 3-2 固定通信市場の禁止行為規制の維持に賛同。なお、サービス卸について、設備競争と公正な競争環境を維持するための対応を要望。</p>	<p>考え方 3-2</p>
<p>■ 固定通信市場における禁止行為規制について、現行の規律を維持するとの考えに賛同します。</p> <p>また、現行規律が維持されたとしても、NTT 東西殿によりサービス卸が開始されれば、NTT 東西殿の設備シェアが増加し、更なる市場支配力の拡大につながる懸念があるため、引き続き、公正な競争環境を維持するための適切な対応を要望します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>サービス卸については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 固定通信市場における禁止行為規制について、「現行の規律を維持することが適当」に賛同します。</p>	

その理由は、以下のとおりです。

- ・固定通信市場における市場支配力を有する NTT 東西殿が「サービス卸」を開始することにより、これまで以上に市場の寡占化が進行し、競争事業者の設備投資インセンティブが失われ、結果として NTT 東西殿の設備シェアの拡大・独占を招く可能性が高いと考えられます。
- ・これにより、現在よりも市場支配力を行使しやすい環境を招く恐れがあると考えます。

(北海道総合通信網)

- 「現行の規律を維持することが適当」とする考え方に賛同します。
- NTT 東西殿が「サービス卸」を開始することとなれば、固定通信市場における競争に次のような歪みをもたらす恐れがあります。
 - ・移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスのセット割引を実施する場合、過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場においても移動通信事業者による寡占が進行する
 - ・固定通信サービスを移動通信サービスとセット販売しなければ、固定通信設備コストの回収が困難となり、固定通信分野の設備投資インセンティブが損なわれ、設備競争が縮退・消滅する
 - ・固定通信サービスの料金の適正性が損なわれると、固定通信事業者は利益を得ることが難しくなり、淘汰される一方、NTT 東西殿のみがサービス卸で利益を確保できるため、NTT 東西殿の設備シェアのさらなる拡大、ひいては設備シェアの独占が進む
- このような事態が現実のものとなれば、NTT 東西殿の市場支配力は現在以上に強力なものとなり、市場支配力をより行使しやすい環境が整うこととなりかねません。
- したがって、固定通信市場における禁止行為規制は引き続き堅持すべきと考えま

なお、その検討に当たっては、サービス卸の提供規模や形態により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素について留意する必要があることから、御意見については、その際の参考とすることが適当と考える。

<p>す。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見3-3 固定通信市場においても、将来的には、移動通信市場の場合と同様、禁止行為規制の緩和・撤廃を検討すべき。</p>	<p>考え方3-3</p>
<p>■・答申(案)では、「2020年代に向けて、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等、様々な分野・産業におけるICT利活用の拡大が見込まれており、ICTと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されている。」とされています。こうした状況を踏まえ、今回、移動通信市場では禁止行為規制を緩和・撤廃する方向で見直すことが適当であるとされている一方、固定通信市場においては、第一種指定電気通信設備のボトルネック性に起因して大きな市場支配力を有するとして、現行の規律を維持することが適当であるとされています。</p> <p>・しかしながら、情報通信市場では、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザは個々の必要に応じて固定通信と移動通信を自由に組み合わせて使いこなせるようになっており、こうした環境下において、ICTと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されているのは、移動通信市場だけでなく、固定通信市場も同様であると考えます。</p> <p>・したがって、固定通信市場においても、めまぐるしく変化する市場の動きやユーザニーズの変化に対して事業者が迅速かつ柔軟に対応し、様々な連携サービスを創出することが可能となるよう、将来的には、移動通信市場の場合と同様、禁止行為規制の緩和・撤廃を検討していただきたいと思います。</p> <p>(東日本電信電話)</p>	<p>■ 現在、固定通信市場と移動通信市場における禁止行為規制は同一の規律が課されているが、それぞれの市場における規制対象や根拠の違い、市場の環境変化等を踏まえて、それぞれの市場ごとに検討を進めることが適当と考える。</p> <p>固定通信市場については、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらすより大きな市場支配力に対する規律であり、市場シェアを考慮して対象の電気通信事業者を指定する移動通信市場における市場支配力とは異なる。したがって、固定通信市場においては、市場環境等の変化を踏まえつつ、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらすより大きな市場支配力に対して適切な規律を維持することが適当と考えるが、御意見については今後の参考として承る。</p>

<p>■・答申（案）では、「２０２０年代に向けて、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等、様々な分野・産業におけるＩＣＴ利活用の拡大が見込まれており、ＩＣＴと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されている。」とされています。こうした状況を踏まえ、今回、移動通信市場では禁止行為規制を緩和・撤廃する方向で見直すことが適当であるとされている一方、固定通信市場においては、第一種指定電気通信設備のボトルネック性に起因して大きな市場支配力を有するとして、現行の規律を維持することが適当であるとされています。</p> <p>・しかしながら、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社はもはや設備のボトルネック性に起因した市場支配力を有しているとは言えないこと、また、異業種との様々な連携サービスの進展やプラットフォーム・端末レイヤーにおけるグローバル企業の伸張等の環境変化が進んでいることを理由に、移動通信市場における禁止行為規制を緩和・撤廃するのであれば、かかる環境変化は固定通信市場においても同様に生じていることから、めまぐるしく変化する市場の動きやユーザーズの変化に対して事業者が迅速かつ柔軟に対応し、ＩＣＴと様々な業種の連携によるイノベーションを通じた新事業や新サービスの創出が更に加速化されるよう、将来的には、固定通信市場においても禁止行為規制の緩和・撤廃を検討していただきたいと考えます。</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見３－４ 移動通信市場における接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の維持に賛同。</p>	<p>考え方３－４</p>
<p>■ ① 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止</p> <p>NTT ドコモの市場支配力は健在であり、「本規律を維持することが適当」との答申案に賛同します。</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>

(KDDI)	
意見 3-5 移動通信市場における接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の維持に賛同。また、本規律の対象をすべての二種指定事業者等に対して本規律を適用すべき。	考え方 3-5
<p>■○ 「本規律を維持することが適当」とする考え方に賛同します。</p> <p>○ 接続関連情報の目的外利用・提供は、競争阻害につながる恐れがあり、今後、MVNOの参入促進等によって、接続が増加する傾向にある二種指定事業者を中心に「接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の重要性が一層高まっていく」と考えます。</p> <p>○ また、二種指定事業者を含む企業グループにおいて電波利用の連携が進んでいることや、本答申（案）「4.1.2（2） グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し」等を踏まえると、本規律を維持することに加え、すべての二種指定事業者およびその同一グループのMNOに対して本規律を適用すべきと考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 規律対象については、禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものであり、市場支配力の有無を検討せずに、全ての第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）に本規律を適用することは適当ではない。なお、移動通信市場における禁止行為規制の対象事業者の指定の在り方については、市場支配力を有する電気通信事業者に適用される規制であることも踏まえ、規制の目的を検討し、携帯電話に加えBWA等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより市場の実態を合致した制度とした上で、今後、総務省において検討することが適当と考える。</p> <p>また、移動通信は国民生活に不可欠な基盤として今後もその利用の拡大が見込まれること等から接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の重要性が一層高まると考えられるため、今後その状況を注視していく必要がある。</p> <p>なお、当該目的外利用・提供が利用者の利益又は公共の利益を阻害するような場合には、電気通信事業法第29条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。</p>

<p>意見 3-6 移動通信市場における接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の維持は、電気通信事業法第 30 条ではなく、電気通信事業法第 29 条で対処すべき。また、現在の「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を見直すべき。</p>	<p>考え方 3-6</p>
<p>■ 近年の競争環境の進展による、MNO 各社のグループ化、シェアの均衡により、CATV 等の固定系事業者や MVNO 等の各事業者は 3 グループ共との接続を求めるのが通常であり、特定の MNO とのみ接続できれば良いという状況ではなくなっております。また、「電気通信事業法第 30 条」における「市場支配的な事業者」に対する規制では、対象事業者以外の「不当な行為」を予め規制することが出来ないこと等、本規律を市場支配的事業者のみへの非対称規制として維持する合理性は低くなっているものと考えます。</p> <p>本規律については全事業者に対する事後規制である「電気通信事業法第 29 条」で十分対処することが可能であり、本号の趣旨（接続情報の目的外利用の禁止）と環境変化を踏まえれば、電気通信事業法第 30 条ではなく、電気通信事業法第 29 条で対処することが適当であると考えます。</p> <p>加えて、今後、異業種のパートナーとの協業を推進していくと、協業先やジョイントベンチャーが「電気通信事業者（=MVNO）」となる場合もあり、協業交渉を「接続」という形で行う可能性もあります。その際、接続情報の目的外利用の禁止が協業の妨げとなることが想定されます。また、どのようなビジネスモデルが創出されるかわからない今後の ICT 動向を見据えると、MVNO に対して一律に「聴取禁止事項」を規定することにより、様々なパートナーとのビジネス交渉の妨げとなる場合があることから、現在の「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を見直し、一律に聴取禁止とする点については改める必要があると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 禁止行為規制は、弊害が生じてから初めて発動される電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令とは異なり、公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止するという趣旨の規律であるため、本規律を市場支配的事業者への非対称規制として維持する合理性は引き続きあり、業務改善命令で十分対処可能であるとはいえない。</p> <p>また、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月最終改定)で定める「MVNO の事業計画等に係る聴取範囲の明確化」は、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号を踏まえて「一般的に聴取に理由があると考えられる事項」等を定めるものである。当ガイドラインにおいても、MVNO の個別の要望によって聴取が必要な場合には、MNO は MVNO に対して合理的な必要性を明示することにより情報を求めることは可能としている。</p>
<p>意見 3-7 移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。なお、サービス卸の提供を受ける移動通信</p>	<p>考え方 3-7</p>

<p>事業者について、移動通信市場を越えて固定通信市場にも波及する競争状況の歪みを排除する観点からも不可欠。</p>	
<p>■ 禁止行為規制の三類型のうち「② 不当な優先的取扱い等の禁止」に関し、移動通信市場においては、新事業・新サービスの創出を促進する観点から、異業種との連携を加速させるためにも緩和が適当であるとする主旨については理解します。</p> <p>また、その上で、「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当」とする答申（案）に強く賛同します。</p> <p>この「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等の禁止」は、NTT東西殿が予定する自社光アクセス回線の「サービス卸」を移動通信事業者が利用する場合を考えてみると、その必要性は明らかです。</p> <p>サービス卸は多数の事業者が利用すると予想されますが、最も競争に与える影響が大きいのは、移動通信市場で事実上“協調的寡占”状態にあるメガキャリアが、移動通信分野で得た巨大なユーザ基盤や販売チャネル、或いは膨大な利潤を原資とした販売促進費やセット割引等を梃子に、固定通信市場でも瞬く間に巨大なシェアを築き上げることであり、こうしたメガキャリアによる移動通信と固定通信の両分野にまたがるサービス提供は、既存の固定通信事業者には太刀打ちできないものです。</p> <p>そしてその中でも、依然として移動通信市場で第1位の契約数を有しているNTTドコモ殿が、自己の関係事業者であるNTT東西殿のサービス卸を正当な理由なく優先的に取り扱った場合には、この競争状況の歪みは一層顕著なものとなります。</p> <p>このため、移動通信を越えて固定通信市場にも波及する競争状況の歪みを排除する観点からも、移動通信市場における「禁止行為規制の適用事業者に対して、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を禁止すること」は不可欠であると考えます。</p> <p>(STNet)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、サービス卸については、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。</p> <p>また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられるが、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見3-8 移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。なお、今回の措置が有効かつ適切に機能し</p>	<p>考え方3-8</p>

<p>ていないと判断した場合は、早急に見直しを行うべき。</p>	
<p>■ (3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>本答申案のとおり、本規定はNTT ドコモ殿に対する規律を前提にしており、「不当な優先的取扱い等の禁止」において、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については引き続き禁止とすることは適切であると考えます。</p> <p>移動通信市場における禁止行為規制の見直しは、2020 年代に向けた異業種との連携によるイノベーションの促進を目的としたものと理解しておりますが、本規定の見直しによる規制緩和は通信市場への影響が多岐に及ぶと見られ、公正な競争環境の確保が必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、今回の措置が有効かつ適切に機能していないと判断した場合は、早急に見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、移動通信市場は今後も多くの環境変化が生じる可能性があるため、総務省において、新たな行政運営サイクルの実効性を高めていく中で、今回の措置が有効かつ適切に機能しているかどうかについてフォローアップしていくことが適切と考える。</p>
<p>意見3-9 移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。ただし、「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義等を明確化すべき。</p>	<p>考え方3-9</p>
<p>■ 自己の関係事業者との排他的な連携について、それを引き続き禁止することについて賛同致します。ただし、「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義あるいは禁止とされる事例について、予め有識者や関係者等により公の場で議論がなされ、本規律が潜脱されることのないよう明確化し、事前に措置を講じて公正競争要件を確保する必要があるものと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義については、総務省において、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成24年4月最終改定)における定義も踏まえた上で、具体的に検討することが適切であり、御意見についてはその際の参考とすることが適切と考える。</p> <p>また、禁止行為規制における電気通信事業法上問題となる行為については、現在、「電気通信事業分野における競争の促進</p>

	<p>に関する指針」に列挙されているところであり、総務省において、答申を踏まえた見直しが行われることとなると考える。</p>
<p>意見3-10 移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。ただし、同業種である電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等についても引き続き禁止すべき。また、すべての二種指定事業者に対して本規律を適用すべき。</p>	<p>考え方3-10</p>
<p>■○ 「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当」とする考え方に賛同します。</p> <p>○ しかしながら、本答申案のとおり規律が緩和されることとなれば、禁止行為規制の適用事業者が自社グループ外の特定の事業者・MVNO に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが認められることとなるため、事業内容が競合する MVNO に対してこのような行為が横行することとなれば、競争の縮退、新規参入の減少が懸念されます。</p> <p>○ さらには、禁止行為規制の適用事業者が圧倒的優位な交渉力を活かし、取引を通じた不当な規律・干渉によって、資本関係がなくともグループ外の電気通信事業者を実質的に支配することも可能となり、さらなる市場寡占の進行等が懸念されます。</p> <p>○ そうなると、電気通信市場全体の競争促進や MVNO の振興に水を指すこととなり、利用者利益が損なわれます。</p> <p>○ 本規律を緩和する趣旨が、イノベーション促進にあることを踏まえると、異業種と同業種の事業者区分を明確にした上で、異業種との連携についての緩和に限定すべきであり、同業種である電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いの禁止は引き続き、維持すべきと考えます。</p> <p>○ また、上記の内容は、すべての二種指定事業者でその実施が懸念されることから、本規律を維持することに加え、すべての二種指定事業者に本規律を適用すべきと考えます。</p>	<p>■ 不当な優先的取扱い等として禁止される対象については、公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような行為を未然に防止するという規律の趣旨と、近年のグループ化・寡占化の進展を踏まえれば、自己の関係事業者との排他的連携についてはひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる一方で、自己の関係事業者以外の電気通信事業者との連携は、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待等の観点からも上記のような事情は認められないことから、異業種に限らず、緩和する方向で見直すことが適当と考える。</p> <p>また、禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものであり、市場支配力の有無を検討せずに、全ての二種指定事業者に本規律を適用することは適当ではない。</p> <p>なお、移動通信市場における禁止行為規制の対象事業者の指定の在り方については、市場支配力を有する電気通信事業者に適用される規制であることも踏まえ、規制の目的を検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮す</p>

<p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>ることにより市場の実態を合致した制度とした上で、今後、総務省において検討することが適当と考える。</p> <p>なお、本規律が緩和された場合でも、特定の電気通信事業者に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが無条件で認められるわけではなく、当該行為が利用者の利益又は公共の利益を阻害する場合には、電気通信事業法第29条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。</p>
<p>意見3-11 移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。また、近接しつつある各グループのシェアを考慮し、MNOの3グループを広く禁止行為規制の対象事業者に指定すべき。</p>	<p>考え方3-11</p>
<p>■ 二種指定設備制度によるMNOへの規律は、MVNOの事業運営にとり非常に重要なものですが、特に、一部の指定事業者に対する禁止行為のうち「②不当な優先的取扱い等の禁止」は、移動通信市場におけるグループ化の進展の中で、グループ外で独立して事業を行うMVNOにとり極めて重要な規律であると考えられます。</p> <p>本答申案にて示される通り、「②不当な優先的取扱い等の禁止」の規律を緩和する方向で見直す場合には、答申案にある通り禁止行為規制の対象事業者における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱いの禁止を引き続き堅持することに止まらず、本答申案4.1.2(2)に掲げられている「非対称規制の対象事業者の指定に対するグループ単位のシェアの考慮」の考え方にに基づき、近接しつつある各グループのシェアを考慮することで、MNOの3グループを広く禁止行為規制の対象事業者に指定し、グループ外で独立して事業を行うMVNOの参入を広く促進することが適当であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 移動通信市場における禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものであり、MNOの3グループを市場支配力の有無を検討せずに指定することは適当ではない。</p> <p>なお、移動通信市場における禁止行為規制の対象事業者の指定の在り方については、市場支配力を有する電気通信事業者に適用される規制であることも踏まえ、規制の目的を検討し、携帯電話に加えBWA等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより市場の実態を合致した制度とした上で、今後、総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>意見3-12 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止をKDDIにも適用すべき。</p>	<p>考え方3-12</p>

■ ② 不当な優先的取扱い等の禁止

本規律は、KDDI グループ殿における「不当な優先的取扱い等」の徹底が必要と考える事から、「通信市場における、ボトルネック性を有する全ての事業者に対し、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を禁止していくことが適当である。」とすべきと考えます。

なぜならば、KDDI グループ殿は、CATV 市場において 1 位と 2 位の合併を行った事で、全国的に 50%以上のシェアを持つ事に加えて、その販売促進において「au スマート・バリュー」を導入する事で、NTT ドコモ殿やソフトバンク・グループ殿を排除する行為を行っているからです。

また、KDDI グループ殿は、この CATV 回線網を、自社のみには開放していません。特に、マンションやアパート、ならびに UR：都市機構殿の公団住宅等においては、NTT 東西殿の光ファイバー敷設が不可能であったり、その賃貸オーナー殿との契約条件（商慣習）において NTT 東西殿の光ファイバー敷設を行わせないとしたりした排他的行為を行っています。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの放送が予定される、4K8K スーパーハイビジョンは、BS/CS、ケーブルテレビ、IPTV での提供が計画される事や、見逃し番組を含むオンデマンド放送が普及する等を鑑みれば、KDDI グループ殿は、トリプルプレイ（固定網、無線網、TV サービス）による排他的行為を行う恐れがある事が否定できない、とも考えられます。

どの事業者であっても、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことで、「固定と無線のグループドミナンス」や「排他的割引サービスによる囲い込み」が発生する懸念が高まらない事が絶対必要条件だと考えます。

(個人)

■ 禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものであると考えられる。

市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない KDDI に本規律を適用すべきとの見解は、上記の趣旨を踏まえると、適当ではないと考えられる。

なお、本規律の適用対象でない場合でも、KDDI を含む電気通信事業者が特定の電気通信事業者に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが無条件で認められるわけではなく、当該行為が利用者の利益又は公共の利益を阻害する場合には、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。

意見 3-13 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に賛同。ただし、

考え方 3-13

<p>自己の関係事業者の定義については「市場支配的事業者である自己の関係事業者とその特定関係事業者」といった表現に改める等、他の電気通信事業者との連携に当たって支障がないように対処すべき。</p>	
<p>■ 2020年代に向け、当社はあらゆる事業分野のプレーヤーとのコラボレーションを推進する考えです。これによりイノベーションの促進や利用者利便の向上、国際競争力の向上に貢献します。本規律の緩和は、電気通信事業全体の健全な発達に資するものであり、極めて画期的な方針であるとして賛同致します。</p> <p>他方、「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等」については引き続き禁止する方向性が示されておりますが、これについては異業種との連携を加速し、イノベーションを促進する等の本答申（案）の趣旨を損ねる可能性があることから、以下の通り制度設計にあたりご考慮頂くことを要望します。</p> <p>2020年代はIoT、M2Mが進展し、あらゆる事業分野のプレーヤーが通信サービスの担い手となります。当社も自由なコラボレーションにより様々なパートナーと協業し、イノベーションを促進する考えでありますが、新たな事業領域への挑戦として協業事業者とのジョイントベンチャーの設置や、新領域の会社をM&Aで取得することも想定しております。また、当社子会社にはシステム子会社など役割分担として事業体を分離した機能分担子会社も多数存在しております。それらも定義上「自己の関係事業者」に該当してしまいます。</p> <p>自己の関係事業者に対して全て一律にイコールフットイングとし事前規制を課してしまうと、これまでと同様、他事業者と合併で設立した子会社との間で連携したサービスを行うことが事実上出来ないなど、当社にとって萎縮効果をもたらし、イノベーションの促進が阻害される懸念があります。結果的には本答申（案）の目的とする2020年代のICT活性化、イノベーション促進にも資さないこととなると考えております。他事業者との合併会社の設立等は企業間の連携における最も一般的な方法であり、これらに規制が課せられることは異業種との連携を促進するという本答申（案）の趣旨から見て、いかにも不合理です。</p>	<p>■ 移動通信市場における「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等」については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられ、この観点から、「自己の関係事業者」に対する不当な優先的取扱い等について、引き続き禁止することが適当と考える。</p> <p>「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義については、総務省において、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における定義も踏まえた上で、具体的に検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適当と考える。</p> <p>この際、答申（案）に示したとおり、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の双方の観点から適切な規律とすることが適当と考える。</p> <p>また、自己の関係事業者との排他的な取引については、市場支配的な電気通信事業者がこのようなサービス提供を行うことにより、自己の関係事業者が著しく有利な立場となることから、不当な優先的取扱い等に該当し、禁止行為に該当すると考えられる。</p>

加えて、審議会における事業者ヒアリング等で他事業者殿から不当な連携による弊害や、巨大 NTT グループへの回帰といった懸念が示されたものは、当社と NTT 東西との連携であると認識しております。しかしながら、NTT 東西には禁止行為規制が残置され、また、NTT 東西は B2B を主たる業態として転換していく方針であることを踏まえれば、移動体側にまで禁止行為規制は不要と考えます。それでも当社から NTT 東西に対する不当な優先的取扱い等を規制するのであれば、「市場支配的事業者である自己の関係事業者」等の表現で十分であると考えます。

なお、NTT コミュニケーションズについて他の MVNO から不当な優先的取扱い等が懸念され、仮に NTT コミュニケーションズに対する取扱いも規制するのであれば、「市場支配的事業者である自己の関係事業者と、その特定関係事業者」といった表現に改める等、他の電気通信事業者との連携にあたって支障がないよう、対処すべきであると考えます。しかし、グループ内の相対取引は総務省にて把握できる仕組みを検討することとされており、やはり禁止行為規制まで課す必要性はないものと考えます。

加えて、「自己の関係事業者」の定義は「自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者」とされ、例示として、「子会社・親会社・親会社の子会社など」とされております。「自己の関係事業者」が広く捉えられると、事業の予見性が大きく損なわれ、円滑な事業展開に支障を及ぼすことから、「自己の関係事業者」の対象を明確化すべきと考えます。

また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において「自己の関係事業者との排他的な取引」が「不当」か否かに係りなく、直ちに「不当な優先的取扱い等」に該当する禁止行為類型の例示として扱われており、「自己の関係事業者」に対する規律が極めて厳しいものとなっている点も問題であると考えます。

(NTT ドコモ)

意見 3-14 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に反対。

考え方 3-14

<p>■ 不当な優先的取扱い等の禁止の緩和には強く反対します。</p> <p>本規律の緩和により、NTTドコモが競争事業者と取引のある異業種の事業者に不利な取扱いを行うことが可能となり、これにより、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を行うことなく、有望な異業種の事業者をNTTグループに囲い込むことが可能となります。</p> <p>既にヒアリングに対する追加質問においてお答えしたとおり、NTTドコモは、インタビュー記事 (http://k-tai.impress.co.jp/docs/interview/20140314_639666.html) において、自らと異業種との提携において、当該異業種の事業者とNTTドコモと競合する電気通信事業者との提携を阻止したい意向を明確に示しており、本規律がひとたび緩和されれば、我が国のこれまで民間の電気通信事業者の創意工夫やイノベーションにより発展してきた我が国のICT産業がNTTグループに独占される状況になると考えます。</p> <p>NTTドコモが異業種の事業者と競争事業者との提携を阻止することを可能とする本規律の緩和の結果、利用者はNTTグループ各社が連携しているサービスしか選択できなくなります。</p> <p>このことは、民間事業者による多様なサービスが享受されることを目的とした、基本五原則の②「イノベーションの促進」の原則に明確に反しています。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 現時点では、自己の関係事業者以外の異業種を含む電気通信事業者との連携がひとたび行われると著しく大きく看過し得ない程の弊害が生じるおそれがあるとまでは言い切れず、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待や、異業種との連携を加速させる観点から、緩和する方向で見直すことが適当と考える。</p> <p>なお、本規律が緩和された場合でも、特定の電気通信事業者に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが無条件で認められるわけではなく、特定のグループの独占につながるなど、当該行為が利用者の利益又は公共の利益を阻害する場合には、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。</p>
<p>意見 3-15 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和、不当な規律・干渉の禁止の撤廃に反対。また、サービス卸を利用した NTT ドコモのセット割引を禁止すべき。</p>	<p>考え方 3-15</p>
<p>■ <移動通信市場></p> <p>1. NTT ドコモ殿の市場支配力</p> <p>現在禁止行為規制対象事業者である NTT ドコモ殿は、『電気通信事業分野における競争状況の評価 2013』においても、「単独で市場支配力を行使し得る地位」とあると評価</p>	<p>■ 「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止」については、現時点では、自己の関係事業者以外の異業種を含む電気通信事業者との連携がひとたび行われると著しく大きく看過し得ない程の弊害が生じるおそれがあるとまで</p>

されております。また、同社は、ICT サービス安心・安全研究会開催以降も過度な端末下取り施策を発表すること等による顧客獲得を続けており、移動体市場において依然として強い市場支配力を有しています。

2. NTT セット割の問題点

NTT ドコモ殿は、2014 年 10 月 31 日の 2015 年 3 月期 第 2 四半期決算発表の場において、NTT 東西殿の「サービス卸」を利用し、「NTT セット割」を実施することを表明しました。

しかしながら、当該割引サービスについては、以下のとおり、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。

- ・ NTT 東西殿は NTT 持株殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備（2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%）を保有し、FTTH 市場において 70%を超える契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有すること
 - ・ 1. に述べたとおり、NTT ドコモ殿についても依然として強い市場支配力を持つこと
 - ・ NTT 東西殿、NTT ドコモ殿がともに高い市場支配力を有する状況において、両社が連携サービスを提供した場合、相互の市場支配力を活用することで、顧客を囲い込み、NTT グループ体としての市場支配力が一層強化されることが想定されること
 - ・ NTT 東西殿のフレッツサービスから NTT ドコモ殿の光サービスに転用を行った後、卸サービスの違約金や工事費の引き上げ等により他社への移転を抑制する等顧客の固定化を図るおそれがあること
 - ・ NTT グループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性もあること
- 更に、NTT ドコモ殿は NTT セット割の提供を表明した際に、「多様な ISP が選べる」と述べていますが、多くの顧客を囲い込むと想定される NTT セット割においては、利用者利便のためにも多様なインターネット接続サービスを利用者が選択できる環境を

は言い切れず、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待や、異業種との連携を加速させる観点から、緩和する方向で見直すことが適当と考える。

なお、電気通信事業者に限らず他社を同等に扱う義務を課すべきとの御意見については、禁止行為規制が電気通信事業者間の公正な競争の促進及び利用者の利益の保護を含めた電気通信の健全な発達という観点の規律である以上、無限定に規律を課すことは適当ではないと考えられる。

■ 移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止に関する御意見については、考え方 3-18 のとおり。

■ サービス卸を利用した NTT ドコモのセット割引に関する御意見については、答申（案）において、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられるが、これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。

なお、NTT ドコモ及び NTT 東西の市場支配力を相互に活用す

<p>維持すべきであることから、NTT ドコモ殿と他社 ISP が協業することは必須と考えます。</p> <p>しかしながら一方で、NTT ドコモ殿は、他社 ISP と協業しなくとも自身でインターネット接続サービスを提供可能であることから、他社 ISP との協業に当たり、著しく優越的な地位を有することになり、他社 ISP に対する高額な割引原資の要求や販売方法の強要等、不当な規律・干渉を行うことも懸念されます。このため、仮に NTT ドコモ殿による NTT セット割が提供される場合においては、こうした行為が明確に禁止されるようにすべきです。</p> <p>3. 禁止行為の取り扱い</p> <p>1, 2 のとおり、今後も NTT ドコモ殿の市場支配力は依然として強く、NTT セット割により更に強化される可能性が高いことから、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止」「不当な規律・干渉の禁止」は撤廃すべきでないと考えます。</p> <p>また、NTT ファイナンス株式会社殿（以下、「NTT ファイナンス殿」といいます。）への請求収納機能の集約や上述の NTT セット割といった NTT グループ一体化進展の動き等も踏まえれば、自社も含めたグループ会社（電気通信事業者に限らず）と他社を同等に扱う義務は最低限課すべきものと考えます。</p> <p>万が一、コンテンツ事業者等との連携等のため禁止行為を緩和する場合には、公正競争に影響を及ぼさない範囲に限定されるべきです。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>ることや、NTT グループ内の実質的優遇や内部補助等の懸念については、上述の総務省における検討を行う際に参考にされるものであると考える。</p> <p>また、NTT ドコモの他社 ISP に対する高額な割引原資の要求や販売方法の強要等が懸念されるとの御意見については、仮に、その行為が、不当な優先的取扱い等や、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙されている「他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限」、「提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること」等に当たる場合には禁止行為規制の停止・変更命令の適用対象となると考えられるため、総務省において適切に対応することが適当と考える。</p>
<p>意見 3-16 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に反対。なお、自己の関係事業者の定義について、「NTT 持株を含む NTT グループ各社と何らかの関係がある事業者」とすべき。</p>	<p>考え方 3-16</p>
<p>■ ② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>「異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すこ</p>	<p>■ 移動通信市場における不当な優先的取扱い等については、自己の関係事業者以外の異業種を含む電気通信事業者との連携</p>

<p>とが適当」とありますが、NTT ドコモの市場支配力は健在であり、このような状況下で異業種との排他的な連携を認めてしまうと、その市場支配力が他分野にも及ぶおそれがあります。また、移動通信市場で市場支配力を持つ NTT ドコモが、他分野で市場支配力を持つ事業者と連携した場合、両市場の市場支配力が相互に作用し、NTT ドコモの市場支配力をさらに強めることになりかねません。その結果、移動通信市場での健全な競争が機能しなくなり、技術革新を通じた画期的で多様なサービスの出現や、料金の低廉化が進まなくなります。したがって、異業種との連携であっても本規律は緩和すべきでないと考えます。</p> <p>一方で、「自己の関係事業者」に対する不当な優先的取扱い等については、答申案のとおり引き続き禁止すべきです。さらに、本規律については、NTT 持株を含む NTT グループ各社と何らかの関係がある事業者を「自己の関係事業者」と定義すべきです。具体的には、固定のドミナントである NTT 東・西と、移動通信市場のドミナントである NTT ドコモが、少額出資している電気通信事業者や NTT ファイナンスのような電気通信事業者でないグループ会社等を通じて連携する可能性があることから、このような行為を防止する観点から本規律の強化を行う必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>がひとたび行われると著しく大きく看過し得ない程の弊害が生じるおそれがあるとまでは言い切れず、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待や、異業種との連携を加速させる観点から、緩和する方向で見直すことが適当と考える。</p> <p>なお、NTT グループ各社と何らかの関係がある事業者を「自己の関係事業者」と定義すべきとの御意見については、総務省において、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」も踏まえて、検討することとなるが、その際、禁止行為規制が電気通信事業者間の公正な競争の促進及び利用者の利益の保護を含めた電気通信の健全な発達という観点からの規律である点に留意して検討することが適当であり、無限定に対象に加えることは適当ではないと考える。</p>
<p>意見 3-17 移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止の撤廃に賛同。</p>	<p>考え方 3-17</p>
<p>■ 近年の上位・下位レイヤの伸長、グローバル企業の影響力が増大している市場環境を鑑みると、本規律撤廃は適当であり、極めて画期的な方針であるとして賛同致します。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見 3-18 移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止の撤廃に反対。</p>	<p>考え方 3-18</p>
<p>■ 不当な規律・干渉の禁止の撤廃には強く反対します。</p> <p>答申（案）7 頁、8 頁で記載されているとおり、2020 年代の ICT は、M2M、IoT（以下、</p>	<p>■ 移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止については、SIM フリー端末の流通のみを理由としているわけではなく、グ</p>

「M2M 等」)をはじめとした、モノとモノとの通信が経済活性化の観点で重要な役割を担うことが想定されており、これらのモノとモノとの通信は、例えばスマートメータに代表されるように、それぞれの業種や使用するモノに対してより密接な端末設備が必要となることが予想されます。

M2M 等に用いられる端末設備は、現在主流であるスマートフォンとは端末設備の様態もそれを製造する事業者も異なることから、端末設備の一つの様態に過ぎないスマートフォンにおいて SIM フリー端末が登場していることを理由として、全ての端末設備が対象となる本規律を撤廃する理由とすることは不適切です。

本規律がひとたび緩和されれば、NTT ドコモが M2M 等を担う端末メーカー等に対して競合事業者の通信方式に対応する端末の製造を行わないよう干渉することが可能となり、競合事業者が M2M 等のビジネスから排除されることが容易に予想されることから、重大な弊害が生じることは明白です。

このことは、民間事業者による多様なサービスが享受されることを目的とした、基本五原則の②「イノベーションの促進」の原則に明確に反しています。

(UQ コミュニケーションズ)

■ ③ 不当な規律・干渉の禁止

NTT ドコモの市場支配力は健在であり、安易な撤廃は、ICT 利活用を通じた上位レイヤの発展を実現する上でも大きな問題があると考えます。政府出資の NTT 配下の主要企業で、未だに圧倒的な市場支配力を持つ NTT ドコモが、コンテンツプロバイダや端末メーカー、販売店などに不当に規律・干渉するなどして、競合する事業者を排除した場合、通信市場のみならず上位レイヤ等の周辺領域においても競争が機能しなくなり、技術革新を通じた画期的で多様なサービスの出現や、料金の低廉化が進まなくなります。したがって、本規律を撤廃すべきでないと考えます。

(KDDI)

ローバル企業の伸張等により、端末設備の購買力等の影響力が相対的に低下していること等を踏まえ、ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられるため、撤廃する方向で見直すことが適切と考える。

なお、御指摘のような競合事業者が排除されるような行為や排他的な行為については、当該行為が利用者の利益又は公共の利益を阻害する場合には、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。

■ 移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止に関する御意見については、考え方 3-16 のとおり。

■ ③ 不当な規律・干渉の禁止

本規律の撤廃には、ハードウェア依存のサービスがある事から、強く反対意見を申し上げます。

なぜならば、例えば、決済の「おさいふケータイ」は、NTT ドコモ殿の出資する、フェリカ・ネットワーク殿が展開されています。この端末を、SIM ロック解除によってMVNO 事業者殿や競合 MNO 殿と契約した場合に使えなくなるとか、新型の Chip を国内外の端末メーカーに搭載させないとかの排他的行動を取る事が可能になる、と考えられるからです。（*決済は、SIM 認証を用いるケース（SIM セキュアエレメント）も、諸外国には存在します。）

また、2020 年代を見据えれば、端末レイヤは、現存するスマートフォン等の範疇で見べきではなく、住宅、自動車を含む、IoT デバイスと捉える必要があります。

例えば、教育では、「電子教科書」や「電子黒板」の導入が進められようとしています。2020 年には、その「電子教科書」が小中学校の生徒 1 人に 1 台を整備する目標を掲げられておりますが、その端末を管理する為に、M2M の活用方法の 1 つである MDM（Mobile-Devices-Management）を行う場合にて、SIM や SoC（システム・オン・チップ）、セキュリティチップ等を用いる場合（サーバー連携やクラウド連携含む）もあると考えれば、その入札等（特に、公募型プロポーザル方式や随意契約方式）において、「2）自己の端末設備に係る購買力等を背景として、端末メーカーに自社向けの端末設備のみに新規機能の搭載を要請すること等」が起きる可能性が否めない、と考えます。

これは、教育のみならず、医療、福祉などにも起き得ると考えられますし、その他、電子政府・電子自治体における端末やネットワーク機器の調達における入札項目にも起きる可能性も有る、と言えると考えます。

以上の事から、WTO 調達規定、ならびにそれが及ばない公共入札において、一部の通信事業者等が、それら排他的行動を基本的に行う事が出来ない様、本規律の撤廃に対し、強く反対意見を申し上げます。

また、これら公共調達に関する端末やネットワーク機器においては、その入札条件として、SIM ロック・フリーを原則としたり、ネットワーク回線契約におけるボトルネック性を取り除く事を原則としたりする事で、本規律の抜け穴を塞ぐ事も、合わせて必要とされる、と考えます。

(個人)

■ 3. 禁止行為の取り扱い

1, 2 のとおり、今後も NTT ドコモ殿の市場支配力は依然として強く、NTT セット割により更に強化される可能性が高いことから、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止」「不当な規律・干渉の禁止」は撤廃すべきでないと考えます。

また、NTT ファイナンス株式会社殿（以下、「NTT ファイナンス殿」といいます。）への請求収納機能の集約や上述の NTT セット割といった NTT グループ一体化進展の動き等も踏まえれば、自社も含めたグループ会社（電気通信事業者に限らず）と他社を同等に扱う義務は最低限課すべきものと考えます。

万が一、コンテンツ事業者等との連携等のため禁止行為を緩和する場合には、公正競争に影響を及ぼさない範囲に限定されるべきです。（再掲）

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

意見	考え方
<p>意見3-19 サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等も期待できる新たな取組との評価に賛同。</p>	<p>考え方3-19</p>
<p>■ 答申（案）に賛同します。</p> <p>光アクセスサービス等と自社サービスとを組み合わせたパッケージサービスは、サービスの選択・申込み・料金請求・サポート等の垂直統合型サービスとして、エンドユーザーの利便性と利活用に大いに資するものと考えます。</p> <p>新サービスの創出とともに、様々なプレーヤーが新たに参入し自社サービスと光アクセスサービスとを組み合わせたサービスを開始するにあたっては、平成26年6月27日 NTT 殿説明資料に記載の通り、卸先の業務の一部を NTT 東西が受託することが想定されていますが、例えば、ひかり電話の卸の提供をうける場合には、いわゆる料金計算（ビルディング）システムの構築等は、中期的に相応のエンドユーザーの獲得を目指す企業にとっては、初期段階ではかなりの負担になる可能性が高く、より多様な新規上位レイヤーの参入を活発に図ることが政策の具体的方向性から妥当と考えられ、新規参入にあたって参入を促進する環境の仕組み作りを、参入を検討しているプレーヤーの要望をご認識いただいたうえで、可能な範囲で NTT 東西殿が取り組まれることを望みます。</p> <p>(USEN)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ サービス卸は様々なプレーヤーによる多様なサービスが創出されるものであり、サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等が期待できる新たな取組と評価されたことに賛同致します。なお、当社としてもサービス卸を活用した創造的なサービスの提供に努め、利用者利便の向上にも資する考えです。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	

<p>意見3-20 サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等も期待できる新たな取組との評価に賛同。なお、ビジネスの自由度や柔軟性が確保できるよう環境整備を要望。</p>	<p>考え方3-20</p>
<p>■ 答申（案）に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。</p> <p>しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的なFMCサービスも実現しておりません。</p> <p>また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。</p> <p>さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。</p> <p>こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと移行するため、NTT東西は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。</p> <p>■ NTT東西による「光コラボレーションモデル」（サービス卸）は、答申（案）でも、「多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上につながり、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある」と評価いただいているところです。</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>

「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供にあたっては、NTT東西に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールは当然遵守し、幅広いプレイヤーに使っていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。

「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。

(日本電信電話)

■ 答申(案)に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的な固定/モバイル連携も実現しておりません。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。

さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。

こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新た

な競争のステージへと移行するため、当社は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。

- ・「光コラボレーションモデル」（サービス卸）の提供にあたっては、当社に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールを遵守し、幅広いプレイヤーに使っていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。
- ・「光コラボレーションモデル」（サービス卸）は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申（案）の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。

（東日本電信電話）

- 答申（案）に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的な固定／モバイル連携も実現しておりません。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。

<p>さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。</p> <p>こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと移行するため、当社は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。</p> <p>■ ・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供にあたっては、当社に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールを遵守し、幅広いプレイヤーに使っていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。</p> <p>・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見 3-21 サービス卸に対するモニタリングが必要。</p>	<p>考え方 3-21</p>
<p>■ 今回の NTT 東西から提供されるサービス卸については、新たなビジネスモデルによる ICT 市場の創出の機会と考えます。この新しいモデルが健全な市場として成長していくために本来のサービス卸の趣旨である「異業種、MVNO 等の多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出」につながっているかの重点的なモニタリングが必要と考えます。</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの</p>

<p>1. 一部の市場支配力を有しているプレイヤーの参入により市場の寡占化や歪んだ市場環境や利用者視点の適正性。さらには、異業種プレイヤーの参入による業種を超えた新たな課題の有無</p> <p>2. 過度な規制やルールにより、料金の低廉化が損なわれたり、サービス卸の煩雑な業務により、新たなサービスプレイヤーの機会損失の有無</p> <p>3. 利用者のニーズ、新たなサービスプレイヤーのニーズ含めたサービス卸の仕組みや制度面、環境面での課題の有無</p> <p>このような継続的なモニタリングを通じて、ICT 基盤の更なる普及・発展の寄与するものと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス)</p>	<p>導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において検証の仕組みについても具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-22 サービス卸の提供は禁止すべき。サービス卸について、根拠なく「我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる」としたことは不適切。競合事業者による多様な ICT 基盤が失われることとなり、公正競争徹底の原則に反する。</p>	<p>考え方 3-22</p>
<p>■ NTT東西による「サービス卸」の提供は禁止すべきであると考えます。</p> <p>料金や提供条件が一切明らかにされていないNTT東西によるサービス卸について、何ら根拠を示すこともなく「多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資する」と断定し「我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされたことは極めて不適切であると考えます。</p> <p>NTTグループは、モバイル事業だけでなく、固定通信事業の分野においても、依然、圧倒的な市場支配力、ブランド力を有する状況です。</p> <p>巨大なNTTグループによる「サービス卸」の提供は、固定通信事業における市場支配力を携帯電話や BWA 事業の分野に及ぼすこととなることは明白であり、日本のブロードバンド市場や MVNO 市場はNTTグループに席卷され、競合事業者による多様な ICT 基盤が失われることとなります。</p>	<p>■ サービス卸の提供が、光ファイバ基盤を利用した様々なプレイヤーとの連携による多様な新サービスの創出を促進し、これらの新サービスのユーザが新たに光回線を利用することによって、光回線の利用率の向上に資するものと考えており、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>また、サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ</p>

<p>このことは、強靱な ICT 基盤を多様なプレーヤーにより実現することを目的とした、基本五原則の①「公正競争徹底」の原則に明確に反しています。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>も、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-23 厳格な規律が導入されないまま NTT 東・西がサービス卸を開始することは光回線の利用率の向上にはつながらない。また、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれることからサービス卸の提供は認めるべきでない。</p>	<p>考え方 3-23</p>
<p>■ 各国の状況を見ても明らかなおおりに、接続か卸役務かに関わらずボトルネック設備の利用条件はオープンである必要があります。</p> <p>日本における卸役務制度導入の本来の趣旨は地方自治体等の光ファイバを活用することであり、「支配的事業者による地位の優越性を背景とした不当な取引等を防止する観点から、異なる扱いを行うことが必要」と整理されていたことを踏まえれば、厳格な規律が導入されないまま NTT 東・西がサービス卸を開始することは NTT グループが競争事業者の固定ブロードバンドを淘汰する動きが進むだけであり、光回線の利用率の向上にはつながらないと考えます。</p> <p>また、ボトルネック設備を保有し、シェアの高い NTT 東・西の光サービスの通信事業者への卸取引を認めると、スケールメリットを持つ NTT 東・西が卸サービスの価格等、市場を完全に支配することになり、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれます。この結果、高速、強靱で、低廉な通信ネットワークの構築が実現しなくなり、競争を通じたイノベーションや、安価で多様なサービスも進まなくなくなります。</p> <p>以上のことから、NTT 東・西のサービス卸については本来認めるべきでないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ サービス卸の提供が、光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携による多様な新サービスの創出を促進し、これらの新サービスのユーザが新たに光回線を利用することによって、光回線の利用率の向上に資するものと考えており、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>■ サービス卸による設備投資への影響については、設備競争の重要性も踏まえて、公正競争を確保することについて、検討を進めることが適当であり、総務省において検討がなされることとなる考える。</p> <p>具体的には、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することや、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある点に留意し、必</p>

	<p>要に応じ適切な措置を講ずることを検討することを答申（案）で指摘しており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見3-24 サービス卸に対する適切で実効的な規律を講ずるまでは、実施を見合わせるべき。</p>	<p>考え方3-24</p>
<p>■ 答申（案）に「総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。」という考えた方に対し、以下のとおり要望いたします。</p> <p>適切な措置を講ずることがないまま、サービス卸の提供が行われると、なし崩し的にサービス卸の展開がなされ、公正競争環境を損なうこととなる恐れがあると考えます。従って、約款の作成・公表をはじめとするサービス卸に対する適切で実効的な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）を講ずるまでは、実施を見合わせるべきであり、総務省において、適切に指導頂くことを要望いたします。</p> <p>（北陸通信ネットワーク）</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見3-25 サービス卸について、設備競争の停滞を招かないよう、他の競争事業者への配慮が必要。</p>	<p>考え方3-25</p>
<p>■ ・他の競争事業者への配慮</p> <p>NTT東西によるサービス卸については、これまでも光アクセス回線を持つ競争事業者等から反対の意見が提出されています。光アクセス回線の領域では、これまでの事業者同士の設備競争の結果、料金の低廉化が進んだ経緯もあります。NTT東西のサービス卸の解禁によって、設備レベルでNTTへの独占的集中に拍車がかかり、ケーブルテレビ事業者や地域系事業者等の設備事業者による設備投資インセンティブが損なわれると、我が国における技術革新や新サービスの創出が停滞することになります。NTT東西のサービス卸が、このような光アクセス回線の設備競争の停滞を招かないよう、他の競争事業者への配慮が必要と考えます。</p>	<p>■ サービス卸による設備投資への影響については、設備競争の重要性も踏まえて、公正競争を確保することについて、検討を進めることが適当であり、総務省において検討がなされることとなると思います。</p> <p>具体的には、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することや、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場</p>

<p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することを答申（案）で指摘しており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-26 適正性・公平性・透明性を十分に確保することが必要であり、相対取引禁止等適切な規律を導入すべき。</p>	<p>考え方 3-26</p>
<p>■ 1. 「サービス卸」に対する規律導入</p> <p>本答申（案）でも示されているとおり NTT 東西殿は依然として高いシェア（加入者回線（メタル・光ファイバ）設備シェア：83.7%）を維持しており、光アクセスの「サービス卸」は、そのボトルネック設備を含む第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであり、これまでの「接続」の代替ともなり得るものであること等も踏まえ、「サービス卸」の提供条件を、「接続」と同様に約款の事前認可制とし、相対取引は明確に禁止すること</p> <p>(DSL 事業者協議会)</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 「サービス卸」の提供については十分な透明性を確保する観点から、約款の作成・公表をはじめとする「サービス卸」に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）を導入していただくことが必要と考えます。</p> <p>(コミュニティネットワークセンター)</p>	<p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮され</p>
<p>■ NTT はすでに本年度に光のサービス卸の提供を始めることを公表しており、また NTT ドコモは 11 月の決算発表の場において、来年 2 月から NTT 東西の光のサービス卸を利用した「ドコモ光」の提供を開始することを発表しました。</p> <p>答申案でも述べられているとおり、「NTT 東西が依然として固定通信市場において市</p>	

場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと」からすれば、固定通信市場の公正競争を阻害することのないよう、NTT 東西による光のサービス卸について、料金及び提供条件の約款化と公表等、適正性、公平性、並びに十分な透明性が確保できる制度整備を強く要望いたします。

(ジュピターテレコム)

■ 「サービス卸」の提供に当たっては、「適正性」「公平性」「透明性」はいずれも十分に確保すべきであり、透明性の十分な確保も念頭に「サービス卸」に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）を導入することが必要と考えます。

その理由は、以下のとおりです。

- ・NTT 東西殿は、加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備について約 84%と高いシェアを有しており、「サービス卸」は、その市場支配力の源泉となっている第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであることから、特定の事業者を優遇することがないように、提供料金およびその他の提供条件は、公表されるべきものです。
- ・更に、今後の「サービス卸」の提供において NTT 東西殿が他の事業者との二社間で合意する新たな提供条件があった場合、これが公表されない場合には特定の事業者が独占的に利用することとなり、公平性を確保できないと考えます。
- ・「サービス卸」の提供により、移動体事業者を含む多様な事業者の各種サービスとの融合等によるサービスイノベーションを期待することですが、多様な事業者が新たなビジネスモデルを検討するにあたり、相対契約により、料金その他の提供条件が公開されないとすれば、事業者はビジネスモデルの検討段階においてそのメニュー等を検討することができず、却って新たなビジネスモデル創出の機会を逃し、

るものとする。

利用者の利便性向上を損ねる恐れがあります。「サービス卸」の料金その他の提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことが、新たなビジネスモデルの創出を後押しし、イノベーションの促進につながるものと考えます。

- ・「サービス卸」を通じた不当な NTT グループ連携が行われ公正競争環境を損なうことがないよう監視、チェックするためには、適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）の導入が必要です。

(北海道総合通信網)

■ サービス卸の提供に当たり「一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討する」とする点について、

- ・ サービス卸は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供することから、特定の事業者を優遇することがないよう、料金や提供条件は当然公表されるべきものであり、NTT東西殿は国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある
- ・ サービス卸の料金や提供条件が相対契約により公開されない場合、サービスプレイヤーはビジネスモデルの十分な検討ができず、却って新たなビジネスモデル創出の機会を逃し、ひいては利用者の利便性向上を損ねる恐れがある。このため、サービス卸の料金や提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことこそが、新たなビジネスモデルの創出、イノベーションの促進につながるものであることから、透明性は“十分に”確保される必要があると考えます。

については、サービス卸の提供には“十分な”透明性が確保される仕組みとして、約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等の適切な規律を導入して頂くことを強く要望いたします。

(STNet)

■○ 「サービス卸」の料金その他の提供条件について、「適正性・公平性」については

“十分に”確保とされる一方、「透明性」については“一定の”確保とされていますが、「適正性・公平性・透明性」はいずれも十分に確保すべきであり、異なる取扱いとすべきではないと考えます。

- 料金その他の提供条件にはイノベーションの要素はなく、透明性を十分に確保してもイノベーションを阻害することはないことから、約款の作成・事前認可/届出、公表、相対取引禁止等の適切な規律を課すべきと考えます。
- サービス卸は、単に「回線サービス」を提供するものであって、卸受事業者が新たなビジネスモデル創出するための材料のひとつに過ぎません。
- 卸受事業者がその「回線サービス」に新たな付加価値を加えることではじめて、イノベーションが創造されるものであって、付加価値を加える前の取引に関する情報（サービス卸の料金・提供条件）はイノベーションと明らかに無関係であり、情報を秘匿せねばならない根拠は見当たりません。
- むしろ、イノベーションを促進するためには、サービス卸に関する情報を広く公開し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことが不可欠であって、情報の一部を秘匿して透明性を十分に確保しない、もしくは相対取引を許容することこそが、イノベーションを阻害することは明らかです。
- さらに、サービス卸を通じて不当な NTT グループの連携や一体営業がなし崩し的に実施され、常態化する恐れがあり、これを踏まえると、料金その他の提供条件について透明性を十分に確保することは不可欠と考えます。
- そのため、サービス卸に対する適切な規律（約款の作成・事前認可/届出、公表、相対取引禁止等）を課すことは必要不可欠です。

（ケイ・オプティコム）

- NTT 東西の光サービス卸に関しては、競争を促進するものとして歓迎する。ただし、当然のことながら、料金その他の提供条件は、透明・適正・公平であることは必須である。これについては諸外国（例えばシンガポール）の制度を考慮に入れ、それらと

<p>同等な程度が望まれる。</p> <p>また、NTT 東西が依然として支配的地位にあることに鑑み、引き続いて法令による約款のコントロールが必要と考える。そして、グループ内も含めどの利用事業者も公平に扱われるべきことからすれば、大口割引の導入は、原則認められないものとする。</p> <p>(KVH)</p>	
<p>意見 3-27 適正性・公平性・透明性を十分に確保することが必要であり、相対取引禁止等適切な規律を導入すべき。サービス卸にはイノベーションの要素はなく、新たなビジネスモデルを創出するツールにすぎない。</p>	<p>考え方 3-27</p>
<p>■ サービス卸について、相対契約では料金・条件等の透明性が確保できず、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす可能性があるため、相対契約を認めるべきではないと考えます。</p> <p>適正性・公平性・透明性を十分確保するためには、サービス卸の料金・条件等を約款化し、事前認可（届出）・公表等による『事前規制』が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の接続制度は、適正性・公平性・透明性が確保されており、同制度の考え方に準ずることが適当です。 ・ サービス卸は市場に対するインパクトが大きなサービスであり、不当な料金・条件・契約が明らかとなった時点では、既に市場に大きな影響を及ぼしていることが危惧されます。 <p>■ 「イノベーションを阻害しないことに留意しつつ」とありますが、サービス卸は単なる回線サービスであり、それ自体にイノベーションの要素はありません。</p> <p>イノベーションを創出するのは、B2B2C のうち B2C の部分であり、B2B（回線）部分の料金・条件等が開示されてもイノベーションの阻害にはならないと考えます。</p> <p>また、「適正性・公平性」と同様に、「透明性」についても『十分』に確保される措置を講ずるべきと考えます。</p>	<p>■ サービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものと考えており、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>

適正性・公平性・透明性の確保にあたっては、具体的な仕組みや判断基準を明確に
していただくことを要望します。

(九州通信ネットワーク)

■ イノベーションを阻害しないためには十分な透明性が確保されることが必要である
と考えます。サービス卸はあくまで回線を提供するものであり、サービス卸を利用す
る事業者が新たなビジネスモデルを創出するためのツールの一つに過ぎないと考えま
す。イノベーションを創出するのはサービス卸を利用する事業者であり、それを促進
するためには、回線の提供条件を公開し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すこ
とが不可欠と考えます。

総務省におかれましては、多様なプレイヤーの競争を通じたイノベーションや地方
創生を支えるため、ICT 基盤の更なる普及・発展に向けて、サービス卸の提供につい
ては、約款の作成・公表をはじめとするサービス卸に対する適切な規律（約款の事前認
可・届出、公表、相対取引禁止等）を導入して頂き、十分な透明性を確保して頂くこ
とを要望いたします。

(北陸通信ネットワーク)

■ サービス卸の提供にあたっては、適正性・公平性・透明性いずれも十分に確保され
ることが重要です。とくに透明性については、イノベーションを阻害しないことに留
意とありますが、サービス卸は「回線」(土管)を提供するものであり、サービス卸の
提供を受ける事業者が新たなビジネスモデルを創出するツールにすぎません。サービ
ス卸の提供を受ける事業者が最終利用者へ対して提供する部分 (B2C 部分) ではなく、
NTT 東西とサービス卸提供事業者の条件 (B2B 部分) の提供条件の公表はイノベーシ
ョンを阻害することにはならないと考えます。

むしろ、「サービス卸」の料金その他の提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対
して検討を促すことこそが、新たなビジネスモデルの創出を後押しし、イノベーショ

<p>ンの促進につながるものと考えます。</p> <p>さらに今回のサービス卸は第一種指定電気通信設備（ボトルネック設備）を用いたサービスである以上、接続制度と同様に、すべての提供条件・料金を公表することが必要であり、サービス卸に対して約款の事前認可及び相対取引禁止を導入すべきと考えます。</p> <p>また、サービス卸を通じた不当な NTT グループ連携がなされないように、適切な監視・検証が必要です。</p> <p>（東北インテリジェント通信）</p>	
<p>意見 3-28 適正性・公平性・透明性を十分に確保することが必要であり、相対取引禁止等適切な規律を導入すべき。また、サービス卸には NTT のグループ事業者を不当に優遇するという問題がある。</p>	<p>考え方 3-28</p>
<p>■ 2. NTT 東西殿「サービス卸」に関する問題点</p> <p>（1） 基本的考え方</p> <p>そもそも NTT 東西殿による「サービス卸」は、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであり、これまでの「接続」の代替となり得ること等も踏まえると、「サービス卸」の提供条件は、「接続約款」と同様に約款の認可制とし、相対取引は明確に禁止されるべきです。</p> <p>（2） 現行制度の問題点</p> <p>保障契約約款のみで規制する場合、以下のような問題が発生すると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸料金を著しく高額に設定する等、NTT グループ会社しか利用できない条件を設定するおそれ <p>（卸先が NTT グループ会社であれば卸料金が高額であっても、グループ会社のコストは、NTT 東西殿の収入となるため、グループ内ではコスト増にはならず、影響はない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相対取引が可能となることから、NTT 東西殿が NTT グループ会社に対してのみ卸料金 	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>■ なお、NTT 東西は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制の適用対象とされており、サービス卸を提供する場合についても、NTT グループも含め特定の電気通信事業者に対</p>

を優遇するおそれ

(例：NTT ドコモ殿のみが該当する条件での大口割引)

- ・合意に至るまでの交渉過程で、NTT グループ内へ事前の情報共有を行う等、契約書外で特定の事業者を優遇するおそれ 等

また、約款を認可制としても、販売奨励金や営業・運用の業務受委託による実質的な補助が行われるおそれは解消できないものと考えます。

(3) 具体的措置

(1)、(2)のとおり、全ての提供条件について公平性を担保することが必須であり、以下の3点に係る規律を導入することが必要であると考えます。

- ・適正性・公平性・透明性確保のため、接続約款と同様の規律を導入すること
(事前認可、相対取引の禁止、約款の公表等を義務付けること)
- ・「サービス卸」を通じたNTT グループ一体での営業活動(NTT 東西殿のリソースをNTT ドコモ殿へ転用する等)や業務連携、NTT グループ会社等への先行的な情報開示等、NTT 東西殿に課された禁止行為の監視・チェック体制等を強化すべく、後述する監視機関を設置すること
- ・NTT 東西殿からNTT グループ会社への営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇を禁止すること

なお、「サービス卸」に係る法令改正前にサービスを提供する場合は、本答申(案)の趣旨を踏まえ、総務省殿において指導監督のもと、公正な競争環境が担保されるべきと考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

する不当な優先的取扱い等が禁止されると考えられる。総務省においては、答申(案)6. 1. 2. (3)の業務の適正性等のチェックの中で規制の実効性を確保していくことが適切と考える。

- “サービス卸”については、指定電気通信役務に該当するため保証契約約款の事前届出義務が課されていること、禁止行為規制の適用対象であり、不当な優先的取扱いが禁止されていることをもって、現行法でも一定の適正性・公平性・透明性が担保されている、とありますが、これだけでは公正な競争を行う環境は担保されません。

<p>まず、保障契約約款の届出・公表義務は最低限の提供条件が公表されるに過ぎず、個別の相対契約による提供が可能であるという問題があります。仮に相対契約により以下の事例のような不透明な取引が行われれば、最も良い条件のメニューや料金、機能等の情報を競争事業者が事前に得ることができない問題や、NTT 東・西が特定の事業者を優遇した場合に競争事業者が知ることができない問題が生じます。そのため、サービスプレーヤーはビジネスモデル検討段階においてそのメニュー等を検討することさえできなくなり、多様なサービスプレーヤーにとって参入障壁を高めることとなります。したがって、仮にサービス卸の提供を認めるとしても、「一定の透明性」ではなく、料金、技術条件、開通時期等の基本条件は約款化し、公表を義務付け、相対取引を禁じて十分な透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>加えて、上述のようにサービス卸の基本条件について約款化し、公表することを義務付けたとしても、以下の事例のように、NTT 東・西が約款化された役務提供以外の個別の取引条件で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等のグループ事業者を不当に優遇できる問題が残ります。これらは禁止行為規制や NTT 分離・分割の趣旨に反する行為であることから、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」と言う。)等において競争阻害行為であることを明確にし、NTT 東・西に個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命令を出す等の行政措置を講じ、このような競争阻害行為が行われることを未然に防ぐ必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 3-29 適正性・公平性に加え、透明性も十分に確保することが必要であり、相対取引禁止等適切な規律を導入すべき。また、適切に監視することが必要。</p>	<p>考え方 3-29</p>
<p>■ 「サービス卸」の提供について透明性を十分に確保する観点から、適切な規律(約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止)を事前に導入して頂く必要があると考えます。</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、</p>

また、公正競争の確保のため、「サービス卸」を通じたNTTグループによる不公正な連携が行われないよう適切に監視することが必要と考えます。

(エネルギー・コミュニケーションズ)

■ サービス卸では、相対契約が可能ですが、相対契約ではNTT東西と事業者が1対1の関係で秘密保持契約を締結します。そのため、条件などについてISP事業者同士での情報交換やNTT東西に対する複数ISPによる共同交渉を行うことができません。NTT東西とISP事業者では、情報力や交渉力の差が大きいため、ISP事業者からすると単独の事業者の個別交渉のみとなると、圧倒的に不利になります。一方、保障契約約款ではなく通常の約款であれば、条件が公開されるため、そのような懸念はなくなります。事業者としては情報の公開は条件の開示を越えてメリットとなります。委員会の審議では、価格情報が公開されると新サービスの創出に支障が生じる懸念があるという意見がありましたが、卸において新サービスの創出に支障は生じておりません。従いまして、事業者としましてはNTT東西のサービス卸については、通常の約款規制を希望します。

なお、加入電話に相当する光IP電話全般にも言えることですが、番号ポータビリティ制度の導入など、利用者保護の立場からの、適切な制度設計なども求められますので、相対契約のみに委ねるのではなく、総務省による適切な監督もお願いします。

(日本インターネットプロバイダー協会)

■ 基本的にサービス卸はNTT東西のボトルネック設備を利用して提供される「指定電気通信役務」に該当し保障契約約款の事前届出義務や公表義務等が課されていますが、同時に相対契約による提供が可能となっており、NTT東西も料金その他の提供条件については当初から非公表と表明しています。

こうした中、指定電気通信役務であることから一定の適正性・公平性・透明性が確保されるとされている一方で、上のおり政策の具体的方向性では、料金その他の提

相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申(案)の考え方に沿って総務省において検証の仕組みを含め具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。

サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、検証可能性も含む一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものとする。

供条件の適正及び公平性が十分に確保されるとされながら、透明性については「一定の」と記述されるなど、十分な透明性を確保し得ないのではないかとの懸念が残ります。

それゆえ、十分な透明性を確保する観点で、サービス卸の料金その他の提供条件について、総務省による個別の相対契約の料金その他の提供条件の検証にとどまることなく、これに加えて約款の作成や公表をはじめとするサービス卸に対する適切な規律、具体的には約款の事前認可・届出、公表を規定いただき、さらには相対取引の禁止等に踏み込んでいただくことも検討いただきたいと思います。

さらにサービス卸を通じた不当なNTTグループ連携、例えば①NTTグループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、②NTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇、③サービス卸に係る業務委受託を通じたNTT東西の受付・運用等のリソースのNTTドコモへの転用、等がなされないよう適切に監視しチェックする体制を整えていただきたいと思います。

なし崩し的にサービス卸の提供がなされた結果、積み上げてきた公正競争環境が損なわれ、中長期的に利用者への不利益へつながらないように留意いただきたいと思います。

（日本ケーブルテレビ連盟）

■ ・提供条件の適正性及び公平性の確保

総務省案でも触れられているように、適正性及び公平性に関して、『外部による検証』が必須と考えます。

その際、「何をもって公平とするか」も含めて、関連するプレーヤーが納得する基準を示した上で、透明性が確保される仕組みを導入・運用することが必要と考えます。また、サービス卸の相対契約は、NTTグループの一体化による独占回帰につながる恐れがあるため、容認すべきでないと考えます。これらを推進するために、総務省殿の積極的なご指導を期待します。

<p>(テレコムサービス協会)</p>	
<p>意見3-30 仕組みの導入を検討するに当たっては、適正性、公平性、透明性確保の観点から、相対取引の禁止、セット割引の禁止、アセスメントの実施等を講じるべき。</p>	<p>考え方3-30</p>
<p>■ 総務省殿におかれましては、仕組みの導入を検討するにあたっては、適正性、公平性、透明性確保の観点からも、以下の措置を講じる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス卸」に対して、約款の事前認可、届出、公表、相対取引の禁止など、接続約款と同等の規律の導入 ・NTT ドコモ殿によるセット割引の禁止 ・NTT グループ内における優遇的措置の類型化（例証化）とアセスメントの実施 <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において検証の仕組みを含め具体的な検討が行われることが適当と考える。</p> <p>■ また、セット割引に関する御意見については、答申（案）において、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられるが、これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考に</p>

	しつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。
意見 3-31 適正性・公平性に加え、透明性も十分に確保することが必要であり、設備利用部門に従来の設備管理部門と同等の規律を課さなければ、公正競争を維持できなくなるおそれがあるため、適正性、公平性を検証するための監視機関を設け、定常的に監視すべき。	考え方 3-31
<p>■ 3. 卸部門に対する監視機関の必要性</p> <p>NTT 東西殿の「サービス卸」はフレッツ光に係るサービスの卸提供となるため、従来、接続により設備管理部門が提供していた他事業者への光サービス提供について、新たに設備利用部門が行うこととなります。NTT 東西殿が継続してフレッツ光サービスを利用者向けに提供し続ける場合、設備利用部門が競争事業者の情報を保有することに他ならず、「光コラボレーションモデル」を担当する部署に対して、従来の設備管理部門と同等の規律を課さなければ、公正な競争環境が維持できなくなるおそれがあります。</p> <p>したがって、事業者向けの卸部門と利用者向けの小売部門を明示的に区分すると共に、卸部門の情報を自社の営業に利用することがないか、小売部門や NTT グループ会社を優遇することがないか等の適正性、公平性を検証するための監視機関を設け、定常的に監視する必要があると考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿が「光コラボレーションモデル」において NTT グループ内を優遇することによる競争への悪影響については、本年 10 月 23 日に総務省殿に対し、約 260 社もの事業者が連名で要望書を提出し、懸念を表明しているところです。連携等による NTT グループ内優遇がなされないよう、上述のとおり卸部門の機能分離や監視機関による自社優遇等の監視といった規律を早急に導入するべきと考えます。</p> <p>また、5 月 13 日に NTT 持株殿が「光コラボレーションモデル」を発表され、NTT 東西殿からは公式に料金その他の提供条件の発表がなされる前の 6 月 19 日に、NTT ドコモ殿が「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせ提供したいとの意向を示しましたが、提供条件の開示なしにビジネスモデルを検討することは困難で</p>	<p>■ サービスに関する公正競争確保の在り方については、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、検証可能性も含む一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものと考えます。</p> <p>■ 競争事業者の情報を NTT 東西の設備利用部門が保有し、それを利用することが、「電気通信事業分野における競争の促進に</p>

<p>あることから、このタイミングでの利用表明は事前に提供条件の開示を受けていたものと推測され、すでにグループ内連携が行われているのではないかと危惧しております。</p> <p>これらを踏まえれば、「サービス卸」について適正性、公正性、透明性を担保するためにも、卸部門の機能分離や、設備利用部門内の「サービス卸」に係る業務等について検証を行うことができる機関の設置を検討する必要があると考えます。</p> <p>「サービス卸」については、自社の設備利用部門や NTT グループ会社に優先的に情報提供を行うインプットの同等性確保（同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか）に係る懸念のみならず、システム改修を行う際に NTT グループ会社を優遇する可能性も否定できず、仮に優遇した場合、公正競争環境への弊害が著しく大きくなり、看過し得ないものになります。したがって、取扱いの適正性、透明性を担保するための第三者も参加した監視機関を NTT 東西殿の内部に設置する等により、厳格な評価、検証を継続して行っていくことが望ましいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>関する指針」に列挙されている「卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること」等の目的外利用に当たる場合には、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。また、NTT 東西が卸電気通信役務の提供に関して入手した情報について、仮に、自社グループ内へ優先的に提供を行う行為が、不当な優先的取扱い等に当たる場合には、禁止行為規制の停止・変更命令の適用対象となると考えられるため、総務省において適切に対応することが適当と考える。</p>
<p>意見 3-32 適正性・公平性に加え、透明性も十分に確保することが必要であり、第三者機関や総務省による監視や相対取引の規制を検討すべき。移動通信市場における禁止行為規制適用事業者の ISP との取引について懸念。</p>	<p>考え方 3-32</p>
<p>■ 移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者（以下当該事業者）が、サービス卸の提供を受けて固定通信サービスを提供し、自らの移動通信サービスと固定通信のセット割引を導入する動きがあります。</p> <p>その際、トータルの価格を安く見せるために固定通信の価格を不当に安価にみせることを行う懸念があり、これにより固定通信を提供する ISP の事業を不当に圧迫することのないように、第三者機関による監視も検討されるべきと考えます。</p> <p>また、当該事業者が固定通信サービスを提供するにあたり多様な ISP を選択できる</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される</p>

<p>ことを謳う場合があります。</p> <p>当該事業者による移動体通信での圧倒的市場支配力を背景に優越的な地位を用いて、当該事業者が ISP との取引において、排他的でなくとも一部の ISP のみを選択すること、また、サービス開始まで時間的余裕がない中で、中小を含む多数の ISP に対し拒むことができない過酷な取引条件での提供を求めるなどの懸念があります。</p> <p>このようなことがないよう、総務省による監視も検討されるべきと考えます。</p> <p>同様に、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスを提供する場合は、ISP 事業者との取引において、相対交渉のみでは条件等において公平性や公正性の担保ができず、さらに ISP 事業者は多数存在し、相対といっても結果として条件は均一にならざるを得ないことから、約款による規制も検討されるべきと考えます。</p> <p>なお、当該事業者がサービス卸の提供を受けて固定通信サービスを提供する場合、市場における支配力に基づく優越的な地位を鑑み、現在の NTT 東西におけるフレッツサービスのように、中小を含む多数の ISP に対し取引を広く開放し、ISP 機能のアンバンドル化（FTTH アクセスラインとの分離）などの取引方式の採用により、地域に限定した ISP でも ISP サービスを継続提供できることで、ブロードバンドサービスの未整備地区解消を阻害することのないよう対応いただくべきと考えます。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p>	<p>仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において検証の仕組みを含め具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、検証可能性も含む一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものと考えます。</p> <p>■ なお、優越的な地位を用いて、一部の ISP のみを優先して選択することや、ISP に対し拒むことができない取引条件での提供を求めること等については、仮に、その行為が不当な優先的取扱い等や「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙されている「他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限」及び「提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること」等に当たる場合には、禁止行為規制の停止・変更命令の適用対象となると考えられるため、総務省において適切に対応することが適当と考える。</p>
<p>意見 3-33 サービス卸の提供に関する規制は、最低限とすべき。特に、事前審査や公表は行うべきではない。</p>	<p>考え方 3-33</p>
<p>■ （カ） NTT 東西のコラボモデルについて</p> <p>① NTT 東西が発表したサービス卸は『多様なプレイヤーの新たな価値創造をお手</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・</p>

伝いすることで ICT 市場を活性』することが目的とされており、本答申の目的に合致するため、利用を希望する企業の自由な発想とチャレンジを阻害するべきではなく、規制は最低限とするべきです。特に事前審査や公表は、利用を希望する企業の先行者メリットを阻害する可能性があるため、極力行うべきではないと考えます。

(協和エクシオ)

■ 当社は NTT 東日本様・NTT 西日本様の「サービス卸」を活用して、多様な業界の事業者様との協業により、従来の事業領域にとらわれない新たなサービスを模索していきたいと考えています。

「サービス卸」において仕入原価が公表されることは、一般的な商習慣上特異な状況と言わざるをえず、柔軟なサービス開発を阻害するなど、事業展開の妨げとなるものと想定されます。

当社は「サービス卸」の活用を計画している事業者として、一定の適正性および公平性を確保する仕組みが導入されることには賛成ですが、自由なビジネス環境に負の影響を及ぼす可能性のある卸料金の公表や約款化には反対の立場です。

(朝日ネット)

■ NTT 東西の光アクセス回線の卸売サービスについて一部の通信事業者より、約款の作成・事前認可・届出・公表、また相対取引禁止の規律を求める意見が上がっております。

これについては、公正競争に必要な卸条件の適正性・公平性・透明性の確保の視点から、弊社も総論では同意見でございます。

但しこのうち「約款の公表」、すなわち「エンドユーザーにも見える形で卸料金を公表」する事については、弊社では以下の事由を想定し、反対の立場を採ります。

《卸料金の公表により想定される事由》

・エンドユーザーのサービス選択の視点が、勢いサービス提供価格と卸価格の差分に

柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。

サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものとする。

集中すること。

- ・結果としてサービス提供プレイヤー間の競争原理は、資金力豊富な大企業のプレイヤーが主導する廉売が主流となること。
- ・それにより卸売サービスの目的の一つであるエンドユーザーへの低廉なICT環境の提供は達せられるが、反面、中小のプレイヤーが独自の工夫や技術・サービスを用いたイノベーションの提供機会を削ぐ事となり、卸売サービスのもう一つの目的である、様々なプレイヤーによる新サービスの創出については有名無実化する恐れがあること。

以上を憂慮し、卸条件の適正性・公平性・透明性の確保、また同一グループ内の事業者同士による実質的な相対取引をチェックする仕組みについては、「エンドユーザーにも見える形で卸料金を公表」する事に拠らない施策を希望いたします。

(法人・団体② (匿名希望))

■ 今回NTT東西より公表された光コラボレーションモデルについては、ブロードバンドを利用して様々なサービスを展開したい事業者にとって、非常に興味深いアプローチであり、特に、これまで通信事業を営んでこなかった事業者が、自らは通信設備の設置・維持・運用を行わなくても、自身で自由に価格設定できるようになる等、様々な可能性を感じさせるものであり、歓迎すべき試みであると認識しています。

こうした中、光コラボレーションモデルの卸料金が、画一的なものとして『約款』により公表された場合、当該モデルの利用を検討する事業者にとっては、自らが提供しようとするサービスの“サービス原価”を公表されることに他ならず、事業者のビジネス上の自由度・柔軟性が奪われ、その結果として、ユーザ利便性向上の観点からも大きなマイナスとなることが避けられません。

光コラボレーションモデルについて、数百社からNTT東西に対して利用に係る照会等が寄せられているとのことですが、その中には、当社のように、これまで通信事業を営んでこなかった事業者も数多く含まれると考えられます。当該モデルは、通信

<p>事業者がメインだった従来のビジネスモデルから抜け出し、これまで通信事業を営んでこなかった事業者の積極的な参入により市場活性化を目指すものであることから、それら事業者に“サービス原価”の公表を強いる等、実質的な規制を課すのではなく、むしろ自由な事業環境・創造性を確保して、ビジネスを振興させることができるよう対応いただきたいと思います。</p> <p>(第一興商)</p>	
<p>■ 一律の約款による画一料金とその公表には反対です。</p> <p>弊社のように、異業種の中小の企業にとっては新しいアイデアによる無形の貢献度を含めた上での契約こそが重要であり、単純に一律の料金では、パワーに勝る大企業に対して勝ち目がありません。</p> <p>サービス卸の全ての契約内容の画一化は、ビジネスの創造性を阻害し、新規参入障壁となる可能性があるかと存じます。</p> <p>(イーフロー)</p>	
<p>意見3-34 サービス卸の提供に関する規制は、最低限とすべき。約款による事前認可制は望ましくない。また、ドコモによる「セット割」の提供は認めるべき。</p>	<p>考え方3-34</p>
<p>■ ① 今回、NTTは、サービス卸しについて「光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーションを促進し、それにより日本の社会的課題の解決や産業力の強化へ貢献するもの」と位置付けており、その思いについては強く賛同するものです。</p> <p>② イノベーションを促進するためには、NTT東西だけではなく多様なプレイヤーに新たな価値を創造してもらうことが重要であり、サービス卸しとはそのためのビジネススキームであると理解しています。この発想についても強く賛同するものです。</p> <p>③ 大事なことは、イノベーションの担い手である多様なプレイヤー（以下、卸先事業者）が自由な発想で伸び伸びとビジネスが出来ることです。</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行わ</p>

- ④ 総務省による最小限の適正性や公平性等に対する規制は必要であると思いますが「卸先事業者の自由度、活性化」に軸足を置いたものとするべきと考えます。
- ⑤ ビジネスの世界においては、大口割引や特典の付与などは当然のことです。これらは相対取引の折衝の中で決められるものであり、まさに企業秘密に属するものです。
- ⑥ NTTは民営化して約30年、アクセス系の光化はこの10年間で構築されたものです。光化はエリアカバー率がほぼ100%と聞いており、まさに世界一のITC基盤となっています。これは民間会社NTTが自分の力で築いてきたものです。NTT東西と卸先事業者との間の規制の少ないビジネス展開を望みます。
- ⑦ NTTドコモによる「セット割」の提供については賛成です。何故なら、競合他社は、すでに、何らの規制の無い中で「セット割」サービスを提供しているからです。同じ環境で競争してこそ、ICT市場は活性化できるものと考えます。
- ⑧ くり返しになりますが、サービス卸に対する規制については、実際にエンドユーザの開拓を担う卸先事業者の自由度や活性化に軸足を置いたものとするべきと考えます。

(つうけん)

- 1. NTT 東西殿の光アクセス回線の卸売サービスについて (3.2.の章 20~22 頁)
我が国の光アクセスサービスの普及率は50%を超え、単なる通信サービスだけでは、今後の成長に限界が見え始めています。
この度、NTT 東西殿が光アクセス回線の卸売サービス(光コラボレーションモデル)の提供を表明されましたが、幅広い産業分野の方々の知恵や工夫が加わることで、お客様に魅力的な利活用方法が提案され、光アクセスサービスが再び成長する起爆剤になりうると考えており、歓迎いたします。
ところで、一部の事業者殿から、卸売サービスの料金について、「約款による事前認可制とすべき」との意見がありますが、新しく誕生するビジネス環境に、あらかじめ

れることが適当と考える。

- セット割引に関する御意見については、答申(案)において、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTHサービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申(案)の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。

<p>規制を設けることは、新規参入される方々のビジネス展開の自由度や柔軟性を奪うことになりかねず、望ましくありません。</p> <p>弊社としては、自由なビジネス環境の下で、多くのサービス事業者殿が参入され、多種多様なサービスが展開されることで、通信サービスの普及がさらに進み、市場が拡大・活性化することに期待をしております。</p> <p>(日本コムシス)</p>	
<p>意見 3-35 サービス卸の料金等を公表すべき。</p>	<p>考え方 3-35</p>
<p>■ 競争激しく生き残りが厳しい中、光回線については圧倒的に優位に立つ NTT が、卸価格を開示しないなら、国民が納得できる理由を説明するべきです。</p> <p>一旦このようなことを政府が認めると、後続するものが出て気かねません。</p> <p>また、そもそも通信の公平性を求めるなら、開示があたりまえで、開示しないと政府が認めるなら、やはり癒着なのだろうと、国民に思わせることになるだろうと思います。</p> <p>世界に、あやしいと言っているようなものだと感じます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申(案)の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 光「サービス卸」が、仮に開始される場合にはその透明性・公正性の確保が不可欠であり、全「サービス卸」契約内容の公開を基本とすることを求めます。</p> <p>(通信産業労働組合)</p>	<p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものとする。</p>
<p>■ サービス卸の内容によっては、適切な競争が阻害される可能性があることが指摘されている。現状の答申案ではその懸念を払拭するための具体的な手段が必ずしも明確ではないため、取引条件の公開など必要な対策について更なる検討を加えるべきである。</p>	

<p>(新経済連盟)</p>	
<p>意見 3-36 サービス卸の料金等は非公表とすべき。</p>	<p>考え方 3-36</p>
<p>■ NTT 東日本の光サービス卸は、光を使った高速のインターネット、電話、映像配信をより広いエリアに提供していくために有益であり取組む意義がある。一方、卸価格に関しては、公平性が担保されていることが必要であり、卸価格は世間一般に公表されるべきものではない。卸価格が公表されることで、自社の価格設定の自由度や、組み合わせる自社サービスの商品価値が下がり、光サービス卸の本来の目的である、「多様なプレイヤーの新たな価値創造」や「ICT 市場の活性化」、「イノベーションの促進」を妨げることになる。</p> <p>(法人・団体① (匿名希望))</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申(案)の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 当事者間の合意があれば相対契約が認められていること、および多様なプレイヤーが参入するビジネス環境で、特に料金(卸価格=仕入価格)がすべて公表されることは、NTT 東西への過剰な規制により公表を望まないプレイヤーに影響を与えるもので、料金等の公表はすべきでないと考えます。</p> <p>透明性の確保の方策は料金等の公表ではなく、必要な範囲での非公開を前提とした検証等の検討を望みます。</p> <p>サービス卸の公平性については、NTT 東西利用部門・NTT グループ会社との同等性の確保を望みます。また NTT 東西が適正なコストを下回る価格を設定していないか等の適正性の確保、については現行制度の下で担保されると考えます。</p> <p>(USEN)</p>	<p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものと考えます。</p>
<p>■ サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されています。</p>	

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという慰念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

(キューアンドエー)

■ サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されています。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという慰念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

(ディー・キュービック)

■ サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されています。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという慰念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

(アークパワー)

<p>■ サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されています。</p> <p>設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという慰念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。</p> <p>以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。</p> <p>(HORIZON ARCHITECT)</p>	
<p>■ サービスの立場として、NTT がサービス卸に踏み切ったことを歓迎するとともに、日本の固定系超高速ブロードバンドの利用率向上につながる、極めて重要な施策であると考えます。</p> <p>また、画一的な料金を策定し、公表すべきといった意見も有りますが、サービスの立場としても、公表自体、新規参入事業者のビジネスに対して自由度を奪う形になり、返ってユーザー利便性が損なわれるおそれが生じると懸念しております。</p> <p>サービスの合理的判断に基づき経済条件を整理して契約を行なう事が、それぞれの事業者の強みを活かし、結果的にイノベーションを推進する原動力になると考えます。</p> <p>(オプティム)</p>	
<p>意見 3-37 公正競争の観点から一定の透明性が確保されるよう十分な検討が行われることを要望。交渉段階から透明性、公平性が十分に確保できる規律を設けることが適当。セット割引については、競争環境に多大なる影響を及ぼす可能性があるため、十分に留意し検討することが適当。</p>	<p>考え方 3-37</p>
<p>■ NTT 東西殿が提供予定の卸売サービスを受けた事業者等が公平に多種多様なサービ</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申</p>

スを提供できる環境であるかどうか、公正競争の観点から一定の透明性が確保されるよう十分な検討が行われることを要望いたします。

- 指定電気通信役務に対しては、相対契約での提供が可能となっており、秘密保持契約が締結されることから、料金や提供条件について公表されることなく事業者の交渉力に委ねられることとなります。また、不透明な条件下での相対取引による、NTTグループ内での優先的取扱い等が行われた場合、独占的な状態が形成されることが想定されます。その結果、「公正競争の徹底」「イノベーション促進」等の原則から逸脱し、公正競争上の大きな問題となることが懸念されます。特定の事業者の優先的取扱いが行われないよう、交渉段階から透明性、公平性が十分に確保できる規律を設けることが適当であると考えます。

また、「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素」として「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」とされている点については、競争環境に多大なる影響を及ぼす可能性があるため、十分に留意し検討することが適当とされていることに賛同いたします。

(ソネット)

(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申(案)の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。

サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものとする。

- セット割引に関する御意見については、答申(案)において、移动通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移动通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられるが、これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わ

	<p>せた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見3-38 「外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入」の早期確立を要望。キャッシュバックやセット割引に対する、外部による検証可能性も含めた監視体制構築及び禁止措置を講ずるべき。</p>	<p>考え方3-38</p>
<p>■ 消費者保護に対する意味でも、「外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入」の早期確立を切に願います。</p> <p>特に、本項目にも懸念されております通り、「移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等」や、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」とは、『(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し ② 不当な優先的取扱い等の禁止』に示された懸念と同様、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが否めません。</p> <p>また、本答申案時点で、既にその懸念がある事を踏まえれば、実際の NTT 東西殿のサービス卸提供開始前に、未然に防がねばなりません。</p> <p>このことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “事業者のイノベーションを阻害しない事”とは無関係である、「キャッシュバック競争」や「排他的行動」に対する、外部による検証可能性も含めた監視体制構築、ならびに禁止措置発令 <p>が、実際の NTT 東西殿のサービス卸提供開始前に向けて用意されるべき総務省殿としての行政監督者としての義務であり、その問題行為に対しては、発生事前でも発生事後でも早期に是正される事で、消費者利益・国益の実現への寄与を、切に願います。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>■ なお、サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮さ</p>

	<p>れるものとする。</p> <p>■ キャッシュバックに関する御意見については、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。</p> <p>また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>答申（案）では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-39 NTT ドコモがセット割引を提供した場合、NTT グループによる独占強化につながるおそれがある。適正性、公平性、透明性が十分確保される仕組みの導入及び適切な措置が講じられるまでは、サービス卸等の提供は実施すべきでない。</p>	<p>考え方 3-39</p>
<p>■ NTT ドコモ殿は、2014 年 10 月 31 日の 2015 年 3 月期第 2 四半期決算説明会にて、2015</p>	<p>■ サービス卸の提供に当たり、移動通信事業者がサービス卸の</p>

年2月より、「ドコモ光パック」を提供開始予定と発表しておりますが、本答申案に記載されていますように、NTT東西殿のサービス卸に関する公正な競争環境確保の仕組みが検討されているなか、NTTグループ会社であるNTTドコモ殿がなし崩し的にサービス開始を発表したことは大変遺憾であり、時期尚早であると考えます。

NTT東西殿は依然としてFTTHサービスで71%のシェア（2014年3月末）、NTTドコモ殿は携帯電話サービスで43.8%のシェア（2014年3月末）を占めており、移動体通信市場で最大の契約者基盤を有するNTTドコモ殿がセット割引（料金競争力も最優位）を提供した場合は、営業・販売体制の集約化によるNTTグループ内でのサービス提供事業者の役割変更が行われるに過ぎず、NTT東西殿のサービス卸の主要提供先がNTTドコモ殿になるなど、却ってコンシューマ市場に対するNTTグループによる独占強化に繋がる虞れ（自ずとNTTドコモ殿のシェアがNTT東西殿のシェアに近づくなど）があることを強く危惧します。

さらに、事業領域に規制のないNTTドコモ殿がFTTHの提供事業者となることで、ISP市場に対してもNTTグループの市場支配力を直接及ぼすことが可能となります。

これでは、本来政策として意図した「イノベーションの進展」、「光回線利用率の向上を通して経済成長の貢献に資する」といった効果は全く期待できない結果となりますので、本答申案の実施フェイズにあたっては、NTTグループ内での連携による市場への影響を確りと分析することが必須になると考えます。

本答申案において、サービス卸の提供により、電気通信市場の競争環境に多大な影響を与える虞れがあるとして、具体的な事例を挙げていることから、適正性、公平性、透明性が十分確保される仕組みの導入及び適切な措置が講じられるまでは、サービス卸及び「ドコモ光パック」の提供は実施すべきではないと考えます。

（ワイモバイル）

提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。

また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTHサービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。

答申（案）では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。

意見3-40 サービス卸に関連した過度なキャッシュバックやセット割に対する具体的な措置を早期に講ずべき。

考え方3-40

<p>■ 固定通信市場は大手通信事業者の寡占状態となっている移動通信市場と異なり、中小規模の事業者が多く存在します。もし、大手移動通信事業者が固定＋移動のセットサービスを開始し、固定通信事業者が移動通信市場で行われている様な過度なキャッシュバックやセット割等への対抗を余儀なくされた場合、中小事業者の経営は極めて厳しいものとなり経営破たんにつながる可能性があります。この結果、固定通信市場において大手通信事業者による寡占化が進み、競争を通じたサービスレベルの向上が阻害される危険性があります。</p> <p>このため、過度な営業行為に対する具体的な措置を早期に講じていただきたい。</p> <p>(コミュニティネットワークセンター)</p>	<p>■ キャッシュバックに関する御意見については、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。</p> <p>また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>答申（案）では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-41 過度なキャッシュバックに対して実効性のある監視ならびに検証を行う体制を導入すべき。</p>	<p>考え方 3-41</p>
<p>■ 競争環境への影響を踏まえ「総務省において必要に応じ適切な措置を講ずる」とする点に賛同し、以下を強く要望いたします。</p> <p>1つ目の事例である「移動通信事業者による過度なキャッシュバック等により固定通信市場における競争が歪められるおそれ」に関しては、これまで移動通信市場では、</p>	<p>■ キャッシュバックに関する御意見については、答申（案）において、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっ</p>

<p>膨大な超過利潤を原資に過度なキャッシュバック等が横行してきており、サービス卸の提供を受けて開始するF T T Hサービスにおいて同様の行為がなされた場合、固定通信市場での公正競争が阻害される懸念があります。このため、実効性のある監視ならびに検証を行う体制を導入して頂くことをお願いいたします。</p> <p>(STNet)</p>	<p>ている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 過度なキャッシュバックについては、移動通信事業者が、寡占市場で得た強大な資金力によって固定通信市場の公正競争を阻害することのないよう、上限値を定める等の適切な措置が必要であると考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	
<p>■ 現在でもN T T フレッツ光サービス販売において、例えば家電量販店等で大型冷蔵庫が無料になる等の行き過ぎたキャッシュバックが報告されているところですが、仮にサービス卸が開始された場合に、移動通信サービス販売による更なるキャッシュバックの積み上げや固定通信サービスと移動通信サービスの逸脱したパッケージディスカウントがなされることのないよう、具体的な監視の方法を構築しておくべきと考えます。またこうした事例発生時に速やかに是正に向けた措置がなされるよう、事後に発動される業務改善命令制度とは異なる予見的な行政指導等の手順を講じて健全な競争市場の確保に留意しておくべきと考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>意見3-42 サービス卸について不当なNTTグループ連携が行われないよう適切な監視と公正競争を歪める変化を早期にチェックすべき。</p>	<p>考え方3-42</p>
<p>■ 移動通信事業者がその移動通信市場で上げた利益を原資として、固定通信市場、ISP市場に参入した場合、既存事業者が提供する料金の適正性が損なわれることとなります。</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金そ</p>

その結果、固定通信市場も移動通信事業者のシェアと同一グループに固定され、多様なプレイヤーが活躍できない市場が形成されてしまうことを危惧します。

総務省殿におかれましては、不当な NTT グループ連携（NTT グループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、NTT 東西から NTT グループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇、「サービス卸」に係る業務委受託を通じた NTT 東西の受付・運用等のリソースの NTT ドコモへの転用）が行われないよう適切な監視と公正競争を歪める変化を早期にチェックし、その兆候が見える場合は、「サービス卸」自体の適切な見直しを NTT グループに対して指導して頂くことを要望します。

（フュージョン・コミュニケーションズ）

他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において検証の仕組みについても具体的な検討が行われることが適当と考える。

■ また、答申（案）において、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。

■ NTTグループ会社間での先行的な情報開示やNTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇等については、仮に、その行為が、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙されている「卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること」等に当たる場合には、電気通信事業法第29条に基づく業務改善命令の適用対象になり得るものと考えられる。また、NTT東西が卸電気通信役務の提供に関して入手した情報につい

	<p>て、仮に、自社グループ内へ優先的に提供を行う行為が、不当な優先的取扱い等に当たる場合には、禁止行為規制の停止・変更命令の適用対象となると考えられるため、総務省において適切に対応することが適当と考える。</p>
<p>意見3-43 セット割引は本来のサービス卸の目的であるイノベーション促進や新たな需要創出を達成することには該当しないため、移動通信事業者へのサービス卸の提供は実施すべきでない。</p>	<p>考え方3-43</p>
<p>■ イノベーションを起こすのは、「得意分野を持った様々な分野・産業のプレイヤー」であります。移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）は、本来のサービス卸の目的であるイノベーション促進や新たな需要創出を達成することには該当しないと考えます。むしろ答申案にあるとおり、移動通信事業者によるセット割引は過度のキャッシュバック等により固定通信市場における競争を歪めるおそれや排他的な自社グループ優遇の懸念があります。移動通信事業者へのサービス卸の提供は実施すべきではないと考えます。</p> <p>（東北インテリジェント通信）</p>	<p>■ サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>■ キャッシュバックに関する御意見については、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。</p> <p>また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場</p>

	<p>における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>答申（案）では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 3-44 セット割引に対する具体的な事前措置を講ずべき。</p>	<p>考え方 3-44</p>
<p>■ NTT ドコモ殿がサービス卸を受けた FTTH サービスと自らの移動通信サービスのセット割を開始する場合、例えば、自己の関係事業者以外とのセット割の提供条件を開示する等、排他的なセット割とならないための事前措置が必要であると考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ セット割引に関する御意見については、答申（案）において、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられるが、これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>■ 競争環境への影響を踏まえ「総務省において必要に応じ適切な措置を講ずる」とする点に賛同し、以下を強く要望いたします。</p> <p>2つ目の事例である「移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH とモバイルのセット割引を行う際、正当な理由なく排他的な組み合わせで提供することは、実質的な禁止行為に該当」に関しては、NTT ドコモ殿は「ドコモ光」を開始するに当たり、自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱っていないことを立証しておりません。このため、「ドコモ光」を開始する条件として、自己の関係事業者以外の事業者のサービスを取り扱う仕組みを公表す</p>	

るなどの施策を講じて頂くことをお願いいたします。

(STNet)

- 10/31にNTTドコモからNTT東西のサービス卸と自社移動通信サービスのセット割引を開始する旨公表されたところですが、固定通信および移動通信の両市場で圧倒的なシェアを持つ両サービスにより潜脱的に公正競争を阻害する行為が行われる虞があることを危惧します。予めガイドライン等で競争阻害行為を具体的に例示、明確化した上で、違反が判明した際には速やかに是正され得る措置が講じられるようにすべきと考えます。

事業者がスピード感を持ったサービス展開を行うことが重要であることと同様に、公正競争の環境維持もスピード感を持った対応がなされることが肝要であると考えます。

(日本ケーブルテレビ連盟)

- 「移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為である」とありますが、実際に先日NTTグループに属する禁止行為事業者であるNTTドコモがNTT東・西のサービス卸を利用した「ドコモ光」やドコモ携帯とのセット割引を開始する旨を公表したところ。その際、以下に挙げた事例のような方法で、自己の関係事業者であるNTT東・西のサービスを排他的に有利に扱うおそれがあることから、これらについても共同ガイドライン等で競争阻害行為であることを明確にし、NTTドコモに個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命

令を出す等の行政措置を講じ、これらの競争阻害行為を未然に防ぐ必要があります。

(KDDI)

■ 2. NTT ドコモ殿による「セット割」禁止

NTT グループ各社相互の市場支配力を背景に NTT グループの顧客囲い込みが進展し、NTT グループの独占回帰が懸念されるため、少なくとも、NTT ドコモ殿に課された「セット割」等排他的連携サービスの禁止に係る規制を徹底すること

(DSL 事業者協議会)

■ 1. NTT ドコモ殿のセット割に関する問題点

(1) 基本的考え方

3. 1. 2に対する意見で述べたとおり、本サービスについては、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。

特にその連携が排他的であった場合には、更におそれが強まることから、最低限、排他的NTT セット割やセット販売等は明確に禁止されるべきです。

(2) 具体的な措置

NTT ドコモ殿は、すでにNTT セット割の提供を表明されていますが、仮に提供される場合には、以下条件が担保されるべきと考え、それまではNTT セット割の提供を開始すべきではないと考えます。

- ・ 自社を含めたグループ会社と他社を同等に取り扱う義務及び他の電気通信事業者や端末メーカー・販売事業者等への不当な規律・干渉を行ってはならない義務をNTT ドコモ殿に課すこと
- ・ NTT ドコモ殿が以下の義務を果たせる体制を構築（法令・ガイドライン等の整備）すること
- ・ NTT ドコモ殿がNTT 東西殿から固定通信サービスを調達する場合は他の固定通信事

<p>業者からの調達も同等に扱うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT ドコモ殿が自社光サービス（ドコモ光）を用い、自社を含めた NTT グループ会社のモバイルサービスやインターネット接続サービスとセット割やセット販売を行う場合は、他の移動通信事業者や ISP とも同等にセット割やセット販売を行うこと ・ NTT ドコモ殿が協業する（卸を受ける場合を含む）際に、ISP 等に対し高額な割引原資の要求等、不当な条件を課さないこと 等 ・ 次項 2 に述べる NTT 東西殿との取引が他社と公平な条件であることが確認されること <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	
<p>■ NTT ドコモによる光ファイバーと携帯電話とのセット割に関しては、NTT ドコモの市場シェア（PHS を除く）が 33.3%を切るまでは、反対します。</p> <p>（個人）</p>	
<p>意見 3-45 セット割引と、サービス卸の提供を受けて実現する「自社のサービスの組み合わせ」は本質的に異なる。</p>	<p>考え方 3-45</p>
<p>■ サービス卸の提供を受けた FTTH サービスと当社の移動通信サービスを組み合わせた自己のサービスとしてのセット割引が、『「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。』と指摘されていますが、いわゆる「セット割」と、サービス卸の提供を受けて実現する「自社のサービスの組み合わせ」は本質的に異なるものであり、指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>いわゆる「セット割」は、他社が提供する光サービスと自らの携帯電話サービスをセットにして割引くものである一方、サービス卸の提供を受けた事業者が実現する FTTH サービスと自らの通信サービスとの間の「自社のサービスの組み合わせ」は、いわゆる「セット割」とは本質的に異なるものです。当社が提供する「光サービスとそ</p>	<p>■ セット割引に関する御意見については、答申（案）において、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられるが、これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討するこ</p>

の他サービスの組み合わせ」も、他社から卸された光サービスを基に付加価値等を加えて提供する「自社の光サービス」と自社の携帯電話や ISP サービスとを組み合わせで提供する「自社のサービスとの組み合わせ」であり、当然「セット割」とは本質的に異なるもので、イコールフットィングには馴染みません。そもそも他社がユーザに提供する「光サービス」と、当社が卸された光サービスを基に付加価値等を加えて提供する「自社の光サービス」は異なるものであり、同列に扱うべきではありません。これは例えば、当社のネットワークを卸受けて提供されている MVNO 各社の携帯電話サービスと、当社が提供する携帯電話サービスは全く異なっていることと同様です。

また、イコールフットィングは「電気通信役務の提供の業務」を対象としておりますが、本答申（案）においては電気通信設備の「仕入れ（卸受け）」に拡大解釈されているようにも見えます。

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」においても、電気通信設備を卸受ける場合の調達先を対象とした禁止行為類型が例示されていないことから、イコールフットィングの適用範囲として調達先にまで及ばないとする解釈がなされていたことは明らかだと考えます。

当社としては他の固定通信事業者から提案があれば、料金の経済合理性、保守の信頼性等諸要素を勘案し、ビジネスベースで判断し、メリットがある提案であれば、卸提供を受ける所存です。仮に仕入れ側もイコールフットィングの対象とされれば、企業経営の自由度が著しく制約され、競争力が低下するだけでなく、そもそもユーザーニーズがない光サービスまで仕入れることとなれば、光サービスが複雑化することによる説明時間の長時間化等が想定され、利用者利便の向上も妨げられることとなります。

加えて、サービス提供に際し、最適な調達先を選定することは経営判断そのものです。従って、その判断に対して客観的に「不当」か否かは判断しえません。調達先にまでイコールフットィングの対象と解釈され、卸受け側が非「不当性」の立証責任を負うことは実行上不可能であると考えます。

とが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。

<p>従って、「仕入れ（卸受け）」にまでイコールフットイングが及ぶものではないことは明確にすべきです。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 3-46 0AB~JIP 電話サービスの公共性確保の点からサービス卸の提供に反対。</p>	<p>考え方 3-46</p>
<p>■ 総務省案は、NTT東西による光「サービス卸」をイノベーション創出や光回線利用率向上の観点から評価し、それを認める方針です。</p> <p>総務省案も想定のとおり、「サービス卸」の開始により移動通信事業者がFTTサービスと移動通信サービスの「セット割引」を行い、現在、指定電気通信役務に指定されNTT東西が提供する0AB~JIP電話サービスも「サービス卸」を受ける通信事業者等へ移行するものと考えられます。0AB~JIP電話サービスは、平成20年の「ユニバーサルサービス制度の在り方」検討の際にも加入電話に代わるサービス（公共性の高いサービス）として位置づけられており、その公共性確保は不可欠です。</p> <p>光「サービス卸」の開始は、0AB~JIP電話サービスの提供事業者の無原則な拡大につながりかねず、公共性確保が損なわれる可能性もあります。0AB~JIP電話サービスの公共性確保の上からも光「サービス卸」は慎重に行われるべきあり、本答申による承認に反対します。</p> <p>また、ユニバーサルサービス制度の見直しの際、NTT東西のFTTHサービスが、適格事業者としての実績やサービス品質からみてユニバーサルアクセスとして取り扱われる可能性も十分にあり、その条件を阻害する恐れのある光「サービス卸」の開始は、そうした点からも再検討されるべきと考えます。</p> <p>(通信産業労働組合)</p>	<p>■ サービス卸の提供が、光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携による多様な新サービスの創出を促進し、これらの新サービスのユーザが新たに光回線を利用することによって、光回線の利用率の向上に資するものと考えており、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>■ なお、0AB~J番号を使用する光IP電話のうちユニバーサルサービスとして位置付けられているものは、提供主体や料金水準について電気通信事業法上の基準を満たしたもののみである。</p> <p>■ また、ユニバーサルサービスの対象となるサービス、地域、提供事業者、提供のための技術・費用負担の在り方等については、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>意見 3-47 不適切営業が日常的に行われているため、現状のままサービス卸が提供された場合、NTTとNTTドコモが豊富な資金力に基づき顧客の困り込みを行うことになり、「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展」に貢献しない。</p>	<p>考え方 3-47</p>

- 不適切営業といわざるをえない問題が現場で日常行われております。
- ・ 公開していない個人情報の入手とそれを活用することの説明がされない。
 - ・ 営業代理店に委託して勧誘等を行う場合が殆どで、コンプライアンスに違反する行為が行われるリスクがあり、また代理店の管理が不明で疑わしい事実が発生しても、透明性が確保されない上に責任者であるエヌ・ティ・ティが委託先の責任として片付けてしまう。
- 仮にエヌ・ティ・ティの卸サービスが許可された場合、圧倒的シェアを持つエヌ・ティ・ティと、携帯電話の圧倒的なシェアを持つドコモが、豊富な資金力に基づき不適切な営業も管理できないまま、ありとあらゆる手段により単なる顧客の囲い込みを行うだけであり、崇高な目標である「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展」には貢献しません。
- 総務省様におかれましては、NTT サービス卸の許可に賢明なご判断をお願い申し上げます。

(個人)

- キャッシュバックに関する御意見については、答申（案）において、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあることに留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。
- サービス卸の提供の開始に当たっては、消費者が円滑にサービスの提供を受けられるよう、電気通信サービス向上推進協議会等の場において、新たにサービスを開始する事業者等を含め、消費者保護ルールの遵守徹底、サービス卸の営業に係る業界の自主ルールの策定等について、関係事業者等が十分に検討を行った上で、取組を進めていくことが適当であり、総務省としても必要な支援・取組等を行っていくことが適当と考える。
- なお、答申（案）5. 1. 2. (3) に示したとおり、販売勧誘活動の在り方に関しては、再勧誘禁止の制度化や、代理店に対する監督制度を設けることが適当としており、総務省において具体的な制度設計を行うことが適当と考える。
- また、電気通信事業者における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを遵守徹底することが重要と考える。

4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現

4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

意見	考え方
<p>意見 4-1 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進について、答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方 4-1</p>
<p>■ 本答申案 4.1.2 に掲げられております通り、移動通信市場において、主要事業者のグループ化による更なる寡占化の進展、グループの一体経営による市場支配力の濫用を防ぐために、グループ化に関する規律の導入や非対称規制の対象事業者の指定の基準にグループ単位のシェアを導入することについて、MVNO の市場参入を容易なものとする観点から、これに賛成いたします。</p> <p>公正競争を担保しつつグループに対する規律の導入を実効あるものにするために、グループの明確な定義を設けることは重要であると考えます。この際、グループ内各社の出資関係や出資率、取引率など、経営における客観的かつ数値的な基準を採用されることが望ましいと考えます。</p> <p>■ 本答申案 4.1.2 (3) に掲げられています通り、グループ化の進展に伴い、グループ内外における卸電気通信役務契約の公平性確保や多様なプレーヤー間の公平な競争の担保が今後の課題となっています。取引に係る公平性を確保する方向性が本答申案に盛り込まれたことに賛成し、行政における相対取引の実効ある監視による透明性の担保が重要であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、グループ化の基準については、答申(案)に示したとおり、携帯電話や BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しているなど、グループとして一体的な経営を行っている状況にあることを踏まえた上で、総務省において具体的に検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-2 総務省のこれまでの設備ベースの競争政策は有効に機能しており、利用者の便益につながっている。公正競争を引き続き維持できる中長期的な視点に立った政策が必要。</p>	<p>考え方 4-2</p>

<p>■ 総務省のこれまでの設備ベースの競争政策は有効に機能していると考えており、その結果ブロードバンド利用者は増加し、料金の低下等、利用者の便益につながっているとの認識です。</p> <p>2020 年に向けては、今後の ICT 利活用拡大に伴うトラヒック増への対応や、安心・安全かつ強靱な情報通信網の構築は更に重要になると考えています。例えば固定アクセス回線についても、NTT 東西のみに依存せず、キャリアダイバーシティによるネットワークの強靱化が必要であると考えられ、ケーブルテレビ事業者がすでに有する幹線総延長 37 万 Km に及ぶケーブルテレビネットワークを、携帯データオフロードや Wi-Fi 基地局バックホールとして活用することも見込まれます。強靱化の一端を担うものとして、ケーブルテレビの固定網を今後活用していくことはますます重要になっていくものと考えます。</p> <p>ただし固定通信市場で強い支配力を有する NTT 東西とケーブルテレビ事業者の間では、加入者数や売上高などに依然として大きな差があります。こうした現状下で、弊社を含むケーブルテレビ事業者が引き続き設備整備を行っていけるよう、公正競争を引き続き維持できる中長期な視点に立った政策を要望します。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、自ら回線設備を設置する事業者(以下「設備設置事業者」という。)による競争は、設備コストの削減によるサービス多様化・料金低廉化、ネットワークの冗長化、サービスエリアの拡大等、利用者便益の向上につながるものであり、答申(案)では、その重要性を踏まえた競争政策を提言しているところである。</p>
<p>意見 4-3 料金水準や営業利益に関する記述は印象論であるため削除すべき。</p>	<p>考え方 4-3</p>
<p>■【答申案】</p> <p>その結果、協調的寡占の色彩が強い状況とも指摘されるように、3グループの主要各社の料金プランは横並びとなっているほか、我が国のスマートフォンの料金が国際的に見ても高い水準である一方で、3グループの連結営業利益(2013(平成25)年度)は我が国の中でいずれも 10 位以内という状況となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>当該記述は意味が明瞭でない印象論であるため、削除すべきであると考えます。</p>	<p>■ 当該記述は、移動通信市場の現状について、データに基づき多面的に示しているものであり、これを明確化するため、答申(案)に参照データに関する脚注を追記することとする。</p> <p>なお、3グループ主要各社の料金プランについては参考資料 61、62、スマートフォンの料金の国際比較については参考資料 26、3グループの連結営業利益については参考資料 24 を参照。</p> <p>また、MVNO の契約数シェアは 5.0%と低水準にとどまっている実態に照らせば、MVNO も含めた競争が十分に進展していると</p>

<p>MVNOを含めて多様な料金の実現している状況があるにも関わらず、3グループの主要各社の料金プランを横並びとして、これを踏まえてスマートフォンが国際的に見ても高い料金水準であると示した上で、「一方で」として3グループの連結営業利益が国内で10位内であると評価しており、あたかも国際的に高い料金を3グループが協調して提供しそれが営業利益の源泉であるかのような記述となっておりますが、なんら根拠が示されておらず、誤解を招きかねない不適切な表現であると考えます。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>はいえない。</p>
<p>意見4-4 競争状況を検証するに当たって周波数の保有量を用いることは適当でなく、周波数を競争の要素とする場合には、その量だけでなく、帯域ごとの特性等、電波の質を加味して検討すべき。</p>	<p>考え方4-4</p>
<p>■ 本答申(案)では、グループに関する規律も含めて競争政策と電波政策で連携を図っていくことが適当であるとされ、MNO間の競争にとって「電波の幅は重要な要素のひとつである」として、各社の割当帯域幅・利用帯域幅がグループ毎に例示されています(図表【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況】)。しかしながら、周波数保有状況を考慮する場合に、各帯域の利用制限や、帯域毎の特性(回折性の強弱等)を勘案せずに比較することは、各社の実際の競争力を正確に反映できず、特定の事業者やグループの競争力を過小に、あるいは過大に評価することに繋がるおそれがあります。また、同図表ではPHS帯域が弊社共グループへの割当て帯域として示されていますが、当該帯域はそもそも個社に割当てられておらず、基地局免許や登録によってワイモバイル株式会社殿以外の事業者も利用可能であることから、保有帯域の比較に含めることは適当ではありません。(※)</p> <p>以上のことから、同図表においては、各事業者への電波の割当状況としてPHS帯域が記載されているものを削除頂くとともに、電波政策との連携という観点においては、上述で指摘した各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、MNO間の競争にとって、割当てを受けている電波の幅(周波数幅)は重要な要素のひとつであるが、それのみをもって競争状況を判断するものではなく、答申(案)は、各社のサービスシェアや料金プラン、株式取得の状況等多面的なデータに基づき検証を行い提言を取りまとめているところである。</p> <p>■ PHS帯域の使用状況に関する御意見については、答申(案)の図表では、現時点で実際に事業者が使用している帯域幅について記載したものである。</p> <p>■ 周波数保有量を直ちに市場支配力の有無の指標とすることは適切ではないとの御意見については、市場支配力の有無は、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市</p>

※仮にこれらを考慮した場合、弊社共が使える保有周波数帯は、現時点で 130MHz となります

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 本答申案では、MNO 間の競争の重要要素として、電波の幅（周波数幅）のみが取り上げられていますが、周波数特性（低い周波数ほどエリア展開に優位）、グローバルな相互接続性（ネットワークや端末調達におけるスケールメリットによるコスト優位性及び期間短縮化）、及び割当て時期の前後差によるサービス投入や設備投資の効率性（より計画的な事業展開が可能）といった周波数の質も競争優位性の要因となるため、この点も加味して評価したうえでの結論とすべきと考えます。

また、この周波数の質が十分に評価されないまま、周波数割当て時の競願時条件として、周波数のひっ迫状態のみを重要視、特に加入者あたりの周波数幅だけを取り上げて評価するといった現状の市場状態の追認型の周波数割当ては適切ではないと考えます。

(ワイモバイル)

■ 電波政策と競争政策の連携を図ることは適切であると考えますが、両政策をリンクさせる場合には、評価対象とその指標との整合性について十分な検討が必要と考えます。例えば、競争政策を検討するにあたって、周波数の保有量を用いることは適切ではないことに留意すべきです。周波数の保有量は、工場の生産能力と同様に潜在的な供給能力の構成要素の一つに過ぎず、それ自体で製品（サービス）のシェア（占有率）と結びつく訳ではないことや、保有する周波数の特性等によってもサービス戦略に違いが出てくることから、保有量を直ちに市場支配力の有無の指標とすることは適切ではありません。

(KDDI)

場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方（平成 24 年 4 月策定）のとおり、市場シェアの推移等に加え、事業規模、市場への影響力等の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断されるものである。

■ なお、今後の移動通信用の周波数割当てにおける方向性等の電波政策については、現在、「電波政策ビジョン懇談会」において検討が進められているため、今後の参考として承る。

意見 4-5 主要事業者のグループ化に関する規律の導入に賛同。	考え方 4-5
<p>■ グループ化に係る資本関係の取引について、総務省殿が審査を行う等の規律の導入に賛同します。</p> <p>寡占市場において大規模な利益・顧客基盤を有する移動通信事業者がこれ以上強化し、その資金力を原資に固定通信市場に進出する場合、固定通信市場の公正競争が阻害されることが危惧されます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 主要事業者のグループ化に関する規律の導入については、答申(案)に示したとおり、事業主体が実質的に3グループに収れんし、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている状況にあること等を踏まえて検討したものであり、サービス競争事業者の合併等についても審査対象とするか検討すべきとの御意見については今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、独占禁止法との関係に関する御意見については、考え方4-7のとおり。</p>
<p>■○ 「主要事業者のグループ化に関する規律の導入」に賛同します。</p> <p>○ 本答申(案)では、本規律による審査対象を設備設置事業者に限定されていますが、一定の市場シェアをもつサービス競争事業者の合併等についても競争の縮退要因となると考えられることから、設備設置事業者と同様に審査対象とするかどうか慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>■ (1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>主要事業者のグループ化に関する規律の導入において、固定通信も含めて検討することに対し、賛成します。</p> <p>特に、固定通信市場においては、ケーブルテレビ事業者と電力系 FTTH 事業者による合併が否定できないと思います。実際に KDDI グループ殿は、旧電力系 FTTH 事業者を買収したり、1位と2位のケーブルテレビ事業者を合併させ、市場シェアの50%を握るに至りました。仮に関西地区でケイ・オプティコム殿に一部であっても資本投下や買収すれば、現状3グループ以上の選択肢(NTT 東西殿、KDDI グループ殿(J:COM)、ケイ・オプティ殿)がある状態が、2グループによる複占状態(Duopoly)となってしまうかねません。</p> <p>既にこれは、「au スマートバリュー」という企業間契約によって垣間見えています。</p>	

<p>KDDI グループ殿、ケーブルテレビ事業者各社殿、電力系 FTTH 事業者各社殿は、その固定網販売において卸売メニューも提供されず、総務省からの規律適用が無い事から芯線貸しも行われていない為、あくまでも KDDI グループ殿の「au ブランド」の携帯電話契約のみに対する、料金値引き策となっているからです。</p> <p>(個人)</p>	
<p>■ 規律導入における趣旨には賛同しますが、合併や株式取得については既に独占禁止法等での規制も存在することから、過度な二重規制とならないよう、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 4-6 グループ化に関する規律の導入には、審査対象の最小化、明確な基準策定等の課題がある。</p>	<p>考え方 4-6</p>
<p>■ (1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>本制度の導入には以下の課題があると考えますので、これらの課題のもと、本制度の設計については、電気通信事業法として審査対象の最小化、明確な基準策定、迅速な処理等の確保が前提になるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「競争の縮退を招くおそれ」の定量的評価と予見性の確保 ・ 企業の事業活動を一定程度制限する側面を有するため、萎縮効果への懸念 ・ 我が国における独占禁止法との関連性 ・ 事前手続きの場合における審査期間と機密情報の保持 <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、事業主体が実質的に3グループに収れんし、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている状況にあること等を踏まえれば、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図る観点から主要事業者のグループ化に関する規律を導入することが適当と考える。具体的な規律の導入に当たっては、答申(案)に示したとおり、事業者の自由な経営活動を萎縮させないよう制度の予見性と透明性の確保を図るとともに、過度な規制とならないよう留意しつつ、総務省において具体的に検討することが望ましい。</p>

	<p>■ なお、独占禁止法との関係に関する御意見については、考え方4-7のとおり。</p>
<p>意見4-7 独占禁止法上の企業結合規制等現行の規制で十分であり、グループ化に関する新たな規律の導入に反対。</p>	<p>考え方4-7</p>
<p>■ グループ化に関する新たな規制は不要と考えます。</p> <p>グループ化については、独占禁止法に基づく企業結合規制が存在しており、寡占化の防止については既に十分な規制が存在しております。また、サービス多様化、料金低廉化の観点についても、現行の電気通信事業法が提供するサービスや料金水準について原則自由としている以上、企業結合時において審査を行ったところで、これを確保することはできないと考えます。</p> <p>NTT東西による「サービス卸」という重大な競争上の懸念がある行為を、業務改善命令という現行の事後規制の存在に基づき許容する一方で、「競争に与える影響について問題がないか否か」が不明な、グループ化という行為については事前の判断を行うこととするのは、規制のバランスを欠いていると言わざるを得ません。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、事業主体が実質的に3グループに収れんし、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている状況にあること等を踏まえれば、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図る観点から主要事業者のグループ化に関する規律を導入することが適当と考える。</p> <p>■ また、独占禁止法（昭和22年法律第54号）の企業結合規制（市場集中規制）は、複数の企業が合併等の企業結合を行うことにより、特定の市場における競争を実質的に制限することを防止する観点から審査を行うものである一方、答申（案）に示したグループ化に関する規律は、電波の有限希少性により新規参入が困難である等の電気通信事業の特性を踏まえ、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図る観点から審査が必要としているものであり、独占禁止法の企業結合規制（市場集中規制）とは異なるものである。</p> <p>■ なお、NTTグループに課されている規律や累次の公正競争要件については、答申(案)4.3.2.(3)に示したとおり、</p>
<p>■ 資本関係の取引は、企業が柔軟かつスピーディなビジネス展開を可能とするため、原則、独占禁止法上の企業結合規制に委ねるべきと考えます。少なくとも、グループ内における株式取得や資本関係の取引は、競争の縮退を招くおそれが少ないことから、独占禁止法と同様にその審査対象から除くべきです。</p> <p>しかしながら、NTTグループにおいては、以下の経緯・観点から、自由に再統合すること等は競争上重大な問題であり、審査制度を設ける以前に明確に禁止すべきです。</p> <p>・分離・分割前の日本電信電話株式会社殿（以下、「旧NTT殿」といいます。）は公社時代に、電話加入権による資金調達や道路等の公共財の独占的利用といった、国民の負担により設備基盤を構築しており、NTTグループ各社は現在もその施設を活用していること</p>	

- ・独占企業であった旧 NTT 殿と新規参入事業者との公正競争環境を実現するため、株式会社 NTT データ殿、NTT ドコモ殿、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ株式会社殿の分離・分割が行われたこと
- ・現状においても NTT グループはあらゆる市場において市場支配的事業者を有していることから、他の市場における市場支配的事業者との資本関係の取引が行われた場合、相互の市場における公正競争環境に支障を来すおそれがあること
- ・特に NTT 東西殿は、依然としてボトルネック設備（2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%）を保有し、FTTH 市場における契約数シェア（70%以上）は諸外国と比較して極めて高い状況にあること

また、本答申（案）では「制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当」との見解が示されていますが、競争政策と電波政策の連携に当たっては、前項（4. 1. 1.）における意見のとおり、各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 移動通信市場は MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、政府出資の NTT 持株会社の配下で圧倒的な市場支配力を維持している NTT ドコモに対する規制を除き、移動通信事業者に対する新たな規制は不要と考えます。

むしろ、政府出資を受ける特殊法人である NTT 持株会社の下、固定・モバイル両市場でドミナントである NTT 東・西や NTT ドコモをはじめとするグループ各社が一体経営されていることを踏まえると、NTT グループの一体経営に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否かを判断することが必要です。

特殊法人である NTT グループの一体経営に係る行為が競争へ与える影響の有無を判断するにあたっては、企業経営上、少額出資で持分法適用会社の対象にもならない会

これらの規律等が十分に機能しているかフォローアップを行うことが適当と考える。

社であっても、出資元から役員を派遣するなどして実質的に当該会社を支配していることに留意すべきと考えます。したがって、NTT グループを捉えるにあたっては、連結子会社や持分法適用会社だけでなく、NTT 持株を含む NTT グループ各社が少額出資をしている事業者や役員を派遣している事業者等 NTT グループと何らかの関係がある事業者も含めて「自己の関係事業者」と定義すべきです。ただし、NTT 法という特別法で規律されている NTT と一般企業を同列に扱うべきではないと考えます。

- 電気通信事業者の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について総務省が審査を行うことを可能とする規律を導入することが適当とされていますが、本来、資本取引を含む企業活動は原則自由に行われるべきであり、総務省が審査を可能とする規律の導入は、事業者の自由な経営活動を過度に委縮させることになるため不要と考えます。

ただし、上述のとおり NTT グループは、政府出資を受ける特殊法人である NTT 持株会社の下、固定・モバイル両市場でドミナントである NTT 東・西や NTT ドコモをはじめとするグループ各社が一体経営されており、電気通信市場全体で圧倒的な市場支配力を有しています。その NTT グループ各社が同一市場内での合併や株式取得だけでなく市場を跨いだ合併、株式取得等が行われた場合、NTT グループの市場支配力が当該市場に及ぶ可能性があることから、NTT グループに係る資本取引については厳格にチェックする必要があると考えます。

その際、NTT グループは、持株会社体制を敷いていることや少額出資であっても役員を派遣するなどして実質的に支配していることに留意が必要です。したがって、連結子会社や持分法適用会社だけでなく、NTT 持株を含む NTT グループ各社が少額出資をしている事業者や役員を派遣している事業者等 NTT グループと何らかの関係がある事業者も含めて「自己の関係事業者」と定義し、その範囲内の全ての資本取引について審査すべきと考えます。

(KDDI)	
意見 4-8 競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことに賛同。	考え方 4-8
<p>■ 「競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当」とする考え方に賛同します。</p> <p>今後の電波政策に競争政策の考え方を導入することで、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数割当や再免許交付の要件に MVNO への設備開放のコミットを求める等モバイル市場の競争促進に資する要素を加える ・グループ外の MVNO の受入・設備開放の多寡に応じて周波数割当の優先権・インセンティブを与える <p>等の新たな施策を導入することが考えられ、電波の有効利用と競争の双方がより促進される政策の立案が期待できるものと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
意見 4-9 競争政策と電波政策の連携に当たっては、市場競争に関するビジョンの醸成が必要。	考え方 4-9
<p>■ 競争政策と電波政策との連携にあたっては、その政策の遂行にあたって市場競争のあるべき具体的な競争状態（ビジョン）の醸成が必要不可欠と考えます。そのビジョンの醸成がなければ、例えば、周波数割当て時の競願時条件として、周波数のひっ迫状態のみを重要視するといった現状の市場状態の追認型の政策になることは適切ではないと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）6. 1. 2. (1) に示したとおり、競争政策と電波政策の連携に当たっては、競争状況を踏まえた行政運営に関する統一的な指針の作成過程において、電波政策についても十分考慮を行い、連携を図っていくことが適当と考える。</p>
意見 4-10 グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しに賛同。	考え方 4-10
<p>■ 近年、当社以外の事業者においてグループの一体的な経営が進展し、電波利用や販売戦略上の連携が行われ、実質的にグループ一体として事業が展開されている一方、規制は事業体毎に指定・運用されていることから、非対称規制について「グループ概</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>

<p>念」を導入することは実態に即した方向であるとして賛同致します。他方、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者に対する規律については、「必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である」とされておりますが、当該事業者を通じた規制の潜脱が行われ、本答申（案）の趣旨が損なわれることのないような制度設計を要望します。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 4-11 シェアが低く規模の小さい事業者については、追加的な規制は課すべきでない。</p>	<p>考え方 4-11</p>
<p>■ シェアが低く規模の小さい事業者については、その事業者単体については相対的に市場への影響度合いが低いことから、現行制度からの追加的な規制は課すべきではないと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、近年、複数の MNO のグループ化が進展し、各グループ内において、携帯電話や BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展するなど、グループとして一体的に経営している状況を踏まえれば、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、規制の目的に応じて「グループ」の概念を導入し、市場の実態に合致した制度とすることが適当と考える。</p> <p>その際、シェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとってはその規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要としている。</p>
<p>意見 4-12 シェアが相当程度低く規模の小さい事業者について、シェアのみをもって異なる規律を適用すべきでない。</p>	<p>考え方 4-12</p>
<p>■○ 「現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて『グループ』の概念を</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、近年、複数の MNO のグループ化が進展し、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合</p>

導入することが適当」とする考え方に賛同します。

- しかしながら、「そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要」について、現在のモバイル市場においては、二種指定事業者を含むグループ各社が、グループ内で協調的な行動をとることで互いの長所を伸ばし、短所を補っている状況にあることから、シェアのみをもって異なる規律を適用すべきではないと考えます。
- 下位 MNO※は、自社グループの二種指定事業者（上位 MNO）と協調することで互いの交渉力・競争力を著しく向上させたり、互いのシェアをコントロールしたりすることが可能であることから、次の点にも着目して制度設計することが必要と考えます。
 - ・ 各グループ内の MNO が一体で設備を構築・共用しており、接続協議における二種指定事業者と下位 MNO の交渉力が同一化している
 - ・ 下位 MNO は、二種指定ガイドラインに則った接続料や提供条件を示していない一方で、グループ内事業者のみを優遇している疑念が拭えず、グループ外の MVNO に対して参入障壁を設けている
 - ・ 下位 MNO が二種指定事業者のサービスをセット販売・割引しているケースがあり、二種指定事業者のシェアを梃子にした事業活動を展開するだけでなく、二種指定事業者のシェア向上にも寄与している
 - ・ 下位 MNO は、二種指定事業者を中核とした自社グループ戦略上の補完的な役割を果たしており、二種指定事業者との競争を避けるため、敢えて自らのシェア向上を犠牲にしている可能性がある
- なお、グループ内で設備を共用・一体運用している場合においては、グループ外事業者・MVNO とのイコールフットィング確保の観点から、グループ外事業者・MVNO に対しても同等の条件で設備開放を義務付けるべきと考えます。

わせた「電波利用の連携」が進展するなど、グループとして一体的に経営している状況を踏まえれば、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入し、市場の実態に合致した制度とすることが適当と考える。

一方で、移動通信市場における非対称規制は、一定以上の端末シェアや収益シェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性や市場支配力を背景に、不当な競争を引き起こすおそれがあることに鑑み設けられたものであり、例えば、ネットワークが別々に構築されていることにより規模の小さい事業者にとって交渉上の優位性が高まらない場合などには、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、総務省において、適切な制度設計を行うことが適当と考える。

<p>※ 下位 MNO：二種指定事業者を除く MNO（携帯電話事業者、BWA 事業者）を指す。 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価 2013」（平成 26 年 10 月 10 日公表）P150 参照。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 4-13 小規模事業者が同一グループ内の事業者の市場支配力等を背景に相手方に圧力をかけることは考えにくいと、グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しに反対。</p>	<p>考え方 4-13</p>
<p>■ 電気通信事業は、『事業者間協議の円滑化に関するガイドライン』の冒頭にあるとおり「ある電気通信事業者のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している」ものであり、移動通信事業者各社が保有するネットワークへの接続及び卸電気通信役務に係る協議・協定や契約の締結等（以下、「協議等」といいます。）については、基本的にネットワークを保有する個社ごとに行う必要があるため、協議等において、あるグループに属する小規模事業者が同一グループ内に属する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下、「二種指定事業者」といいます。）の市場支配力や交渉力を背景に相手方に圧力をかけるようなことは困難であると考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備に係る規制や禁止行為規制といった諸規制は、移動通信事業者の市場支配力や交渉力に着目して対象を決定するものであり、上述のとおり協議等も個社単位で行われるため、これら諸規制の対象を移動通信事業者単体ではなくグループ単位のシェアで判断することは、同一グループに属する移動通信事業者が複数存在する場合に、実態と乖離した過大な評価により過剰な規制を課されるのではないかと懸念があります。</p> <p>昨今、移動通信市場においては移動通信事業者の接続料が低廉化したことで、MVNO による格安プランが多数提供され、マスコミからも注目される等、MVNO による競争が</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、近年、複数の MNO のグループ化が進展し、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展するなど、グループとして一体的に経営している状況にあり、シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用等が行われ、MVNO 等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきていることに鑑みれば、規制の目的に応じて「グループ」の概念を導入し、市場の実態に合致した制度とすることが適当と考える。</p>

<p>成立しつつあります。今年度においても、株式会社ケイ・オプティコム殿や楽天株式会社殿による MVNO サービスが開始される等、まさに市場が活性化しつつあることから、現時点で新たにグループ単位シェアによる規制を検討する必要性は認められないと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ 移動通信市場は MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、政府出資の NTT 持株会社の配下で圧倒的な市場支配力を維持している NTT ドコモに対する規制を除き、移動通信事業者への新たな規制の導入は不要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-14 「グループ」の概念や非対称規制の対象範囲について、その基準を明確にすべき。また、対象範囲に BWA を含めることに反対。</p>	<p>考え方 4-14</p>
<p>■ 「グループ」の概念構成及び二種指定設備制度の対象サービス（シェアの算定対象となるサービス）の追加範囲については、恣意的な運用にならないように市場での競争力に資する項目などを設定する基本原則を明確化すべきと考えます。</p> <p>(基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話技術との互換性 ・ 携帯電話サービスとの同質性 ・ 市場参入の可能性が制限（周波数の利用の機会が確保されていない） ・ 技術汎用性 <p>また、「市場の実態に合致した制度」とありますが、契約者数や収益高の算出方法についても、各事業者のサービス提供内容や端末実装の実態を勘案した上で設定する必要があります。</p>	<p>■ 移動通信市場における非対称規制は、移動通信市場が周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されている中で、同一市場において一定以上の端末シェアや収益シェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性や市場支配力を背景に、不当な競争を引き起こすおそれがあることに鑑み設けられたものであることを踏まえれば、サービスの態様、品質、料金、提供地域等を勘案して同質性が高いと認められるサービスについては、同一市場のサービスとして同様の規律を適用することが適当と考える。</p> <p>なお、BWA は、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2013」（平成 26 年 10 月）においても携帯電話と同一の市場（移動系データ通信市場・移動系超高速ブロードバンド市場）とし</p>

(ワイモバイル)

- 非対称規制の対象にBWAを含めることには強く反対します。

提供するサービスや設備規律が明らかに異なるBWAについて、携帯電話と同質化しているとの判断は、何ら根拠が示されておらず不合理であると言わざるを得ません。

データ専用であるBWAが、音声、データの両サービスを提供可能な携帯電話と同様の市場支配力を持つことはありえず、二種指定設備制度や禁止行為規制を課す対象とする必要性は一切ないと考えます。

弊社は、ローコスト運用が可能なデータ専業のBWA事業者として、MVNOモデルを採用することによって、事業を急速に拡大して参りました。これにより、携帯事業者との差別化を図り、また、モバイル、固定の両方のブロードバンド市場での競争促進を実現し、日本の電気通信サービス市場における低廉な料金や、M2M分野を含めた多種多様なサービスの実現を可能にしました。

携帯電話システムとは異なるデータ通信のみの技術基準や設備規則も含め、BWAに対する規制の枠組みを維持し、引き続き、ローコストな運用が可能な制度にして頂きたいと考えます。

なお、国民の財産である電波の有限希少性に基づくNWの開放義務については、周波数割当時に電波法に基づき一定の規制が課されており、BWAに対して更なる規制は不必要であると考えます。

(UQ コミュニケーションズ)

- なお、答申案では二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、「携帯電話に加えBWA等を含め「グループ単位」のシェアを考慮する」とありますが、音声を利用可能なサービスが中心の携帯電話とデータ通信専用のBWAに代替性があるとは言えず、BWAは携帯電話とは異なる市場であることから、携帯電話とBWAを含めたシェアを用いることは適切ではなく、これまでどおり携帯電話のみの数値を用いるべきと考えます。仮に両者を合算したシェアを用いるのであれば、同一グループ内で重

て評価を行っているように、3.9Gと同様の移動系超高速ブロードバンドサービスであること、携帯電話と同一の端末で一体的にブロードバンドサービスを提供しているものがあること、BWAと携帯電話の周波数を束ねて高速通信を実現することが可能であること、MVNOが提供するサービス内容の8割程度がデータ通信のみであること等を踏まえれば、同一の市場として画定することが適当と考える。

- なお、禁止行為規制の適用対象となる市場支配的な事業者の指定の考え方については、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移动通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方」のとおり、市場シェアの推移等に加え、事業規模、市場への影響力等の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断されるものである。

<p>複する契約者数等を排除した数値を用いるべきです。</p> <p>また、仮に BWA や PHS も移動通信市場に含めてグループ単位のシェアを捉えるとすると、NTT ドコモのシェアが相対的に下がることが想定されますが、2 位との差は依然として 10 ポイント以上あり、NTT ドコモの圧倒的な市場支配力に変化はありません。さらに、NTT ドコモは国が出資する NTT 持株会社が未だに 66%超の株式を保有するなど NTT グループ傘下にあり、NTT グループ内における営業利益の約 68%（2014 年 3 月期）を占める主要な会社であること、契約者数が 6,311 万人（2014 年 3 月末）にのぼり圧倒的な顧客基盤を保持していること、それに加えてグループ体系的な営業体制、信用力、ブランド力、資本関係等を通じた NTT グループの総合的な事業能力を有していることにも十分留意する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-15 非対称規制については、導入当初の役割は果たし終えており、電気通信事業者以外にも適用すべき。</p>	<p>考え方 4-15</p>
<p>■ (2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>「グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し」においては、その前段階として、我が国の通信自由化の歴史において、その新規参入を奨励する目的として非対称規制が存在していたものの、平成 13 年に設定された当時の役割は既に果たし切ったと捉えるべき、と考えます。これは、「もしもし通話時代」の奨励策であり、それは主に「通話料金競争」の環境生成を対象とする非対称規制だからです。</p> <p>他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。</p> <p>また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設けておく事で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。</p> <p>これは、通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP</p>	<p>■ 非対称規制のうち、指定電気通信設備制度については、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保し、円滑に接続可能な環境を整備することで、公正競争の促進や利用者利便の増進を図る観点から対象となる電気通信事業者に規律が課されているものである。</p> <p>また、禁止行為規制については、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から、対象となる電気</p>

<p>事業者等にも適用する事が考えられます。</p> <p>(個人)</p>	<p>通信事業者に規律が課されているものであり、いずれの規律も、公正競争を確保する観点から、現在においても必要性が認められるものである。</p>
<p>意見 4-16 同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入に賛同。</p>	<p>考え方 4-16</p>
<p>■ 答申(案)の「事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」に賛同いたします。</p> <p>(北陸通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ 移動通信市場における MNO グループのシェアは 95%を超えており、MVNO も含めた競争のさらなる促進が重要であると考えます。卸電気通信役務等の相対取引については、MNO グループ内の取引の透明性を高めることに加え、筆頭株主が同一である等の MNO グループであると認識されやすい MVNO と MNO との取引に係る透明性についても検討していくことが、多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境の担保につながり、移動通信市場の競争を促進させるものと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	
<p>■○ 「(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保」に示された考え方に賛同します。</p> <p>○ 海外各国においては、MNO がサブブランドとして MVNO 子会社を設立するケースが一般化しており、今後、国内 MNO においても同様の動きが顕著となる可能性があります。</p> <p>○ そのため、各グループ内 MNO 間の相対取引のみならず、同一グループ内の MNO、MVNO、MVNE それぞれの間でなされる相対取引についても総務省において把握し、公正競争の確保に向けた取組に活用することが必要と考えます。</p>	

<p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 4-17 同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入について、過度な負担を強いること等がないよう制度設計において考慮すべき。</p>	<p>考え方 4-17</p>
<p>■ 「総務省において必要な内容を把握できる仕組み」の検討にあたっては、本答申(案)の目的である他事業者との連携に支障が生ずることのないよう、事前に契約内容を届け出る必要があるといったような、連携する当事者へ過度な負担を強いることや、行政手続により迅速なサービス提供が妨げられることが無いように制度設計において考慮すべきと考えます。</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されている。このような中で、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している状況を踏まえれば、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するためには、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すること等により、規制の実効性を高めることが適当と考える。</p>
<p>(NTT ドコモ)</p> <p>■ 従来の禁止行為の対象となる事業者を除いては、相対取引において一律の提供条件を規律として規制することは適切ではなく、当社の経験則からも提供条件の画一化は却ってMNO間の競争力を削ぐ、もしくはMVNOによるサービスの多様性への障壁要因につながるものと考えます。</p> <p>具体的な施策として挙げられている「必要な内容を把握できる仕組み」についても、取引の相手先への萎縮効果や交渉の余地を残さない懸念も生ずるため、合理的な範囲に留めるべきと考えます。</p> <p>例えば「機会を限定する：交渉の妨げとなっている場合に実施」、「影響力を測る：取引規模を勘案したうえで実施」、「接続約款との関連性：接続約款を設定する場合に接続約款における条件での提供は除外」にすることなどが適切と考えます。</p> <p>また、規制コストの最小化の観点も加味し、結果として規制範囲とする必然性がない(市場競争への影響度合いが相対的に認められない)分野に負担がかからない制度設計を要望します。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>当該仕組みの導入にあたっては、卸電気通信役務等の取引の実態等を踏まえ、また、自由な事業展開を阻害しないという観点から、過度な規制とならないよう配慮しつつ、総務省において具体的な検討を行うことが適当と考える。</p>

<p>意見 4-18 自由な事業展開を阻害することになるため、同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入に反対。</p>	<p>考え方 4-18</p>
<p>■ 卸取引に内容についての届出制度、定期的な報告制度（以下、「卸取引の届出等の制度」）は不要であると考えます。</p> <p>企業間の取引条件が通常外部から不明であることは当然のことであり、MVNOとの紛争等の個々の事案において「事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否か」に疑義が生じ、業務改善命令の検討が必要になった際に初めて、現行の電気通信事業法第 166 条に基づき法律の施行に必要な限度において報告を求めれば十分です。</p> <p>何ら具体的な弊害が明らかとなっていない「不透明との指摘」をもって、卸取引の届出等の制度を設けるべきではないと考えております。</p> <p>なお、MNO間の取引については「総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」としている一方で、同様に相対取引を行うことが許容されている「サービス卸」については、「一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討する」（答申（案）22 頁）とされており、規制の導入が明確となっております。</p> <p>MNO対して卸取引の届出等の制度を導入するのであれば、固定通信市場において圧倒的なシェアを有し国の出資を受ける特殊法人であるNTTが提供する「サービス卸」については、MNOに対する規制を超える規制を課すべきことは明らかであり、整合性の取れた規制を行っていただくよう強く要望します。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されている。このような中で、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している状況を踏まえれば、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するためには、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すること等により、規制の実効性を高めることが適当と考える。</p> <p>なお、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁は、電気通信事業者間の紛争の迅速な解決の手段であって、公正競争を確保するための仕組みではない。</p> <p>■ また、固定通信市場において実施していない仕組みを移動通信市場において導入することはバランスを欠くとの御意見については、総務省において卸電気通信役務等の内容や市場の特性に応じた必要な仕組みの導入について検討することが適当と考える。その際、移動通信市場は固定通信市場とは異なり、グループ化や各グループにおける「電波利用の連携」の進展等、グループ一体経営が進展している状況であることを考慮することが適当と考える。</p>
<p>■ 卸電気通信役務等の相対取引は、事業者間での合意により自由に契約が成立するもので、事業者間で合意に至らなかった場合には、電気通信紛争処理委員会により、あっせん仲裁といった仕組みが設けられており、公正競争条件を担保される仕組みとして機能していると考えます。</p> <p>二種指定を受けない事業者が、二種指定を受けている事業者のグループであるとい</p>	

う理由のみで二種指定の役務とは別の役務を行う事業者に対して一種指定の事業者以上の規制を受けることは、過剰規制であると考えます。

また、仮に二種指定の役務において、市場支配力がある事業者のグループであっても、別の役務では、二種指定の役務の支配力とは関係ないものと考えており、二種指定以外の役務の関係の相対取引に対して規制をかけることは意味がないと考えます。グループであっても別会社、別役務である点を考慮していただきたいと考えます。

ただし、禁止行為規制の対象となる事業者の取引については、規制の対象となることは妥当であると考えます。

(Wireless City Planning)

■ 利用者料金に関する規律において、自由競争の促進を目的に従来の事前規制を撤廃し、同時に、提供料金・サービス内容等の相対取引を認めるよう政策転換されてきた経緯や、事業者間の双方の合意により契約条件を取り決めることができるという相対取引の主旨を踏まえると、二種指定事業者の相対取引の内容を総務省殿が把握すべきか否かは、その方法も含めて慎重に検討すべきであると考えます。

そもそも第二種定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)がMVNO等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であり、事業者間取引については、まずは市場原理に委ねることがその考え方の前提になっていると理解しています。加えて、実際には「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」にしたがって各社対応を行っている上、市場の競争状況の観点でも、MVNO各社は複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能となっているところです。

その一方で、ボトルネック性に着目した制度である第一種指定電気通信設備制度において、その指定を受けているNTT東西殿は、固定通信市場においても依然として圧倒的な市場支配力を有しているにもかかわらず、その相対取引については報告義務がない状況です。こうした点に鑑みても二種指定事業者に相対取引の報告を求めること

は、必要性が低い上にバランスを欠くものであり、不相当と考えます。

なお、本答申（案）には「卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、（中略）総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」との記述があり、卸電気通信役務に係る相対取引に係る契約内容を総務省殿に報告するといった制度が想定されるようですが、再販事業者も含めると該当する契約は非常に多数存在し、事前届出等を行うことはサービスの円滑な提供に支障を来すおそれがあります。仮に報告を義務付ける場合も、グループ内外の取引の公平性確保の観点からは、全取引を対象とするのではなく、グループ内 MVNO との契約や、契約数や収益等が一定以上の規模を有する MVNO との取引に限定すること等により規制の適正性を維持するようご検討頂きたいと考えます。

また、報告する契約内容等のデータについては、そのデータを利用する目的・用途を明確にした上で、取引の公平性を評価するに当たって必要最低限の報告範囲に留める他、報告されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されないよう、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について十分に留意頂きたいと考えます。

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 日本の電気通信市場のうち固定市場においては、NTT 東・西が保有する設備にボトルネック性があり、実質的には NTT 東・西からしか設備を借りることができません。一方で、モバイル市場においては複数の事業者が自ら設備を設置し、互いに激しい競争を繰り広げており、MVNO 事業者にとってもこれらの中から自らの条件に合致したより良い MNO を選択することができます。

こうした中で相対取引内容の事前届出制等の新たな規律を導入した場合、MNO にとっては個々の MVNO の事情に応じて機動的に提供条件を提示することが困難になるため、MVNO にとっても柔軟な条件で MNO からネットワークの提供を受けて迅速に革新的なサービスを提供する機会が失われることにつながります。このように MNO、MVNO 双方に

とって自由な発想と工夫を委縮させる恐れがあることから、本規律は不要と考えます。仮に相対取引内容の事前届出制等の新たな規律が必要であれば、規制は最小限に留め、現に各事業者間で行われている創意工夫や自由な競争を尊重し、それを後退させることがない制度とすることが必要であると考えます。また、規制コスト抑制の観点から、新たな規律導入に伴って生じる負荷は可能な限り軽減できる運用方法にすべきです。

(KDDI)

4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進

意見	考え方
<p>意見4-19 答申(案)の指摘に賛同。移動通信市場が利用者のニーズに対応可能な市場となるには、MVNOの役割が重要な役割を果たす。</p>	<p>考え方4-19</p>
<p>■ 本答申(案)が指摘しているとおりと考えます。事業主体が実質的に3グループに収れんされた結果、利用者の利用量のニーズに応えられない国際的にみて割高で画一的な料金プランが提供されています。移動通信市場は、電波の有限希少性や多額の設備投資の必要性から、MNOとしての新規参入は極めて困難な事業分野です。この市場を利用者のニーズに対応できる市場とするためには、MVNOの役割が重要な役割を果たすと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見4-20 移動通信市場においては、MNO各社による激しいサービスや料金の競争が機能しているところであり、事業主体が実質的に3グループに収れんされ「各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている」との記述は不適切。</p>	<p>考え方4-20</p>
<p>■ 移動系通信市場においては、MNO各社による激しいサービスや料金の競争が機能しているところであり、さらに様々なMVNOの参入により、低廉な料金プランや独自端末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、競争がますます進展しており、3グループ各社が協調していることはありません。</p> <p>この点を踏まえれば、事業主体が実質的に3グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている、との記述は不適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、昨今の移動通信市場では、MNOが他のMNOの株式を取得等することによりグループ化が進展するとともに、グループ内で携帯電話、BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展している実態があり、これらの実態を踏まえれば、グループの一体経営により事業主体が実質的に3グループに収れんされていると考えられる。更に3グループの主要各社の提供する料金プランはほぼ横並びである。</p> <p>また、MVNOの契約数シェアは5.0%と低水準にとどまっており、MVNOも含めた競争が十分に進展しているとはいえない。</p> <p>したがって、客観的に分析すれば、答申(案)に示したとお</p>

<p>意見 4-21 消費支出総額に占める移動電話通信料の割合の増加はネットショッピングやネットゲーム等、ICT の利活用の結果であり、今後は異業種連携が加速した時代のルールを新たに検討すべき。</p>	<p>り、協調的寡占の色彩が強い市場が形成されているといえる。</p> <p>考え方 4-21</p>
<p>■ (ウ)通信料金が家計に締める額と割合が増加している件</p> <p>① 消費総額が減少する中で移動系通信料の額の割合が増加したのは、ネットショッピングやネットゲームで、今まで別にかかっていた交通費・遊興費の領域を侵食したのが大きな理由です。この現象は、『ICT 基盤の利活用による異業者との連携』が具体化したものであって、これを問題視することは新たな ICT 基盤の利活用の促進を妨げることとなります。</p> <p>② こうした異業種連携が加速した時代のルールを新たに検討すべきだと考えます。例えば、ネットショッピングでの消費者の要望は、『ネットでもリアルと同等の安心感で買い物ができる』ことであって、『お金を払ったのに商品が届かない』といった事故や事件を未然に防ぐルールとして、『悪意をもった事業者の排除のための事前審査ルール』などが有効だと考えます。</p> <p>(協和エクシオ)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、移動電話通信料の増加により国民の負担感が増大していることや、スマートフォン料金が国際的に見ても割高との調査結果が出ていることは事実であり、国民生活の向上の観点からは、利用者のニーズに合わせた料金プランの提供による低廉で多様な利用者料金の実現は重要と考える。</p> <p>■ なお、異業種連携が加速した時代のルールを新たに検討すべきとの御意見については、今後の参考として承る。</p>
<p>意見 4-22 「利用者のニーズに合わせた料金プランの設定が必要」という点については、すでに6種類のデータ通信定額サービスを用意しており対応している。また、スマートフォンの料金について、ひとつの調査指標のみを捉えて割高と判断すべきではない。</p>	<p>考え方 4-22</p>
<p>■ モバイル市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っています。</p> <p>そのような環境の中、当社は、平成 26 年 6 月に 2GB~13GB までの 6 種類のデータ通信量定額サービスを用意し、お客様ご自身に合ったデータ容量を選ぶことが可能となり、無駄なくご利用いただける他社にはないプランを発表したところで、MNO・MVNO 各</p>	<p>■ 料金プランの多様化については、一義的には公正競争の促進を通じてその実現を図るべきものである。しかし、電波の有限希少性等を背景として、移動通信市場が主要 3 グループによる寡占状態にある中、携帯電話事業者のデータ通信の料金プランが従来 7GB を上限とするものを中心に画一化され、平均的な利</p>

<p>社もそれぞれお客様の利用形態に合わせた料金プランを設定していると認識していません。</p> <p>MNO・MVNO 各社は競争の中で創意工夫をしていることに鑑みれば、答申案のような一方的な指摘だけを記述することは適切ではなく、事業者の取組内容も併せて記述すべきと考えます。</p> <p>また、スマートフォンの料金について国際的に見ても割高という指摘がありますが、「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」（平成 25 年度）において、日本（東京）は一般ユーザ、ライトユーザともにもっとも高い料金ではないこと、また、電気通信サービスに係る料金は、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在するため、ひとつの調査指標だけを捉えて割高と判断すべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>用実態から大きく離れていたことを踏まえ、利用者利益の確保の観点から、その是正策を答申（案）で提言したものである。</p> <p>なお、主要な携帯電話事業者においては、本年 6 月以降、新料金プランが提供されているが、利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランが今後とも継続的に提供されるよう携帯電話事業者に促す必要があると考える。</p> <p>事業者の取組等について、御意見を踏まえ、答申（案）に追記することとする。</p> <p>また、料金の国際比較については、答申（案）では、総務省の特定の調査（電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査（平成 25 年度））の結果として、ライトユーザの料金が割高傾向（7 都市中 2 番目に高い）との結果が得られたという事実を記載したものであり、他の調査結果の存在を否定している訳ではないが、例えば OECD の指標（※）においても同様の傾向が示されている。</p> <p>※Measuring the Digital Economy: A New Perspective (OECD, 2014)</p>
<p>意見 4-23 第二種指定電気通信設備制度に関する規定を整備することに賛同。</p>	<p>考え方 4-23</p>

<p>■ 「事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備」、ならびに「MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようなするための規定を整備」とされた二種指定設備制度の整備に関する考え方を明記されたことについて、MVNO 普及促進のための環境整備に大きく資するものとして賛同いたします。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見 4-24 第二種指定電気通信設備制度に関する規定を整備することに賛同。その際、「注視すべき機能」の分類はなくし、MVNO から一定の要望がある機能は、一律にアンバンドルの対象とすべき。</p>	<p>考え方 4-24</p>
<p>■○ 「事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当」、「MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようなするための規定も整備することが適当」とする考え方に賛同します。</p> <p>○ ガイドラインではなく、法令により規定を整備することで、MVNO のさらなる参入促進や振興につながるものと考えます。</p> <p>○ また、現行の二種指定ガイドライン（第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン）によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドルすることが望ましい機能 ・ 注視すべき機能 <p>の2つに区分して規定されていますが、「注視すべき機能」に分類されている機能も「アンバンドルすることが望ましい」ことに変わりはないことから、特段の区分を設ける必要はないと考えます。</p> <p>○ したがって、MVNO から一定の要望がある機能については「アンバンドルすることが望ましい機能」として一律に規定すべきと考えます。</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>答申（案）に示したとおり、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能については、迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。他方、基本的な機能以外の接続機能については、事業者間協議を注視する観点から引き続きガイドラインに規定することが適当と考える。</p> <p>なお、法令により迅速に開放が実現されるべき基本的な機能については、総務省において、現在の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（平成 26 年 3 月最終改定）におけるアンバンドルの考え方や事業者間協議の状況等も踏まえて具体的に検討することが適当と考える。</p>

<p>○ なお、二種指定事業者と MVNO の交渉力の格差を踏まえ、事業者間協議で迅速に機能の開放が実現するよう、原則として、ガイドラインにより規定するのではなく、法令化を積極的に推進すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 4-25 今後のアンバンドル規制を検討するに当たっては、MNO の設備投資インセンティブが損なわれないよう十分な考慮が必要。</p>	<p>考え方 4-25</p>
<p>■ 移動通信に係る設備については、累次の周波数割当ての機会も存在していることもあり、固定通信に係る加入者回線系設備と異なり、ボトルネック性が認められないとする認識は適切であると考えます。</p> <p>他方、移動通信市場においては、イノベーションによる第 4 世代ネットワークの構築、さらに第 5 世代への取り組み、及び利用者側の需要拡大に伴うトラヒックの増加等への対応によって、継続的な設備投資が求められますので、今後のアンバンドル施策へのアプローチについては、MNO 側の設備投資に対するインセンティブの減衰、結果として移動通信市場の高コスト化や地盤沈下を招くことが無いよう十分な考慮が必要と考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）に係る規定の整備に当たり、総務省においては、MNO の設備投資インセンティブが不当に損なわれることのないよう留意することが適切と考える。</p>
<p>意見 4-26 法令により規定を整備するに当たっては、MNO の MVNO 普及促進への取組姿勢や、移動通信市場では設備のボトルネック性が存在せず固定通信市場より緩やかな規制になっていること、現行ガイドラインの「アンバンドルすることが望ましい機能」の判断基準を踏まえた制度設計を行うことを要望。</p>	<p>考え方 4-26</p>
<p>■ 当社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」により定められる「アンバンドルすることが望ましい機能」（基本的機能）をすべて提供し、また、MVNO からの接続請求に係る手続き等の迅速性を確保しているところであり、現行制度においても MVNO の普及促進に積極的に取り組んでいるところです。</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、二種指定設備制度に係る規定の整備に当たり、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能については、迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適切と考える。総務省においては、現在の「第二種</p>

<p>一方で、MVNO の要望内容は画一的なものではなく、個社ごとに区々であり、技術的な側面、費用面や要望の実現手段等については、一義的には要望する MVNO と MNO が個別に話し合うべき性質のものであり、当社においても各 MVNO からの要望について誠実に対応しているところです。</p> <p>こうした MVNO 普及促進への取組姿勢や、第二種指定電気通信設備制度は、移動通信市場において設備のボトルネック性が存在しないこと等に鑑み、第一種指定電気通信設備制度に比べて緩やかな規制となっていること及び現行ガイドラインにおける「アンバンドルすることが望ましい機能」の判断基準を踏まえ、法令規定への変更において現状を踏まえることなく実質的に単なる規制強化に働くことのないよう、慎重な制度設計を要望致します。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」におけるアンバンドルの考え方や事業者間協議の状況等も踏まえて検討することが適当と考える。</p>
<p>意見 4-27 二種指定設備制度について新たな規制の導入は不要。アンバンドルに関する規定の整備に当たっては、これまでの考え方を踏襲すべき。</p>	<p>考え方 4-27</p>
<p>■ 本答申（案）に記載のとおり、第二種指定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)が MVNO 等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は「固定系加入者回線のボトルネック性」に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なるとともに、第二種指定電気通信設備制度は MVNO からみても複数の事業者 (MNO) からサービス提供者を選択することが可能な状況であると認識しています。このように第二種指定電気通信設備制度は、制度創設の背景において原則市場原理(事業者間の交渉・協議)に委ねることが前提となっていることから、二種指定事業者に対し法令等による規制を導入する際は、事業者間での協議が規制の介入なしには進まない状況であると判断された場合に限られるべきと考えます。</p> <p>このため、アンバンドルに関する事業者間での協議や接続請求に係る手続等において顕在化するような問題は生じていないと認識していることから、現時点で第二種指</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、二種指定設備制度の創設時は、アンバンドルの誘因の働きやすい双方向の音声通話に係る接続機能が念頭に置かれていたため、アンバンドルに関する規定を法令で設けていなかったものである。しかし、現在では、パケット通信に係る機能のように二種指定事業者が一方向的に設備を貸し出す機能の利用が増加し、さらに、事業者によってはこのような機能の開放が実現されない不透明な時期も存在した。したがって、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能については、今後とも迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当と考える。</p> <p>なお、法令により迅速に開放が実現されるべき基本的な機能等、制度の詳細については、総務省において、現在の「第二種</p>

定電気通信設備制度を見直すまでの必要性はないものと考えます。

加えて、現在、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」の規定がなされている中で、「基本的な機能」という新たな区分を設けることについて、その位置付けが不明確であること、現時点において第二種指定電気通信設備制度の運用が規制の介入なしには進まない状況等ではないことから、法令整備を前提に検討を進めることは時期尚早であると考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ モバイル市場は固定市場とは競争環境が全く異なることに十分留意することが必要です。固定市場においては、NTT 東・西が保有する設備にボトルネック性があり、実質的には NTT 東・西からしか設備を借りることできない一方、モバイル市場においては複数の事業者が自ら設備を設置し、互いに激しい競争を繰り広げており、MVNO 事業者にとってもこれらの中から自らの条件に合致したより良い MNO を選択することができるところに大きな違いがあります。こうした状況下では新たな規制導入は不要であり、民間同士の自由な協議に委ねるべきと考えます。

仮に法令によるアンバンドル義務規定の整備が必要な場合は、上述の市場の違いに鑑み、二種指定設備制度においてはこれまでの考え方を踏襲し、以下の(1)～(3)について配慮していただく必要があると考えます。

(1)アンバンドル対象は以下①～⑥の条件を満足する機能であること

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② 技術的に可能であること
- ③ 二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることがないこと
- ④ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能ではないこと
- ⑤ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること
- ⑥ 二種指定設備との接続であること

指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」におけるアンバンドルの考え方や事業者間協議の状況等も踏まえて具体的に検討することが適当と考える。

<p>上記のアンバンドルに関する考え方を明確にすることにより、例えば ISP 接続機能や第三世代ネットワークに限定して利用される機能など実際のニーズが乏しく、今後縮退が見込まれる機能については、アンバンドル対象外とすべきと考えます。</p> <p>(2) アンバンドル義務の対象機能であっても、二種指定事業者によるシステムの開発や接続約款の変更等は、他の事業者からの具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れのリスクを抑えるべきと考えます。また、二種指定事業者のうち 1 社が特定の事業者の要望を受けてアンバンドル義務対象の機能を提供した場合でも、他の二種指定事業者におけるシステムの開発や接続約款の変更等は、MVNO より具体的な事前調査申込みを受けてから対応することが適当と考えます。</p> <p>(3) アンバンドル対象機能の接続料算定方法については、二種指定事業者が複数存在し、ネットワーク構築方法の違いを踏まえると、完全に同一なプロセスとして定めることはできないこと等から、現行の二種指定ガイドラインに示すとおり、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であるときは、二種指定事業者が採用するプロセスによる算定も許容され则认为ます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-28 全ての MNO におけるボトルネック性を認めることが適当であると考えため、ボトルネック性が認められるか否かについて改めて議論をすべき。</p>	<p>考え方 4-28</p>
<p>■ 「移動通信市場において設備のボトルネック性が認められない移動通信市場」、との本答申案の記述は、当協会における認識と異なっております。</p> <p>周波数資源の有限希少性により新規参入が困難であり、既存の MNO の 3 グループのシェア合計が 95%を超えて均衡しつつあるという移動通信市場の競争状況を踏まえると、競争の活性化と寡占状態の解消のためには MNO への適切な規律の導入が必要です。当協会は、3 グループの MNO の周波数資源を利用せず MVNO が参入することのできない移動通信市場においては、MNO に割り当てられた周波数資源が総体として不可欠性を有</p>	<p>■ 平成 12 年電気通信審議会第一次答申「接続ルールの見直しについて」(平成 12 年 12 月) がなされた当時と異なり、移動通信サービスの位置付けは、個人単位でのオプションな通信手段から今や国民生活や経済・社会活動に不可欠な基盤として重要な役割へと変化してきたところである。</p> <p>しかし、現在、移動通信市場には、全国規模で設備を展開する移動通信事業者が複数存在しており、利用者・接続事業者双</p>

するものであり、ボトルネック性の概念をより広く捉え直して全ての MNO におけるボトルネック性を認めることが適当であると考えます。

2011 年 12 月の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（ブロードバンド答申）においては、移動通信市場においてボトルネック性は存在しない、とされたものの、同時に今後の動向を踏まえて見直しの必要性を検討していくことが必要、とも指摘されております。2020-ICT 基盤政策特別部会および基本政策委員会においては、移動通信市場において現時点で設備のボトルネック性が認められるか否かについての議論は尽くされているとは言えず、近年の環境変化を踏まえるとボトルネック性が認められないと断じることは早計であり、本答申においてもブロードバンド答申の考え方から後退することなく、今後、更なる議論が行われるよう、所要の記載が盛り込まれることを要望します。

（テレコムサービス協会）

- 移動通信市場において「設備のボトルネック性が認められない」とされていますが、特別部会および基本政策委員会において、現時点で設備のボトルネック性が認められるか否かについての議論が尽くされておらず、近年の環境変化を踏まえると、従来と同様の理由で「ボトルネック性が認められない」と断じることは時期尚早であり、あらためて本件について議論すべきと考えます。
- 平成 12 年の電気通信審議会答申※によれば、「設備のボトルネック性が認められない」理由として次の 3 点が示されています。
 - ①移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に 3 以上存在すること
 - ②固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、且つその設備も各社が遜色なく全国にエリア拡大されており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること
 - ③移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えて

方にとって、ネットワークの代替性は存在していることから、ボトルネック性は認められないと考える。

いるが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下（平成11年度）にとどまっております。また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段（ラストリゾート）となっているのに対し、移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと

- しかしながら、近年の環境変化により、現状は上記の3点に適合しないと考えます。
- 上記①、②は、平成12年当時に比べてMNOのグループ化の進行に伴い事業者数が減少していることに加え、次の点で現状に適合しないと考えます。
 - A) 各事業者の通信方式・技術仕様が統一されておらず、ネットワークの代替性が確保されていない
 - B) 各事業者の機能アンバンドルの状況が一律でなく、実質的にネットワークの代替性が損なわれている
- また、上記③については、現在の移動通信の普及・発展の状況を踏まえると、現状に適合しないことは明らかなです。
- 以上より、平成12年に示された上記①～③が現状に適合するのか丁寧に再検証した上で、あらためて移動通信設備にボトルネック性が認められるか否かについて検討し、判断を示すべきと考えます。

※平成12年12月21日電気通信審議会「接続ルールの見直しについて（電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて）第一次答申」

（ケイ・オプティコム）

- 移動通信市場において設備のボトルネック性が認められない、とありますが、移動通信にあっては、周波数資源の有限希少性により新規参入が困難であり、既存のMNO

<p>の3グループのシェア合計が95%を超えているという競争状況を踏まえると、競争の活性化のためにはMNOへの適切な規律の導入が必要と考えます。MVNOの参入には3グループのMNOのいずれかの周波数資源を利用することが欠かせないため、MNOに割り当てられた周波数資源は総体として不可欠性を形成するものであり、ボトルネック性の概念を捉え直して全てのMNOにおけるボトルネック性をより広く認めることが適当であると考えます。</p> <p>2011年12月の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（ブロードバンド答申）においては、移動通信市場においてボトルネック性は存在しない、とされたものの、同時に今後の動向を踏まえて見直しの必要性を検討していくことが必要、とも指摘されております。本答申においてもブロードバンド答申の考え方から後退することなく、今後、更なる議論を活性化するよう、所要の記載が盛り込まれることを要望します。</p> <p>（日本インターネットプロバイダー協会）</p>	
<p>意見4-29 固定網も無線網も、ボトルネック要因は全てアンバンドル化すべき。</p>	<p>考え方4-29</p>
<p>■ ① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民がICTを利用できるよう、2020年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ボトルネック要因をアンバンドル化する事だ、と考えます。</p> <p>（個人）</p>	<p>■ 現在、移動通信市場には、全国規模で設備を展開する移動通信事業者が複数存在しており、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性は存在していることから、ボトルネック性は認められないと考えられるが、第一種指定電気通信設備だけでなく第二種指定電気通信設備についても、基本的な機能についてはアンバンドルされるようにすることが適当と考える。</p>
<p>意見4-30 HLR/HSS機能のアンバンドル、MVNO独自のSIMの発行、MVNOへの電気通信番号の割当て、MVNOによる高い自由度を持った音声サービスの提供等の実現に向けた取組を促進することに賛同。</p>	<p>考え方4-30</p>

■ 当協会 MVNO 委員会が 2014 年 3 月の「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言したもののうち、HLR 機能のアンバンドル化、MVNO の独自の SIM 発行、MVNO への電気通信番号の割当、MVNO による高い自由度をもった音声サービスについて、本答申案が踏み込んで促進の考え方を示したことについて高く評価し、賛同いたします。

(テレコムサービス協会)

■ MVNO による独自 SIM (ソフト SIM を含む) 発行は、MVNO が利用者のサービス及び端末に係るニーズの変化・多様化に対応する観点から重要であると考えます。MNO のネットワークの新たな機能の開放を含む多様な手段を検討し MVNO による独自 SIM 発行を迅速に実現することが、MVNO によるサービス設計の競争を促進し、ひいては、利用者の利便性の向上につながるものと考えます。

(ソネット)

- ○ HLR/HSS 機能開放や MVNO への携帯電話番号の直接割り当てに向けた取組を検討・推進する政策の方向性に賛同します。
- HLR/HSS 機能の開放等により、MVNO の独自 SIM 発行が実現し、現状で MVNO が MNO に対して競争上不利な点の多くが解消され、移動通信市場の競争促進につながるものと考えます。
- 加えて、HLR/HSS 機能開放等によって、マルチキャリアネットワークサービスをはじめとする MVNO 発の新サービスが出現することも期待されることから、利用者利便性の著しい向上にも寄与するものと考えます。(例：SIM への複数番号書込による国内外 MNO のローミング、サービスエリアの相互補完、キャリアダイバーシティによる信頼性向上サービス 等)
- なお、現行の二種指定ガイドライン (第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン) によれば、
 - ・ アンバンドルすることが望ましい機能

■ 答申 (案) に賛成の御意見として承る。

なお、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に関する御意見については、考え方 4-24 のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 注視すべき機能 <p>の2つに区分して規定されていますが、「注視すべき機能」に分類されている機能も「アンバンドルすることが望ましい」ことに変更ではなく、特段の区分を設ける必要はないと考えられることから、HLR/HSS 機能開放を「アンバンドルすることが望ましい機能」として位置づけるべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>■ MVNO のサービス多様化の実現とそのため、MNO のネットワークの新たな機能の開放について、とりわけ独自 SIM の発行の実現について言及されている原案に強く賛同します。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
<p>意見 4-31 MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者間での協議を進め、協議の状況を踏まえた上で「注視すべき機能」として位置付けるかどうか検討するという考え方に賛同。</p>	<p>考え方 4-31</p>
<p>■ MVNO が HLR/HSS を保有することに関し、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて「注視すべき機能」として位置付けず、まずは MVNO と二種指定事業者間で事業者間協議を進めるとすることについて、賛同します。</p> <p>なお、MVNO が HLR/HSS を保有した場合の MNO ネットワークへの影響や MVNO に求められる責務の実効性等については、事業者間協議の中で十分に検証する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>■ MVNO の独自 HLR/HSS について、まずは事業者間協議を進め、その後ガイドライン上の記載その他制度的対応を検討するという手順は妥当なものと考えます。</p>	

(KDDI)	
意見 4-32 MVNO に携帯電話番号を割り当てる場合、固定電話番号も含めた電気通信番号制度に関する総体的な検討を十分に行うことが必要。	考え方 4-32
<p>■ 本答申（案）にある「MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか」に関しては、前項（4. 2. 2（1）② 1））での意見のとおりです。</p> <p>仮に MVNO に携帯電話番号を割り当てる場合、技術的な課題だけでなく、MVNO に求められる責務、利用者料金設定の在り方及び事業者間精算の在り方等を検討する必要があると認識しており、このような課題は MVNO と MNO 間の個別協議では解決できるものではなく、固定電話を提供する事業者も加えた全体的な検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、そもそも現行の固定電話及び携帯電話等の電気通信番号制度は、サービス識別の必要性や通信品質の維持等、様々な観点から整理されたと理解しており、MVNO への携帯電話番号の割り当てに範囲を限定した技術検討等を事業者間で実施する前に、OAB～J 番号等の固定電話番号も含めた電気通信番号制度に関する総体的な検討を十分に行う必要があると考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 御意見については、総務省において、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうかを検討する際の参考として承る。</p>
意見 4-33 MVNO 独自の SIM の発行や MVNO による HLR/HSS の保有、MVNO への電気通信番号の割当てが可能となるよう制度整備すべき。	考え方 4-33
<p>■ MVNO が独自に SIM を発行できることで、MVNO は本答申（案）の参考資料 52 に示されている以下のサービスの実現性が高まりますので、移動通信ネットワークを利用するための必要な機能として、ガイドラインに位置付けされることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNO が複数の MNO ネットワークに対応した SIM の発行・管理による冗長性の高い MVNO サービスの提供。 ・MVNO が独自に設定できる柔軟な音声サービスの提供。 	<p>■ 現時点では、MVNO 独自の SIM の発行や MVNO による HLR/HSS の保有に関する事業者間協議が十分に行われておらず、技術的可能性や経済的負担等について明らかになっていない状況であると考えます。そのため、答申（案）に示したとおり、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する</p>

- ・海外のオペレータに対応した SIM の発行を可能し、現地での SIM の差し替えを要しない通信サービスの利用。
- ・MNP をする際の端末の即日受取、SIM カードから APN 自動設定等

(フュージョン・コミュニケーションズ)

HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当と考える。

■ MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できるようにすることに関して、答申案に記載されている対策では不十分と考えます。

HLR/HSS の開放は、現在 MNO によって制限されている多くの機能を開放するための喫緊の課題です。たとえば SIM 発行時間制限の撤廃による利用者への迅速なサービス提供や国際ローミング料金の低廉化、MVNO システムと SIM アクティベーション端末の電子的結合による MVNO オペレーションコストの削減等、MVNO のサービス多様化、料金低廉化のために必要な多くの課題を解決することが可能です。また国際的見地からも、諸外国にて HLR/HSS を保有運用する MVNO が登場する中で、日本の MVNO/MVNE 環境が遅れを取り戻すために、HLR/HSS の開放は重要です。したがって当社は HLR/HSS のアンバンドル化が直ちに実現できるよう事業法運営上の環境を迅速に整備することを強く要望します。

■ MVNO に対する電気通信番号の直接の割り当てに関して、電気通信番号規則等関係法令の見直しを直ちに行い、一刻も早く番号割り当てがなされることを強く希望します。

MVNO が MNO の電気通信番号を借用している現状では、番号を払い出す方法が全て MNO 独自の方式で管理されるため、MVNO 端末への着信接続において、呼を MVNO にルーティングすることが実質的に困難であり、MVNO が音声通信の相互接続サービスに参入できない状況に陥っています。また、MNO の電気通信番号を MVNO が借用してサービス提供することは、HLR/HSS アンバンドル化の議論において、番号管理の円滑な実施等を理由に、MVNO-MNO 間の協議を遷延させる MNO 側の言い訳になっている現実が存在します。

これらの問題を解決し、MVNO による音声サービスの提供を推進させるために、MVNO

<p>への直接的な電気通信番号割り当てを可能とする法令の改正が直ちになされることを強く要望します。</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>■ HLR/HSSをMVNOに開放することにより、SIMの独自発行など、より柔軟かつ多様なサービスを設計し提供することができるようになることから、HLR/HSSを開放し、MVNOへ直接番号を割り当てることも含め詳細を検討し実施すべきである。</p> <p>(楽天)</p>	
<p>■ MVNO独自の多様なサービス提供が可能となるよう、現状開放されていないHLR/HSSをMVNOに開放する制度変更をすべきである。また、番号をMVNOへ直接割り当てることを前提に詳細を検討すべきである。</p> <p>(新経済連盟)</p>	
<p>意見4-34 MVNOがHLR/HSSを保有することについては、法制度面、技術面や費用面等において未だ多くの問題・課題があり、接続に位置付けることは馴染まない。</p>	<p>考え方4-34</p>
<p>■ MVNOがHLR/HSSを保有することについては、MVNOから要望があった場合には各MVNOの要望内容に基づき実現の可否等について真摯に検討していく考えです。</p> <p>この点、HLR/HSSを保有することについては法制度面、技術面や費用面等において未だ多くの問題・課題があり、問題回避のためには、MVNO毎の協議による個別条件確保が必須となるため、卸提供が前提となり接続に位置付けることは馴染まないものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ MVNOがHLR/HSSを保有することについては、まずは要望するMVNOと二種指定事業者の間での協議により、技術的可能性や経済的負担等について明らかにするとともに、接続又は卸電気通信役務の別を含めその実現方法について検討を進めることが適当と考える。</p> <p>その上で、答申(案)に示したとおり、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNOが保有するHLR/HSSをMNOの移动通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが</p>

	<p>適当と考える。</p>
<p>意見 4-35 HLR/HSS を保有する全ての電気通信事業者を、禁止行為規制の「接続関連情報の目的外利用・提供」及び「不当な優先的取扱い等」の対象に加えるべき。</p>	<p>考え方 4-35</p>
<p>■ 2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p> <p>MVNO が、HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークで利用することに対しては、原則としてボトルネック要因である HLR/HSS を保有する全ての事業者に対し、禁止行為規制の「接続関連情報の目的外利用・提供」ならびに「不当な優先的取扱い等」の対象に加えるのであれば、検討に値する、と考えます。</p> <p>なぜならば、上記、「1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行」にて、疑念を提起申し上げました通り、NTT 法の規制の及ばないグループ企業を通じて、NTT 殿が直接的に支配力を行使出来得る状態の下で、HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークで利用する事が可能になってしまえば、「固定サービスと MVNO」の契約者情報を、この HLR/HSS、ならびに支払手段等をまとめて管理する事が可能になってしまうからです。</p> <p>例えば、NTT コミュニケーションズ殿の MVNO ブランド (OCN やぷらら) にて HLR/HSS が所有され、NTT ファイナンス殿の決済管理とシームレス化すれば、「電話番号、端末所在地、顧客の契約状況等」を用いて、フレッツ光の卸売メニュー販売に活用したり、0AB~J 電話番号、090/070 電話番号、050 電話番号等も、この HLR/HSS 上で連携させる事も可能になるでしょう。</p>	<p>■ 禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものである。</p> <p>したがって、市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない者を含め、HLR/HSS を保有する全ての電気通信事業者に禁止行為規制を適用することは適当ではないと考える。</p> <p>なお、禁止行為規制の適用対象でない場合でも、電気通信事業者が特定の電気通信事業者に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが無条件で認められるわけではなく、当該行為が利用者の利益又は公共の利益を阻害する場合には、電気通信事業法第 29 条に基づく業務改善命令等の適用対象となり得るものと考えられる。</p>

<p>更に、「1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行」が行われ、その接続状況等の通信ログ (Bigdata) を解析する等を行えば、NTT ドコモ殿・KDDI グループ殿・ソフトバンクグループ殿の通信状況 (例: 電波感度、利用周波数帯、速度等) をリアルタイムで取得する事も可能になるでしょう。</p> <p>以上の事から、固定網は VoIP 化、無線網は VoLTE 化が進み、その顧客管理手段は 1 つのシステムを基軸にし、その契約状況等を元にした営業施策が取れる事を鑑みれば、現状の NTT 法の規制範囲である NTT 東西殿・NTT ドコモ殿以外のグループ会社を通じて、NTT 持株殿のグループ会社・一部出資会社が、事業展開をする事が可能である事からも、原則としてボトルネック要因である HLR/HSS を保有する全ての事業者を、禁止行為規制の「接続関連情報の目的外利用・提供」ならびに「不当な優先的取扱い等」の対象に加えるべき、と指摘申し上げます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 4-36 1 つの SIM でマルチキャリアネットワークが利用可能になることに反対。</p>	<p>考え方 4-36</p>
<p>■ 1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行</p> <p>MVNO サービスにおいて、1 つの SIM でマルチキャリアネットワークを利用可能になる事は、絶対反対です。これでは MVNO による新たな SIM ロック行為や新たな他社排除行為になってしまいかねません。</p> <p>更にこれを行えば、MNO (二種指定設備事業者である移動体通信会社) による、競争を行うインセンティブが無くなる恐れがあるからです。特に、不採算地域であればあるほど、整備をしたくないとか、古い設備のままでも繋がれば文句ないだろう、と考える事が懸念されます。</p> <p>実際に NTT ドコモ殿は、最近の各種調査を見ると、競合他社殿と比較して、繋がらない場所や実効速度の遅い場所が顕在化しています。これは契約者に比類してアンテナ基地局が少ないからであり、決して周波数が足りないのではなく、設備投資や周波数効率化運用を怠っている結果として起きている現象と言える、と認識します。</p>	<p>■ MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できるようにすることは、MVNO によってマルチキャリアネットワーク等の多様なサービスを提供可能となるため、移動通信市場の競争促進につながると考えられる。</p>

<p>やはり、移動体通信会社の競争において必要な事は、B2C である対直接契約者向けであっても、B2B である対 MVNO 向けであっても、「択一で選ばれなければ！」と奮起される事であり、その競争を司る KPI 要素は、「Coverage、Speed、Price の 3 要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」に他なりません。ここにおける、切磋琢磨が、我が国の通信技術の発展を促すのであり、その通信技術を活用するサービスが実際の国益を生み出したり、公共の福祉を増進したりするのであり、その基盤における競争条件の公正性と公平性（イコールフットイング）の確立が、政策立案側に必要とされるのです。</p> <p>よって、MVNO がマルチキャリアを実施したいのであれば、複数社の SIM 契約を冗長化できる端末（Dual-SIM 端末や、Triple-SIM 端末）を、自らの意志と努力の下、誠心誠意用意すれば良いのであり、それを回避する為に MNO にリスクを押し付けるような事があってはなりません。</p> <p>（個人）</p>	
<p>意見 4-37 音声サービスに係る卸料金を低廉化すべき。</p>	<p>考え方 4-37</p>
<p>■ MVNO の音声サービスの利用者料金については、MNO の卸電気通信役務の条件の制約を受けております。MNO 音声サービスの利用者料金との比較等により、音声サービスに係る卸料金についても適正な低下が図られることで、音声サービスについても利用者料金の低廉化促進につながるものと考えます。</p> <p>（ソネット）</p>	<p>■ 卸電気通信役務に係る料金については、原則として相対取引で決められるものであり、卸料金の低廉化は、まずは事業者間協議により進められるものであると考えられる。</p> <p>「総務省において実態を調査すべき」との御意見については、今後の参考として承る。</p>
<p>■ モバイル通信サービスに求められる機能は、データ通信だけでなく音声通信も含まれるところ、音声通信について卸条件が依然割高であるとの指摘がある。総務省において実態を調査し、利用者ニーズに応じた低廉で高品質な音声通信サービスが多様な事業者から提供できるよう、制度設計すべきである。</p>	

<p>(楽天)</p>	
<p>■ 今後のモバイル分野では、データ通信と音声通信の両方があいまって発展する必要があるが、音声通信の卸条件が割高ではないかとの指摘もある。総務省において実態調査と必要な監視等を行い、必要な制度設計を講じるべきである。</p>	
<p>(新経済連盟)</p> <p>意見 4-38 MNO 間でデータ通信に係る接続料に差があり、総務省において検証を行うべき。</p>	<p>考え方 4-38</p>
<p>■ データ通信に係る接続料については、現行規制の成果もあり低下が進められてきた認識ではありますが、本年度の接続料を見ても MNO により水準が乖離しています。接続料の適正性を MVNO において検証することができないため、総務省により公平性の観点から接続料について検証していただき、接続料が低下することで、利用者料金の低廉化が促進されるものと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備に係る接続料については、電気通信事業法第 34 条により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない必要がある。総務省において、引き続き、接続料について検証を行い、その適正性の一層の確保を図ることが適当と考える。</p>

<p>■ 携帯キャリア回線の MVNO 業者への卸売りについて、</p> <p>NTT ドコモは既に幅広い会社でサービス提供がが進んでいるもののワイモバイルと KDDI はわずかな業者だけでソフトバンクモバイルに至っては利用している MVNO 業者が見あたりません。</p> <p>特に KDDI とソフトバンクモバイルは NTT ドコモよりも著しく高額な接続料を設定しているためサービスを提供できない業者が多いと聞きます。</p> <p>キャリア自社の顧客を囲い込むためにわざと MVNO 業者への接続料を高額にするのは利用者にとっては悪質だと考えます。</p> <p>幅広い選択肢が利用できるよう国は接続料の件についてもっと介入すべきです。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 4-39 MNO の設備部門とサービス部門を機能分離又は会計分離することの検討を提案。</p>	<p>考え方 4-39</p>
<p>■ 答申案は、世界最高水準の ICT 環境実現のための一環として MVNO を普及促進し、サービス多様化や料金低廉化を目指すことを掲げ、そのための具体的な方策としていくつかの個別の対応を記載しています。</p> <p>当社はより包括的に未解決の課題を解決し、MVNO を普及促進するための施策として、平成 26 年 4 月に開催された事業者ヒアリングにて当社が提案したとおり、MNO の設備部門とサービス部門を機能分離すること、あるいは会計分離することを再度検討することを提案致します。</p> <p>MNO を機能分離/会計分離することにより、MNO のサービス部門は、MVNO と同条件で MNO の設備部門から役務提供を受ける仕組みとなるため、MNO サービス部門と MVNO 間の公平性が確実に担保され、両者は同一の競争環境下で利用者にサービス提供することになります。即ち、現在 MNO のみ提供可能な、音声通話定額のようなサービスの MVNO による提供や、現在 MVNO は利用が制限されている SIM の遠隔アクティベーション、あるいは SIM ロックに関連した機能制限の撤廃といった様々な課題を包括的に解決す</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、移動通信市場におけるサービス多様化や料金低廉化を図るため、二種指定設備制度における基本的な機能についての機能開放に係る規定の整備や MNO のネットワークの新たな機能の開放についての事業者間協議の促進等を行うことにより、MVNO の更なる普及促進のための環境整備を行うことが適当と考える。</p>

<p>ることが可能となり、移動通信市場における競争の健全化や MVNO の普及促進が大きく前進すると考えております。</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>意見 4-40 利用者が MNP により MVNO へ転入する場合のサービス開始手続きを迅速化するために、必要な機能を MVNO が利用できるよう制度整備すべき。</p>	<p>考え方 4-40</p>
<p>■ MNP に係る手続について（手続に係る時間の短縮について）</p> <p>現行の MNP の手続は、MNO の店舗（対面）と MNO が提供する Web 上（オンライン）で行うことを前提に構築されたシステムです。このため MNO から MNO への MNP 手続は、店舗でも Web 上でも即日完了することができます。</p> <p>一方、店舗を持たない MVNO が、MNP の利用者の申込を受ける場合は、移転先 MNO への転出申込が完了後に、移転先 MNO が有効化した SIM（新 SIM）を MVNO 経由で利用者宅へ配送することになります。移転元 SIM（旧 SIM）は、移転先 MNO が新 SIM を有効化された時点で無効になりますので、新 SIM が利用者へ到着するまでの間（2～3 日）は、携帯電話サービスが中断することになり、利用者の利便性が著しく損なわれています。</p> <p>この時間差を埋める措置案として、新 SIM が利用者へ到着するまでは旧 SIM を有効とさせ、新 SIM を受け取った利用者が新 SIM の有効化を Web 上（オンライン）で可能とすることですが、本機能の開放は、一部の MNO に留まっています。</p> <p>本機能を MNO が開放すべき基本的な機能に位置付け、早期に MVNO がその機能を利用できることを要望します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ MNO の利用者が MNP により MVNO へ転入する場合に通信が不通となってしまう問題は、利用者利便の観点からも、公正競争上の観点からも望ましくない。</p> <p>したがって、MNO は、MVNO 独自の SIM の発行を可能とするような機能又は手続について、要望する MVNO との間で協議を進めることが適当と考える。</p>

<p>■ 利用者による自由なサービス選択を促進するにあたって重要なMNPの手続について、一部のMNOを除き、利用者によるオンライン上でのSIM切り替えができないことから、手続きが完了するまでの一定期間利用者が音声通話もデータ通信も利用できないという利便性に大きな支障を来す事態を招いていることが指摘されている。いずれのMNOにおいてもオンラインで迅速に切り替えができるように制度設計すべきである。</p> <p>(楽天)</p>	
<p>■ 現状において、MVNOへMNPする際に2、3日手続きがかかり、その間携帯電話サービスが中断されるため、円滑な乗換えが阻害されているとの指摘がある。WEBで迅速に対応できるように制度設計すべきである。</p> <p>(新経済連盟)</p>	
<p>意見4-41 SIMロック解除の推進や多額の販売奨励金の適正化について賛同。具体的なSIMロック解除の方法等としては、既存端末を含め可能な限り対応することとし、極力短い期間でAPNロック等も併せて解除すべき。</p>	<p>考え方4-41</p>
<p>■ MNOによる多額の販売奨励金の適正化、SIMロック解除の推進については、当協会が2014年3月に発表した「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」において提言したものであり、本答申案がこれらの移動通信市場の課題に対し推進の方向性を明確に盛り込んだことを高く評価し、賛同いたします。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申(案)を踏まえ、総務省において、対象端末や解除方法等の具体的なSIMロック解除の方法等を整理した「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成22年6月策定)の改正案を作成し、意見募集を行ったところである。</p>
<p>■ SIMロック解除の推進に関して、当社は全面的に賛同するとともに、SIMロックと類似のあらゆる機能制限(APNによる制限等)に関しても禁止する制度設計を望みます。SIMロックや類似の機能制限が撤廃されれば、利用者は端末と事業者を自由に選択することが可能になり、利用者便益が毀損されている現在の状況が解消されます。</p>	

(日本通信)

- SIM ロック解除の推進に賛同いたします。利用者の利便性を鑑みると、利用者が求める場合に、可能な限り迅速、容易かつ利用者の負担なく SIM を差し替えられる環境を実現することが望ましいと考えます。

(ソネット)

- SIM ロック解除を推進する、という本案に賛同いたします。
従来、ごく一部の機種しか対応しない事業者が存在し、事業者間の取組に格差が生じておりましたが、今後、取組格差が生じないよう、総務省の主導による確実な推進を要望致します。

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)

- SIM ロックは、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。また、分割払い終了後においても、通信キャリアが端末に SIM ロックをかけ続けることは、利用者の所有権等の権利を侵害するものです。SIM ロックはそもそもするべきではなく、また SIM ロック解除の推進には大いに賛同します。今後予定される SIM ロック解除ガイドラインの改定にあたっては、改定後に新たに発売される端末だけでなく、仮に法的な強制力がないとしても現行の SIM ロック解除ガイドラインに基づき、平成 23 年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力 SIM ロック解除に応じることが求められます。

また、解除が可能とする開始日については、40 日や 60 日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後 6 ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。通常の商品販売においては、物の割賦代金等の支払い債務の存在を理由にして、物の機能に制限をかける事はありえません。同様に、

<p>端末の割賦代金支払いを担保するための SIM ロックを継続することは認められるべきではありません。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
<p>■ 販売奨励金あり契約の縛り期間が満了したのちは、SIM ロックを解除するかもしくは新たな特典を得るかを選ばせるようにしてはどうか。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 4-42 販売奨励金等については、事業者による自主的な適正化に委ねるのではなく、上限値を定める等の規制を設けるべき。</p>	<p>考え方 4-42</p>
<p>■ 多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信・固定通信の両市場において、事業者による自主的な適正化に委ねるのではなく、上限値を定める等の規制を設けるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、自主規制により過度な販売奨励金が一時的に収束したとしても、獲得競争が激化すれば、形態を変えるなどにより、過度な販売奨励金が再燃する可能性があります。 ・頻繁に変更される販売奨励金等の状況を、定期的な報告等で遅滞なく把握することは容易ではないため、予め一定の規制を設けるべきと考えます。 <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、多額の販売奨励金及びキャッシュバックについては、移動通信市場における公正競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられる。他方、販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではなく、また、「ICT サービス安心・安全研究会」のヒアリング等において自主的な取組を実施していく方針が各事業者から示されたことを踏まえ、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当と考える。</p>
<p>■ 端末の買取り施策含めて過度な販売奨励金とキャッシュバックについては、サービス競争を損なう可能性が高く、特に事業規模の大きいドミナント事業者に優位に働くことから、適正化のためのベンチマークを設定するなど継続的な取り組みを図るべきと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>また、固定通信市場においても販売奨励金及びキャッシュバックによる競争が行われており、今後、移動通信と固定通信とを組み合わせたサービスの拡大に伴い、形態を変えたキャッシュバック等の競争が起きる可能性もある。</p> <p>このため、総務省においては、固定通信市場の公正競争を確保するため、今後、状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討することが適当と考える。</p>

<p>意見 4-43 「サービス卸」等によりモバイル事業者が本格的に固定市場に参入すると、固定市場にも販売奨励金等による過度な営業競争が波及するおそれがある。</p>	<p>考え方 4-43</p>
<p>■ NTT 東西殿の光サービス卸等によりモバイル事業者が本格的に固定市場に参入し、大きな資金力を元に高額な販売奨励金等が実施されれば、固定市場の公正競争が阻害されることが危惧されます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、サービス卸等により携帯電話事業者が固定通信市場に参入した場合、多額のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。</p> <p>総務省においては、電気通信市場の公正競争を確保するため、今後、状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討することが適当と考える。</p>
<p>■○ 移動および固定通信市場を問わず、潤沢な資本や市場支配力を有する支配的事業者が抛出する販売奨励金・キャッシュバックは依然として過剰な水準にあり、新規参入を阻む一因となるなど公正競争を歪めるものです。</p> <p>○ また、過剰な販売奨励金等は、頻繁に事業者乗換を行う利用者とそうでない利用者との負担の公平性をも損ないます。</p> <p>○ さらに、携帯電話事業者が、NTT 東西殿の FTTH の「サービス卸」を活用して携帯電話サービスと FTTH サービスをセットで割り引く場合、過剰なキャッシュバックにより FTTH 料金の適正性が損なわれることで、固定通信市場の健全性が損なわれる恐れもあります。</p> <p>○ 携帯電話事業者等の過剰な販売奨励金・キャッシュバックについては、事業者による自主的な適正化の取組により、一時的には適正化に向けた動きがみられたものの、現在は従来と同様の過剰なキャッシュバックがなされており、取組は逆戻りしています。</p> <p>○ そのため、現状を踏まえると、事業者による自主的な適正化の取組を促すのみでは事態が改善しないことから、総務省殿による監督・管理の下、適正化に向けて指導を行っていただくことを強く要望します。</p> <p>○ 特に、移動および固定通信市場における支配的事業者（一種・二種指定事業者）に対しては、販売奨励金・キャッシュバックの状況について詳細に報告を求め、総務省殿はその原資やしくみを把握すべきと考えます。</p>	

<p>○ 報告を求めるにあたっては、販売奨励金・キャッシュバックは金銭のみならず、さまざまな形態（ポイント、人、モノ、オプションサービス等）で拠出されることにも留意する必要があると考えます。</p> <p>○ なお、販売奨励金等の適正化の動きが見られない場合は、回線あたりのキャッシュバックに上限を設ける等の制度的措置についても速やかに検討すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 4-44 「SIM ロックが多額のキャッシュバックの一因」という記述は誤解を与えかねず、適切ではない。</p>	<p>考え方 4-44</p>
<p>■ 販売奨励金は、基本的には顧客獲得のために代理店等に提供されるものであり、実際の販売においても、弊社共・他社ともに SIM ロック解除可能端末か否かでキャッシュバックの額に多寡は設けられてはいないと認識しています。したがって、各社において、利用者が購入する端末の SIM ロック解除の可否と販売奨励金の額との間に関係性はないことから「SIM ロックが多額のキャッシュバックの一因」という本答申（案）の記述は利用者へ誤解を与えかねず適切ではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ SIM ロックにより、同じ端末での携帯電話事業者の乗換えができないことから、他の事業者のサービスへ乗り換える際には新たに端末を購入する必要がある。</p> <p>したがって、当該端末購入費が他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げていることとなるため、各事業者が新規顧客獲得の際に多額のキャッシュバックを拠出することの一因となると考えられる。</p>
<p>意見 4-45 販売奨励金等については、業界の適正化に向けた自主的な取組を注視しつつ、問題が発生した場合には是正措置を図ることが必要。</p>	<p>考え方 4-45</p>
<p>■ 携帯電話事業者から代理店に対して支払われる各種販売奨励金等は、キャッシュバック以外にも端末価格の値引きの原資等に充当されることで、機種変更を行う際の利用者における金銭的負担を軽減する効果をもたらしてきました。その結果、我が国における多機能スマートフォンの普及が促進され、ICT 基盤の普及・発展に一定程度貢献してきたと考えられます。</p> <p>一方で、高額キャッシュバックをはじめとした利用者間の不公平性を拡大させる対</p>	<p>■ 自主的な取組を注視するという御意見については、答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>総務省においては、電気通信市場の公正競争を確保するため、今後、状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討することが適当と考える。</p>

<p>応は、歪な競争により移動通信市場の発展を阻害する可能性も否定できません。そのため、健全な競争を確保すべく、弊社共は自主的な取り組みにより、高額キャッシュバック等の販売方法を適正化するよう努めているところであり、実際に代理店店頭で高額キャッシュバックが行われるケースは大きく減少しているものと考えます。</p> <p>しかしながら、今後キャッシュバック施策等が過熱化するおそれもあることから、利用者間の不公平性を拡大するような施策が行われていないか、業界の適正化に向けた自主的な取り組みを注視しつつ、問題が発生した場合には是正措置を図ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、販売奨励金等の状況につきましては、経営に密接に関連する指標でもあることから、弊社共では公表を差し控えています。そのため、販売奨励金等の状況の定期報告等といった制度を導入される場合は、個社の数値の公開や個社の数値が類推可能な状況での公開をすることのないよう、報告後の数値の取扱いについて十分ご留意頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 4-46 販売奨励金の状況等の定期報告といった制度を導入する場合は、報告後の数値の取扱いについて留意が必要。</p>	<p>考え方 4-46</p>
<p>■ 販売奨励金等の状況は重要な経営情報であり、報告徴収において事業者には過度な負担とならないよう留意すべきと考えます。</p> <p>なお、当社はこれまでも「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」に基づき、端末販売奨励金等の金額を公表してきたところですが、本ガイドラインに基づく公表を行っている事業者は当社のみに残っている状況にあります。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 総務省においては、事業者には報告を求める際は、当該データが経営情報であることを踏まえ、提出された情報の公表の範囲等その取扱いについて留意することが適切と考える。</p>
<p>■ 販売奨励金等の状況につきましては、経営に密接に関連する指標でもあることか</p>	

<p>ら、弊社共では公表を差し控えています。そのため、販売奨励金等の状況の定期報告等といった制度を導入される場合は、個社の数値の公開や個社の数値が類推可能な状況での公開をすることのないよう、報告後の数値の取扱いについて十分ご留意頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 4-47 多額の販売奨励金やキャッシュバックの背景の1つとして、契約者の多い事業者に電波を割り当てていることがあることに留意すべき。</p>	<p>考え方 4-47</p>
<p>■ ① 販売奨励金等の適正化</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックが起きる背景の1つが、総務省殿の電波割当制度の開設指針にて、契約者の多い方に電波を割り当てるという項目に起因している点が否めない事について、情報通信審議会の皆様方にも十分ご認識ならびにご留意頂きたい、と考えます。</p> <p>なぜならば、NTT ドコモ殿は、契約者当たりの基地局設置数が少ない事が、総務省「無線局情報検索 無線局統計情報」で取得できるデータを見ると明らかだからです。もちろんこれは置局ベースではなく、申請数ベースではありますが、KDDI 殿、ソフトバンク殿が同じく所有する周波数帯域である 2.1GHz 帯 (5~15MHz) で比較してみると、1契約者当たりでの割り算で最も少ないのが NTT ドコモ殿である事が明確です。</p> <p>つまり、NTT ドコモ殿は、1契約者当たりの設備投資実績が最も少ないとも言えるのであり、1契約者当たりの設備投資が最も少ない事が MVNO への貸出原価が最も安い事をも意味しているのです。</p> <p>これを解決する為に、NTT ドコモ殿に対し、KDDI 殿やソフトバンク殿よりも 1.3 倍の周波数割当を行えば、国民の共有資源である周波数帯域を NTT ドコモ殿の不努力を穴埋めする事に対し割当する事を意味するのであり、希少な周波数資源の効率的な運用を掲げている電波法第一条に反する行為を、総務省殿が行い続ける事をも意味しています。</p>	<p>■ 周波数割当てにおける方向性等の電波政策については、現在、「電波政策ビジョン懇談会」において検討が進められているところであり、御意見については今後の参考として承る。</p>

<p>それを踏まえた上での、MVNO メニューや料金の多様性を見る事が適切であり、どのような免許人であれ、当該移動体通信事業者の不努力の結果としての、安かろう悪かろうメニューが我が国に蔓延らない様、是非とも情報通信審議会の皆様方にも十分ご認識ならびにご留意頂きたいと考えます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 4-48 SIM ロックの解除にかかる費用は、SIM ロック解除を希望する利用者が個別に負担すべき。</p>	<p>考え方 4-48</p>
<p>■ 当社サービスに適合している端末に対して、他事業者の SIM を用いたときの機能の制約等を当社では把握できないことから、お客様が利用上の問題を十分に理解されずに用いてしまうことを防ぐために SIM ロックは継続する考えです。</p> <p>なお、SIM ロックの解除にかかる費用は、全てのお客様が負担するのではなく、SIM ロック解除を希望されるお客様に個別に負担していただくことが合理的であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ SIM ロックは利用者の端末について事業者側の事情により機能を制限するものであることから、答申(案)に示したとおり、原則、利用者の負担なく解除に応じることが適当と考える。</p> <p>なお、事務手数料の徴収については、答申(案)を踏まえ総務省によって策定された「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正案において示されているところである。</p>
<p>■ 利用者の求めに応じて SIM ロック解除に応じる場合、例えば店頭で解除手続を実施すれば作業コストやシステム対応コストが発生します。これらについては、事業者のみではなく、SIM ロック解除を求める利用者においても応分の負担をいただくことが公平性の観点からも妥当と考えます。</p> <p>この点、現在意見募集中の「SIM ロック解除に関するガイドライン(改正案)」脚注 4 では、特に店舗における解除について事務手数料を請求することを妨げない場合があることが明記されていることは適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-49 IoT や M2M のような回線と一体的な情報機器については、SIM ロック解除の</p>	<p>考え方 4-49</p>

<p>対象とすべきではない。</p>	
<p>■ 事業者においては、自社のネットワークと端末機能を連携させることにより自社独自のネットワークサービスを実現する場合があります。そのために事業者は、端末メーカーと共同で独自の機能を搭載した端末を開発する場合もあると思われます。その場合、この端末に搭載された機能は、その事業者のネットワークと連携して機能するものなので、SIMロックを解除して他の事業者で使うことはない機能になります。このような端末までSIMロック解除を義務化することは合理的ではないと考えます。</p> <p>また、今後のICT基盤の更なる普及・発展に伴い、メガネ型や時計型等のウェアラブル端末をはじめとしたIoTや、自動車やロボット、生活支援型サービスなどのM2Mなど、通信キャリアと機器メーカー等が共同開発した、回線と一体的な情報機器が提供されることが期待されますが、そのような情報機器までもSIMロック解除義務の対象とされてしまうと、独自のサービス開発を阻害することとなり、国民の高機能サービス等を利用する機会の喪失、ICT基盤の発展阻害、国際競争力の低下などを引き起こす可能性があり、2020年代の世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた目標に逆行することになるものと考えます。</p> <p>従いまして、すべての提供端末についてSIMロック解除を義務づけることのないようにして頂きたいと考えます。</p> <p>(電気通信事業者協会)</p>	<p>■ IoTやM2Mに係る端末への対応を含め、対象端末については、答申(案)を踏まえ総務省によって策定された「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案において示されているところである。</p>
<p>意見4-50 既に市場でSIMフリー端末が容易に入手可能な環境を踏まえると、利用者の求めに応じてSIMロックを解除するか否かについては事業者の判断に委ねるべき。</p>	<p>考え方4-50</p>
<p>■ 既に市場ではSIMフリー端末が容易に入手可能な環境にあり、SIMロックされた端末以外の選択肢が利用者に用意されています。</p> <p>このような場合、端末に最初からSIMロックをかけるか否か、かけたSIMロックを利用者の求めに応じて解除するか否かについては事業者による自由なビジネス上の判</p>	<p>■ SIMロックは、利用者の過度な困り込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題として指摘されており、こうした問題は端末購入時に端末メーカー等がSIMフリー端末の選択肢を用意することにより解消されるものではないため、</p>

<p>断に委ねていただきたいと思います。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>電気通信事業者は利用者の求めに応じて SIM ロック端末のロック解除に応じることが適当と考える。</p> <p>また、対象端末については、答申（案）を踏まえ総務省によって策定された「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正案において示されているところである。</p>
<p>■ 携帯電話端末市場は、この 1～2 年の間に、MNO 各社による SIM ロック解除可能端末の提供の他、端末メーカー各社から iPhone や Nexus 等 SIM フリー端末の提供が行われたり、MVNO から自社ブランドを掲げた「独自スマホ」が提供されたりする等、急速に拡大してきており、利用者が自らのニーズに合致した端末を自由に選択できる環境が一層整いつつある状況です。加えて、SIM ロック解除実施の有無は本来端末の問題であることや、上述のとおり SIM ロック解除された MNO 各社の携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が未だ整っているわけではない点も踏まえると、MNO 各社が主体となって SIM ロックを解除する意義は薄れてきていると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 4-51 携帯電話端末を安価に販売する形態は、利用者による継続的な通信サービスの利用を前提に行われているため、SIM ロック解除が推進された後も、早期解約により生じる損失を補うべく、そのコスト回収が否定されるべきではない。</p>	<p>考え方 4-51</p>
<p>■ 本答申（案）では、「端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である」とされていますが、SIM ロック解除の推進に当たっては、MNO がこれまで築きあげてきたビジネスモデルが一概に否定されるものではないと考えます。つまり、弊社共はじめ MNO 各社においては、利用者が端末を入手し易いよう、従来から携帯電話端末を安価に販売する形でのビジネスモデルを構築してきたところであり、そのことが、ネットワークの品質向上や技術革新、多様な通信サービスの創出の取り組みと相まって、端末の普及及び通信の利用促進に繋がったと認識しています。</p>	<p>■ 早期解約により生じる損失を補うためのコストの回収は一概に否定されるものではないが、例えば海外渡航時に現地国の SIM に差し替えて端末を利用する場合など SIM ロック解除は必ずしも通信サービスの契約解除を伴うものではないことから、SIM ロックの解除と早期解約により生じるコストの回収の問題とを直接に結びつけることは適切ではないと考える。</p> <p>また、利用者が期間拘束のあるプランについて中途解約をする場合、事業者は SIM ロック解除の有無にかかわらず通信サービスの契約解除料を徴収するほか、端末の割賦残債の支払いを</p>

<p>この携帯電話端末を安価に提供する形態は、利用者による継続的な通信の利用を前提に行われているものであり、事業者が定める期間内に契約が解除される場合には、早期解約により生じる損失を補うべく、そのコスト回収が否定されるものではないと考えます。この点は、SIM ロック解除が今後更に推進された場合であっても変わるものではありません。</p> <p>弊社共としては、コスト回収について実施の有無含め事業者が判断するものと認識していますが、仮に、回収の在り方が問われる場合には、回収方法や料金額等の合理性、利用者への説明の有無、選択肢としての SIM フリー端末の提供の有無等を総合的に勘案し、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保の観点からその適正性が判断されるべきと考えます。</p> <p>なお、各社の熾烈な販売競争の結果、携帯電話端末の販売価格の行き過ぎた値引き等が発生しており、今後もそのような販売が行われる可能性は否定できない状況です。このことがコスト回収の必要性を増加させている面もあるため、利用者間の公平性の観点も踏まえ、是正措置が講じられるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>請求することから、事業者が SIM ロック解除に対応することにより直ちにコストの回収に大きな影響が生じるとは考えられない。</p> <p>なお、これまで行われた携帯電話端末の行き過ぎた値引き販売やキャッシュバックがモバイル市場における適正な競争を阻害し長期利用者との不公平性を拡大させる点において問題であるとの答申（案）の指摘を踏まえ、事業者においてその適正化に取り組むことを期待する。</p>
<p>意見 4-52 SIM ロック解除後の技術的課題等に関する利用者への適切な説明については関係事業者だけでなく業界全体で取組をしていくことが必要。また、端末の制限や接続不具合が生じた際の利用者対応についても制度的措置を含めた検討が必要。</p>	<p>考え方 4-52</p>
<p>■ ICT サービス安心・安全研究会において、携帯電話端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について懸念が示されたとおり、各社の携帯電話端末が対応する通信方式や周波数帯に違いがあることや、自社のネットワークや通信サービスをより適切に使えるよう携帯電話端末の最適化を施していることから、現時点においても、利用者が SIM ロック解除された携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が整っているわけではないと考えます。</p> <p>この点について、本答申（案）では「利用者に対し適切な説明をした上でその選択</p>	<p>■ SIM ロック解除の実施に伴う利用者への周知については、答申（案）を踏まえ総務省によって策定された「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正案において、事業者に対して SIM ロック解除の対象となる端末及び手続等を定めた運用方針の策定・公表を求めているほか、端末の販売時、SIM ロック解除時及び役務提供に係る契約締結時における利用者への説明等についても定めている。</p>

に委ねることが適当である」と示されていますが、実際に SIM ロック解除端末の利用に当たって、事業者が適切な説明を行ったとしても利用者とのトラブルが発生してしまう可能性は否定できません。

米国においては日本に先行して、2013 年 12 月、SIM ロック解除を自主的に推進していく方向性が打ち出されましたが、上述の懸念は同様であり、行政機関である FCC 殿や業界団体である CTIA 殿等において、SIM ロックを解除した場合にその利用に当たって各種制限がある旨の注意喚起に努めている状況（※）です。

これらを勧告し、SIM ロック解除を推進するに当たっては、利用者への適切な説明について関係事業者だけでなく、総務省殿や端末メーカー殿、関連の業界団体殿等を含め、業界全体で利用者への注意喚起等に努める取り組みをしていくことが必要であると考えます。

※（参考）米国の FCC 殿による SIM ロック解除端末の利用に関する注意喚起等のサイト：

<http://fcc.github.io/device-unlocking/>

※（参考）米国の CTIA 殿の SIM ロック解除に関する行動規範：

<http://www.ctia.org/docs/default-source/fcc-filings/ctia-letter-on-unlocking.pdf>

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ また、我が国の事業者は、従来自社のネットワークに合わせた端末として開発してきており、他社の SIM カードを挿して利用するケースを必ずしも検証できているわけではありません。こうした場合に生じる様々な技術的課題については、あらかじめ利用者に理解していただく必要があると考えます。

（KDDI）

■○ 「② SIM ロック解除の推進」に示された考え方に賛同します。

■ SIM ロック解除に伴う端末の機能制限等について制度的措置を含めた取組を推進すべきとの御意見については、今後の参考として承る。

<p>○ なお、SIMカードとSIMロック解除端末との組み合わせによっては通信サービス、アプリケーション等の機能が制限されたり、不具合が生じたりする恐れがある一方、その制限・不具合の責任が誰にあるのか不明確となる恐れもあることから、利用者はSIMカードの差し替えによる事業者乗換やMVNOに対して抵抗感を抱く事態を招く懸念があります。</p> <p>○ 健全な市場発展、競争促進に向けて、SIMロック解除の実効性確保が不可欠であり、SIMロック解除端末が不自由なく利用できる環境を実現するため、例えば次の点に着目し、制度的措置を含め取組を推進すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末の制限や接続不具合を減らす取組 ・ 端末の制限や接続不具合に係る責任の所在の明確化 ・ 端末の制限や接続不具合が生じた際の利用者対応のあり方 <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見4-53 一部のスマートフォン端末におけるテザリング用のAPNについては、誤設定に起因する誤接続に伴う高額請求リスク等からの利用者保護等を勘案し、自社を利用する前提で初期設定しているものであり、問題があるかのような記述は適切ではない。</p>	<p>考え方4-53</p>
<p>■ 当社が発売する一部のスマートフォン端末におけるテザリング用のAPNについては、設定に係る利用者の稼働や、利用者の誤設定に起因する誤接続に伴う高額請求リスクからの利用者保護等を総合的に勘案し、当社を利用する前提で初期設定しているものであり、あたかも問題があるかのような記述は適切ではありません。なお、こうした点については昨今MVNO独自端末やメーカーブランド端末も多くなってきていること、また、端末メーカーによる機能変更によるところでもあることから、そうした動向を注視する必要があるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ SIMロック解除した端末はできる限り自由に利用できることが望ましいことから、SIMロック以外の機能制限についても、利用者利便の観点から関係事業者間の協議を促進することが適当と考える。</p> <p>なお、機能制限の目的が自社の利用者保護である場合においても、事業者においてはその手段の必要性や利用者のニーズも踏まえつつ、利便性とのバランスを考慮して適切な対応に努めることが必要と考える。</p>

意見 4-54 料金プランの多様性や必要性は事業者の判断であり、料金に関する新たな規制や報告は不要。また、一時的な断面をとらえて、利用者の利用動向と料金プランとの間に不整合が起きていると判断することは適切ではない。

■ 低廉で多様な利用者料金を促進することは利用者利益に資するものではありませんが、料金プランの多様性は各社の事業戦略によって判断されるべきものであり、その結果として、サービスの評価は市場の競争原理によりなされ、さらに各社の創意工夫により、今までにない新たなサービス、料金プランが生まれてくると認識しています。

このように、本来、料金戦略については、事業者におけるサービス競争の根幹であるため、行政における関与は最低限にすべきであり、本答申案のように特定の概念を設定し適切と結論づけることは、却ってこれからの料金プランの自由度や多様性を損なうことに繋がる虞れもありますので避けるべきものと考えます。したがって、本答申案の P.32①②については、あくまで例示の1つとして留めるべきと考えます。

なお、料金プランの体系についても、当社では、今年8月より、新料金プランとしてスマホプランS(1GB)、スマホプランM(3GB)、スマホプランL(7GB)のシンプルな料金設定を導入しており、他事業者においても、データ通信量に応じた多段階の料金プランを導入していること、さらには複数の契約者回線でデータ通信量を分けあえるサービスも導入されており、各社、自主的な創意工夫によって既に新しい料金体系のプランを提供している段階にあります。

また、データ通信サービスの利用動向としては、「一人あたりのデータ通信量が全体として増加する傾向にあること」、「利用されるデバイス、利用者のニーズや使い方も変化していくこと」、「動画など大容量コンテンツのさらなる登場と需要が拡大していくこと」などが顕在化しており、一時的な断面をとらえて、利用者の利用動向と料金プランとの間に不整合が起きていると判断することは適切ではないと考えます。

(ワイモバイル)

考え方 4-54

■ 料金プランの多様化については、一義的には公正競争の促進を通じてその実現を図るべきものである。しかし、電波の有限希少性等を背景として、移動通信市場が主要3グループによる寡占状態にある中、携帯電話事業者のデータ通信の料金プランが従来7GBを上限とするものを中心に画一化され、平均的な利用実態から大きく離れていたことを踏まえ、利用者利益の確保の観点から、その是正策を答申(案)で提言したものである。

総務省においては、事業者が設定する料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証していくことが必要であるが、事業者に報告を求める際は、当該データが経営情報であることを踏まえ、その取扱いに十分留意することが適当と考える。

なお、4.2.2.(3)①及び②はデータ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものであるための具体的な要件を示したものであり、事業者においては最低限これを満たすことが必要と考える。

■ 当社は、お客様のご要望にお応えし、お客様のライフステージに合わせて、長くおトクにお使いいただける、新料金プランの提供を開始するなど、お客様の満足度を向上できる取組を行ってきたところです。

このような事業者の取組が行われているところにおいては、料金に関する新たな規制や報告は不要と考えます。

(NTT ドコモ)

■○ 現行の制度下では、利用者料金の設定は事業者にゆだねられており、引き続き、事業者主体で料金設定がなされるべきであると考えます。

○ 料金プランの多様化に向けて、利用者料金へ直接関与する措置を講じるのではなく、まずは利用者料金の低廉化に資する競争促進施策を力強く推進することを通じて、移動通信市場における料金プランの多様化を目指すべきと考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 弊社共においては、従前より、料金の低廉化や利用者ニーズに沿った料金プランの導入に積極的に対応しており、携帯電話業界全体においても活発な料金競争が展開されているという認識です。直近においては、本年 7 月以降、利用者のデータ通信利用状況や用途にあわせた多様なデータ定額の料金プラン、当月に使用しなかったデータ量を翌月に繰り越しできるサービス及び家族間でデータ量をシェアできるサービス等を導入し、様々な工夫をしています。本答申（案）においては「利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当」とありますが、料金及びサービス内容の提供条件は個社が創意工夫に基づき提供するものであり、サービスの差別化要因ともなる要素です。したがって、行政による過度な介入は避け、原則として、自由競争に委ねることが適当であると考えます。

また、「利用者 1 人当たりのデータ通信量の分布」や「対応した料金プランの設定状況」について、総務省殿が事業者に対し、定期的に報告を求めるとされています。

が、データトラヒックの分布や料金プランの設定の考え方については、経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報に該当します。したがって、仮に利用者の利用動向等を把握するためであっても、事業者への過度な報告義務を課すことは避け、極力他の方策で代替すべきと考えます。例えば、スマートフォンにおいては、個々の利用者が比較的容易にデータ通信の使用状況等を確認できる機能が具備されているところであり、通信事業者の経営情報を取得せずとも、一般利用者に対する利用状況調査等によって、必要とされる情報を収集し、傾向等を分析することが可能と考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 料金政策については、平成 15 年の電気通信事業法の改正により、利用者の利用形態や競争状況等を考慮しつつ、「ボトルネック性に基づく市場支配力濫用の可能性」及び「国民生活・経済に必要不可欠であるために利用者利益の保護を図る必要性」がある NTT 東・西の一部サービスを除き、実質的な競争が進展し、市場メカニズムを通じた料金設定が期待されるサービスについては、これを電気通信事業者の自由な経営判断に委ねることとし、料金及び契約約款の届出等の規制を廃止するとともに、相対契約を認める規制緩和措置（デタリフ化）が講じられ、利用者料金については原則自由化されたところです。

利用者料金の自由化以降、モバイル市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争が行われており、MNO・MVNO 各社は利用者ニーズに合わせて様々な料金プランを提供しています。その中で、当社は、平成 26 年 6 月に 2GB～13GB までの 6 種類のデータ通信量定額サービスを用意し、お客様ご自身に合ったデータ容量を選ぶことが可能となり、無駄なくご利用いただける他社にはないプランを発表したところです。

このような政策的経緯や市場環境であることを踏まえると、データ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことや利用者 1 人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況の報告などモバイルに係る料金に関する

<p>る規制当局の介入は時代に逆行するものであり不要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-55 現在事業者が提供しているような利用者がウェブやアプリで随時かつ容易に通信量が確認できる仕組みなどは、利用者にとって分かりやすい説明が可能。</p>	<p>考え方 4-55</p>
<p>■ 利用者に対する毎月の通知以外でも、現在事業者が提供しているような利用者がウェブやアプリで随時かつ容易に通信量が確認できる仕組みであれば、利用者が望むときに明確に把握できることから、こうした仕組みであっても利用者にとって分かりやすい説明が可能であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 利用者が自分の利用動向に合ったプランを選択することを可能とするためには、各事業者において利用者のニーズに合わせて、引き続きより多くの利用者が容易かつ確実に通信量を知り得る手段を検討することが適当と考える。</p>
<p>意見 4-56 音声通話について、実質的に通話し放題のプランを強制適用するケースがあり、必要のないプランの押し付けは消費者の不利益となるため指導すべき。</p>	<p>考え方 4-56</p>
<p>■ 通話を全くしないのに、実質的に通話し放題のプランを強制適用するケースがある。必要のないプランの押し付けは消費者の不利益と考えます。自由意志契約であれば契約し得ないプランを強制適用させるような動きは控えるよう指導いただきたい</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、音声通話についても、今後、VoLTEの導入が予定される中、引き続き、各事業者において利用しやすいサービス及び料金プランの検討が行われることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-57 ビル&キープ方式の導入に対する検討を進めることに賛同。</p>	<p>考え方 4-57</p>
<p>■ (3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p> <p>着信料金の原則廃止である、ビル&キープ方式の導入に対する検討を進めることに、賛成します。</p> <p>これは、脚注の 67 に示された通り、固定電話 (0AB~J 電話) から移動体通信への発着信、ならびに移動体通信から固定電話への発着信のコスト削減にもなる、と期待されると共に、硬直化した固定電話市場における競争喚起も促し得る、と考えるからです。</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>よって、通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でも FVNO 向け・MVNO 向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO 事業者が HLR/HSS を独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見 4-58 平成 21 年の情報通信審議会の議論を踏まえ、ビル&キープ方式については事業者間の合意形成を前提とすべき。</p>	<p>考え方 4-58</p>
<p>■ 接続料を自己の利用者から回収する仕組み（ビル&キープ方式）については、一律に導入すべきものではなく、事業者間の合意形成が図られるのであれば、その導入は否定されるものではありません。</p> <p>他方、ビル&キープ方式の導入は 2009 年の情報通信審議会において議論され、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」において言及されたとおり、①互いの接続料支払い額が同水準である場合、②通信量が均衡している場合の 2 つの考え方が示されましたが、いずれも以下のとおり整理されており、その状況は大きく変化したものではないと認識しております。</p> <p>①は、支払額が同水準となること自体が想定され難いこと、適用が音声通話の接続料に限られることから、精算コスト削減の観点からも導入の必要性は乏しい。</p> <p>②は、事業者毎にネットワークコストが異なることを考慮できないこと、新規・中小事業者にとって不利となり、適用・非適用が混在することへの公平性の観点等から課題がある。</p> <p>従って、ビル&キープ方式については、双方の接続料水準や通信量を考慮し、精算の一方法として事業者間個々の合意がなされる場合に行うものであり、事業者全てに対して導入することについては慎重に議論すべきと考えます。</p>	<p>■ 平成 21 年に本審議会で行ったビル&キープ方式の導入に関する議論は、「①互いの接続料支払額が同水準である場合」及び「②通信量が均衡している場合」の接続料設定方式として適切か否かを議論したものである。</p> <p>他方、答申（案）で言及した「着信接続料の原則廃止」は、より柔軟な利用者料金の設定を可能とする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料を廃し、ネットワーク費用の回収方法を自己の利用者から回収する仕組みとすることを問題提起したものであることから、平成 21 年の議論とはその前提から異なるものである。なお、答申（案）に示したとおり、今後、総務省において、更に詳細な検討を進める際には、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮することが適当と考える。</p>

<p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見 4-59 ビル&キープ方式の義務化は、競争構造を歪める可能性があるため、事業者間の合意を前提とすべき。</p>	<p>考え方 4-59</p>
<p>■ (エ) 着信接続料の廃止について</p> <p>① 『ビル&キープ』による接続は、特定の接続形態、過去においてはポケットベルで、現在もインターネットに関する接続で実現されている既存のルールで、事業者間が合意すれば今でも実現可能なルールです。</p> <p>② 現行の利用した設備と使用量に応じた公平な負担ルールは、多様な接続を実現していますが、コストに基づかない『着信料金 0』のルールを規則化・義務化することは、競争構造を歪める可能性があるため、事業者間合意を前提とすべきだと考えます。</p> <p>(協和エクシオ)</p>	<p>■ 「着信接続料の原則廃止」の仕組みを導入する際の事業者間の合意等の具体的な条件・手続等については、答申(案)に示したとおり、今後、総務省において、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-60 着信接続料の原則廃止等のネットワークコスト回収の仕組みの検討は、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、慎重に行うべき。</p>	<p>考え方 4-60</p>
<p>■ ・着信接続料の原則廃止等のネットワークコスト回収の仕組み(接続料制度)の検討については、答申(案)のとおり、コスト回収方法の大きな変更となるため、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>・とりわけ、NTT東西の固定電話については、歴史的な経緯により、他事業者間トラヒックを中継するためのハブ機能等の特殊な役割・規制が課せられています。</p> <p>・そのため、着信接続料の原則廃止等の接続料制度の検討に際しては、音声通話を取り巻く市場環境が大きく変化し、ユーザ数やトラヒックが減り続けていく中での固定電話の役割(ユニバーサルサービスの在り方)といった大きな議論と併せて議論を深めていく必要があると考えます。</p> <p>・加えて、音声通話においてはひとつの通話が多数の事業者を経由して疎通する等、</p>	<p>■ 基本的に答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申(案)に示したとおり、総務省においては、「着信接続料の原則廃止」について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当と考える。</p>

<p>1対1ではない接続形態が多数存在するため、こうしたケースにおける接続料制度をどのように整理するかといった課題もあるものと考えます。</p> <p>(東日本電信電話)</p>	
<p>■・着信接続料の原則廃止等のネットワークコスト回収の仕組み（接続料制度）の検討については、答申（案）のとおり、コスト回収方法の大きな変更となるため、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>・とりわけ、NTT東西の固定電話については、歴史的な経緯により、他事業者間トラヒックを中継するためのハブ機能等の特殊な役割・規制が課せられています。</p> <p>・そのため、着信接続料の原則廃止等の接続料制度の検討に際しては、音声通話を取り巻く市場環境が大きく変化し、ユーザ数やトラヒックが減り続けていく中での固定電話の役割（ユニバーサルサービスの在り方）といった大きな議論と併せて議論を深めていく必要があると考えます。</p> <p>・加えて、音声通話においてはひとつの通話が多数の事業者を経由して疎通する等、1対1ではない接続形態が多数存在するため、こうしたケースにおける接続料制度をどのように整理するかといった課題もあるものと考えます。</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見4-61 着信接続料の原則廃止は、ネットワーク費用の回収方法等を含めた日本の通信制度の大きな変更となる可能性があるため、慎重な検討が必要。</p>	<p>考え方4-61</p>
<p>■ 着信接続料を原則廃止することは、単なるネットワーク費用の回収方法の大きな変更となるだけでなく、利用者の料金負担の在り方も含めた日本の通信制度が大きな変更となる可能性があるため、慎重な検討が必要です。検討に当たっては、例えば以下のような観点も含める必要があると考えます。</p> <p>・ 中継事業者のネットワーク費用の回収方法によっては、中継事業のビジネスモデルの見直しに伴う可能性があること</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、「着信接続料の原則廃止」については、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となるため、総務省においては、この仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当と考える。</p> <p>なお、「諸外国でも、現在の日本と同様、基本的には各事業</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 着信接続料の廃止に伴い各事業者のネットワーク費用は原則として、各々自社の利用者料金から回収されることになるため、小規模な事業者や新規参入事業者にとっては負担が大きくなる可能性があること ・ 固定ネットワーク・携帯ネットワーク等の異なるネットワーク間では整備費用に差異があることを前提とした、公正競争の観点での検討が必要となること ・ 他事業者のネットワーク改修に伴う接続サービスの費用の扱いに関しても、費用負担の公平性、公正競争への影響等について併せて検討が必要となること <p>また、諸外国でも、現在の日本と同様、基本的には各事業者は接続料を設定し、事業者間での精算を通じて費用回収を行っています。ビル・アンド・キープ方式は、利用者料金において RPP (Receiving Party Pays) 方式を採用する米国においてのみ選択されているだけであり、番号体系や利用者料金体系等も含めた環境が日本とは大きく異なるものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>者は接続料を設定し、事業者間での精算を通じて費用回収を行っています」との御指摘については、RPP (Receiving Party Pays : 発信者・着信者双方支払い) 方式による米国だけでなく CPP (Calling Party Pays : 発信者支払い) 方式による EU 加盟国においても、着信に係るネットワークコストを発信側と着信側の双方が負担する仕組みに移行している。</p>
<p>意見 4-62 着信接続料の原則廃止は、利用者の強い抵抗により利用者にコストを請求できない場合に着信側の網使用料に相当するコストを適切に回収する仕組みを失うこと、接続料と利用者料金は直接的に連動するものではないためこれらをまとめて論じるのは適切ではないこと、トラヒックの不均衡や事業者間のネットワーク構造の差異等の課題があることから、検討を行うべきではない。</p>	<p>考え方 4-62</p>
<p>■ 「原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)」とは、着信呼の接続料相当額を着信側の加入者へ課金する方式と解釈できますが、海外ではそうした例もあるものの、我が国では過去に実施されたことが無く、利用者から極めて強い抵抗を受けると考えられます。着信側加入者への請求できないとすれば、着信側の網使用料に相当するコストを適切に回収する仕組みが失われてしまいます。</p> <p>着信接続料の廃止は、事業者の経営に大きな影響を与えるため、何らかの形でコスト回収ができる仕組みと併せて検討されるべきものと考えます。また、そもそも接続</p>	<p>■ 着信接続料を廃止した場合に、着信に係るネットワークコストをどのように回収するかは、各事業者の判断に委ねられると考えられるが、御意見にあるとおり、例えば第二種指定電気通信設備については、音声接続料が低廉化しているにも関わらず、コストの低下がネットワークに係る利用者料金には反映していない実態もあると考えられる。</p> <p>「着信接続料の原則廃止」は、こうした状況を改善し、コス</p>

<p>料と利用者料金は直接的に連動するものではないため、接続料と利用者料金をまとめて論じるのは適切ではありません。</p> <p>加えて、トラヒックの不均衡や事業者間のネットワーク構造の差異といった課題もあることを踏まえると、単純に接続料コストを回収する仕組みを変えるだけの問題ではないため、詳細な検討に入る段階ではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>トの低廉化がより利用者に還元されやすい仕組みとするためのものであり、答申（案）に示したとおり、今後、総務省において、この仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-63 移動通信市場においては、熾烈な料金・サービス競争が行われており、その利用者料金に対して規制を設けることは不要であり、その検討自体も不要。</p>	<p>考え方 4-63</p>
<p>■ 利用者料金については、平成 15 年の電気通信事業法の改正により、NTT 東・西の一部サービスを除き、原則自由化されたところです。</p> <p>利用者料金の自由化以降、移動通信市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争が行われており、MNO・MVNO 各社は利用者ニーズに合わせて様々な料金プランを提供しています。</p> <p>このような制度的経緯や市場環境を踏まえれば、モバイルに係る料金に対して規制を導入することは時代に逆行するものであり不要と考えます。移動通信市場は、ボトルネック性のある固定通信市場とは異なり、先述のとおり複数の事業者が存在し、互いに激しい競争を繰り広げている状況にあることから、移動通信市場に対して料金の是正を図ることができる仕組みは不要であり、その検討自体も不要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 平成 15 年の電気通信事業法改正において、利用者料金は、競争原理が適切に機能している環境下では基本的に電気通信事業者と利用者との間の自由な交渉に委ねることが適切であることから、事前規制を原則廃止し、何らかの問題が生じた場合に業務改善命令等による事後的な救済を図ることとしたものである。</p> <p>しかしながら、答申（案）で指摘したように、昨今の移動通信市場では事業主体が実質的に 3 グループに収れんし、各社の提供する料金プランが横並びになるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されていることを踏まえれば、今後の移動通信市場において、競争原理が適切に機能していない場合又は競争原理が適切に機能しない蓋然性が高いと認められる場合に、利用者利益を保護するためのセーフティネットとして利用者料金の高止まりを是正できる仕組みを導入することは、平成 15 年の電気通信事業法改正の趣旨に何ら矛盾するものではない。</p> <p>したがって、総務省においては、移動通信市場の動向や事業者に及ぼす影響を考慮しつつ、必要な利用者料金に係る制度の</p>

	見直しについて検討を進めることが適当と考える。
意見 4-64 携帯事業者との相互接続においても PSTN 網を経由させない IP 網同士の直接接続へ早期に移行させるべき。	考え方 4-64
<p>■ ②通話料金の低廉化策について</p> <p>各電気通信事業者のネットワークは IP 網化が進展しています。</p> <p>IP 網化が進展することにより、PSTN 設備が少なくなり、かつ加入者/回線収容効率もあがることにより、接続コストの低減が図れます。</p> <p>携帯事業者との相互接続においても PSTN 網を経由させない IP 網同士の直接接続へ早期に移行させることで接続コストの低減が図られ、利用者料金の低廉化に繋がると考えられます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 接続形態については、まずは事業者間で協議をすべきものであるため、御意見については今後の参考として承る。</p>

4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

意見	考え方
<p>意見4-65 接続料の算定方法を含む接続制度の在り方について、接続政策委員会において専門的な知見に基づく検討に着手することに賛同。</p>	<p>考え方4-65</p>
<p>■ 加入光ファイバに係わる接続制度は、接続事業者の事業に多大なる影響を及ぼします。十分な議論が行われるよう接続制度の在り方に特化された専門的な知見に基づく検討を進めることに賛同いたします。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申(案)における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について議論することを提言したものである。</p>
<p>■ 昨今のコンテンツの大容量化、モバイルトラヒックのオフロード等により、固定通信は移動通信と相互補完を果たすため、設備・サービスの両面での重要性がますます高まっています。そのため、固定通信分野の競争促進施策については、設備・サービスの両面での公正競争の一層の徹底、イノベーションの促進を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化や、超高速ブロードバンド基盤における多彩なサービスの実現が求められます。これらの実現のためにも、利用率が低迷しているFTTHの普及促進は重要な政策課題と考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿の「サービス卸」はNTT東西殿の「フレッツサービス」の卸に過ぎないため、速度、品質、サポート、宅内装置や付加サービス等での差別化が出来ず、また接続事業者が負担するコストの大半が卸料金や工事費等のNTT東西殿への支払額のため事業者努力による料金競争も限定的です。一方、分岐単位接続料(OSU専用方式)は、各社が自前の設備(OSU)を設置するため、通信速度や付加サービス等、各社毎の独自サービスの提供や料金競争が期待でき、「設備及びサービス両面での公正競争促進」、「イノベーションの促進」、「利用者が新たな価値や多様なサービスを享受」といった政策目的に最も合致しかつ不可欠であることから、早急に具体的な対策を講じるべきと考えます。</p> <p>したがって、接続政策委員会においては、分岐単位接続料設定について年度内に結</p>	<p>■ 検討スケジュールについての御意見は、接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>

論を出す等、期限を明確にした上で議論を進めて頂きたいと考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 本答申案でも指摘されているとおり、NTT 東西の光配線区画に係る物理的制約により、現行の一芯単位接続料では採算性の取れるレベルまで1芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困難であり、特にルーラルエリアでは、実質的に新規参入は不可能な状況です。

このような状況から、分岐単位接続料の設定について、過去の情報通信審議会等で議論がなされてきたところですが、今回NTT東西殿が公表された「サービス卸」については、卸料金がユーザ単位で設定されているため、当然加入光ファイバ接続料においても、分岐（ユーザ）単位接続料を設定すべきと考えます。

また、分岐単位接続料（OSU 専用方式）は、各社が自前の設備（OSU）を設置することが前提となるため、各社毎の独自サービスの提供が期待でき、「設備及びサービス両面での公正競争促進」、「イノベーションの促進」、「利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しむ」といった政策目的には、分岐単位接続料設定（OSU 専用方式）が最も合致しており且つ不可欠であり、早急に対策を講じるべきと考えます。

従って、接続政策委員会においては、分岐単位接続料設定について年度内に結論を出す等、期限を明確にした上で議論を進めて頂きたいと考えます。

(DSL 事業者協議会)

■ 2012 年度に光配線区画の拡大や補完的措置としてエントリーメニューが導入されたものの、現在においても競争事業者の利用実績がなく、FTTH 利用率も伸び悩んでいる状況のため、本答申案のとおり、接続委員会において加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、検討に着手するとしたことは適切であると考えます。

「分岐単位接続料」は、多様なプレーヤーによる新規参入の促進及び料金低廉化に有効な手段であるため、早期に結論を得る必要があると考えます。

(ワイモバイル)

- 「芯線単位接続料」から「分岐単位接続料」への設定方法変更に関しては、競争を促進する施策として歓迎する。ただし、そのコスト算出方法には明確性が求められるところ、「光配線区画」の見直しに関しては多少の労力がかかろうとも抜本的に行うべきと考える。また、「分岐単位接続料」の設定方法による NTT 東西の追加コストは、「分岐単位接続料」の設定方法を利用する事業者が負担すべきものであり、「芯線単位接続料」の設定方法を継続して利用する事業者の追加コストにすべきでないとする。さらに、上記追加コストは、分岐後の各配線に比例的に均等に割り付けられるべきものとする。

(KVH)

- 光ファイバー1分岐単位での貸出しを強く希望します。

(個人)

■ (1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

移動体通信事業者殿における MVNO に対する卸売メニューや相互接続においては、帯域単位契約や1回線当たり契約が可能な事を鑑みれば、FTTH においても分岐単位貸しを導入する事が、原則的に正しいアプローチだと考えます。これは、MVNO 方式によって、多様なサービス提供者の新規参入を促進し、無線通信市場における料金の低廉化、料金プランの多様化等を図ると同様、固定通信市場において、その目的を果たす為にも必要だと考えるからです。

また、NTT 東西殿が、フレッツ光の卸売メニューにおいて、1契約者単位での受付を行われた事からも、その顧客管理は分岐貸し単位でも可能な事を示されました。フレッツ光の直販に加えて、卸売りメニューでも、設備効率が下がるという理由で一芯8分岐線の内の1契約者でも拒まれない事からも、NTT 東西殿の社内取引においては、1

<p>契約者あたりから得られる1分岐分相当価額を妥当と示す証拠とも考えられます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見4-66 「分岐単位接続料」の設定については反対だが、今後、接続政策委員会で、より専門的な知見に基づく検討が進められことに異論はない。</p>	<p>考え方4-66</p>
<p>■ 今までケーブルテレビ事業者は、相応のリスクを負った設備投資を行うことで、NTT網に依存することのない日本国のネットワークダイバシティの一翼を担い、ユーザに対してブロードバンドサービスを提供して参りました。しかしながら「分岐単位接続料」の導入により投資リスクを負うことなく市場へ参入することが可能となることで、NTTによるネットワークの寡占化が進むこととなり、設備事業者による事業努力との乖離が進むことで日本国のネットワークダイバシティの一翼を担い続けていくことが困難となります。</p> <p>設備競争によるサービスの多様性を封じてしまう虞のある「分岐単位接続料」の設定については反対ですが、今後、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会で、より専門的な知見に基づく検討が進められていくことに対しては何ら異論ございません。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申(案)における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について議論することを提言したものである。</p> <p>■ また、答申(案)に示したとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討は、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>■ 弊社は「分岐単位接続料」の検討にあたっては、これまで、「現行の競争状況および光ファイバ接続料での競争状況の両輪を十分に分析・評価した上で導入の要否を検討する必要があり、その結果、仮に導入すべきとの結論となった場合においても、これまでの議論で課題として残っている、サービス品質・運用面の確保等に係るコストの分析・評価、それに基づく算定方法の検討等を行うことが必要」との主張をしてきております。</p> <p>また、『「光の道」構想実現に向けて一取りまとめ』(平成22年12月14日)にお</p>	

<p>いて、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、設備競争への影響等に十分に留意することが適当」と明記されていることを踏まえると、加入者向けアクセス回線網を自ら構築してきた弊社の立場からすれば、今回これらの点について十分な議論が行われていると思えません。</p> <p>従って分岐単位接続料については、NTT 東西による光サービス卸の導入予定などの影響も踏まえながら、今後十分な検討を行うべきと考えます。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	
<p>意見 4-67 接続料の算定方式を含む接続制度の在り方について、接続政策委員会において専門的な知見に基づく検討に着手することに賛同。ただし、ICT を取り巻く環境の変化と今後の見通し等についても論点として追加するべき。</p>	<p>考え方 4-67</p>
<p>■○ 「接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされており、検討の視点として5つの論点が示されていますが、次の点についても論点として追加し、同列に取扱うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を取り巻く環境の変化と今後の見通し (ICT の利活用の進展状況、高速モバイルの普及、利用者ニーズの多様化 (FTTH でなくとも ADSL 等で十分とするニーズ等) 等が FTTH 市場飽和や利用率の頭打ち要因となっていないか。そのような中、接続制度の果たすべき役割は何か。) ・ FTTH 普及促進のための接続制度の在り方 (FTTH 市場飽和による過剰なキャッシュバックや顧客奪い合いが行われている中、接続制度が不健全な競争に拍車をかける恐れがないか。) ・ 検討通じて目指す FTTH 市場の将来像 <p>○ 現在の固定通信市場においては、例えば、マンション向け FTTH や ADSL サービス</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、追加の論点についての御意見は、接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>

<p>が非常に安価（千円代）である場合でも、加入が進まないケースが見られることから、料金水準のみの議論に終始せず、ICT の利活用をはじめとする市場を取り巻く環境・実態を十分に踏まえた上で包括的な議論を進めていただくことを要望します。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>	
<p>意見 4-68 接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討に当たっては、「設備投資インセンティブへの配慮」について十分留意すべき。</p>	<p>考え方 4-68</p>
<p>■ 接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討については、「接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされましたが、検討にあたっては、答申（案）にも示された留意事項、その中でも特に「設備投資インセンティブへの配慮」について、十分留意いただけますようお願いいたします。</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、分岐単位接続料の導入可否について長く議論されてきましたが、議論の中で取り上げられた解決すべき課題の中でも、設備競争に与える影響が最も懸念されます。</p> <p>仮に、分岐単位接続料の設定が他の光ファイバ接続料との間の整合性や合理性を欠き、極端に安価なものに算定された場合には、光ファイバを借りてサービス提供する事業者が有利になり、これまで設備投資のリスクを負って自ら光ファイバ網を構築し、F T T H市場の拡大を牽引してきた事業者（以下「設備事業者」と言う）との間に不公平が生じ、F T T Hのみならず光ファイバを利用した通信サービス全般における競争環境を歪める懸念があります。</p> <p>このような歪んだ競争環境では、設備事業者による設備投資へのインセンティブが損なわれ、設備事業者の事業縮小・撤退に伴うN T T東西殿による光設備の独占や料金の高止まり、設備に依存するサービス開発の停滞等、設備競争不在による弊害が発生し、ひいては国民の通信サービス利用環境にも悪影響を及ぼすことが想定されます。</p> <p>以上のことから、分岐単位接続料導入の検討にあたっては、設備事業者の設備投資</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、答申（案）に示したとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討は、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>

<p>へのインセンティブが保たれるよう、料金算定での整合性・合理性を十分確保いただくことを強く要望いたします。</p> <p>(STNet)</p>	
<p>意見 4-69 加入光ファイバに係る接続制度に特化した新たな競争ルールの検討ではなく、市場の飽和、既存ユーザーの奪い合いといった ICT を取り巻く環境を踏まえ、利活用促進策を検討すべき。</p>	<p>考え方 4-69</p>
<p>■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、これまで情報通信審議会でも数年にわたり何度も議論しております。その結果、「OSU 共有方式」、「OSU 専用方式」ともに、様々な問題から導入が見送られた経緯があり、現状もその問題点は変わっていない状況です。その間、接続料は低下しており、現行制度を利用した事業者数社がシェアードアクセス方式にて FTTH サービスを提供する等競争は進展しています。</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度に特化した新たな競争ルールの検討ではなく、市場の飽和、既存ユーザーの奪い合いといった ICT を取り巻く環境を踏まえ、利活用促進策を検討すべきと考えます。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>■ 分岐単位接続料の設定の適否について調査・審議した情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 24 年 3 月）では、NTT 東西から光配線区画について「見直しの方向性」等が示されたことを踏まえ、分岐単位接続料の設定といった措置を講ずるのではなく、「NTT 東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」との提言が行われた経緯があるが、答申（案）でも言及したように、その後の取組は十分に進んでいない状況にある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、答申（案）では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討に着手することが適当としているものである。</p> <p>■ なお、答申（案）に示したとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討は、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-70 光ファイバを自前設置したり、NTT 東西から借りて事業展開している事業者が存在しており、競争事業者が NTT 東西と同等の競争条件で事業展開できる環境は既に整っている。</p>	<p>考え方 4-70</p>

また、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月）を踏まえ、競争事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要。

分岐単位接続料についても、数年にわたる情報通信審議会等での議論の結果、導入は難しいと整理済みであること等から導入を再検討する必要はない。

- ・LTEやWiMAXといった移動系ブロードバンドサービスの契約数は、既にFTTH等固定系ブロードバンドサービスの契約数を遥かに上回っており、とりわけ若い世代を中心に、固定系ブロードバンドを利用せずに、LTEやWiMAXだけで十分というユーザが増加しています。また、ユーザの選択肢が、固定通信と移動通信の垣根を超えるとともに、国内の通信事業者だけでなく海外のプロバイダが提供する通信サービスにまで非常に多様化した結果、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなせるようになっていきます。こうした状況を踏まえると、ブロードバンド市場を固定／移動等で区分して、それぞれの市場ごとに分析・評価し、競争ルールを検討するという手法自体が適切でなくなっていると考えます。
- ・仮に答申（案）に記載するFTTH市場だけで見た場合でも、自ら光ファイバを設置して事業展開している事業者がいるほか、当社の光ファイバを借りて事業展開している事業者も存在しています。これらは、既に各事業者が当社と同等の競争条件で自由に事業展開できる環境が十分整っていることを示しているものと考えます。
- ・答申（案）は、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さに着目していますが、シェアは、当社が積極的に光エリアを拡大し、ルーラルエリアでもサービス提供しているのに対し、競争事業者は都市部等にしか参入していないことや、当社がユーザのICT利活用促進に向け、様々な取り組みを実施してきたことが、結果として現れているものであり、シェアを見る場合は、こうした点を踏まえて評価する必要があると考えます。

- 答申（案）に示したとおり、FTTH市場では光配線区画に係る物理的な課題が存在し、NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする事業者にとって参入障壁が高いという指摘がある一方、事業者間の競争を促進することで伸び悩む利用率の向上を図ることが必要と考える。

分岐単位接続料の設定の適否について調査・審議した情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月）では、NTT東西から光配線区画について「見直しの方向性」等が示されたことを踏まえ、分岐単位接続料の設定といった措置を講ずるのではなく、「NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」との提言が行われた経緯があるが、答申（案）でも言及したように、その後の取組は十分に進んでいない状況にある。

こうした状況を踏まえ、答申（案）では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討に着手することが適当としているものである。

- なお、答申（案）における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方に

・また、答申（案）では、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率の高さに比して利用率が低迷していることにも着目されていますが、利用率向上のためには、例えば教育・行政・医療等の分野で生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが重要であると考えます。

・以上の点を踏まえれば、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。

■ 答申（案）では、当社が設定する光配線区画が、当社の加入光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供しようとする新規事業者の参入障壁であるかのように記載されていますが、現状の光配線区画の下でも、既に6事業者がN T T東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けF T T Hサービスを提供されており、光配線区画あたりのユーザ数で見ても、当社と同等のユーザ数を既に獲得されている事業者も存在する等、現状の光配線区画が参入障壁になっているとの指摘はあたらないと考えます。

・そもそも、当社の光配線区画は、河川・道路横断等の地理的条件等を踏まえ、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保ができるよう、設備全体の効率性を考慮して設定しているものです。仮に、既存の光配線区画の統合を行う場合、光スプリッタからユーザ宅までの配線距離が長くなり、開通納期の長期化や工事稼働の増加、故障・修理時間の長期化といった多くの問題が生じるため、可能な範囲で統合等は進めていくものの、抜本的に見直すことは困難です。

・そのため、当社は、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申（平成24年3月29日）を踏まえ、①1年目の利用料を低く設定し初期の負担を軽減したエントリーメニューを設定するとともに、②既存の光配線区画とは別に、隣接する既存の光配線区画を2区画統合した接続事業者向けの光配線区画を設定することとしました。こうした取り組みに加え、加入光ファイバの接続料自体も4年間で約30%引き下げてきており、他事業者による当社の光ファイバの利用環境は十分に整っていると

ついて議論することを提言したものである。

■ また、答申（案）に示したとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討は、未利用設備に係る費用等の負担の在り方、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮等を踏まえつつ行うことが適当であり、これらに関する御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。

考えます。

- ・このように、他事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、F T T H市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であることから、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。
- ・一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」と指摘されていますが、分岐単位接続料については、数年に亘る総務省情報通信審議会等での議論の結果、O S U 共用・専用ともに様々な問題があるため導入は難しいと整理済みであり、現状でもその状況には変わりがないこと、また、既に6事業者がN T T東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けF T T Hサービス事業に参入していることを踏まえれば、光の料金及び普及率が世界最高水準となっている我が国の市場・競争環境下において、分岐単位接続料の導入を再検討する必要はないと考えます。
- ・このほか、答申（案）では、未利用芯線のコスト負担の在り方、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブに対する配慮を踏まえて検討するとありますが、未利用芯線については、移転等の異動時の対応、故障対応や将来の需要増のために利用するものであるため、現用の利用芯線数に応じて、未利用芯線のコストを含む全ての芯線のコストを負担いただくとしている、現在の負担方法を見直す必要はないと考えます。
- ・また、設備利用効率に関していえば、当社は需要を見ながら適時適切に設備構築を行っています。加入者系の光ファイバは、ケーブル単位で面的に敷設する必要があるため、特に幹線ケーブル部分は未利用芯線が発生しやすい構造にあります。メタルの場合でも、需要ピーク時の利用芯線の割合は約6割に止まったのに対し、加入光ファイバの場合、現在の利用芯線の割合が約5割にまで達している状況を踏まえれば、設備利用効率は十分向上しているものと考えます。
- ・さらに、設備投資インセンティブに関していえば、仮に分岐単位接続料を設定した場合、投資リスクを負いながら設備を構築する設備構築事業者と、投資リスクだけ

でなくユーザを獲得するリスクさえも負わない設備を借りる事業者との間で、著しく負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになると考えます。

- ・以上のことから、分岐端末回線単位の接続料の設定については、再検討する必要はないと考えます。

(東日本電信電話)

■ ・LTEやWiMAXといった移動系ブロードバンドサービスの契約数は、既にFTTH等固定系ブロードバンドサービスの契約数を遥かに上回っており、とりわけ若い世代を中心に、固定系ブロードバンドを利用せずに、LTEやWiMAXだけで十分というユーザが増加しています。また、ユーザの選択肢が、固定通信と移動通信の垣根を超えるとともに、国内の通信事業者だけでなく海外のプロバイダが提供する通信サービスにまで非常に多様化した結果、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなせるようになっていきます。こうした状況を踏まえると、ブロードバンド市場を固定／移動等で区分して、それぞれの市場ごとに分析・評価し、競争ルールを検討するという手法自体が適切でなくなっていると考えます。

- ・仮に答申（案）に記載するFTTH市場だけを見た場合でも、自ら光ファイバを設置して事業展開している事業者がいるほか、当社の光ファイバを借りて事業展開している事業者も存在しています。これらは、既に各事業者が当社と同等の競争条件で自由に事業展開できる環境が十分整っていることを示しているものと考えます。

- ・答申（案）は、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さに着目していますが、シェアは、当社が積極的に光エリアを拡大し、ルーラルエリアでもサービス提供しているのに対し、競争事業者は都市部等にしか参入していないことや、当社がユーザのICT利活用促進に向け、様々な取り組みを実施してきたことが、結果として現れているものであり、シェアを見る場合は、こうした点を踏まえて評価する

必要があると考えます。

・また、答申（案）では、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率の高さに比して利用率が低迷していることにも着目されていますが、利用率向上のためには、例えば教育・行政・医療等の分野で生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが重要であると考えます。

・以上の点を踏まえれば、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。

■ ・答申（案）では、当社が設定する光配線区画が、当社の加入光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供しようとする新規事業者の参入障壁であるかのように記載されていますが、現状の光配線区画の下でも、既に6事業者がN T T東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けF T T Hサービスを提供されており、光配線区画あたりのユーザ数で見ても、当社と同等のユーザ数を既に獲得されている事業者も存在する等、現状の光配線区画が参入障壁になっているとの指摘はあたらないと考えます。

・そもそも、当社の光配線区画は、河川・道路横断等の地理的条件等を踏まえ、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保ができるよう、設備全体の効率性を考慮して設定しているものです。仮に、既存の光配線区画の統合を行う場合、光スプリッタからユーザ宅までの配線距離が長くなり、開通納期の長期化や工事稼働の増加、故障・修理時間の長期化といった多くの問題が生じるため、可能な範囲で統合等は進めていくものの、抜本的に見直すことは困難です。

・そのため、当社は、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申（平成24年3月29日）を踏まえ、①1年目の利用料を低く設定し初期の負担を軽減したエントリーメニューを設定するとともに、②既存の光配線区画とは別に、隣接する既存の光配線区画を2区画統合した接続事業者向けの光配線区画を設定することとしました。こうした取り組みに加え、加入光ファイバの接続料自体も4年間で約30%引き下

げてきており、他事業者による当社の光ファイバの利用環境は十分に整っていると考えます。

- ・このように、他事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、F T T H市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であることから、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。
- ・一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」と指摘されていますが、分岐単位接続料については、数年に亘る総務省情報通信審議会等での議論の結果、O S U 共用・専用ともに様々な問題があるため導入は難しいと整理済みであり、現状でもその状況には変わりがないこと、また、既に6事業者がN T T東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けF T T Hサービス事業に参入していることを踏まえれば、光の料金及び普及率が世界最高水準となっている我が国の市場・競争環境下において、分岐単位接続料の導入を再検討する必要はないと考えます。
- ・このほか、答申（案）では、未利用芯線のコスト負担の在り方、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブに対する配慮を踏まえて検討するとありますが、未利用芯線については、移転等の異動時の対応、故障対応や将来の需要増のために利用するものであるため、現用の利用芯線数に応じて、未利用芯線のコストを含む全ての芯線のコストを負担いただくとしている、現在の負担方法を見直す必要はないと考えます。
- ・また、設備利用効率に関していえば、当社は需要を見ながら適時適切に設備構築を行っています。加入者系の光ファイバは、ケーブル単位で面的に敷設する必要があるため、特に幹線ケーブル部分は未利用芯線が発生しやすい構造にありますが、メタルの場合でも、需要ピーク時の利用芯線の割合は約6割に止まったのに対し、加入光ファイバの場合、現在の利用芯線の割合が約5割にまで達している状況を踏まえれば、設備利用効率は十分向上しているものと考えます。
- ・さらに、設備投資インセンティブに関していえば、仮に分岐単位接続料を設定した

<p>場合、投資リスクを負いながら設備を構築する設備構築事業者と、投資リスクだけでなくユーザを獲得するリスクさえも負わない設備を借りる事業者との間で、著しく負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになると考えます。</p> <p>・以上のことから、分岐端末回線単位の接続料の設定については、再検討する必要はないと考えます。</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見 4-71 分岐単位接続料の導入により、開通工事や道路改良に伴う支障移転工事及び故障修理等に要する時間が長期化し、結果的に利用者へのサービスレベルが低下する等の問題が発生するため、分岐単位接続料の導入について接続政策委員会で検討する必要はない。</p>	<p>考え方 4-71</p>
<p>■ 本審議会において、一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」という意見が提起され、答申案では、「接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る制度の在り方について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされたところですが、新たに分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、以下のような懸念事象が顕在化することになると考えます。</p> <p>多数の事業者の参入が予測され、収容効率が低い事業者の参入も可能になるため、配線ブロック毎に各事業者のための芯線・スプリッタが設置されることで、非効率な利用形態の芯線・スプリッタが増えることが予想されます。その結果、電柱・地下におけるケーブルやクロージャが多数にならざるをえなくなる等、設備構成が複雑化することで、下記のようなケースが懸念されます。</p> <p>①開通工事や道路改良に伴う支障移転工事及び故障修理等に要する時間が長期化し、結果的にお客様へのサービスレベルが低下する。</p> <p>②施工面・保守面における作業時の安全性が損なわれる。</p>	<p>■ 分岐単位接続料の設定の適否について調査・審議した情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 24 年 3 月）では、NTT 東西から光配線区画について「見直しの方向性」等が示されたことを踏まえ、分岐単位接続料の設定といった措置を講ずるのではなく、「NTT 東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」との提言が行われた経緯があるが、答申（案）でも言及したように、その後の取組は十分に進んでいない状況にある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、答申（案）では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討に着手することが適当としているものである。</p> <p>■ なお、答申（案）における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料</p>

③電柱等の架空区間におけるケーブルやクロージャの構成が複雑化した場合に、地下スペースにも物理的制約が多くなっていることから、地下化は難しくなり、今後の無電柱化推進の妨げになる。

当社としては、以上の懸念事象が生じることに加えて、これまで分岐端末回線単位の接続料の設定について繰り返し議論され、その設定が見送られてきたことから、改めて分岐端末回線単位の接続料の設定について議論する必要はないと考えます。

(NDS)

■ 我が国の光ファイバを用いた通信サービスは、これまでの様々なコスト改善や品質改善の取り組みを通じて、世界的に見ても類を見ないほど低コストで高品質なものとなっています。我が国のICT市場の更なる発展のためには、光ファイバ設備の維持や追加的な投資が引き続き必要になると考えますが、分岐単位の接続料を設定し、投資自体は芯線単位で発生しているにもかかわらず、費用負担がユーザ単位となって、投資コストに見合う適正な回収ができなくなった場合には、光ファイバ設備を構築してきた事業者の投資インセンティブが削がれ、結果として、我が国のICT市場への投資自体が縮退し、我々のような通信建設会社のビジネスも縮小していくことになるのではないかと危惧しています。

また、シェアドアクセス方式の光ファイバの貸し出し方式について、接続事業者の参入障壁を引き下げするために、分岐単位の接続料とした場合、スプリッタ内の收容効率を引き上げなくても接続事業者はリスクを負わずに済むため、数多くの接続事業者が一斉に参入した場合、電柱上に数多くのスプリッタが設置されることになりかねません。数多くのスプリッタが設置された場合、ケーブルの追い張りが頻繁に発生するほか、スプリッタを收容するためのクロージャの増設も必要になると考えられ、それらによって電柱の強度不足が発生し、電柱添架ポイントの枯渇も加わって、NTT以外にも電柱を利用するCATV事業者等の設備構築が困難になる等の問題が発生することが懸念されます。

の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について議論することを提言したものである。

■ また、多数の事業者が参入した場合の諸課題は、現行の接続料の算定方式を適用した場合にも生じ得る課題であるため、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討そのものを否定する理由とはならないが、答申（案）に示したとおり、検討に当たっては、加入光ファイバ等の設備利用効率にも十分配慮することが適当と考える。

更に、サービス卸により、この分岐単位接続料の議論は不要となるものと考えており、当社としては、現在のシェアドアクセス方式の光ファイバの貸し出しルールを変更して、分岐単位の接続料とする必要はないと考えております。

(ミライト・テクノロジーズ)

■ 2. 光ファイバの分岐単位接続料について (4.3.の章 35~38 頁)

分岐単位接続料の設定については、平成 23 年 3 月にも反対意見を出ささせていただきましたが、実際に光ファイバ工事を担う者としては、非効率な設備の増加によって、工事作業が更に複雑化し、引いてはお客様サービスの低下・コストの増大・景観の悪化などを招くことになるため、採るべき施策ではないと考えます。

具体的な理由は、次のとおりです。

- ・弊社では、NTT 東西殿を始めとして、多数の通信事業者殿・CATV 事業者殿の通信設備の構築を請け負っておりますが、現状においても、都市部では、ケーブルを敷設される事業者殿やケーブルの種類・量の増加によって、電柱周りの設備構成は非常に複雑なものになっています。
- ・それでも、現在採用されている芯線単位の接続料であれば、通信事業者殿は多くのお客様を獲得することによって、1 芯・1 スプリッタ当たりの収容効率を高め、1 ユーザ当たりのコストを低減しようとするインセンティブが働きますが、分岐単位接続料では、1 芯・1 スプリッタ当たりのユーザ数にかかわらず、1 ユーザ当たりのコストが同じになるため、設備効率を高めようとするインセンティブが働きません。
- ・その結果、非効率なスプリッタや光ケーブルが増えるだけでなく、スプリッタや光ケーブルを収容するクロージャの増設や、クロージャ間をつなぐ渡りケーブルの増設が必要になるなど、電柱周りの設備は今以上に複雑なものになります。都市部では、これらの増設工事は、たいへん難しい作業になると考えられ、工事の安全性・正確性・迅速性といった観点から問題があります。また、地下配線区間では、クロ

ージャを増設する場所さえもない場合があります。

- ・さらに言えば、上述した設備の複雑化は、①開通工事や故障修理にかかる時間を長くし、お客様サービスを低下させる、②近隣住民からは景観が悪化したとの苦情を招く、③国が推進されている無電柱化の施策の支障にもなりかねないことを危惧いたします。
- ・また、経済的に見ても、分岐単位接続料は、設備を構築して事業を展開する事業者殿に比べて、設備を借りて事業を展開する事業者殿のリスクを著しく軽減するものであります。世界最高水準にある我が国の通信インフラや通信サービスを維持・発展させていくためには、通信事業者殿の設備投資インセンティブを阻害するような施策を採るべきではないと考えます。

(日本コムシス)

■ 今回、主端末回線に係る接続料について、主端末回線の芯線数を単位として設定しているところを主端末回線に收容する分岐端末回線単位に変更した場合、一光配線区画においてユーザ数の少ない事業者が参入することが想定されるため、收容密度の低いスプリッタを多く設置することが推定され、柱上や狭隘なハンドホール内において、スプリッタを追加で設置する工事が発生します。また、場合によってはスプリッタを收容する接続端子函をさらに増設する必要が生じます。このことは、現在においても、固定電話用接続端子函と光ファイバ用の接続端子函が複数設置された電柱が多々存在し、さらに CATV や有線放送のケーブルが添架されているケースもあり、構築時の煩雑な作業、保守時の切り分けの難解さなどを誘発することになります。さらには、柱上の構造物の増加は街の美観を損ねるとともに、電柱の負荷増にもつながり、サービスを提供しながら電柱のより強度あるものへの更改、ハンドホールにおいては大型化など困難を伴う工事が発生する可能性があります。

2020 年代に向け、多くの社会的課題を ICT で解決していくためには、超高速ブロードバンド基盤が必要不可欠であることは答申の通りであり、そのためには、設備を効

率のおよびシンプルに構築していくこと、設備の安定的な運用するため容易に保守ができるという視点が必要と思われます。今回の新たな接続料の算出方法は、電柱回りの設備をより複雑化させていくことにつながり、工事／保守の困難さが高まることとなる現実を直視すべきと考えます。

(ミライト)

■ (結論)

分岐端末回線単位の接続料設定については、平成23年3月にも反対意見を出させていただきましたが、接続料の算定方式の見直しに反対します。

(意見)

これまで分岐単位接続料の導入について過去4回の審議会で議論され、OSU共用・専用の何れの方式においても分岐単位接続料の導入は様々な課題があるとしてその導入には至っておりません。

今回の答申案における接続料の算定方式の見直しは、これまで審議会で議論されてきた分岐端末回線単位の接続料の設定であるとする、複雑且つ非効率な設備構築や作業を強いられる等、工事施工業者として多くの問題が生じ、お客様にも不利益が生じるおそれがあることから、接続料の算定方式の見直しは行うべきでないと考えます。

分岐端末回線単位の接続料設定に伴う具体的な影響としては、以下が挙げられます。

現行の芯線単位の接続料であれば、通信事業者は1ユーザ当たりのコストを低減させるため1スプリッタ当たりの収容率を高めようとしませんが、分岐端末回線単位の接続料では1スプリッタ当たりのユーザ数にかかわらず1ユーザ当たりのコストが変わらないため、スプリッタの収容率を高めようとするインセンティブが働かず、結果として1芯で1ユーザしか利用しないような収容効率の悪い事業者が多数参入し、そうした非効率な利用形態の芯線数が増えることにより、架空ケーブルや地下ケーブルが不足し、追加でケーブル敷設する必要が生じます。また、1ユーザしか収容しない非効率なスプリッタが増えると、それを収容するクロージャは最大8スプリッタしか収

容できないため、8スプリッタを超える場合は、追加でクロージャを設置する必要が生じますが、クロージャを追加するにしても、場所によっては、追加クロージャを設置する場所さえ確保できず、確保できたとしても、それぞれのクロージャをつなぐための渡りケーブルが必要となり、電柱周りのケーブル構成が更に複雑となります。その結果、①開通工事や故障修理に要する時間が長時間におよびお客様サービスを低下させる、②共架する他設備（電力・CATV）での作業に支障が発生する、③近隣住民から景観を損ねるとの苦情が発生するおそれがあります。

（情報通信エンジニアリング協会）

■ （イ） 分岐回線単位の接続料金について

- ① 『OSU 専用方式』による競争促進が図られた場合、エッセンシャル・ファシリティである電柱は、スプリッタ等の添架設備の増加で輻輳し、設備オペレーションを複雑化させることとなります。これにより、設備の保守性は低下し、災害復旧の妨げとなることから、『OSU 専用方式』を加速させるための『分岐端末回線単位の接続料の制度化』には反対です。
- ② 少数しかユーザを収容しないスプリッタや主端末回線が増加することで、全体の設備利用率が低下し、自ら投資したコストを回収できなくなった設備設置事業者が、投資意欲を喪失してしまえば、『世界最先端の技術を活用した強靱な ICT 基盤』作りは達成できないこととなります。
- ③ スマホの登場で、固定系ブロードバンド市場と移動系ブロードバンド市場が融合し、競合しているなか、設備利用実態とは異なるコストで固定系のみを競争を促進することは、固定系間の競争構造を歪めるうえ、移動系との競争をも歪める可能性があります。

（協和エクシオ）

■ 分岐単位接続料の導入に関して、以下のとおり意見提出します。

<p>今後、議論が予定されている分岐単位接続料が設定された場合次のような事態が懸念されます。</p> <p>ルート営業等を行わないインバウンド営業主体の事業者が多数参入してくると低収容スプリッタが増加し、結果的に幹線光ケーブルのファイバ心線の不足が懸念されます。また、クロージャには最大8スプリッタしか収容できないため、クロージャ設置数が増え電柱回りのスペースの輻輳が懸念されます。場所によっては、クロージャを追加設置できるスペースが確保できない場合も生じ、その場合は離れた電柱にクロージャを設置することになります。そのような状況の下では、サービス開通工事、故障修理・設備保守、道路改良等に伴う通信設備の支障移転設工事等における作業環境の悪化による工事安全確保への支障が懸念され、引いては工事トラブルの発生による工事品質の低下、設備保守作業への支障等お客様サービス品質の低下に繋がる事態となることも考えられます。</p> <p>現在の貸出方法の下でも、FTTH事業を展開されている事業者があり、FTTH事業を展開することは可能になっている事、上記のような懸念事項があることから当社としては分岐単位接続料の設定に反対します。</p> <p>(西部電気工業)</p>	
<p>意見4-72 分岐単位接続料の導入により設備競争が消滅し、競争による技術革新を通じた高速化や低廉化が図られないこと等の問題が生じることから、分岐単位接続料の設定に反対。</p>	<p>考え方4-72</p>
<p>■ 「分岐単位接続料」については、当該1分岐単位のシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する事業者が実際のコストに見合った投資リスクを負うことなく市場に参入することになり、これまで設備投資を行って固定系超高速ブロードバンドサービスを提供してきた地域のCATV事業者を始めとする競争事業者はコスト面で対抗できなくなります。この結果、自前で設備投資する形でのサービス提供を継続することは非常に困難になります。</p>	<p>■ 答申(案)における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について議論することを提言したものである。</p> <p>■ なお、答申(案)に示したとおり、加入光ファイバに係る接</p>

このように、NTTグループに対抗してOLTも含めて自前で設備投資を行ってサービスを提供する事業者がいなくなってしまうと、固定ブロードバンド市場における設備競争が消滅し、競争による技術革新を通じた高速化や低廉化が図られず、2020年代に向けてニーズが高まっていく高精細映像等の円滑な伝送ができなくなってしまうこと、また、複数の事業者の設備でネットワークのダイバーシティを確保し、2020年代に向けた災害に強いICT基盤を構築することができなくなってしまうことが懸念されます。そのため、1分岐単位での接続料設定やコスト負担の公平性が損なわれるような光ファイバの接続料算定ルールを導入することには反対です。

(KDDI)

■ 分岐単位接続については、その導入により設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれることから、当社はその導入に反対いたします。

市場競争を活性化するためにはサービス競争と設備競争の双方を有効に機能させる必要がありますが、設備投資インセンティブを損なう分岐接続の導入により、設備競争が進まず接続料の高止まりを招くことからサービス料金へも反映されることが予想され、ひいては市場競争をも阻害することが予想されます。

分岐単位接続については、これまで情報通信審議会等において論議を重ねており、OSUの共用方式、専用方式ともに様々な問題から導入が見送られていたものであり、現状においてもその問題は変わっていない状況にあります。

一方、その間に接続料は低下しており、現行制度においても事業者数社がシェアードアクセス方式によってFTTHサービスを提供しており、競争は確実に進展しています。

FTTHサービス市場は飽和に近い状態となっており、既存ユーザーを複数の事業者が奪い合うなど、現状のICTを取り巻く環境を踏まえ、ICT利活用の促進方策について総合的な検討が必要であり、分岐単位接続の導入を前提とした接続政策委員会での検討は、必要がないと考えます。

続制度の在り方の検討は、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。

<p>(北海道総合通信網)</p>	
<p>意見 4-73 NTT 東西が設置する光配線区画は、NTT 東西の判断により設計、変更することが可能であり、NTT 東西から提供される情報だけでは、接続事業者が明確に光配線区画を把握することは困難であること等から、光配線区画の設定及びその情報の公開が適切に実施されているかの検証を分岐単位接続料の導入検討よりも優先的に行うべき。</p>	<p>考え方 4-73</p>
<p>■ NTT 東西殿が設置される「光配線区画」は、接続事業者にとって事業を継続していく上で最も重要な要素のひとつとなっており、「光配線区画」に設置されている局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させると考えられます。</p> <p>しかしながら、その「光配線区画」については、NTT 東西殿の判断により設計、変更することが可能になっており、また NTT 東西殿から提供される情報だけでは、接続事業者が明確に「光配線区画」を把握することは困難な状況となっております。</p> <p>接続事業者の企業努力によって、1局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数を向上させ、設備の利用効率を高めることにより、ユーザあたりのコストを下げるためには、的確な「光配線区画」の設定が必要不可欠と考えます。</p> <p>公正に競争できる環境を整備するため、NTT 東西殿による「光配線区画」の設定、およびその情報の公開が適切に実施されているかの検証を「分岐単位接続料」の導入検討よりも優先的に行うことが適当だと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、接続政策委員会においては、「NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が光配線区画に大きく左右され、特に初期段階において高いハードルとなっている実態」、「これまでの光配線区画の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価」等を踏まえて検討することが適当としており、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>■ 今後、更なる新規参入によって競争を一層促進させ、光ファイバの利用率向上を図っていくためには、加入光ファイバに係る接続料全般の更なる低廉化を図ること重要と考えます。</p> <p>一方で、シェアドアクセス方式では、1ユーザあたりの接続料負担を引き下げるためには、1主端末回線あたりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1光</p>	

<p>配線区画あたりの世帯数の適正化及び 1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>NTT 東・西は、費用対効果を踏まえ、隣接する光配線区間（2 区画）の統合を進めておりますが、その統合実績は平成 26 年 3 月末時点で NTT 東・西ともに約 1%程度となっております。1 光配線区画あたりの世帯数に大きな変化は見られないものの、今後も継続して光配線区画の統合を進めることが重要であり、引き続き、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び 1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置に努めていくことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 4-74 光配線区画を統合することにより発生する課題を考慮することなく既存の光配線区画を見直すべきではない。</p>	<p>考え方 4-74</p>
<p>■ (結論)</p> <p>光配線区画を統合することにより発生する課題を考慮することなく既存の光配線区画を見直すことに反対します。</p> <p>(意見)</p> <p>河川や鉄道等を挟んでいる等の地理的条件や地下配線やビル引き込み等物理的条件によりそもそも光配線区画の統合が出来ない場合があるばかりか、統合したとしても、光スプリッタからユーザ宅までの配線距離が長くなったり、設備構成が複雑となることで、上述と同様に開通工事や故障修理に要する時間が長時間におよびお客様サービスを低下させ、共架する他設備（電力・CATV）での作業に支障が発生し、近隣住民から景観を損ねるとの苦情が発生するおそれ等多数の問題が生じるため、このような課題を考慮することなく既存の光配線区画を見直すべきでないと考えます。</p> <p>(情報通信エンジニアリング協会)</p>	<p>■ 光配線区画の統合については、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 24 年 3 月）に向けた議論の中で、NTT 東西から光配線区画の「見直しの方向性」等が示され、現在、NTT 東西により、その方向性に沿った区画の統合が行われているものと理解している。</p> <p>なお、接続政策委員会においては、加入光ファイバに係る接続制度について、これまでの光配線区画の見直しに関する評価を踏まえて検討することが適当としており、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>意見 4-75 事業者間協議の促進なども含めてさらなる NGN のオープン化を進め、実際</p>	<p>考え方 4-75</p>

<p>に NGN を活用した多種・多様なサービスが出現するような環境の整備を目指すべき。</p>	
<p>■ NGN のオープン化は、総務省案でも述べられているように「超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスを実現する」ことが目的です。「既に一定のオープン化が実現してきた」とも記述されていますが、現状は本来の目的である「NGN を活用した多彩なサービス」が実現しているとは言えない状況です。そのため、事業者間協議の促進なども含めてさらなる NGN のオープン化を進め、実際に NGN を活用した多種・多様なサービスが出現するような環境の整備を目指すべきと考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>なお、アンバンドルの3要件の一つは「具体的な要望があること」であり、「NGN を活用した多種・多様なサービス」としてどのようなものを念頭に置き、どのような機能の開放を求めるのか、接続事業者側から具体的に示されることが不可欠である。</p>
<p>意見4-76 NGN のオープン化について、事業者間協議においても大きな進展が見込めない状況であり、NTT 東西は、現在停滞している NGN 上での弊社共音声サービスを実現するための接続協議に前向きな対応を行うべき。総務省は接続料規則に当該アンバンドル機能の提供を義務付けるべき。</p>	<p>考え方4-76</p>
<p>■ NGN のオープン化について、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成23年12月20日)」においては機能開放を進めるべきとされているにもかかわらず、NTT 東西殿は現在まで NTT-NGN の技術情報等の開示を行っていないことに加え、機能アンバンドルでの弊社共音声サービスの提供実現に向けた事業者間協議においても大きな進展が見込めない状況となっています。NTT 東西殿に対しては、現在停滞している NTT-NGN 上での弊社共音声サービスを実現するための接続協議に対し情報開示を含め前向きな対応を行って頂くとともに、総務省殿においても接続料規則に当該アンバンドル機能の提供を明確に義務付けて頂くことを要望します。</p> <p>また、NTT-NGN のアンバンドル議論においては、その影響が長期間にわたり国民生活や企業活動全体に及ぶものであることから、通信事業者間の接続協議のみでなく、オープンな場において利用者の視点にたった議論もなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>意見 4-77 固定網については、NTT 東西だけでなく、KDDI グループの FTTH 網、ケーブル回線網、電力系の FTTH についてもアンバンドル化が必要。</p>	<p>考え方 4-77</p>
<p>■ (2) NGN の更なるオープン化</p> <p>10 年以上前から課題提起されている NTT 東西殿の NGN のオープン化については、その言及が非常に弱い、と指摘申し上げます。</p> <p>その様に指摘せざるを得ないのは、何よりも、NGN のオープン化の必要性については、事業者間競争の活性化だけでなく、国益棄損状態の解決の為に、一刻も早く必要とされると考えるからです。</p> <p>NGN のオープン化の必要性は明確であると共に、そのコスト削減方法は、不要な機能を外すというアンバンドル化によって、即座に実行可能な事が分かります。これは、NTT 東西殿が始められる、フレッツ光の卸売メニューにおいても不要な機能をアンバンドル化する事で、その卸売価格を低廉化させられる事をも意味しているでしょう。</p> <p>なお、この固定網におけるアンバンドル化の必要性は、NTT 東西殿に留まるべきではなく、KDDI グループ殿の FTTH 網、ケーブル回線網、電力系 FTTH 殿にもあてはまります。</p> <p>全ての移動体通信事業者殿に対するアンバンドル施策の必要性を求めると同様に行われ、我が国の企業立地力や生産性を高める事で、我が国の公共の福祉の増進に繋がって頂きたい、とお願い申し上げます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 電気通信事業法では、ボトルネック性のある設備、すなわち他の事業者の事業展開上不可欠な固定系設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性等を確保するための規律を課しており、その一環として機能のアンバンドルが行われている。現時点では NTT 東西以外の事業者の設備にはボトルネック性が認められないため、上記の規律を課すことは過度な規制となり適当ではないと考える。</p>
<p>意見 4-78 NGN は既に一定のオープン化が実現してきたところであり、現在、規定されている NGN に係るアンバンドル機能については引き続き維持すべき。</p>	<p>考え方 4-78</p>
<p>■ 答申案で示されているとおり、NGN は既に一定のオープン化が実現してきたところであり、現在、規定されている NGN に係るアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。</p>	<p>■ 御意見については、今後の参考として承る。</p>

(KDDI)	
<p>意見 4-79 NGN にもはやボトルネック性はないことから、NGN を第一種指定電気通信設備として、アンバンドル義務を課す必要はない。また、NGN を利用した IP 電話サービスの実現に係る事業者の要望については、要望事業者の前向きな対応を望むほか、一律の接続ルールを課すのではなく、事業者間の協議に委ねることが適切。</p>	<p>考え方 4-79</p>
<p>■・NTT東西は、これまで「フレッツサービス（收容局接続）に係る機能」、「IP 電話サービス（IGS 接続）に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続機能」をアンバンドルしてきたほか、事業者からのご要望に応じた SNI サービスの提供等、NGN のオープン化に努めてきたところです。</p> <p>・そもそも、他事業者が当社の固定電話網と接続して電話サービスを提供するほかなかった時代とは異なり、IP ブロードバンド時代においては、他事業者は、当社の NGN に依存することなく、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自の IP 網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供している光ファイバ等を利用してサービス提供しており、このような状況に鑑みれば、当社 NGN にもはやボトルネック性はないことから、NGN を第一種指定電気通信設備として、アンバンドル義務を課す必要はないと考えます。</p> <p>・当社 NGN を利用した IP 電話サービスの実現に係る事業者要望については、IP 電話サービスの品質を確保するため、当社の SIP サーバと他事業者の SIP サーバが連携し帯域を確保する方式や、当社が利用するパケット転送クラスとは別に新たに他事業者専用の転送クラスを設定する方式、SIP サーバ同士を連携させることなく IP 電話サービス用の帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてきたところです。しかしながら、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至らなかったため、当社サービスで利用している優先のパケット転送クラスを利用して実現する方式を当社から提案しています。その後、本方式をもとに詳細の技術仕様や提供条件等をすり合わせ、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、追加のご要望に対しても、再度、検討を行った上で新たな提案を</p>	<p>■ NGN については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成 20 年 3 月）において示されたとおり、シェア 74% 超を占める FTTH サービスやシェア 70% 近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP 網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網と NGN を接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGN を第一種指定電気通信設備に指定することとされたものである。</p> <p>また、その後の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成 23 年 12 月）や、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 25 年度）」（平成 26 年 2 月）等においても同様の考えが示されており、現時点においても NGN に関する現況は大きく変化していないことから、その扱いを変える必要性は認められない。</p> <p>■ NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービスの実現に向けた</p>

行う等、当社としては、ご要望されるサービスの実現に向けて条件合意できるよう、真摯に対応しているところです。

- ・しかしながら、一部の事業者から、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方向的に求められている状況にあります。当社としては、ご要望がある限り、真摯に対応し続ける考えですが、要望事業者においても、ご要望されるサービスの早期実現に向けて、是非とも前向きに対応いただきたいと考えます。
- ・この当社が提案する優先クラスの packets 転送により IP 電話サービスを実現する方式は、安価に実現するために、当社 NGN で優先クラスの packets を疎通させる設定を行うほか、他事業者もユーザ端末とネットワーク装置を設置して、ユーザごとに当社の指定するクラスの packets 転送設定を行う必要がある等、双方連携して実現していく方式であることから、一律の接続ルールを課していくのではなく、事業者間の協議に委ねることが適切であると考えます。

(東日本電信電話)

- ・NTT 東西は、これまで「フレッツサービス（收容局接続）に係る機能」、「IP 電話サービス（IGS 接続）に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続機能」をアンバンドルしてきたほか、事業者からのご要望に応じた SNI サービスの提供等、NGN のオープン化に努めてきたところです。
- ・そもそも、他事業者が当社の固定電話網と接続して電話サービスを提供するほかなかった時代とは異なり、IP ブロードバンド時代においては、他事業者は、当社の NGN に依存することなく、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自の IP 網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供している光ファイバ等を利用してサービス提供しており、このような状況に鑑みれば、当社 NGN にもはやボトルネック性はないことから、NGN を第一種指定電気通信設備として、アンバンドル義務を課す必要はないと考えます。

協議については、御指摘のような経緯があるとしても、これまでに調べていないことは事実であり、答申（案）に示したとおり、今後、総務省において、協議を促進するとともに、アンバンドルの 3 要件への適合性を検討し、3 要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適切と考える。

なお、事業者間の協議においては、当事者双方が協議の早期成立に向けて、利用するネットワーク設備に係る費用負担の在り方を含め、前向きかつ真摯な対応を行うことが適切と考える。

- ・当社NGNを利用したIP電話サービスの実現に係る事業者要望については、IP電話サービスの品質を確保するため、当社のSIPサーバと他事業者のSIPサーバが連携し帯域を確保する方式や、当社が利用するパケット転送クラスとは別に新たに他事業者専用の転送クラスを設定する方式、SIPサーバ同士を連携させることなくIP電話サービス用の帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてきたところです。しかしながら、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至らなかったため、優先のパケット転送クラスを利用して実現する方式を当社から提案しています。その後、本方式をもとに詳細の技術仕様や提供条件等をすり合わせ、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、追加のご要望に対しても、再度、検討を行った上で新たな提案を行う等、当社としては、ご要望されるサービスの実現に向けて条件合意できるよう、真摯に対応しているところです。
- ・しかしながら、一部の事業者から、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方向的に求められている状況にあります。当社としては、ご要望がある限り、真摯に対応し続ける考えですが、要望事業者においても、ご要望されるサービスの早期実現に向けて、是非とも前向きに対応いただきたいと考えます。
- ・この当社が提案する優先クラスのパケット転送によりIP電話サービスを実現する方式は、安価に実現するために、当社NGNで優先クラスのパケットを疎通させる設定を行うほか、他事業者もユーザ端末とネットワーク装置を設置して、ユーザごとに当社の指定するクラスのパケット転送設定を行う必要がある等、双方連携して実現していく方式であることから、一律の接続ルールを課していくのではなく、事業者間の協議に委ねることが適切であると考えます。

(西日本電信電話)

<p>ルに囚われず、最も効率的に当該サービスを実現できるのかを純粹技術的に検討すべきで、その上で技術仕様やコストを明らかにすることが先決。</p>	
<p>■ (オ) NGNオープン化について</p> <p>① 『品質保証型 IP 電話サービス』の料金規則化は、接続が実現していない理由が技術仕様とされており、この問題の解決に先立ち料金の制度化を行うことは、かかるコストや事業化の要望が不明な状態で接続条件を作ることになり、適切ではありません。まず、現状制度や過去のルールに囚われず、最も効率的に当該サービスを実現できるのかを純粹技術的に検討すべきで、その上で技術仕様やコストを明らかにすることが先決だと考えます。</p> <p>(協和エクシオ)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、今後、総務省において、アンバンドルの3要件(①具体的な要望があること、②技術的に可能であること、③過度な経済的負担がないこと)への適合性を検討し、要件を満たす場合には接続料規則の改正によりアンバンドル機能を拡充することが適当と考える。</p>
<p>意見4-81 NTTグループに化されている規律等の検証が不十分であり、措置が十分であるか継続的に監督すべき。</p>	<p>考え方4-81</p>
<p>■ ○ 「子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当」とする考え方に賛同します。</p> <p>○ 一方、「NTT東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる」とされていますが、現場レベルにおいては、現行制度では認められていない、NTTグループによる不当な連携等の行為が散見され、真に規律が遵守されているのか疑念が拭えません。</p> <p>○ 特に、NTT東西殿の「サービス卸」が開始されることとなれば、NTTグループの連携は不透明さを増す恐れがあることから、同社グループの事業内容の変化を踏まえて、規律のあり方、総務省殿における監督・管理のあり方について、適時適切に見直すことを要望します。また、総務省殿における検証結果等についてはさらなる情報公開を要望します。</p> <p>○ 加えて、NTTグループへの規律に対する弊社の考え方は次のとおりです。</p>	<p>■ NTT東西の機能分離等、NTTグループに課されている規律等の在り方については、第8回基本政策委員会(平成26年6月10日)において議題の一つとして議論を行う等、本審議会において議論が行われ、その際、NTT東西等によるこれらの規律等の遵守状況について、総務省において定期的に報告を受け検証するとともにその内容につき公表している旨が示される等、一定の検証を行ってきた。</p> <p>当該検証を踏まえ、答申(案)では、NTT東西の機能分離や業務範囲規制等、NTTグループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置が講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることを踏まえ、総務省においては、今</p>

【NTT 東西の機能分離】

- NTT 西日本殿の販売代理店等による不適切な営業活動（NTT グループ一体となった共同営業行為、NTT ブランドによる優越的地位を乱用した営業活動、弊社サービスに関する不実告知等によるサービス誘導 等）がいまだに散見されます。
- 総務省殿においては、NTT 西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に監督・管理いただくとともに、立入検査を含めたより厳格な調査・検証を実施し、規律の実効性を高めるべきと考えます。
- なお、NTT 東西殿の「サービス卸」を通じて、グループ各社間の複雑な委託・受託関係や販売代理店等を隠れ蓑にして NTT グループ各社が一体的に事業活動を展開する懸念があります。
- そのため、総務省殿が「サービス卸」の事業活動の実態について把握する仕組みを構築し、不当な連携がなされていないか厳格に監督・管理すべきと考えます。

【NTT ファイナンス】

- NTT ファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合など、自らの論理によってグループ連携を進めており、これによって NTT グループの電気通信市場におけるシェアは高止まりしています。
- また、NTT ファイナンス殿に対する規律の検証については、毎年、結果のみは示されているものの、総務省殿の検証における判断基準や考え方については、一切公表されていません。
- そのため、NTT グループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTT グループの措置が有効であるかどうか継続的に監督・管理いただいた上で、その状況については審議会・委員会等による検証を通じて検証プロセスの透明性を確保することが必要と考えます。

後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当であるとしているところである。

- NTT 西日本が不適切な営業活動を行っているとの御意見については、公正競争確保の観点から問題となるような不適切な一体的営業と解される行為は、「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成 9 年郵政省告示第 664 号）における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」（八）及び（九）に抵触するおそれがあると考えられるため、仮に問題が発生しているという具体的な事実があれば、それに基づき総務省において調査を行う等、注視していく必要があると考えられる。

- 今後の NTT 東西の活用業務制度の検証に関する御意見については、考え方 4-83 のとおり。

- 総務省から NTT 東西に対して能動的な調査が行われることはなかったという御意見については、特に NTT 東西の機能分離に関して、総務省において、必要に応じて NTT 東西が講じた具体的な措置について視認を行う等の対応を行ってきたとのことである。

- なお、サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつ

【NTT 東西の活用業務】

- NTT 東西殿は、NTT 再編の趣旨に反し活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大しており、現在では、NTT 東西殿の主力サービスのほとんどが活用業務を用いて提供されているなど、活用業務は NTT 東西殿のシェア高止まりに活用されています。
- 特に、届出制への移行後は、全国サービスである NTT 東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、なし崩し的な業務範囲の拡大を加速させています。
- そのような中、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与える影響について、分析・検証がなされた形跡はなく、特別部会や基本政策委員会においても本件に関する十分な議論はなされていません。
- そのため、あらためて審議会等において活用業務のあり方について議論を尽くし、現行制度の見直し是非について検討すべきと考えます。
- 同時に、これまでの活用業務に係る制度見直しが競争環境に及ぼした影響について検証し、認可制時代を含めた過去の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を包括的に検証いただき、適切な措置を講じていただくことを要望します。
- 加えて、今後の活用業務に係る検証のあり方について、サービス開始時や NTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降についても継続的に実施する必要がないか、第三者・外部による検証を導入する必要がないか、検証結果を積極的に公表する必要がないかといった点についても検討いただくことを要望します。

(ケイ・オプティコム)

- NTT 東・西の機能分離等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件に関して、適切な運用を確保することを目的にこれまで公正競争レビュー制度が実施さ

つ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。

れてきたところです。

答申案においては「その措置に基づいた対応が基本的になされている」と評価されているところですが、接続事業者から NTT グループによる公正競争上問題がある行為について重ねて指摘があったとしても、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省から NTT 東・西に対して能動的な調査が行われることはなく、指摘された事案について継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等の PDCA サイクルを着実に実施することもありませんでした。そのような状況であったことを踏まえると、「その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる」とは言い難いと考えます。

さらに、NTT グループは、NTT 東・西による“サービス卸”や NTT ファイナンスによるグループ統合請求のように、現行の法規制を潜脱してグループ一体化を進めようとしているため、これらに対する厳格な規律も必要です。

サービス卸については、先述のとおり本来認められるべきものではないと考えますが、仮に認めるとしても、十分な透明性を確保する観点から、約款の作成・公表をはじめとする“サービス卸”に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）の導入が必要です。

また、NTT 東・西から NTT グループの事業者特別な営業支援策（販売奨励金等）を実施する等、料金等に影響を与えかねない条件が個別に設定された場合、約款や契約書では確認できない不透明な形で特定の事業者を優遇できる問題もあります。これらは禁止行為規制や NTT 分離・分割の趣旨に反する行為であることから、共同ガイドライン等において競争阻害行為であることを明確にし、NTT 東・西や NTT ドコモに個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命令を出す等の行政措置を講じ、このような競争阻害行為が行われることを未然に防ぐ必要があります。

加えて、NTT ファイナンスによるグループ統合請求のように、今後もこのような電気通信事業者でない第三者を介した排他的なグループ連携が脱法的に行われる可能性も

<p>あります。請求業務のみならず、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合の他、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態も十分想定されることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、このような行為についても共同ガイドライン等において競争を阻害する行為であることを明確にし、厳格に規律する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>■ (3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p> <p>こちらの答申案は、NTT 東西殿の機能分離を示した2011年のブロードバンド答申に示された、包括的な検証が行われていないばかりか、「光の道」構想における基本方針であった2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標は達成されていない事に加えて、NTT 東西殿の固定網は、ルーラル地区におけるユニバーサルサービスの維持も不可能な状態である事について、情報通信審議会の見解を問いたい内容と指摘申し上げると共に、4.3.2.(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方に記載された、「情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。」に基づく見解への修正を望みます。</p> <p>NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、その目的を果たしていないばかりか、その措置に基づいた対応とされる内容では、我が国の公共の福祉の増進や、安全保障の担保すら不可能である、と懸念しなければならないのではないか？と指摘せざるを得ません。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見4-82 NTT 東西の機能分離について、インプットの同等性の観点での検証が不十分。</p>	<p>考え方4-82</p>
<p>■ NTT 東西殿の機能分離について、本答申(案)には「NTT 東西の機能分離等について</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、総務省は、NTT 東西より、「設</p>

は、(中略) NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる」と記載されているところですが、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)の営業部門に網改造等の情報が先行的に流れているのではないかと疑念を抱かざるを得ないような対応も見受けられ、機能分離の重要な要素であるインプットの同等性確保(同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか)の観点での検証が不十分ではないかと懸念しています。

例えば、2010年頃より接続協議において、弊社共より NTT 東西殿に再三にわたり申入れを行ってきた NTT-NGN における優先制御機能について、弊社共は当該機能を用いたサービスが提供できない一方で、本年1月29日に NTT 東日本殿は当該機能を用いた「フレッツ 光ネクスト プライオ」の提供を発表し、3月24日に提供を開始しています。これは NTT 東日本殿が、優先制御機能に関する情報を先行的に自社の設備利用部門に開示してサービスを検討させ、当該サービスが公表されるまでの間、接続事業者に意図的に情報を提供せずに秘匿した可能性があり、設備利用部門と接続事業者に対するインプットの同等性が確保されていない典型ではないかと考えます。

したがって、NTT 東西殿の機能分離については、実施状況等の報告と規律についての遵守状況の検証のみならず事業者間協議状況の聞き取りや立ち入り調査等も含め、インプットの同等性の確保が適切になされているのかという観点でも検証を行うべきであると考えます。

なお、既に前項(3. 2. 2)において意見したとおり、「サービス卸」の適正性・公平性・透明性を担保するための検証機関を検討するのであれば、当該検証機関において設備利用部門内の取扱いのみならず、設備管理部門と設備利用部門間や NTT 東西殿と NTT グループ会社間におけるインプットの同等性や取扱いの適正性、透明性の担保まで含めて検証頂きたいと考えます。

備部門と営業部門との隔離、監視する部門が設備部門から独立して構築されている」等を内容とする実施状況等についての報告を毎年受け、規律の遵守状況を検証するとともに、当該報告内容を公表しており、NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられるが、総務省においては、今後も、具体的な問題点が発生しているという事実があればその点を確認することを含め、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当と考える。

■ なお、サービス卸に係る検証機関に関する御意見については、考え方3-31のとおり。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

<p>意見 4-83 NTT東西の業務範囲規制に対する検証については継続的に実施し、あわせて検証プロセス・結果については公の場で議論し、状況によってはさらなる措置を講じるべき。</p>	<p>考え方 4-83</p>
<p>■ 答申(案)の「NTT東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行については、NTT東西は、2011(平成23)年のNTT法改正以降、計16件の活用業務を届け出ている(2014(平成26)年10月1日現在)が、総務省は、その業務の実施前に、届出のあった全ての業務について、公正の確保に支障のない範囲内かどうかを確認し、その確認した内容を公表しており、公正競争が確保された上で、事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えている。」という考えた方に対し、以下のとおり要望いたします。</p> <p>NTT東西殿は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反し、事前届出制を利用して、なし崩し的に業務範囲を広げております。現在のNTT東西殿のほとんどの主力サービスは活用業務を用いて提供されており、活用業務自体NTT東西殿の圧倒的なシェアの維持に貢献しており、固定通信市場におけるNTTグループの市場支配力の拡大要因となっております。</p> <p>また、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えている。」とありますが、事前届出制への移行後に届出された活用業務が市場に与える影響について、分析・検証したプロセス・結果が公表されておりません。よって、総務省には、個々の活用業務に対する検証について、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、永続的に適宜実施していただき、検証プロセス・結果については、公の場(審議会、競争政策委員会等)で議論していただき、状況によってはさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p>(北陸通信ネットワーク)</p>	<p>■ 答申(案)では、NTT東西の業務範囲規制等、NTTグループに課されている規律や累次の公正競争要件については、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることを踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当としているところである。</p> <p>フォローアップの方法については、総務省において具体的に検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>■ 活用業務について現行の届出制で進めていくに当たっては、認可制時代を含めた個々の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を継続的に検証し、その状況によって更なる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p>	

<p>その理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿は、公正競争を確保するために実施された NTT 再編の趣旨に反し、活用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲を拡大しています。現在の NTT 東西殿の主力サービスの多くが活用業務により提供されており、活用業務自体が NTT 東西殿の圧倒的なシェア維持に貢献し、固定通信市場における NTT グループの市場支配力の拡大要因となっています。 ・特に届出制への移行後は、全国サービスである NTT 東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについて、より一層の透明性・客観性の確保が必要と考えます。 ・本答申（案）では、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与えた影響について、分析・検証がなされていません。 ・よって、総務省殿における個々の活用業務に対する検証は、サービス開始時や NTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降も継続的に実施いただくことが重要であり、併せて当該検証結果については審議会等の公の場で議論いただきたいと考えます。 <p>(北海道総合通信網)</p>	
<p>意見 4-84 NTT 東西に対する NTT の経営責任を明確化する視点から、NTT が NTT 東西の経営目標を明確化し、また、国が NTT の経営目標の達成を評価するといった、経営視点での政策を要望。</p>	<p>考え方 4-84</p>
<p>■ NTT 東西はユニバーサルサービスの責務を負ってはいますが、わずか数パーセントの利益率の一方で、高額キャッシュバック施策を実施するなど、通常の民間企業には真似ができない施策をとっております。</p> <p>100%親会社である NTT からすれば、NTT ドコモの高い利益をベースに、グループ内</p>	<p>■ 御意見にある「NTT の経営目標の達成を評価する」との意味は明確ではないが、NTT 法等の法令に基づき権限が付与されている事項以外の会社の経営に係る事項は、基本的に株式会社としての自主的な経営に委ねられているものと考えられる。</p>

を連結することで、非上場の NTT 東西の低利益率が許容された状況にあるものと考えます。

こうした状況において NTT 東西が、NTT グループと資本関係のない電力系やケーブルテレビ事業者などの間との取引と比較して、NTT ドコモ等のグループ内の事業者にのみ有利な条件で光サービス卸などの設備提供を行うことがあるとすれば、NTT グループと他社との間での公正な競争が担保されない懸念があります。

そのため、NTT 東西に対する NTT の経営責任を明確化する視点から、NTT が NTT 東西の経営目標を明確化すること、また、国は NTT の最大株主という観点から NTT の経営目標の達成を評価するといった、経営視点での政策を要望します。

(ジュピターテレコム)

■ なお、サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申（案）において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討すること等が適当としており、答申（案）の考え方に沿って総務省において具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。

■ また、サービス卸を提供する NTT 東西は、禁止行為規制の適用対象とされており、グループ内の電気通信事業者のみ有利な条件とすること等、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等は禁止されると考えられる。

5. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備

5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備

意見	考え方
<p>意見5-1 具体的な制度設計に際しては、業界団体や関係事業者の意見を幅広く聴取し、利用者に混乱をきたすことのないようにすべき。</p>	<p>考え方5-1</p>
<p>■ ケーブルテレビ業界は、消費者保護に関しては自主的な取り組みを進めており、弊社も以前よりクーリングオフに準ずる運用の導入や適切な広告表示の徹底など、様々な自主的な対応を実施しております。本研究会の報告書（案）におけるオプションサービス等の扱いについては、弊社として懸念すべき点もあることから、消費者保護ルールの見直し等の具体的な制度設計に際しては、業界団体や関係事業者の意見を幅広く聴取し、利用者に混乱をきたすことのないよう要望します。</p> <p>なお消費者保護ルールの見直しに関しては、総務省の「ICT サービス安心・安全研究会」において検討され、先日総務省にて実施された意見募集に対して、弊社としても意見書を提出いたしております。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 制度化に際して、総務省は、業界団体や関係事業者の意見を十分に聴くことが適当と考える。</p>
<p>意見5-2 加入電話、ISDN、ADSL を対象に新たな消費者保護ルールを設けることは避けるべき。</p>	<p>考え方5-2</p>
<p>■ 当社及び当社代理店は今までも、電気通信サービスをお申し込みいただいたユーザーに対して書面交付等を徹底し、またお問合せ・相談窓口の充実にも取り組み、ユーザーに契約内容をご理解いただくよう努めてきたところです。</p> <p>特に加入電話・ISDN・ADSLは、販売勧誘に関するトラブルも少なく、以下の観点からも、消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは避けていただきたいと思います。</p> <p><加入電話・ISDN・ADSLについて></p>	<p>■ 消費者保護ルールの見直しは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からないといった電気通信サービスの特性を踏まえて検討するものであるが、個々の規制やルールの当てはめに当たっては、対象となるサービスについて具体的な検討が必要となるものである。</p>

・加入電話・ISDN・ADSLに対するニーズは減っており、通信事業者が積極的な販売勧奨を行うべきサービスではなくなっているため、当社は代理店との間で販売委託契約をしていないこと（今後も、代理店を通して加入電話・ISDN・ADSLを積極販売する考えはないこと）。

及び、当社直営による一般消費者向けの訪問販売や電話勧誘販売についても、積極的に行っていないこと。

・店舗（窓口）においても、加入電話・ISDN・ADSLの積極的な販売を行っていないこと。仮に116等の電話受付等を含めて考えても、「複数オプションサービスと組合せた」販売活動は行っていないこと。

・従前からシンプルな料金体系となっていること（「期間拘束・自動更新付契約」は提供しておらず、複雑な料金体系とはなっていないこと）。

・加入電話・ISDNは通話のみの利用用途が多く、インターネット接続等通信の利用用途での申込の場合も通信速度が非常に遅いこと（64kbps以下）を認識してご契約いただいております、「利用者が契約締結時点でサービスの品質を理解することに限界がある」といった事情もないこと。

■ 加入電話・ISDN・ADSLについては、既に述べた通り、初期契約解除ルール導入を含めた消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは、避けていただきたいと考えます。

（東日本電信電話）

■ 当社及び当社代理店は今までも、電気通信サービスをお申し込みいただいたユーザーに対して書面交付等を徹底し、またお問合せ・相談窓口の充実にも取り組み、ユーザーに契約内容をご理解いただくよう努めてきたところです。

特に加入電話・ISDN・ADSLは、販売勧誘に関するトラブルも少なく、以下の観点からも、消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けるこ

<p>とは避けていただきたいと思います。</p> <p><加入電話・ISDN・ADSLについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入電話・ISDN・ADSLに対するニーズは減っており、通信事業者が積極的な販売勧奨を行うべきサービスではなくなっているため、当社は代理店との間で販売委託契約をしていないこと（今後も、代理店を通して加入電話・ISDN・ADSLを積極販売する考えはないこと）。 及び、当社直営による一般消費者向けの訪問販売や電話勧誘販売についても、積極的に行っていないこと。 ・店舗（窓口）においても、加入電話・ISDN・ADSLの積極的な販売を行っていないこと。仮に116等の電話受付等を含めて考えても、「複数オプションサービスと組合せた」販売活動は行っていないこと。 ・従前からシンプルな料金体系となっていること（「期間拘束・自動更新付契約」は提供しておらず、複雑な料金体系とはなっていないこと）。 ・加入電話・ISDNは通話のみの利用用途が多く、インターネット接続等通信の利用用途での申込の場合も通信速度が非常に遅いこと（64kbps以下）を認識してご契約いただいております、「利用者が契約締結時点でサービスの品質を理解することに限界がある」といった事情もないこと。 <p>■ 加入電話・ISDN・ADSLについては、既に述べた通り、初期契約解除ルール導入を含めた消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは、避けていただきたいと思います。</p> <p>（西日本電信電話）</p>	
<p>意見5-3 利用者からの希望や同意により説明の一部を不要とする場合における利用者の自発的な意思を確認するための一定の担保の方法について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めるべき。</p>	<p>考え方5-3</p>

<p>■ (1) 説明義務等の在り方</p> <p>本件に係る利用者の意思確認のための一定の担保について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。また、制度の運用において、業界による自主基準等が果たす役割もあると考える。</p>
<p>意見5-4 説明に当たって特に配慮が必要と考えられる利用者か否かに関し、説明の要否を自己申告させることなどが必要。</p>	<p>考え方5-4</p>
<p>■ 制度化にあたっては、例えば「高齢者」とは何歳以上のお客様を指すのかといった点など、適合性の原則を踏まえるべきお客様について明確な基準を設けていただくようお願いいたします。また、適合性の原則を踏まえるべきお客様であるか否かを事業者から能動的に確認することは、お客様と無用なトラブルを生じさせる懸念があることから、お客様より前述の基準への該当性を自己申告いただくことにより、適合性の原則を踏まえた説明を実施する必要性が生じることとしていただきますようお願いいたします。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 利用者からの説明に関し、説明を不要とするかどうかについては、利用者の自発的な意思がきちんと確認できるよう一定の担保を行うことが適当と考える。</p> <p>なお、分かりやすい説明方法として望ましいものについては、総務省が策定するガイドライン等に盛り込むことも考えられる。</p>
<p>■ 通信販売や電話勧誘販売はもとより店舗販売や訪問販売においても、契約の相手方が特別な配慮を必要としていることを電気通信事業者及び代理店が認知することができない場合があります。いわゆる適合性の原則を踏まえた説明を確実に行うためには、特別な配慮を必要とする消費者からの自主的な申告が必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見5-5 制度化に当たっては、適合性の原則を踏まえるべき利用者について明確な基準を設けるなど、実際の運用を見据えた詳細な検討が必要。明示的な同意がある場合には簡便な説明や手続等を認め、特に配慮を必要としない利用者にとってより効率的な対応方法を実現すべき。</p>	<p>考え方5-5</p>

<p>■ 高齢者、未成年者、障害者等、特に配慮が必要と考えられる利用者に対して、提供する電気通信サービスについて良くご理解いただき、快適にそのサービスをご利用いただけるよう丁寧な対応が必要であることは、電気通信事業者としても必要不可欠であると考えます。</p> <p>なお、高齢者や障害者等に対する対応に関しては、繊細な側面が実態としてあり、当事者の主観によってトラブルが発生するケースが想定されるため、ある程度の定義づけやルールが必要であると考えます。</p> <p>一方で、知識、経験、目的等によって、特に配慮を必要としない利用者に対しては、画一的な説明等によってストレスが生じることは望ましい状況ではなく、より簡便な説明手法等があつて然るべきです。ひいては、明示的な同意を前提条件として、より簡便な説明、手続き等を認め、特に配慮を必要としないお客様にとってより効率的な対応方法を実現すべきと考えます。この場合、簡便な説明を行ったことに起因する事後的なトラブルの発生が想定されるのですが、書面交付や初期契約解除ルール等の施策と合わせて、利用者および電気通信事業者または代理店双方にとって、どちらか一方に過度な負担が生じないような合理的なルールが定められることを期待します。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。</p> <p>説明に当たって、特に配慮が必要と認められる利用者以外の利用者については、例えば、その利用者からの希望等に応じ、電気通信サービスの基礎的な部分に係る説明を不要とする等により、利用者の負担にも対応することが適当と考える。</p>
<p>意見 5-6 過度な制度や、却って利用者が不利益を被るような制度にならないようにすべき。</p>	<p>考え方 5-6</p>
<p>■ 当社は、お客様が最適なサービスをご利用いただけるよう、サービスの充実化を図ると共に、それらサービスを適切に選択していただけるためにサポート体制の充実にも努めております。</p> <p>携帯電話機においては、シニア向けに「らくらくフォン」の提供を、青少年向けには「スマートフォン for ジュニア」などを提供しております。また、お客様対応の取組として、携帯電話のご利用に不安のあるお客様を対象に「電話教室」の企画・実施、</p>	<p>■ 制度化に当たっては、目的に照らし適切な内容とする必要があり、また、総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。さらに、制度の運用において、業界による自主基準等が果たす役割もあると考える。</p>

<p>「あんしん遠隔サポート」サービスによる操作方法のご案内、手話サポートなどの施策にも取り組んでおります。サービス面ではハートィ割引の提供をはじめ、未成年者が携帯電話を使う場合にはフィルタリングサービスの利用勧奨も強く実施しているところではあります。</p> <p>これらは、全国のドコモショップにおいてお客様と直に対応し、お客様のご利用状況、ご希望、知識、経験に配慮した説明も行っておりますので、その現状も踏まえ、仮に制度化を図る場合であっても過度なものとならないよう検討していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>■ 「説明に当たって配慮が必要」な利用者か否かの判断に当たっては、事業者による、利用者の年齢や障害の有無等の能動的な確認が困難な場合が想定され、また高齢者については年齢が確認できたとしても一律に判断することが適切ではない場合も存在します。したがって、制度化に当たっては、画一的な定義や基準を定めることにより、却って利用者が不利益等を被らないよう配慮が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 5-7 適合性の原則を踏まえた説明の義務付けは、消費者との取引に限定することが適切。</p>	<p>考え方 5-7</p>
<p>■ 法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、本ルールの対象は消費者との取引に限定することが適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 適合性の原則に係る法人の扱いについては、制度化に当たって、引き続き総務省において検討することが適切と考える。</p>
<p>■ 初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研</p>	

<p>研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見5-8 外観からの理解度の判別が難しい高齢者や障害者に対する適合性の原則の在り方について、具体的な議論が不足していたのではないか。</p>	<p>考え方5-8</p>
<p>■ 答申(案)2.3.2020年代にふさわしいICT基盤の姿(3)①において、「ICTが国民生活に不可欠な基盤となり、さらには、災害対策といった安心・安全の実現等に重要な役割を果たしていくことを踏まえれば、高齢者や青少年、障害者を含む全ての利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択し、安心してICTを利用できる環境を実現することが必要」とであると展望が示されているところ、特に外観から理解度の判別が難しい高齢者や障がい者に対する適合性の原則がどのようにあるべきなのか、もう少し具体的な議論がされても良かったのではないかと考えます。</p> <p>(電気通信事業者協会)</p>	<p>■ 答申(案)は、「ICTサービス安心・安全研究会」や過去の関連する研究会での提言も踏まえ、十分に議論を行った上で取りまとめたものである。なお、制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。</p>
<p>意見5-9 電子媒体による交付などの柔軟な運用を許容すべき。販売形態によっては電子媒体を原則としたり、電子媒体による契約内容の確認を推奨すべき。</p>	<p>考え方5-9</p>
<p>■ MVNOをはじめとした小規模事業者の中には、インターネット上で契約を完結させている事業者が多数存在していることから、新たに紙媒体を発行するための体制を整えることは負担が大きいと予想されます。</p> <p>消費者が多様な選択肢を確保できるよう、電気通信事業法に基づく提供義務が課されていない事業者であって、当該事業者が提供するサービスが他の事業者が提供するサービスと代替性がある場合には、電子媒体による書面交付のみとすることも許容していただきますようお願いいたします。</p>	<p>■ 紙媒体による書面交付を原則としつつ、あらかじめ利用者の明確な同意が得られる場合には、利用者の利便性も勘案し、紙媒体に代えて、電子媒体による書面の交付を認めることが適当と考える。</p> <p>また、販売形態やサービスの契約形態によっては、紙媒体による書面のやりとりを行わないことが契約慣行として定着している場合もあり、そうした場合の取扱いについては、さらに検討することが適当と考える。</p>

<p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	
<p>■ 当社は、お客様とご契約する際には契約内容を記載した書面を交付しておりますが、「2020 年代世界最高水準の ICT 社会の実現」という目標を鑑みれば、書面交付によらない契約手続きの加速化が望ましいと考えますので、電子媒体による契約内容の確認を推奨すべきと考えます。</p>	<p>なお、制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において交付する書面に記載すべき事項等について例示することが適切と考える。</p>
<p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>■ 本答申（案）では、紙媒体による書面交付が原則とされていますが、①サービス提供者と各契約者の間を電子的な手段で接続する電気通信サービスの特性、②公文書等情報の電子的な作成・流通の進展に伴う電子媒体の普及、③スマートフォン等の登場に伴う電子媒体の閲覧に適したデバイスの普及等、電子媒体の優位性も認められるところです。加えて、利用者ニーズも多様化し、契約後の保存や、参照容易性の観点で、電子媒体による提供を望む声が増している状況も存在します。以上のことから、一律的に紙媒体を原則とするより、利用者の希望や属性（高齢者、未成年等）により、原則とすべき媒体を可変とする方が、利用者ニーズに沿った対応になるものと考えます。</p> <p>また、オンラインにおける販売形態においては、紙媒体による書面のやりとりを行わないことが契約慣行として定着していることから、電子媒体を原則とすべきと考えます。</p> <p>書面交付のタイミングについては、サービスによっては、実務上、契約締結までに書面発行することが困難な事例（利用者からの申込みを承諾後、事後に書面を送付するケース等）も想定されるため、それらケースも許容されるルール化を要望します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 5-10 サービスによっては契約締結までに書面を発行することが困難であることから、契約締結後の書面交付も許容されるルールとすべき。</p>	<p>考え方 5-10</p>

<p>■ 書面交付のタイミングについては、サービスによっては、実務上、契約締結までに書面発行することが困難な事例（利用者からの申込みを承諾後、事後に書面を送付するケース等）も想定されるため、それらケースも許容されるルール化を要望します。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 書面交付のタイミングについては、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>意見5-11 法人との契約については、書面交付義務の対象外とするか、電子媒体による交付を認めるべき。</p>	<p>考え方5-11</p>
<p>■ 本ルールの対象については一般の消費者のような情報の非対称性がある場合を前提とすべきであり、法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、一度に多量かつ大量の契約を締結するケースも多く、効率性の観点から電子媒体が適切とされることも容易に想定されるため、ルールの対象外とするか、上述のように原則とすべき提供媒体を柔軟に変更できるルールとすべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 書面交付に係る法人の扱いについては、制度化に当たって、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>■ 初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適当と考えます。（再掲）</p> <p>（KDDI）</p>	
<p>意見5-12 書面に記載がないことをもって電気通信事業者や代理店が責任を負うことがないようにすべき。</p>	<p>考え方5-12</p>
<p>■ 交付する書面については、その書面に記載がないことをもって責任を電気通信事業者や代理店が背負うことがないように、あくまでも、契約内容や提供サービスの内容をより分かりやすく理解するためのツールと位置付けていただくよう要望します。</p>	<p>■ 書面交付の義務付けを制度化する場合、電気通信事業者や代理店は、当該制度に基づく義務を負うこととなると考える。</p>

<p>(ワイモバイル)</p>	
<p>意見5-13 サービス提供者が異なる全てのオプションサービスを同一書面に一覧性をもって記載することは困難。</p>	<p>考え方5-13</p>
<p>■ 書面に記載がない、記載内容に不足があるといった事由に起因した事後トラブルが発生しないよう、書面への掲載項目についてはある程度のルール付けが必要であると考えます。その際、利用者が提供を受けるサービスについては、電気通信事業者のほか、コンテンツプロバイダ、販売店など、様々なプレーヤーが関与することが予想され、異なる事業者間のサービスを一枚の書面に一まとめにすることは極めて困難であることから、書面への掲載項目については、同一事業者に限定することが必要であると考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 電気通信サービスの提供に係る契約以外のオプションサービス等であって、サービス等の提供者が電気通信サービスの提供者と異なる場合の取扱いについては、サービス提供者間での協力・連携等により、同一の書面に一覧性をもって記載する等の取組が進められることも期待されるものであり、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>■ 提供主体が異なる複数のサービスを消費者が一度に契約した場合に、電気通信事業者は、他社が提供するサービスに係る契約内容を書面に記載することはできません。電気通信事業者が交付する書面には、その電気通信事業者が提供するサービスに係る契約内容のみが記載されることになります。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見5-14 料金プランの変更等は書面交付義務の対象外とすべき。</p>	<p>考え方5-14</p>
<p>■ 例えば、契約締結後に消費者が特定のオプションサービスへの入退会を繰り返した場合に、その都度、電気通信事業者が書面を再交付しなければならないとすると、電気通信事業者の業務に大きな負荷を与えます。契約締結時に限り書面交付を義務付けることとし、その後のオプションサービスへの入退会や料金プランの変更等は書面交付義務の対象外にすべきです。</p>	<p>■ 制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において書面交付が求められるケースや交付する書面に記載すべき事項等について例示することが適当と考える。ただし、書面交付義務の対象は必ずしも新規の契約締結に限定されるものではないと考えられ、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>

(KDDI)	
意見5-15 通信速度について、ベストエフォートの伝送速度だけでなく TCP スループットの変動値の実績を公開すべき。	考え方5-15
<p>■ 通信速度については、ベストエフォートの伝送速度だけでなく、消費者の求めに応じて、TCP スループットの変動値の実績を公開すべき</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 通信速度の表示の在り方等については、総務省において「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」が開催されており、御意見については今後の参考として承る。</p>
意見5-16 サービスの利活用の方法に関する説明が結果として顧客の利用方法と一致しなかったケースは不実告知には該当しないこととすべき。	考え方5-16
<p>■ 通信サービスは、様々なアプリケーション等の利活用による生活の質的改善や新たな利便性を発見するといった面でも、「実際に利用してみないと」わからない特性があると考えます。</p> <p>動機に関する不実告知を禁止する制度においては、例えば「タブレットにはモバイルルータが必須。」といった明らかな動機の不実は当然禁止すべきであると考えておりますが、一方で、お客様ご自身が認識していないニーズを喚起するために利活用方法の説明を行うことは、サービスの特性上不可欠と言えることから、利活用方法の説明が結果として個別のお客様の実利用方法と一致しなかったケースは不実告知にあたらぬこととしていただきますようお願いいたします。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 不実告知は事実と異なることを告げることであり、御指摘のケースについては、サービスの利活用の方法に関する説明について、事実と異なることを告げているかにより、判断することが適切と考える。</p>
意見5-17 禁止行為の該当予見性を確保するため、事業者の自主基準等により、十分な説明を果たしたといえる具体的説明事項等を例示することが必要。また、消費者保護の観点から、禁止行為・取消ルールを販売形態を問わずに導入することが重要。	考え方5-17
<p>■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方 ①禁止行為・取消し</p> <p>消費者保護の観点から、禁止行為の該当予見性を確保するため、事業者が十分な説明を果たしたとされる具体的な説明事項等について、事業者が定める自主基準等によ</p>	<p>■ 制度化に当たっては、総務省がガイドライン等で例示し、予見可能性を高めることが適切と考える。また、仮に、禁止行為・取消ルールを導入する場合には、販売形態を問わずに導入すること</p>

<p>る具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p> <p>また、過度の勧誘行為が横行していると考えられる量販店等での販売実態を考慮し、消費者保護の観点から、特に「販売形態によらず」との指摘点は重要であり本件主旨に賛同します。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>が適当と考える。</p>
<p>意見5-18 取消権を付与する場合には、立証責任は利用者にあることを明記すべき。</p>	<p>考え方5-18</p>
<p>■ 仮に電気通信事業法において不実告知等違反に関する取消権を付与する場合に、消費者契約法及び特定商取引法と同様に、取消権の行使にあたっての立証責任は利用者にあることを明記していただくべきと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 立証責任については、民事訴訟の一般原則に従うことが適当と考える。</p>
<p>■ この場合の事実認定の在り方について、消費者契約法と同様、立証責任の所在は利用者側に帰するものと想定していますが、利用者と事業者の認識相違によるトラブルを避けるため、本答申(案)並びに法制化によるルール化において、これらの考え方を明示頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見5-19 取消権の行使期間は、禁止行為等を認知することができると考えられる合理的期間とすべき。</p>	<p>考え方5-19</p>
<p>■ 取消権の行使期間については、電気通信サービスの契約において禁止行為違反等を認知すると考えられる常識的期間を踏まえた合理的期間とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 仮に、禁止行為・取消しルールを導入する場合には、期間については、禁止行為・取消しルールを導入する他の法令の規定を参考にしつつ、総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>意見5-20 法人は取消権の付与の対象外とすべき。</p>	<p>考え方5-20</p>

<p>■ 法人の場合は消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられ、特段の苦情も生じていないと考えられることから、本ルールにおいても消費者を対象とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 禁止行為・取消ルールに係る法人の扱いについては、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>■ 初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適当と考えます。(再掲)</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 5-21 販売形態を問わずに初期契約解除ルールを導入すべき。</p>	<p>考え方 5-21</p>
<p>■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方 ②初期契約解除ルール</p> <p>ケーブルテレビ業界では、自主的な取り組みにて、苦情件数の縮減に一定の成果をあげているところ、競争激化やサービスのバンドル化や高度化・複雑化を踏まえ、販売方法の不意打ち性やサービスの複雑性、利用者の熟慮期間等を考慮した販売形態やサービス形態を問わない初期契約解除ルールの趣旨に賛同します。</p> <p>但し、アップグレードやダウングレードといったサービスの変更契約は、利用者が既にサービスを利用していることが前提のため、初期契約解除ルールの趣旨であるサービスの複雑性や消費者の熟慮期間等の問題が解消されていることから、初期契約解除ルールの適用外との整理を要望します。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、契約内容の変更であっても、使ってみなければ分からないサービスの特性や契約の複雑性が生じる場合もあることから、初期契約解除ルールの対象を一律に新規の契約締結に限定することは適当ではないと考えるが、その取扱いについては、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>意見 5-22 顧客が自らの意思に基づき事業者等に申し込む場合（116、Web116、家電量販店）は、初期契約解除ルールの対象外とすべき。</p>	<p>考え方 5-22</p>

<p>■ 初期契約解除ルールを導入する場合には、以下2点については、特定商取引法が定めている内容と同程度とすべきと考えます。</p> <p>－ユーザ自らの意思に基づき事業者等に申し込まれる場合（当社の場合、116・Web116・家電量販店）は、アウトバウンド的な勧誘を行っていないこと、契約締結の意思が不安定でないことから、初期契約解除ルールの対象外とすべきと考えます。</p> <p>（東日本電信電話）</p>	<p>■ 初期契約解除ルールは、契約の複雑性や使ってみなければ品質が分からないサービスの特性を踏まえて導入が求められるものであり、販売形態によらずに導入することが適当と考える。ただし、対象となる具体的なサービスについては、引き続き総務省において検討することが必要と考える。</p>
<p>■ 初期契約解除ルールを導入する場合には、以下2点については、特定商取引法が定めている内容と同程度とすべきと考えます。</p> <p>－ユーザ自らの意思に基づき事業者等に申し込まれる場合（当社の場合、116・Web116・家電量販店）は、アウトバウンド的な勧誘を行っていないこと、契約締結の意思が不安定でないことから、初期契約解除ルールの対象外とすべきと考えます。</p> <p>（西日本電信電話）</p>	
<p>意見5-23 店舗販売及び通信販売は初期契約解除ルールの対象外とすべき。</p>	<p>考え方5-23</p>
<p>■ 消費者が行う一般的な取引においては、契約初期の一方的な解除権が導入されていないにもかかわらず、電気通信分野において初期契約解除ルールを導入することは、事業者・販売店・消費者に新たな混乱を招く等、大きなデメリットがあるので導入すべきではないと考えます。</p> <p>当社は、「実際に利用しないと電気通信サービスの品質を十分に把握できない」といった指摘を踏まえ契約前にエリア確認等が可能な「試用サービス」の提供及び2年契約プランにおける「契約更新案内の強化」「契約更新時における解約金がかからない期間の延長」を検討しております。また、電気通信事業者協会においては苦情相談体制を構築することで、より一層の苦情・相談件数の削減につながるよう検討を行ってお</p>	<p>■ 初期契約解除ルールは、契約の複雑性や使ってみなければ品質が分からないサービスの特性を踏まえて導入が求められるものであり、販売形態によらずに導入することが適当と考える。ただし、対象となる具体的なサービスについては、引き続き総務省において検討することが必要と考える。</p>

り、これら自主的な取組を確実に実施することで消費者の苦情相談を減少させていく考えであります。

とりわけ店頭販売においては、仮に、本ルールを回線契約に適用するとした場合でも、端末の取扱いについてお客様の理解を得られないことから、お客様の混乱や負担が懸念されるとともに、短い期間で解約される方が増加した場合には、端末価格等への影響が懸念されるところです。

(NTT ドコモ)

■ ICT 安心・安全研究会報告書（案）において提言されている初期契約解除ルールは、電気通信事業者に過失がなかったとしても、理由を問わず、消費者が一方的に契約を解除することができるものであり、このルールが広範囲に適用されれば、取引の安定性は著しく損なわれます。

当社は、携帯電話サービスの店舗販売に初期契約解除ルールを全面的に導入することには強く反対します。例えばスマートフォンを利用した経験のある消費者が新たにスマートフォンを契約するなど契約内容を理解していると考えられる場合、サービスの品質を確認することができる試用サービスが提供されている場合、且つ消費者が自らの意思で来店したうえで契約を締結した場合には、初期契約解除ルールが適用されるべきではありません。

(KDDI)

■ サービス品質について、利用しないと把握できないとされる点については、電気通信事業者の自主的取り組みとしてお試しサービスの導入を検討していること、また契約内容が十分理解できないとされる点については、本答申案に記載されているサービス説明の改善に向けた各種取り組みについて対応を検討していくことが見込まれるため、今後の取り組みの浸透により利用者の理解が深まることが期待できるものと考えます。

一方で、初期契約解除ルールを導入する場合における懸念事項としては、特に対面販売について、購入の意思をもって店舗に来店していること、説明時間の冗長化や複雑化により却って利用者の混乱を招くことが想定され、本質的な課題解決の手段とはならないものと考えられます。

利用者のサービス理解向上や苦情削減については、販売形態ごとの特性によって最適な取り組みがあるものと考えており、対面販売については、お試しサービスの導入やサービス説明の創意工夫が利用者の理解向上に資するものと考えます。従って、対面販売については、初期契約解除ルールの対象外としていただくべきと考えます。

(ワイモバイル)

■ 初期契約解除ルールに限らず、消費者保護ルールの適用はその必要性が十分に認められる範囲、効果が明確に期待される範囲に限定し、規制の最小化を図るべきと考えます。

その意味では、店舗販売や通信販売においては、苦情発生要因が初期契約解除ルールによって解消されるか否か等の検討が不十分であり、明確な因果関係が示されていない認識です。弊社共においては、携帯電話サービスに関し、店舗における苦情等で初期契約解除により救済できる割合は一部に過ぎないと分析しており、加えて、店舗販売が主である携帯電話事業者の行政あっせん件数自体も直近では減少傾向であると認識しています。

本答申（案）においては、電気通信サービスの基本的な特性を踏まえ、販売形態によらずに初期契約解除ルールを導入することが適当とされていますが、「実際に利用しないとサービスの品質を十分に把握できない」との性質は必ずしも電気通信サービスに限ったものでなく、上述に示すような効果の程度も不確かであることを踏まえ、初期契約解除ルールの導入は訪問販売・電話勧誘販売に限定することが適当と考えます。

なお、仮に初期契約解除ルールを販売形態によらずに導入するとなれば、制度の導入等にかかる業界の負担に加え、説明時間の増加等に伴う消費者・販売店の負担が甚

<p>大となり、制度の副作用による業界の混乱や消費者便益への悪影響が生じる可能性が極めて高いと考えます。</p> <p>また、「特定商取引に関する法律」等との整合から見ても、店舗における初期契約解除ルールは、その対象範囲（回線契約、端末、端末アクセサリ、パソコン等役務と紐づかないセット購入品のいずれか）等利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者による新たな苦情を招く要因となる懸念も想定されるようです。</p> <p>加えて、認定電気通信事業者は電気通信事業法第 121 条によって役務提供義務を負っており、正当な理由がなければ役務提供を拒むことができないことから、初期契約解除を繰り返し、徒に販売店の負担を増加させるような問題のある利用者に対しても、本ルールが利用者の正当な権利として設けられる以上、事業者は役務提供を拒むことができず業務上の支障を来すといった問題も生じ得ます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 5-24 初期契約解除ルールを電話勧誘販売、訪問販売にのみ適用すべき。電気通信サービスには様々なものがあり、サービスの種類によってその特性を画一的に決められるものではなく、使ってみなければ分からないサービスは、金融商品など他にもあるため、電気通信サービスの特性として初期契約解除ルールの根拠とすることは早計。</p>	<p>考え方 5-24</p>
<p>■ 実際に利用してみないとわからないサービス・商品は、世の中に多くあります。契約内容が複雑なサービスも、金融商品をはじめとして、世の中に多くあります。また、その両方の性質をもつサービスも存在すると思われます。</p> <p>電気通信サービスだけが、そのような理屈により、消費者からの一方的に契約を反故にする権利が与えられることについて、十分な議論が尽くされているとは考えられません。</p> <p>少なくとも、初期契約解除ルールの立法事実となる、①契約内容が複雑であるとい</p>	<p>■ 初期契約解除ルールは、契約の複雑性や使ってみなければ品質が分からないサービスの特性を踏まえて導入が求められるものであり、販売形態によらずに導入することが適切と考える。ただし、対象となる具体的サービスについては引き続き総務省において検討することが必要と考える。</p> <p>また、初期契約解除ルールの根拠となる電気通信サービスの特性については、「ICT サービス安心・安全研究会」報告書（平成</p>

<p>うこと、②実際に利用しないとサービスの品質を十分に理解できない、という2つの要件は、当然、両方を満たした場合に適用されるべきと考えますが、その点が不明確であり、さらに、それぞれの定義（判断基準）自体も不明確であると考えます。</p> <p>また、電気通信サービスには様々なものがあり、ギャランティー型サービスもあれば、ベストエフォート型サービスではあるが契約内容が複雑ではないものもあります。いわゆるベストエフォート型ではあっても、固定系とモバイル系のようにその程度が大きく異なるものもありますし、契約期間や契約解除料の設定がなく、いつでも契約離脱が可能なサービスもあります。</p> <p>さらに、契約条件というものは、事業者の事業戦略によって各事業者が設定するものであり、サービス種類で画一的に決められるものではありません。</p> <p>以上のように、①契約内容が複雑であるということ、②実際に利用しないとサービスの品質を十分に理解できない、ことを、一括りに電気通信サービスの特性とし、初期契約解除ルールの導入根拠とすることは、非常に早計な理論展開であると考えます。</p> <p>従いまして、初期契約解除ルールは、特商法と同様に、不意打ち性を根拠にした訪問・電話勧誘にのみ適用されるルールとして頂きたいと考えます。</p> <p>(電気通信事業者協会)</p>	<p>26年12月)第一章において、あくまで、消費者保護ルールを検討する前提として、電気通信サービスというものが他のサービスと比べて総じてこのような特性があるということを確認しているものであり、個々の規制やルールの当てはめに当たっては、対象となる具体的なサービスについて詳細な検討が必要となると考えられるが、同種類の電気通信サービスは、同様の競争環境や多様化・複雑化した環境にあるため、契約内容が複雑、使ってみなければサービスの品質が分からないという特性が等しく共通すると考える。なお、金融商品には、店頭販売も含め、いわゆるクーリングオフ制度が導入されているものがある。</p>
<p>意見5-25 利用者が減少傾向にあるサービス(加入電話、DSLサービス等)については、トラブルが多発している等の状況にはなく、初期契約解除ルールの対象外とすべき。</p>	<p>考え方5-25</p>
<p>■ 1. 対象となるサービス</p> <p>本消費者保護ルールの検討が、本答申(案)に記載のとおり苦情件数の増加を起因としている以上、対象は苦情の多いサービスに限定すべきです。特に、利用者が減少傾向にあるサービス(加入電話・DSLサービス等)については、積極的な営業活動が行われておらず、トラブルが多発している等の状況にはありません。特に、DSLについては、プッシュ型の営業活動を実質行っていない上、「リンク未確立」ルール(提供開始日の翌日から20日以内に「リンク未確立」の申告があった場合には、開通に係る諸費</p>	<p>■ 現行の提供条件の説明が必要となる電気通信サービスを踏まえつつ、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないと品質が分からないサービスを対象とすることを基本に検討することが適当と考える。</p>

<p>用を無料とするルール)が業界内で運用され、初期契約解除ルールの新設についての社会的要請は少ないものと認識しています。仮に、これらのサービスに一律のルール適用を行った場合、本来不要であった導入・運用コスト等が事業者等で発生し、利用者を含む関係者の負担が増加する等の副作用を生じかねないと考えます。</p> <p>また、「サービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認める」とする初期契約解除ルールの費用負担案を踏まえれば、前払い式のサービスについては、実務上、役務の利用分等を差し引いて利用者に返金することが困難なケースが想定されることから、本ルールの対象外サービスとして頂くことを要望します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ 初期契約解除ルールの検討が、本答申案に記載のとおり苦情件数の増加を起因としている以上、対象は苦情の多いサービスに限定すべきであり、DSL サービス等のトラブルが少ないサービス及び、詳細説明や契約の解除方法、違約金等の説明を受けたことを示す本人の自筆の承諾書が整備されている場合については、初期契約解除ルールの対象外とするべきと考えます。</p> <p>(DSL 事業者協議会)</p>	
<p>意見 5-26 法人は初期契約解除ルールの対象外とすべき。</p>	<p>考え方 5-26</p>
<p>■ 5. 法人等との取引</p> <p>法人の場合は技術的知識や習熟性が高いこと及び消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、改めて初期契約解除ルールにて保護する必要性に乏しいと考えます。</p> <p>更に、仮に初期契約解除ルールが法人も対象となれば、法人相手に広く行われている相対契約において、本ルールの存在を前提としたコスト増分等を契約内容に反映する必要性が生じ、結果的に利用者にとって不利益が生じることも想定されます。した</p>	<p>■ 初期契約解除ルールについては、基本的には消費者を対象とすることが適当と考える。</p>

<p>がって、法人は初期契約解除ルールの適用対象外とすることが適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ なお、初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適切と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 5-27 現在発生している苦情の大半が大規模事業者に係るものであり、小規模事業者にとっては、初期契約解除ルールの導入に対応するためのコスト負担が過大となるため、初期契約解除ルールは、当面の間、一定の規模を有する事業者を対象とすべき。</p>	<p>考え方 5-27</p>
<p>■ 現行の規律に基づき契約者数を拡大させ経営基盤が安定している大規模事業者と、今後拡大が見込まれ未だ経営基盤が安定していないMVNOをはじめとした小規模事業者との間では、新たな制度への対応に必要なコストの負担能力が大きく異なることは明らかです。</p> <p>初期契約解除ルールが、対象となるサービスを提供する事業者に一律的に課されることとなった場合、小規模事業者は制度対応にコストを捻出するために営業活動を縮小せざるを得なくなる可能性があり、消費者にとって多様な選択肢が失われることとなります。</p> <p>加えて、契約数シェアを踏まえれば、現在発生している苦情の大半が既存の大規模事業者に起因するものであることは明らかであり、今後発生する小規模事業者の苦情は、一律的な制度の下ではなく、実態を踏まえた個々の対応を行えば十分解決が可能であると考えております。</p>	<p>■ 利用者にとって、同一のサービスについての制度の適用が事業者の規模によって変わってくることは適切とはいえないと考える。</p>

<p>以上のことから、初期契約解除ルールを導入する場合には、当面の間、最終利用者へ直接役務提供を行うサービス市場において一定の規模を有する事業者を対象とすべきであると考えます。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	
<p>意見5-28 初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点等については書面交付日とすべき、又は、書面交付日か商品引き渡し日のいずれか遅い日とすべき。また、行使可能期間は8日間とすべき。</p>	<p>考え方5-28</p>
<p>■ 初期契約解除ルールの行使可能期間は、特定商取引法における一般的な取引に係るクーリング・オフ制度と同様に、法定書面交付後8日間にされるべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 初期契約解除ルールの行使可能時期を明確にし、始期に関するトラブルを防止するという観点から、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点については、基本的には、書面交付日とすることが適当と考えるが、使ってみなければ分からないサービスが対象である場合や、サービス提供開始の予約が行われている場合等、状況に応じた適切な起算点については、役務提供開始日を対象とすることを含め、総務省において検討することが適当と考える。</p> <p>なお、期間についても、制度化に当たって、総務省において具体的に検討することが適当と考える。</p>
<p>■ 2. 初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日とすることが適当と考えます。なお、各サービスについて、書面交付日を起算点とすべき理由は以下のとおりです。特に、固定通信サービスについて、サービス提供開始日を起算点とすることは業界全体において多大な影響が生じるため、制度として適切でないと考えます。</p> <p>① 移動通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、書面交付（契約締結）の後、速やかにサービスが利用可能であること <p>② 固定通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を要するサービスにおいて、サービス提供開始日を起算点とした場合には、原状復帰等が必要となり、事業者のみならず利用者の負担が甚大となる可能性があること ・ 原則、開通工事の際には利用場所での利用確認を実施するため、試用の必要性があるとは言えないこと 	

<p>③ インターネット接続サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に固定通信サービスと連動したサービス提供となり、他社起因によりサービス提供開始日が決定され、ISP 側では当該日時をコントロールできない場合や書面交付の時点でサービス提供開始日を特定できない場合があること また、通信サービスと合わせて販売する物品との整合性等を踏まえ、本ルールの行使可能期間は「特定商取引に関する法律」と同様に 8 日間とすべきと考えます。 <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ 事前にユーザへ書面を交付することによって、ユーザが契約内容を適切に確認・理解し、判断することが可能となるため、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日、行使可能期間は特商法と同日数程度（8 日間）とすることが適当と考えます。</p> <p>(東日本電信電話)</p>	
<p>■ 事前にユーザへ書面を交付することによって、ユーザが契約内容を適切に確認・理解し、判断することが可能となるため、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日、行使可能期間は特商法と同日数程度（8 日間）とすることが適当と考えます。(再掲)</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見 5-29 工事が必要なサービスに係る「異なる取扱い」について、初期契約解除ルールの適用は工事開始前までとすべき、工事開始後の初期契約解除を認める場合は利用者への工事費等の請求を可能とすべき。</p>	<p>考え方 5-29</p>
<p>■ 本答申案に記載の通り、「工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得る」ため、当該サービスへの初期契約解除の適用は、工事着手前までの範囲とすべきと考えます。</p>	<p>■ 工事が必要となるサービスについては、総務省において異なる取扱いを検討することが適当と考える。</p>

(DSL 事業者協議会)

- 本報告書（案）が指摘するとおり、工事が開始された後に初期契約解除がされた場合には、工事費の負担や原状復帰が必要となり、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得ます。したがって、初期契約解除ルールの行使可能期間は、工事を開始する前に終了することが望ましいと考えます。仮に、工事開始後の初期契約解除を可能とするのなら、消費者に工事費の負担を求めるべきです。

(KDDI)

- ICTサービス安心・安全研究会 報告書（案）で示された、利用者の不利益を解消する主旨から「電気通信サービスに対しても契約の内容やサービスの品質について納得できるまでの契約初期の間には、契約の拘束力から離脱する道を用意する」という考え方は、我々事業者にとっても、真のお客さま志向の実現やお客さまとの信頼関係の醸成、ひいては電気通信市場の更なる発展にも通じるものと理解しています。

加えて、当社も手掛けるF T T Hの場合、サービス提供にあたっては工事が必須であることから、“工事不要”で“即日利用可能”となるモバイル系サービスとは状況が大きく異なります。このため、上記報告書（案）および本答申（案）のとおり“異なる取り扱い”とする点についても賛同いたします。

ただし、F T T Hに対するこの“異なる取り扱い”に関しては、その適用のあり方次第では、事業者が利用希望者の意志確認を今以上に厳格化したり、サービス提供基準を引き上げることに繋がり、ひいては利用希望者がサービスを受けることが難しくなる可能性があります。

また、事業者は、利用者からの申込みにより実際に多額の支出（開通や原状復帰に伴い発生する工事費等）を伴うため、契約解除にあたって事業者が過大な負担を強いられる状況となれば、公平性やルール濫用抑制の観点からも問題があるものと考えます。

この場合、事業者は利用者に対して費用負担を求めざるを得ず、結果的に利用者の不利益・苦情の増加や、F T T Hの発展を阻害することに繋がりがねないという、本来の制度の主旨から逸脱するジレンマに陥ることも懸念されます。

このため、今後の制度設計にあたっては、これらの懸念にも留意しながら慎重にバランスをとっていただくとともに、まずは、公の場で議論を尽くしていただけますよう強く要望いたします。

(STNet)

■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方

② 初期契約解除ルール

「異なる取扱い」というのは、「工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得るため」といった趣旨からすると、当然、負担の発生してしまう工事が実際に着手される前に、お客様に契約履行の判断が促されるルールが期待されているものと理解致します。

現在、F T T Hサービスについては、業界自主基準により、開通前の無償キャンセルが既にルール化されているところであり、このような自主的取組みもご考慮頂いた検討をお願い致します。

■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方

② 初期契約解除ルール

対価請求の範囲については、①実際に契約から解除までの間に発生するコストに対応する料金、②利用期間における役務料金、及び③契約解除から原状回復までに必要となる工事料等を、対象にして頂きたいと考えます。

(例)

①実際に契約から解除までの間に発生したコストに対応する料金

- ・ 事務手数料 (契約料)

- ・工事料 等
- ②利用期間における役務料金
 - ・基本料金
 - ・定額通信料
 - ・定額通信料適用外の通信料 等
- ③契約解除から原状回復までに必要な工事料
 - ・契約解除に伴う撤去工事費
 - ・お客様の要望に基づく原状回復工事料 等

(電気通信事業者協会)

■ 実態に即した検討結果と考えます。

移動通信事業と異なり固定通信事業の加入工事におきましては、工事日の調整から、各種申請（電柱共架、道路占用等）、回線工事、端末設置・調整、契約加入者様への操作説明まで、相当数の工数が発生いたします。

原状復帰の費用負担においては、契約加入者様との間でトラブルを引き起こす可能性がありますので、公平性の観点で実現可能な対価請求の基準を定めていただきたい。

(コミュニティネットワークセンター)

■ 初期契約解除ルールの検討にあたり、契約解除までに生じる工事費やサービス利用などにかかる対価費用の請求権について、理解を示して頂いていることについて評価いたします。

(ジュピターテレコム)

■ 工事が必要となるサービスは、工事費負担や原状復帰が必要となるため、当該費用については適切にユーザへ請求できるようにすべきと考えます。

<p>(東日本電信電話)</p> <p>■ 工事が必要となるサービスは、お客様の負担を考慮すると、できれば工事着手前の解除のみを認めるルールとすることが望ましいと考えますが、工事費負担や原状復帰が必要となるため、当該費用については適切にユーザへ請求できるようにすべきと考えます。</p> <p>(西日本電信電話)</p>	
<p>意見5-30 工事が必要なサービスの「異なる取扱い」について公の場で議論し、内容を明確にすべき。FTTHサービスについては、不意打ち性のある電話勧誘販売及び訪問販売のみを初期契約解除の対象とすべき。初期契約ルール導入の是非も含めての検討が必要。</p>	<p>考え方5-30</p>
<p>■ 固定系サービスのうちFTTHについては、無線系サービスと比較して、高品質で安定したサービスであり、「実際に利用しないとサービスの品質が分からない」には該当しないため、不意打ち性のある販売（電話勧誘、訪問販売）のみを対象とすることが適当と考えます。</p> <p>■ また、工事が必要となるサービスについては、異なる取扱いをする点に賛同するものの、「異なる取扱い」の詳細が不明確であるため、公の場での議論にて、内容を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>■ FTTHサービスは、複数の主体と契約が行われそれぞれの契約の拘束期間が異なる場合や、工事費の支払いの仕組みが複雑となっている場合等、契約内容が複雑であり十分に理解することが困難な場合があると認められる。なお、工事が必要となるサービスについては、工事費の負担等に関し、総務省において異なる取扱いを検討することが適当と考える。</p>
<p>■○ FTTH等の工事が必要となるサービスへの初期契約解除ルールの導入については、「異なる取扱いを検討することが適当」とされておりますが、「異なる取扱い」のあり方・具体的な内容については、これまでに十分に議論がなされていないため、制度設計にあたっては、公の場であらためて詳細検討すべきと考えます。</p> <p>○ なお、詳細な検討にあたっては、少なくとも次の点に着目することが必要と考え</p>	

ます。

- ・ 次の点を踏まえると、固定通信はモバイル通信に比べて根本的な特性や品質が異なるため、「実際に利用しないとサービスの品質が分からない」ことを理由とした本ルール導入の是非も含めて、詳細な検討が必要ではないか。
- ・ モバイル通信では通信事業者が①ISP機能、②アクセス回線、③端末を一体で提供していることが一般的である一方、固定通信では品質を左右する①～③の機能を原則として別々の事業者が提供もしくは利用者が自ら用意しています。このため、利用者が自ら用意する端末が通信速度の低下要因である場合において、初期契約解除ルールを利用して、他社サービスに乗り換えたとしても、問題は解決しない場合が想定されます。このような場合には、利用者と事業者の双方に不利益をもたらすこととなります。
- ・ 固定通信は、モバイル通信と比較して通信品質は安定していること、またモバイル通信のように具体的なサービスエリアが事前に把握できないといった問題がないこと等から、両者を同列に扱うべきでないと考えます。
- ・ 仮に、工事着手日以降に初期契約解除が認められる場合、事業者は初期契約解除ルールの濫用を防止するため、次のような対策を実施せざるを得ず、結果として消費者の不利益・苦情の増加につながり、ひいてはFTTHの普及を阻害することになるのではないか。
- ・ 約款の標準工事費とは異なる、開通工事に係る実費の負担を求める
- ・ 開通工事費の回収を確実なものとする措置を講じる（例えば、工事費の前支払い制の導入、もしくは、支払口座情報の登録完了後の工事着手とする段取りに変更する）
- ・ また、FTTHの開通工事費以外にも様々な費用※が発生し、仮に回収ができなければ、事業者の収支へ多大な影響を及ぼす可能性があることから、制度設計にあたっては透明かつ慎重な検討が必要と考えます。（※例：標準外の追加工事費、初期設定サポート費、契約事務手数料、電話番号割当手数料、契約解除後の現状

<p>復帰費 等)</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見5-31 工事が必要なサービスの「異なる取扱い」については、事業者及び関係諸団体の意見を幅広く反映させるべき。</p>	<p>考え方5-31</p>
<p>■ 工事が必要となる電気通信サービスの提供形態として「光ファイバ」を念頭にした場合、今後異なる取扱いとして詳細検討されていくにあたっては、「利用者や事業者双方の負担が大きくなり得る」ことから、事業の運用実態を勘案し、関係諸団体・事業者の意見を幅広く反映させることを要望します。</p> <p>また、その際は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 値段、期間、用途等「工事の定義」や「費用負担の範囲」についての定義 ・ 敷設・撤去関連のすべての工事費用、及び利用分の通信費の利用者負担 <p>等を詳細検討し、その上で工事が必要なサービスが初期解除ルールに適するの可否かを検討する必要があると考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 工事が必要となるサービスについては、総務省において、事業者及び関係諸団体の意見を十分に聴いた上で、異なる取扱いを検討することが適当と考える。</p>
<p>意見5-32 対価請求の範囲等について、通話料などの従量課金については利用者が負担すべき、対価請求の範囲・条件等は初期契約解除ルールの濫用的利用を防止するものであるべき。</p>	<p>考え方5-32</p>
<p>■ 弊社のCATVサービスは、申し込み後最短4日でサービスをご利用いただける優れた特徴を有しており、利用者から好評をいただいております。</p> <p>しかしながら、初期契約解除ルールを逆手にとって、仮に短期間で大量にサービスを利用されたり、一時的な利用を前提に短期に加入と解除を繰り返された場合、事業者にとっては過度の負担となります。</p> <p>従いまして、短期間であっても、利用された通話料などの費用(従量課金)等については、利用者が負担する制度となるようお願いします。</p>	<p>■ 初期契約解除ルールを前提としたサービスの大量利用の懸念等も踏まえ、サービス利用の対価請求を認めることが適当であり、また、適正な対価に関する予見可能性を損なわないため、基準を明確化すべきであると考えます。</p> <p>この点については、制度化に当たって、総務省において検討することが適当と考える。</p>

(ジュピターテレコム)

■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方

② 初期契約解除ルール

対価請求の範囲については、①実際に契約から解除までの間に発生するコストに対応する料金、②利用期間における役務料金、及び③契約解除から原状回復までに必要となる工事料等を、対象にして頂きたいと考えます。

(例)

①実際に契約から解除までの間に発生したコストに対応する料金

- ・ 事務手数料 (契約料)
- ・ 工事料 等

②利用期間における役務料金

- ・ 基本料金
- ・ 定額通信料
- ・ 定額通信料適用外の通信料 等

③契約解除から原状回復までに必要な工事料

- ・ 契約解除に伴う撤去工事費
- ・ お客様の要望に基づく原状回復工事料 等 (再掲)

(電気通信事業者協会)

■ 3. 初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用に係る費用負担

本答申(案)のとおり、初期契約解除ルール利用時であっても、サービス利用の対価請求を可能とすることが適切と考えます。なお、対価請求の範囲・条件等については、初期契約解除ルールの本来の目的から外れるような制度濫用のインセンティブが利用者側に与えられないようにする必要があります。

例えば、仮に契約事務手数料の請求が認められないとすると、短期利用時における

<p>初期契約解除ルールの悪用方法（事務手数料支払いが免除される短期のサービス利用方法）が広く一般に流布する等が容易に想定され、一方で事業者としては本来の目的に沿ったルール利用か否かを区別する術を持ち得ず、このような不適正利用を防ぐことは不可能です。したがって、制度濫用防止及び利用者間の公平性確保の観点で、初期契約解除ルール利用時には一般の短期利用の契約者と同等の対価請求を認めることが適切と考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	
<p>意見 5-33 電気通信サービスの契約後に単独でオプションサービスを申し込んだ場合には、契約の複雑性等の問題が少ないことから、初期契約解除ルールの対象外とすべき。</p>	<p>考え方 5-33</p>
<p>■ オプションサービスの取り扱いについては、適用対象は新規契約に限ることとし、既加入者のサービスの変更に対しては、初期契約解除ルールの適用が除外されることを要望します。</p> <p>これは、加入者はすでに弊社サービスを利用し、初期契約解除ルールで想定されている販売方法の不意打ち性やサービスの複雑性、消費者の熟慮期間の問題はすでに解消されていると考えるためです。</p> <p>仮に初期契約解除ルールが適用され、短期間でサービス変更を繰り返すにも関わらず、事業者がサービス提供等にかかる費用を請求できない場合、それに要する費用は最終的には他の善良な加入者が負担していることとなり利用者の公平性の観点からも好ましくないと考えます。</p> <p>（ジュピターテレコム）</p>	<p>■ 初期契約解除ルールにおけるオプションサービスの取扱いについては、総務省において更に検討することが適当と考える。</p>
<p>意見 5-34 IoT や M2M のような回線と一体的な情報機器については、SIM ロック解除の対象とすべきではない。</p>	<p>考え方 5-34</p>

<p>■ (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>今後のICT基盤の更なる普及・発展に伴い、メガネ型や時計型等のウェアラブル端末をはじめとしたIoTや、自動車やロボット、生活支援型サービスなどのM2Mなど、通信回線と一体不可分な情報機器やサービス等が提供されることが期待されますが、通信回線と密接不可分であることを理由に、それら情報機器やサービス等も初期契約解除ルールに準じた取扱いとされてしまうと、それらの情報機器までも一方的に解約されてしまうことになってしまいます。このことは、端末メーカーやベンダーと通信キャリアがコラボレーションした先進的開発を阻害することとなり、国民の高機能サービス等を利用する機会の喪失、ICT基盤の発展阻害、国際競争力の低下などを引き起こす可能性があり、2020年代の世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた目標に逆行することになるものと考えます。</p> <p>従いまして、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、将来的にも行わないで頂きたいと考えます。</p> <p>(電気通信事業者協会)</p>	<p>■ IoTやM2Mに係る端末への対応を含め、SIMロック解除の対象端末については、答申(案)を踏まえ総務省によって策定された「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案において示されているところである。</p>
<p>意見5-35 端末等を初期契約解除ルールの対象とするか否かについて事業者の自主的な取組による成果が十分に確認されない場合には端末を対象とすることの検討が必要。</p>	<p>考え方5-35</p>
<p>■○ 携帯電話販売の大半が「店舗における端末と通信サービスとのセット販売」であることを踏まえると、店舗で販売される端末のみを初期契約解除ルールの対象外とすれば、利用者が通信サービスの初期契約解除しようとしても、これに伴う多額の端末債務支払いが利用者の初期契約解除を阻む恐れがあることから、本ルールの実効性が損なわれることは明らかなです。</p> <p>○ 苦情・相談件数が最も多い携帯電話サービス販売に対して、本ルールの実効性が確保されないとすれば、ルールを導入したとしても、本来の趣旨である消費者保護</p>	<p>■ 端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、SIMロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することが適当と考える。</p> <p>■ 端末等の物品に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・</p>

<p>や苦情・相談の低減に寄与しないと考えます。</p> <p>○ そのため、事業者の自主的な取組みによる成果が十分に確認されない場合には、端末販売への初期契約解除ルールの導入を検討することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>相談が発生した場合には、事業者、代理店が苦情・相談等の減少に自主的に取り組むことを期待し、その効果等を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場において注視し、仮に、そうした取組では十分でないということになった場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当と考える。</p>
<p>意見 5-36 端末等を初期契約解除ルールの対象とするか否かについて店舗販売における端末等に係る制度化は将来にわたって行うべきでない。</p>	<p>考え方 5-36</p>
<p>■ 4. 初期契約解除ルールに伴う端末等の物品の取り扱い</p> <p>端末や付属品等の物品において、電気通信サービスとの関連性の程度に基づき初期契約解除ルールの適用可否を決定することは、利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者からの新たな苦情を生じさせる懸念があります。また、返品された端末等は中古化により価値が減少し、再販売が困難なため、業界における費用インパクトも甚大となることが想定されます。したがって、店舗販売における端末や付属品等に係る制度化は将来に渡っても実施すべきでないと考えます。</p> <p>なお、使用済み端末の下取りについては、競争上の観点から実施している意味合いが強く、本施策をもって、初期契約解除ルールに伴う端末等の返品影響が少ないと判断することは適当ではありません。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することが適当と考える。</p> <p>■ 端末等の物品に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店が苦情・相談等の減少に自主的に取り組むことを期待し、その効果等を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場において注視し、仮に、そうした取組では十分でないということになった場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当と考える。</p>
<p>意見 5-37 法人は初期契約解除ルールの対象外とすることが適当。</p>	<p>考え方 5-37</p>
<p>■ 5. 法人等との取引</p> <p>法人の場合は技術的知識や習熟性が高いこと及び消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、改めて初期契約解除ルールにて保護する必要性に乏しいと考えます。更に、仮に初期契約解除ルールが法人も対象となれば、法人相手に広く行われている相対契約において、本ルールの存在を前提としたコスト増分等を契約内容に反映する必要性が生じ、結果的に利用者にとって不利益が生じる</p>	<p>■ 初期契約解除ルールについては、基本的には消費者を対象とすることが適当と考える。</p>

<p>ことも想定されます。したがって、法人は初期契約解除ルールの適用対象外とすることが適切と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>■ 初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適切と考えます。(再掲)</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 5-38 契約後に手続を行っていない場合や利用実態がない場合は初期契約解除ルールの対象となるのか。</p>	<p>考え方 5-38</p>
<p>■ 5 契約後、いつまでも開通手続きが無かったり、全く利用実態のない契約の場合は、初期契約解除の対象に含まれるか？</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 初期契約解除ルールは、一般に、対象となるサービスにおいて、契約後の行使が可能な期間において適用されるものとする。</p>
<p>意見 5-39 期間拘束付契約に自動更新がセットになっていることの是非については、セットであることにより料金プランの割引があるため、顧客の利便性の観点から慎重な検討が必要。</p>	<p>考え方 5-39</p>
<p>■ 「期間拘束付契約に自動更新がセットとなっていること」等の指摘がありますが、料金プランの割引などは契約が終了すると共に適用されなくなりますので、自動更新がセットになっていることの是非などは、お客様の利便性の観点から慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 「ICT サービス安心・安全研究会」においては、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまい、利用者の視点から問題ではないかとの強い指摘があったところであり、期間拘束付契約に自動更新がセットになっていることや、更新月以外に解約する場合には一律の</p>

	契約解除料が発生すること等を踏まえた更なる取組について、同研究会等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当と考える。
意見5-40 携帯電話サービスの2年契約について、利用者が更新月を認知する機会を確保可能とするためのサービスの拡充検討など、自主的な取組を開始している。	考え方5-40
<p>■ お客様への2年契約の更新に関するご案内については、従来の請求書における記載などに加え、SMS等を用いたお知らせの実施及び契約更新時における解約金がかからない期間の延長を検討しております。</p> <p>(NTT ドコモ)</p> <p>■ 弊社共では、携帯電話サービスにおいて、2年契約の更新時期を知らせるプッシュ型の通知サービスの導入を行う等、自主的な取組みを開始していますが、より一層、利用者が更新月を認知する機会を確保可能とすべく、更なるサービス拡充を検討しているところです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 期間拘束・自動更新付契約に係る改善の取組及びその拡充を進めることは望ましい。</p>
意見5-41 料金及びサービス内容の提供条件は、あくまで各事業者が自由に定めるべきものであるとの前提のもと、消費者保護の視点にも留意した取組を個々に実施していくことを基本とすべき。	考え方5-41
<p>■ 料金プランの在り方等については、事業者間の競争の源泉でもあり、個別の事業者の創意工夫によるビジネスモデルが阻害されることにより、却って利用者利便の低下を招く懸念も存在します。例えば、弊社共における料金プランについては、期間拘束の有無により、料金水準の変更を行っている(期間拘束有りの場合、利用者料金が低廉となる)サービスが存在するため、特定のサービス設計が否定されれば、こうしたサービスの多様性による利用者利便の確保が困難となることも想定されます。したがって、あくまで各事業者が料金及びサービス内容の提供条件を自由に定めるべきものである</p>	<p>■ 電気通信サービスの利用者料金については、原則として事前規制が廃止されており、電気通信事業者が競争環境にある市場において自由に設定することが可能であるが、「ICT サービス安心・安全研究会」においては、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまい、利用者の視点から問題ではないかとの強い指摘があったところで</p>

<p>との前提のもと、消費者保護の視点にも留意した取組みを個々に実施していくことを基本とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>あり、期間拘束付契約に自動更新がセットになっていることや、更新月以外に解約する場合には一律の契約解除料が発生すること等を踏まえた更なる取組について、同研究会等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>意見5-42 いつでも解約できる料金プランも説明対象の義務化を行うべき。自動更新前にダイレクトメールやプッシュ型通知等で顧客周知を行い、解約可否を十分検討できるようにすべき。</p>	<p>考え方5-42</p>
<p>■ 3 実質的に契約を2年間などに縛る契約が常態化している。いつでも解約できるプランについても必ず説明するよう義務化してはどうか</p> <p>4 いわゆる2年縛り契約について、自動更新される場合は事前に解約時期を消費者にリマインドし、解約が十分に検討できるようにすべき。解約可能な旨、ダイレクトメールや、消費者へのリマインドメールを義務化してはどうか。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 期間拘束あり・なしプランの選択について、電気通信事業者及び代理店が利用者の経済的合理性ある判断に資するような情報提供を行い、利用者が契約内容を十分に理解できるような環境を整備することによる対応が必要であり、期間拘束・自動更新付契約に関する提供条件の説明方法や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要と考える。</p>
<p>意見5-43 オプションサービスの利用意思確認を強化することは適切であるが、オプションサービス契約の扱いについては、一律のルール化ではなく、個別のサービスの性質等に応じて、適宜個社が取り組むべき。</p>	<p>考え方5-43</p>
<p>■ オプションサービスの利用意思確認を強化することは消費者保護の観点から適切であると考えますが、トラブルが生じない限り利用しない端末の保証等に関するサービスや加入タイミングが回線契約時に限定されるサービス等、一定期間内における利用実績が無いことをもって、直ちに無料期間終了後の自動継続を問題視すべきでないサービスも存在します。したがって、オプションサービス契約の扱いについては、一律のルール化ではなく、個別のサービスの性質等に応じて、適宜個社が取り組むべき課題であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 利用者が契約しているサービスの性質も踏まえた上で、一度契約を終了させて継続利用を希望する場合に契約の申込みを必要とすること等の利用者の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当と考える。</p>

<p>意見5-44 利用者の多くは継続的なサービス利用を目的としてオプションサービスを利用していることも事実であり、自動的な契約解除は消費者にも不利益が生じるなど、オプションサービスの無料期間終了後に自動的に契約を解除することは適当でない。</p>	<p>考え方5-44</p>
<p>■ 店頭でお勧めするオプションサービスは「無料のお試しサービス」といったものではなく、正式なサービスをお申込みいただいたものが一定期間無料になることを適切に説明しておりますので、お客様の契約の意思は明確であると考えております。また、お客様との間のサービスに係る契約を一方的に終了する等の行為は、かえってお客様に不利益を与える場合があると想定しており、例示としては適切ではないと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 利用者が契約しているサービスの性質も踏まえた上で、一度契約を終了させて継続利用を希望する場合に契約の申込みを必要とすること等の利用者の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当と考える。</p>
<p>■ オプションサービスについては、利用者の多くが継続的なサービス利用を目的として、オプションサービスの申し込みを行っている実態への考慮が必要と考えます。</p> <p>なお、実際の運用に際しては、無料期間終了後に一旦契約が終了するとした場合、利用者に改めて契約手続きをしていただく手間が必要となり、加えてサービスを利用できない期間が発生するため、多くの利用者にとっては不利益になることが想定されます。</p> <p>また、本来は無料期間を設定することでオプションサービスを試験的に利用できるという意味合いも含まれており、利用者に改めて利用の継続のための契約手続きをお願いするといった手間を考慮した結果、無料期間の設定を取りやめるといった利便性の低下にもなりかねず、継続利用を想定している利用者にとっては不利益が生じる可能性もあります。</p> <p>以上のことから、通常のご利用をいただいている大多数の利用者の利便性確保と制度導入により懸念される不利益を考慮したバランスのよい制度設計としていただくべきと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	

<p>■ オプションサービスは、消費者の意思で契約されたものであり、無料期間終了後もそのまま継続利用を希望する消費者もいるため、無料期間終了後に自動的に契約を終了し、再契約手続きを必要とすることは、消費者にとって負担増・利便性悪化に繋がるため、適当ではないと考えます。</p> <p>上記を考慮しつつ、引き続き、「ICT 安心・安全研究会」での検討をフォローアップしていただくことを要望します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	
<p>■○ オプションサービス等の契約の無料期間終了後に一度契約が終了した上で、再度の契約申込みを利用者に求めることは、利用者に負担を強いることとなり、苦情の増加に繋がる可能性があることから、本件に係る制度化にあたっては慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>○ また、無料期間を設定したオプションサービス等は、無料期間終了後もサービスを継続利用いただくことを前提としたサービスであって、無料期間終了後に一度契約を終了することを義務化した場合には、事業者は無料期間の設定を見合わさざるを得ず、料金・サービスの多様性が損なわれる恐れがあり、この点についても留意することが必要と考えます。</p> <p>○ オプションサービス等の契約に対しては、書面交付や初期契約解除ルールの導入といった消費者保護に資する一定の措置も検討されており、複数の措置を講じることで、消費者保護と事業者負担のバランスを欠くことがないか慎重に検討することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 5-45 オプションサービスの無料期間終了後に一旦契約を終了するシステムの運用を、契約期間拘束終了後の更新の取扱いに適用することが考えられる。</p>	<p>考え方 5-45</p>

<p>■ 事業者からの対応として、オプションサービスについて、無料期間が終わったら、自動的に一度サービス提供を終了し、続けて使いたいという利用者の意思を確認した後、サービス提供の継続を可能とするシステムを検討中である事例が紹介されています。</p> <p>このようなシステムの運用を基本サービスの契約期間拘束終了後の更新の取り扱いについて適用することも可能と考えます。尚、更新の意志表示をした場合の初期費用等は発生させない扱いをするものとします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 期間拘束付契約に自動更新付契約がセットになっていることを踏まえた更なる取組について、本研究会等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>意見5-46 苦情窓口への相談時に、契約者がどの代理店経由で申込みを行ったのか照会を行い、それをデータベース化するよう義務付けてはどうか。</p>	<p>考え方5-46</p>
<p>■ 数次にわたる代理店を把握することに賛成。「通信事業者」を名乗る「代理店」からの強引な電話勧誘を区別できるよう、勧誘主体の内訳を調査してほしい。苦情窓口への相談時に、契約者がどの代理店経由で申し込みを行ったのか照会を行い、それをデータベース化するよう義務付けてはどうか。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 販売勧誘活動に関しては、答申(案)に示したとおり、再勧誘禁止の制度化や、代理店に対する監督制度を設けることが適当であり、御意見については今後の参考として承る。</p>
<p>意見5-47 拒絶の意思表示に対する具体的な判断基準や、バンドルサービス提供時の一部サービスの拒絶があった場合等の考え方について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要。</p>	<p>考え方5-47</p>
<p>■ (3) 販売勧誘活動の在り方</p> <p>拒絶の意思表示に対する具体的な判断基準や、バンドルサービス提供時の一部サービスの拒絶があった場合等の考え方について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 再勧誘の禁止を規定する他の法律においても、同一事業者の全ての勧誘行為が常に禁止されるわけではなく、再勧誘が禁止される範囲については、個別事案ごとに判断する必要があるものとされている。再勧誘が禁止される契約の範囲に関し、勧誘拒否の意思表示外のサービス提供契約については、電気通信事業者及び代理店からの勧誘を認めることが適当と考える。具体的な例示等は、</p>

	総務省が定めるガイドライン等で規定していくことが考えられる。
意見5-48 勧誘拒否の意思表示をした消費者の氏名、住所、電話番号等が婚姻や転居等により変わった後に、それを知らずに再勧誘が行われたとしても免責されるべき。	考え方5-48
<p>■ 勧誘拒否の意思表示をした消費者の氏名又は住所、電話番号等が婚姻や転居により変わった後に、そうとは知らず再勧誘が行われたとしても、免責されるべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 再勧誘の禁止を規定する他の法律においても、同一事業者の全ての勧誘行為が常に禁止されるわけではなく、再勧誘が禁止される範囲については、個別事案ごとに判断する必要があるものとされており、御意見については今後の参考として承る。</p>
意見5-49 勧誘拒否の意思表示をした者に関する情報を代理店や電気通信事業者において共有することは個人情報保護法上の課題があるのではないか。共有された情報が、一定期間経過は勧誘対象リストになってしまうことは問題。	考え方5-49
<p>■ 再勧誘拒否の効果を当該代理店以外にも及ぼすこととする場合には、申し出のお客様の個人情報を共有する必要がありますので、個人情報保護法に基づく第三者提供の許諾の要否や必要である場合の方法について明確化いただきますようお願いいたします。</p> <p>(UQ コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 再勧誘禁止の効果を及ぼす主体の範囲については、勧誘拒否の意思表示をした者に関する情報共有の実施可能性等も含め、今後更なる検討が必要と考える。</p>
<p>■ 再勧誘禁止については、業界の自主基準に沿って適切な対応に努めていますが、禁止するサービスの範囲は、勧誘対象者からの具体的な意思表示の方法により異なると考えられるため、個別事案ごとに判断し対応しているところです。</p> <p>また、禁止の効果を他の代理店にも及ぼすことは、勧誘対象者の情報を他の代理店と共有することについての本人同意の取得の観点から困難であると考え、制度化に当たっては、このような実務の考慮が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
意見5-50 再勧誘の禁止は、法人との取引については対象外とすべき。	考え方5-50

<p>■ 併せて、法人の場合は消費者に比べて環境やニーズの変化のサイクルが早いこと、拠点が複数存在する場合に拠点ごとにニーズが異なる場合もあることを踏まえ、対象については消費者との取引に限定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 再勧誘の禁止に係る法人の扱いについては、引き続き総務省において検討することが適当と考える。</p>
<p>■ なお、初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適当と考えます。（再掲）</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見 5-51 再勧誘を禁止されるサービスの単位や再勧誘禁止の定義等について、現実的な規律とすべき。</p>	<p>考え方 5-51</p>
<p>■ 弊社は映像（放送）、インターネット、電話の 3 サービスをトリプルプレイと称してお客様に提供しておりますが、加入者の中には、これらの 3 サービスの中で、特定の 1 サービスのみを契約されない方もおられます。</p> <p>「複数サービス提供時の一サービスの拒絶時」に、仮に一つを以て全てのサービスの再勧誘の禁止が適用となると、お客様は利用されている、あるいは利用の意思のあるサービスに関する新たなサービス等の情報を得る機会を失うこととなり、利用者にとっては逆に利便性を損なう結果を生じる恐れがあります。したがって、勧誘の拒否につきましては全てのサービスを包括的にとらえるのではなく、利用者の要望に沿った形での解釈ができるような制度となるよう要望します。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>■ 再勧誘の禁止を規定する他の法律においても、同一事業者の全ての勧誘行為が常に禁止されるわけではなく、再勧誘が禁止される範囲については、個別事案ごとに判断する必要があるものとされている。なお、勧誘拒否の意思表示外のサービス提供契約や拒否の意思表示から合理的期間が経過する等の一定の場合については、電気通信事業者及び代理店からの勧誘を認めることが適当と考える。</p>

<p>意見 5-52 苦情・相談に対する体制を業界横断的に整備することにより、苦情・相談の実態把握・分析、自主基準策定、効果的施策を実施するため、電気通信事業者協会において、苦情・相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めている。</p>	<p>考え方 5-52</p>
<p>■ これまで電気通信分野においては、一部の例外を除き、業界における横断的な苦情・相談の分析・処理機能が存在していませんでした。他方、初期契約解除ルールをはじめとする各種ルールの詳細検討に当たっては、業界全体の苦情・相談の傾向についてより詳細を分析の上、あるべきルールの具体化を図る必要があること、また、新制度の導入に伴い、利用者から新たな問合せ等が増える可能性があること等の環境変化が生じています。</p> <p>これらを踏まえ、弊社共は、新たに苦情相談に対する体制を業界横断的に整備することにより、苦情相談の実態把握・分析や、それに伴う自主基準策定、効果的施策の実施に役立てることが有用と考え、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）において、苦情相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めています。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 御意見のとおり、代理店を含め業界横断的に苦情・相談の分析を行い、適切な対応につなげることは非常に重要と考える。</p>
<p>意見 5-53 早期のタイミングで苦情・相談の実情把握を業界として行う必要があることを踏まえ、機動性や柔軟性に優れた民間における取組を優先すべき。</p> <p>■ 業界横断的な苦情相談体制の新設に当たっては、民間型・行政型等の多様な形態をとり得るところですが、法改正に伴う具体的な制度設計等に資するため、早期のタイミングで苦情相談の実情把握を業界として行う必要があることも踏まえ、機動性や柔軟性に優れた民間における取組みを優先すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>考え方 5-53</p> <p>■ まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現し、その取組の状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当と考える。</p>
<p>意見 5-54 苦情件数の縮減のためには、業界団体と事業者の連携が必要。ケーブルテ</p>	<p>考え方 5-54</p>

<p>レビ業界が取り組んできた「お客様相談窓口」のような業界団体による体制構築により、苦情件数の縮減に繋がる可能性は高い。</p>	
<p>■ (4) 苦情・相談処理体制の在り方</p> <p>ケーブルテレビ業界の苦情件数の縮減に係る取り組みが一定の成果をあげている大きな要因は正に「業界団体と事業者の連携」であり、他の業界団体においてもこれが確立されない限り実効性は保てないと考えます。</p> <p>なお、第三者機関による紛争解決等の必要性を否定するものではありませんが、ケーブルテレビ業界が取り組んできた業界団体の「お客様相談窓口」の設置が一定の成果をあげているところであり、他の業界団体においても、同様の体制構築により苦情件数の縮減に繋がる可能性が高く、第三者機関設置の前に自主的に取り組む余地はあろうかと思料します。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 苦情・相談件数の縮減に向けた取組において、業界団体と事業者の連携は重要と考える。</p>
<p>意見 5-55 携帯電話の位置情報等の収集、利用、販売等の望ましい在り方について、検討課題とすべき。</p>	<p>考え方 5-55</p>
<p>■ 利用者の安心という点で、携帯電話の位置情報など、氏名等の個人情報ではないが本人の所在や使用の履歴に関わる情報が、本人の意思に反して収集されデータとして販売されることがないよう、データ収集、利用や販売等について、利用者への表示や利用制限のあり方を課題とするべきである。</p> <p>・利用者の安心という点で、例えば商店で本人の知らないうちに行動が記録され(どの棚に何分いたなど)、販売戦略等に利用されるなどがないよう、個人情報にはあたらないものでも、データの収集について本人への表示など、望ましいあり方を検討課題とするべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 総務省において、平成 25 年 5 月に、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」を設け、同年 11 月から、電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するため、位置情報の取得、利用及び第三者提供時における適切な取扱いについて検討を行い、本年 7 月に報告書を取りまとめ、これに基づき、総務省において適切に対応していくことが適当と考える。</p>

5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生

意見	考え方
<p>意見5-56 補助金の活用による未整備地域の推進に賛同。補助金の活用にあたって、公正な競争環境の確保を要望。</p>	<p>考え方5-56</p>
<p>■ 答申（案）の「補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。」に原則として賛同いたしますが、以下のとおり追加で要望いたします。</p> <p>補助金の活用により整備されたエリアは、整備した事業者のサービスエリアの拡大に直結しており、特定の事業者のみ優遇されることがないように、補助金のスキームについて、慎重に検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p>（北陸通信ネットワーク）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、地方自治体が補助金を活用して ICT 基盤を整備する場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、原則として競争性を確保した方法により契約の相手方を選定することとなっている。</p> <p>■ 不採算地域における ICT 基盤の維持・運用に関する御意見については、総務省における今後の ICT 基盤の整備・維持の在り方についての検討の参考として承る。</p>
<p>■ 未整備地域における ICT 基盤の整備については、補助金を活用することにより未整備地域の解消を推進することに賛同します。</p> <p>また、不採算地域における ICT 基盤については、今後の人口減少や人口流動化に伴い利用者が減少することが想定され利用者からの料金収入だけでは ICT 基盤の継続的な維持が困難となる可能性が高いことから、整備面における初期投資への支援措置に加え、維持・運用ランニングコストの軽減により継続的に利用できる支援策を講じる必要があると考えます。</p> <p>加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、補助金の活用により整備した ICT 基盤を公正・公平に利活用できる措置についても必要と考えます。</p> <p>（北海道総合通信網）</p>	
<p>■○ 「補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当」に賛同します。</p>	

<p>○ しかしながら、事業者にとって、サービスエリアの大きさは競争力を左右する要素のひとつであることを踏まえると、補助金を活用することで特定の事業者のみを利する恐れがあり、公正競争が損なわれることが危惧されます。</p> <p>○ そのため、補助金に係る事業スキームの検討にあたっては、公正競争を阻害することのないよう、慎重に検討いただくことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見5-57 超高速ブロードバンドを含む ICT 基盤の整備は、特定のアクセス手段に限定せず、多様な手段により実現すべき。</p>	<p>考え方5-57</p>
<p>■ ・ F T T Hサービスの未提供エリアについては、C A T V、W i M A X、L T E等の多様なアクセス手段の中から、エリア特性に応じた最も経済合理的な方法でブロードバンドを実現すべきと考えます。</p> <p>・ F T T Hについていえば、N T T東西は、採算性が確保できるエリアでは、2013年度までの過去12年で総額3.6兆円の光アクセス投資を実施し、自力開局を進めてきたところであり、採算性が確保できないエリアでは、国や地方自治体が進めるI R U方式等によるブロードバンド基盤整備に積極的に参画し、光サービス提供エリアを拡大してきたところです。</p> <p>・ その結果、N T T東西の光エリアカバー率は2013年度末には94%（東99%、西90%）にまで拡大しており、現在残っている光未提供エリアは、山間僻地・離島等、初期投資が嵩むだけでなく、回収しきれないランニングコストが将来に亘って発生する等、困難な課題が山積しています。</p> <p>・ 当該エリアは住民が少なく、ブロードバンドへの関心が相対的に低い高齢者層が中心であると想定されるため、当社としては採算性の確保が困難な状況です。また、無線ブロードバンドの高速化及びエリア拡大の進展に伴い、住民のブロードバンド環境の選択肢が多様化している場合には、光サービスエリア化する必要性はさらに低くなり、無理に敷設しても採算性が確保できません。したがって、こうした不採</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、超高速ブロードバンドの整備は、民間事業者による整備を基本としつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、公的整備を補助金等により支援していくことが必要と考える。また、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリア拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつあることから、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進めることが適当と考える。</p>

算エリアについては、無線で提供する場合の光を含めて、国や自治体による公的負担を前提に検討を進めていかざるを得ないと考えます。

(東日本電信電話)

- ・ F T T Hサービスの未提供エリアについては、C A T V、W i M A X、L T E等の多様なアクセス手段の中から、エリア特性に応じた最も経済合理的な方法でブロードバンドを実現すべきと考えます。
- ・ F T T Hについていえば、N T T東西は、採算性が確保できるエリアでは、2013年度までの過去12年で総額3.6兆円の光アクセス投資を実施し、自力開局を進めてきたところであり、採算性が確保できないエリアでは、国や地方自治体が進めるI R U方式等によるブロードバンド基盤整備に積極的に参画し、光サービス提供エリアを拡大してきたところです。
- ・ その結果、N T T東西の光エリアカバー率は2013年度末には94%（東99%、西90%）にまで拡大しており、現在残っている光未提供エリアは、山間僻地・離島等、初期投資が嵩むだけでなく、回収しきれないランニングコストが将来に亘って発生する等、困難な課題が山積しています。
- ・ 当該エリアは住民が少なく、ブロードバンドへの関心が相対的に低い高齢者層が中心であると想定されるため、当社としては採算性の確保が困難な状況です。また、無線ブロードバンドの高速化及びエリア拡大の進展に伴い、住民のブロードバンド環境の選択肢が多様化している場合には、光サービスエリア化する必要性はさらに低くなり、無理に敷設しても採算性が確保できません。したがって、こうした不採算エリアについては、無線で提供する場合の光を含めて、国や自治体による公的負担を前提に検討を進めていかざるを得ないと考えます。

(西日本電信電話)

- 全ての国民が、技術中立的に何らかの手段でICTを利用できる環境が整備されるこ

<p>とが重要であり、携帯電話や光ファイバなど、一つの技術・手段で不採算地域も含めて全国を100%カバーする必要は必ずしもないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見5-58 現行の補助金制度等の運用緩和を検討すべきである。</p>	<p>考え方5-58</p>
<p>■ 過疎・高齢化が進む地域こそ、医療・介護・生活支援等の面で超高速ブロードバンド基盤の整備が必要ですが、現在の国の補助金は地域の50%以上の加入が前提で、過疎・高齢化地域が補助金の対象となりません。これらの超高速ブロードバンドの未整備地域が、補助金対象となるように運用緩和策を検討すべきと考えます。</p> <p>また、現在の国庫補助を活用した場合、公設民営方式(IRUスキームが多い)によって後年度負担を強いられる自治体の事例も多いことから、その活用を敬遠する自治体も多く、効果的でないため、構築費用の財源を準備して自治体に提供し、また民間努力による運営で後年度負担を軽くするようなスキームを構築すべきと考えます。</p> <p>加えて、現行のIRUは後発事業者が設備共用するルールが明確でなく、結果、設備の利用率が向上しないといった課題があるため、設備共用や負担のあり方についてガイドライン等を整備し、後発事業者が設備共用可能となるように、積極的に支援していくことが必要と考えます。</p> <p>(DSL事業者協議会)</p>	<p>■ 補助金制度については、答申(案)に示したとおり、現状の支援措置についての検証も行いながら、検討を進めていくことが適切と考える。</p> <p>■ 設備共用や負担の在り方に関する御意見については、総務省における今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見5-59 ICT利用環境の整備のためには、ICT基盤の整備に加え、ICTリテラシーの向上が重要。</p>	<p>考え方5-59</p>
<p>■ 希望する全ての国民がICTを利用できる環境を整備し、ICT利用機会の格差是正を図っていく方向性に強く賛同します。ICT利用環境の整備には2つの側面があると考えており、ひとつは物理的にICT利用を享受するための環境整備であり、いまひとつ重要なことは利用するためのICTリテラシーの向上であると考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は市町村を単位として地域に密着した事業を営んでおります</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 答申(案)2.3.で示したとおり、高齢者や青少年、障害者を含む全ての利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択し、安心してICTを利用できる環境を実現することが必要と</p>

<p>が、効率性を第一義に追求する全国事業者がコールセンターでの受け答えを主とすることに対して、木目細やかなフットワークの軽い対応を身上としています。今後、高齢化社会を迎えていく局面の中で、高度化していくであろうICTリテラシーへの対応が疎かになってしまうことのないよう、ケーブルテレビ事業者は地方創生の担い手として今後も事業活動を進めていくべきと考えています。</p> <p>そのために、仮にサービス卸が導入される場合であっても、上のおり多様性を持ったICT環境が拡大していくために必要な公正競争環境が維持されるよう、制度設計には十分な適正性、公平性に加えて、前述のおり十分な透明性が反映されるよう配慮いただきたいと思います。</p> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>考える。引き続き、答申(案)に沿って、総務省及び電気通信事業者において高齢者等が安心してICTを利用できるようにするための取組を進めることが望まれる。</p> <p>■ なお、サービス卸に関する御意見については、考え方3-26のおり。</p>
<p>意見5-60 ユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことに賛同。</p>	<p>考え方5-60</p>
<p>■ 総務省案に賛成します。</p> <p>高齢者等のライフライン、緊急・災害時等の非常時の通信手段として重要な音声通信サービスをユニバーサルサービス制度として維持していくことは重要です。</p> <p>携帯電話やブロードバンドの急速な普及と大規模災害等の備えが国民的な課題となる下で、公共性に重点をおいたユニバーサルサービス制度の速やかな見直しが必要です。</p> <p>(通信産業労働組合)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ 答申(案)に示したとおり、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの対象となるサービス、地域、提供事業者、提供のための技術・費用負担の在り方等については、我が国の人口急減・超高齢化に直面していること踏まえ、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当と考える。</p> <p>■ なお、今後のICT基盤の整備及び支援の在り方については、答申(案)に示したとおり、総務省において、携帯電話及びブ</p>
<p>■ 固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことに賛同いたします。</p> <p>ICTによる地方創生のためには携帯電話及びブロードバンドサービスの未整備地域の解消並びにユニバーサルサービス制度の在り方の検討が必要です。</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>■ なお、今後のICT基盤の整備及び支援の在り方については、答申(案)に示したとおり、総務省において、携帯電話及びブ</p>

これらの課題を解決するため、携帯電話を固定電話の補完と位置づけ、携帯電話によるユニバーサルサービス及びブロードバンドサービスの提供が効果的と考えます。

携帯電話基地局整備は、現状の補助制度では採算性（運営費用を含む。）の問題から更なる整備を民間事業者が行うことは困難です。整備費用だけでなく運営費用も補填する制度の導入等、採算ラインを低くする制度が必要です。そこで、国費（電波利用料を含む。）及びユニバーサルサービス基金を財源として補助制度の拡充（補助率の拡充、運営費用の補助の追加）が有効と考えます。

（東北インテリジェント通信）

■ 基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持し、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行う方針に賛同します。

なお、今後見直しの検討を行う際には、利用者負担や事業者負担の増加を前提としたユニバーサルサービス対象の拡大ではなく、また NTT 独占時代の固定電話維持を目的とした現行のユニバ制度をそのまま流用し特定事業者の赤字を補填するといった補助を維持することに捉われず、確保されるべきサービス、補助対象とするエリア、補助金制度を総合的に検討すべきと考えます。

（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ ユニバーサルサービス制度について、現在の固定電話に特化した制度から、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である、という趣旨に賛同します。

統計上、携帯電話及び固定系ブロードバンドの整備率はともに 99.9%とされていますが、実際には未だ利用できない地域が多数あります。既に多くの国民にとって「携帯電話やブロードバンドが使える事は当たり前」という状況であり、その為、それらが使えない地域で暮らす人や企業に生じている不便は極めて深刻なものとなっております。

ブロードバンドの未整備地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら検討を進めていくことが適当と考える。

<p>ます。</p> <p>ユニバーサルサービス制度の見直しにより一刻も早くそうした状況が解消される事を強く望みます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
<p>意見5-61 ユニバーサルサービス制度の見直しを検討するに当たっては、その提供手段、負担の在り方等について国民的なコンセンサスを得る必要がある。</p>	<p>考え方5-61</p>
<p>■ ユニバーサルサービス制度は、民間の取組みではサービス提供の維持が困難な不採算地域における基本的なサービスの維持コストを、国民の負担で補てんする仕組みであると理解しています。</p> <p>そのため、まずは、国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき必要最低限のサービスや提供手段は何であるか、また、そのための費用は税金で賄うべきか、あるいはユニバーサルサービス制度で賄うべきかについて、国民的なコンセンサスを得る必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、ユニバーサルサービスの対象となるサービス、地域、提供事業者、提供のための技術・費用負担の在り方等については、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>意見5-62 もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」と言えなくなると考えており、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたい。</p>	<p>考え方5-62</p>
<p>■ ・かつては6,000万回線以上もあった固定電話は、今や3,000万を割り込んでおり、固定電話を必要としない層がますます広がり、今後も固定電話のユーザ数がますます減少していくことが見込まれます。</p> <p>・一方、携帯電話については、契約数が1億5,000万まで伸びていることに加え、LINEやSkype等のスマートフォン上の通話アプリが急速に普及してきており、さらに今夏には、携帯電話事業者による音声定額サービスが登場する等、民間</p>	<p>■ 固定電話については、携帯電話等の多様なサービスの普及によりその利用が減少しているものの、高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当と考える。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの対象となるサービス、地域、</p>

<p>の競争により多様な通信手段が出現している中、もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」とは言えなくなるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした状況を踏まえ、総務省（ユニバーサルサービス政策委員会等）において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたいと考えます。 <p>（東日本電信電話）</p>	<p>提供事業者、提供のための技術・費用負担の在り方等については、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当と考える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ ・かつては6,000万回線以上もあった固定電話は、今や3,000万を割り込んでおり、固定電話を必要としない層がますます広がり、今後も固定電話のユーザ数がますます減少していくことが見込まれます。 ・一方、携帯電話については、契約数が1億5,000万まで伸びていることに加え、LINEやSkype等のスマートフォン上の通話アプリが急速に普及してきており、さらに今夏には、携帯電話事業者による音声定額サービスが登場する等、民間の競争により多様な通信手段が出現している中、もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」とは言えなくなるのではないかと考えます。 ・こうした状況を踏まえ、総務省（ユニバーサルサービス政策委員会等）において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたいと考えます。 <p>（西日本電信電話）</p>	
<p>意見5-63 ユニバーサルサービス制度をブロードバンドに拡大することを検討すべき。</p>	<p>考え方5-63</p>

<p>■ 現在のユニバーサルサービスにより維持されているアナログ固定電話については、電話交換局の整理統合などにより収容局からの距離が極端に遠く（20Km 以上）なり、以前よりも通話時の音声著しく聞き取り辛くなっている地域があり、今後も電話交換局の整理統合が進めば、同様の問題を抱える地域が益々増えてくるのではないかと想定されます。こうした地域においても、ブロードバンドが整備されればVoIP等により電話の音声品質の問題も解消されると考えます。また、整備されたブロードバンドを利用する事で、携帯電話の基地局整備が容易となり不感エリアの問題解消も期待できます。</p> <p>このような視点も含め、ユニバーサルサービス制度をブロードバンドに拡大することを検討すべきと考えます。ただし、補助金制度については、自治体が申請、監督下で民間事業者に補助金を供出する等、効果的な方法への見直しも併せて検討すべきと考えます。</p> <p>(DSL 事業者協議会)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえ、見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>また、補助金制度については、答申（案）に示したとおり、現状の支援措置についての検証も行いながら、検討を進めていくことが適当と考える。</p> <p>■ なお、電話交換局の整理統合により通話時の音声著しく聞き取りづらくなっている地域があるとの御指摘については、事業用電気通信設備規則において、アナログ電話の通話品質に係る基準が規定されている。</p>
<p>意見5-64 ユニバーサルサービス制度については、固定電話に限るべきではない。</p>	<p>考え方5-64</p>
<p>■ (3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>まず、ユニバーサルサービス制度が対象とする、基礎的な音声通信サービスについては、固定電話に限るべきでは無い、と申し上げると共に、「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段の実現が求められる、と考えます。</p> <p>なぜならば、基礎的な音声通信サービス面で見れば、3.11 東日本大震災において、外出者に避難を呼び掛けたり、避難先から安否を確認したりする為に用いた電話回線は、携帯電話が多数を占めていたからです。加えて、日常的な緊急呼（110：警察、119：消防・救急、118：海上）においても携帯電話からの通報が多数を占めると考えられると共に、医療従事者や介護従事者における連絡手段も、携帯電話が多数を占めていると考えます。</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、携帯電話は、依然として未整備地域が残っていることから、ユニバーサルサービスとすることについては、民間事業者による整備、補助金の活用等による未整備地域の解消状況やサービスの提供状況を踏まえ、検討を行うことが適当と考える。</p>

(個人)	
意見5-65 希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ボトルネック要因をアンバンドル化することが必要。	考え方5-65
<p>■ (1) 希望する全ての国民が ICT を利用できる環境の整備推進、(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ボトルネック要因をアンバンドル化する事だ、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送における IPTV 伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 電気通信事業法では、ボトルネック性のある設備、すなわち他の事業者の事業展開上不可欠な固定系設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性等を確保するための規律を課しており、その一環として、現在、40 の細分化（アンバンドル）された機能ごとに接続料が設定されている。</p> <p>移動通信ネットワークについては、全国規模で設備を展開する移動通信事業者が複数存在しており、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性は存在していることから、ボトルネック性は認められないと考える。</p>

5. 3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現

意見	考え方
意見 5-66 「SAQ ² JAPAN Project」に沿った取組に賛同。	考え方 5-66
<p>■ 「SAQ2 JAPAN Project」に沿った同取組に賛同いたします。特に、国内発行 SIM への差替え等によるスマートフォン等利用の円滑化にあたっては、外国人の本人確認などが課題として挙げられておりますが、お客様の利便性を損なうことがないように検討が進められることが必要と考えます。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
意見 5-67 無料公衆無線 LAN も保守等の費用は誰かが負担しており、「無料」という言葉に引きずられるべきではない。	考え方 5-67
<p>■ 訪日外国人にとっての利用しやすい ICT 環境の実現として、無料 Wi-Fi の整備促進が提唱されていますが、無料 Wi-Fi は有料でサービスを提供する Wi-Fi 事業者、SIM によるモバイルサービス事業者等の事業を圧迫する懸念があり、また無料サービス設備は収益性を前提としないため、需要を考慮しない安易な設備投資(アクセスポイントの設置等)に流れ適切な事業展開がはかられにくい傾向があるのみならず、また事業の継続性の担保となる収益がないという問題があります。例えば、Wi-Fi 基地局の機器、設備の更新や保守のためには、誰かがその費用を負担しなければなりません。従いまして、あまり「無料」という言葉には引きずられるべきではないと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>■ 公衆無線 LAN のサービスについては、民間において有料で提供されているものや、自治体により提供されているもの、民間の創意工夫により無料で提供されているものなど様々であり、政府においては、それぞれの特性に配慮しつつ、無料公衆無線 LAN 環境の整備の促進を行うことが適当と考える。</p>
意見 5-68 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化に賛同。	考え方 5-68
<p>■ (2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化 訪日外国人の利便性の観点から、原案に賛同いたします。</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

(ソネット)	
意見5-69 海外からの持込端末における国内発行 SIM による円滑な利用が可能となるよう、確実な履行を求める。	考え方5-69
<p>■ 技術基準制度の規定については、本答申案のとおり利用者利便性の向上に加えて、実質的な制度運用についても徹底が困難なことから、規制緩和をする方針は適切と考えます。なお、SAQ2 JAPAN Project のアクションプランにおいては、「平成 26 年度末に結論を得る」とありますので、確実な履行を要望します。</p> <p>ただし、(2)③の国内発行 SIM を利用する場合について、当該 SIM を発行する移动通信事業者になんらかの義務付けを行うことも考えられますが、利用円滑化の趣旨に反する制度とならないようにして頂きたいと考えます。</p> <p>また、その際は、対象を海外からの持ち込み端末に限定することなく、国内における SIM フリー端末市場の拡大も見越して多角的な検討を行って頂けるよう要望します。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、SAQ² JAPAN Project に沿って、訪日外国人の ICT 利用環境を整備するために必要な対応を検討していくことが適切と考える。</p> <p>なお、SIM フリー端末市場の拡大も見越した技術基準に関する制度の検討に関する御意見については、総務省において具体的に検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適切と考える。</p>
意見5-70 本人確認について、答申案のとおり制度運用の緩和をする方針は適切であり、確実な履行を要望。	考え方5-70
<p>■ (2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>本人確認については、本答申案のとおり利用者利便性の向上を目指し、制度運用の緩和をする方針は適切と考えます。なお、SAQ2 JAPAN Project のアクションプランにおいては「平成 26 年度中に実施する」とありますので、確実な履行を要望します。</p> <p>また、訪日外国人に限らず、運用の硬直化を招くことが無いよう合理的な範囲(例えば、サービス種別ごとに基準を設定)で適宜見直すことも必要と考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、訪日外国人が音声サービス用の SIM を利用する場合にはパスポートによる本人確認が可能であることを周知していくこととしている。</p> <p>データ通信専用 SIM の本人確認については、ICT サービスの利便性と不正利用防止のバランスを考慮して、関係事業者における具体的な取組を促進していくことが適切と考える。</p>
意見5-71 データ通信専用 SIM の本人確認について、MNO と MVNO の取組に一部差異が生じているため、MNO・MVNO 問わず同一の条件が適用されるよう要望。	考え方5-71

<p>■ 現在、国内においては不正利用防止の観点から、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」により厳格な本人確認が求められている上、警察庁の「平成 23 年度総合セキュリティ対策会議報告書」においては、同法の適用外であるデータ通信専用カードについても音声役務提供時と同様の本人確認の実施が望ましいとされているところです。このような中、MNO においてはデータ通信専用の役務についても自主的に本人確認を実施する一方、MVNO においては自動販売機での SIM 販売を開始する事業者が存在する等、MNO と MVNO の取り組みに一部差異も生じています。今後、訪日外国人向けの国内発行 SIM 利用の円滑化に関する取り組みを行うに当たっては、不正利用防止の観点とのバランスをとりつつ、MNO・MVNO 問わず同一の条件が適用されるようにして頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ データ通信専用 SIM の本人確認については、ICT サービスの利便性と不正利用防止のバランスを考慮して、関係事業者における具体的な取組を促進していくことが適当と考える。</p>
<p>意見 5-72 国際ローミング料金の低廉化については、競争環境下における事業者の自主的な協議・取組に委ねるべき。</p>	<p>考え方 5-72</p>
<p>■ 事業者は、国際ローミングにおける利便性も差別化要因として競争しています。例えば、弊社共においては海外での定額データ通信を可能とする「海外パケットし放題」や、米国における通信料を国内同等とする「アメリカ放題」のようなサービスの導入があげられます。このように、国際ローミング料金についても競争を通じて新たなサービスが導入され、その結果として料金の低廉化及び利用者の利便性の向上が進んでいるところであり、今後の料金低廉化に向けた取り組みについては、競争環境下における事業者の自主的な協議・取組に委ねることを基本とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 国際ローミングに係る利用者料金の低廉化については、活発な競争の中で事業者が自主的に取り組むことが基本である。</p> <p>しかしながら、現時点において、国際ローミングの料金は国内利用者向け料金と比較して高止まりしており、競争環境が十分に整備されているとは言い難い。</p> <p>また、国際ローミングでは相手国事業者との連携が必要であり、両国で利用者料金の引き下げに資する取組を推進する必要がある。</p> <p>したがって、総務省においては、二国間協議等を通じて相手国政府に働きかけをするとともに、その進捗を踏まえ、国際ローミングに係る利用者料金の低廉化の制度的な担保措置について検討することが適当と考える。</p>

<p>意見 5-73 「グローバルコミュニケーション計画」の推進について、「自動翻訳の向上により解決できる」と仮定されているが、災害情報の翻訳等において課題がある。</p>	<p>考え方 5-73</p>
<p>■ 5.3.2 (4)「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進について、資料では、大きな方針として「自動翻訳の向上により解決できる」と仮定されているが、以下2つの課題についてコメントする。</p> <p>a) 災害情報の翻訳について</p> <p>今年の集中豪雨災害で明らかになったように、仮に気象観測などがIT化されていても、それを分析して明示的な避難情報を日本語で発する体制がなく、したがって翻訳すべき情報自体がない、という状況も少なくない。これは広報によって余計な混乱を招かないか、という判断に関わる行政の問題を含んでおり、自動翻訳や広い意味でのIT技術で解決することはできない。この状況をIT技術により改善するとすれば、観測機器のデータをオープン化し、それをユーザ側で分析して判断することになるだろう。従って、気象・地理関係のデータのオープン化、ならびに、そのデータをモバイル端末でも処理可能な、JSON などのようなよく標準化されたフォーマットで配布することが望ましい。</p> <p>b) 自動翻訳の限界について</p> <p>参考資料 91 では自動翻訳の適用状況を飲食店、観光やタクシーといった、既に定型化に足るデータが収集できている状況を考えているが、上記本文では医療分野のような、誤訳が文字通り致命的な影響を与える恐れがあるものも含まれている。近年の研究では自動翻訳の限界を認め、simplified Japanese という「自動翻訳しても意味が崩れない日本語」でマスターデータを作るという考え方がある。医療分野にも外国語の導入を考えるのであれば、そのような「曖昧さのない日本語」への切り替えを考えていくことが、より実現性の高い方針と思われる。</p> <p>(情報処理学会)</p>	<p>■ 気象・地理関係のデータ等公共データの活用に向けた取組については、IT 総合戦略本部「電子行政オープンデータ実務者会議」において検討が進められており、政府全体として取組を推進しているところである。</p> <p>■ 自動翻訳の限界については、多言語音声翻訳システムを導入する際には、よく使われる固有名詞、専門用語、定型表現などを収集し、翻訳データの作成を行うことが重要と考えるが、自動翻訳だけで完全に正確な翻訳を行うことは困難であると考えられることから、取組に当たっては、利用場面に応じて、あいまいさのない日本語のデータベースを構築したり、人手による翻訳サービスなどと連携する等、様々な手法を組み合わせることが適当と考える。</p>
<p>意見 5-74 短期観光・競技滞在者向けのアマチュア無線局の開設手続の簡素化等を要</p>	<p>考え方 5-74</p>

望。	
<p>■ 短期観光・競技滞在者向けのアマチュア無線局の短期運用”許可”を簡素に発給できるように要望します。</p> <p>訪日外国人が利用しやすい通信環境を構築することによって、世界における我が国の存在感や魅力の向上・発信が期待されます。</p> <p>許可する識別信号と資格にあつては、外国人母国の識別信号に/JAx を付加することを許可の要素とします。</p> <p>識別信号の例として W1AW/JA1（アメリカ人・関東管区）のように許可願います。</p> <p>（個人）</p>	<p>■ 我が国の技術基準への適合性等の審査が行われなければ他の無線局に混信を与えるおそれがあるため、短期間の運用であっても、我が国においてアマチュア無線局を開設する場合は、通常のアマチュア無線局と同様の審査が必要と考える。</p> <p>また、識別信号の指定については、国際的なルールに従う必要がある。</p>
意見 5-75 海外の無線機器の利用に関するニーズが高まっており、技術基準に関する制度全体の見直しが必要。	考え方 5-75
<p>■ 海外からの来訪者増加に向けた対応の一環として技術基準制度の見直しが挙げられていますが、すでに訪日外国人に限らず海外の無線機器を利用するニーズが飛躍的に高まっており、技術基準確認制度全体の見直しが必要な時期に来たのではないでしょうか。</p> <p>（個人）</p>	<p>■ 技術基準に関する制度については、利用の実態を踏まえつつ、総務省において適切に運用することが適当であり、御意見については、今後の参考として承る。</p> <p>■ なお、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、SAQ² JAPAN Project に沿って、訪日外国人の ICT 利用環境を整備するために必要な対応を検討していくことが適当と考える。</p>
意見 5-76 「訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現」に関し全面削除すべき。	考え方 5-76
<p>■ 「5.3 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現」に関し全面削除を求めます。</p> <p>平成 22 年頃から自治体の公衆無線 LAN への税金の投入が活発化しているが基本的に技術基準適合証明をもたない機器についてもサービスを行っている現実がある。</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、訪日外国人の増加は我が国と諸外国の文化交流、相互理解の促進・深化に大きく寄与するとともに、我が国の持続的な経済発展にも貢献するため、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、SAQ²</p>

<p>現在金沢市・石川県に情報開示を求め、海外から持ち込まれる無線 LAN における技術基準適合証明をもたない端末に対するサービスは、電波法 4 条 110 条違反を助長し、何ら防ぐ努力をしていない現実を多数確認している。これに鑑みて、県民・市民の税金を違法行為に供している事と判断し、法律に基づき住民監査請求・住民訴訟の準備を進めている所です。現状は電波法という国家の主権に関わる大事な法律を国・総務省はないがしろいや踏みにじる事によりこれらの文章を示しました。総務省へはこの大事な問題を無視したと判断し、訴訟となると何度も警告していますし総務省への補助金の執行をも止める事も制度上可能です。</p> <p>この文章は巨大訴訟に発展しかねない危険なものであり、違法行為を黙認して国の主権を放棄したとも受け取られかねない前例となり、国の存立を危うくする先例の事例になるかと確信します。</p> <p>長年調査を続けて、ここまで酷い事態になったと怒りにうち震えております。</p> <p>現在は公衆無線 LAN への税金の投入は違法行為の助長とし法律が改正されていない以上外国人の為の無料公衆無線 LAN は断固阻止する構えです。総務省・観光庁の外国人の違法運用を黙認している現状に断固抗議します。これからは住民訴訟のフェーズに入ります。</p> <p>総務省は我々の税金を違法行為を前提とした事業に提供し、違法行為を防ぐ努力を長年に渡ってしてこなかった現実と、それを逆手にとった政策は法の秩序から著しく逸脱する行為で批難されて当然です。</p> <p>それを踏まえて、この 5.3 については全面削除を求めます。これらの事業は国民への裏切り行為に等しい法秩序の破壊です。行政のこれらの違法行為の助長・見逃しについては訴訟をもって司法の判断を仰ぎたいと強く望む所存です。</p> <p>(個人)</p>	<p>JAPAN Project に沿って、訪日外国人にとってニーズの高い無料公衆無線 LAN の利用環境の整備を促進するために必要な対応を行うことが適当と考える。電波監理の在り方については、利用の実態を踏まえつつ、総務省において継続して検討すべき課題であり、御意見については今後の参考として承る。</p>
<p>意見 5-77 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、「日本人のみならず訪日外国人も最先端の ICT 基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発</p>	<p>考え方 5-77</p>

<p>信される環境を整備することを目指す」に当たっては、2012 年ロンドン大会における英国の取組を参考とすべき。</p>	
<p>■ 基本五原則の④にも示された通り、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、「日本人のみならず訪日外国人も最先端の ICT 基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備することを目指す。」に当たっては、現在、準備委員会や東京都が参考にされている、2012 年ロンドン大会における英国の取り組みが、情報通信政策においても非常に参考になる、と考えます。</p> <p>2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、その国内外からの観客は、メールや SNS 等において、試合会場ならび観光シーンにおいて、それだけ多くの情報を受発信する事に加えて、大会公式 Web サイトやニュースサイトにおけるページ閲覧や動画閲覧を行う、という事を意味しています。それは全都道府県における自宅や職場・学校などからの受発信や閲覧等が同様に行われる事を意味しています。</p> <p>これを賄う一般的な無線網は、LTE-Advanced や無線 LAN が見込まれますが、無線 LAN の IEEE 802.11 ac (5.47 - 5.725GHz 帯) の場合で表記速度 6.9Gbps となります。つまり、50Mbps や 100Mbps、1Gbps が現在の固定アクセス網となる FTTH やケーブルインターネットでの提供表記速度ですが、それでは賄えないのです。FTTH なら 10-GE-PON、ケーブルインターネットなら HFC:光ハイブリッド方式の Docsis3.1 が必要となります。</p> <p>加えて、4K8K スーパーハイビジョン放送波は、地上波では実現せず、BS/CS、ケーブルテレビ、IPTV で実施される計画となっております。これは、特にケーブルテレビ会社における独自設備投資が不可欠であると共に、その設備投資を自社で賄えない事業者も存在するであろう事を意味しています。これをケーブルテレビ網の同軸線で行う場合、前記のとおりインターネット接続は HFC:光ハイブリッド方式である Docsis3.1 が必要となりますが、例えば、公営ケーブルテレビ会社の場合、市区町村税や公債の投入無く、その設備投資や網張替が可能でしょうか？これが不可能な場合、事業立地や電子政府・電子行政にも影響があります。</p> <p>また、ケーブルテレビ事業者に、真に求められる事は、そうしたアクセス網におけ</p>	<p>■ 2012 年ロンドン大会における英国の取組を参考とすべきとの御意見については、今後の参考として承る。</p> <p>なお、トラヒックの増大への対応については、答申（案）に示したとおり、大容量コンテンツの安定的な配信や、移動通信トラヒックのオフロードのために光ファイバ等の需要が増大し、移動通信と固定通信は相互補完を果たすものとして、双方とも重要なネットワークと位置付けられることから、答申（案）では、こうした重要性を踏まえた ICT 基盤の更なる普及・発展に向けた政策を提言しているところである。</p>

る税支出や収支賄いではなく、ケーブルテレビ連盟殿が仰る地域 BWA 帯域への投資でもなく、地域住民の絆を結ったり、地域の魅力を国内外に発信したり、防災・減災に備えたりする事に寄与する「番組作り」であり、他の誰でもない、ケーブルテレビ事業者には出来ない事だと思います。

なお、そうしたデータトラフィックを捌く為に、英国は、BT 社のアクセス網部門を法的分離の OpenReach 社にし、FTTH 網を排他的なく利活用できるようにしたのです。ケーブルテレビ事業者が選択性を有し得る為に必要だと意味においても、NTT 東西殿のアクセス網のアンバンドル化や、一分岐貸し、法的分離を含むオープン化の担保が求められている、と提言申し上げます。

(個人)

6. 適切な行政運営の確保等

6. 1. 適切な行政運営の確保

意見	考え方
<p>意見6-1 2020年代に向けて、透明かつ明確なルールに基づく公正競争環境の確保が必要。また、市場の環境変化等を考慮した適時適切な対応が必要。</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>■ 2020年代に向けて、異業種連携によるイノベーションを促進させ、新事業・新サービスを創出することによる利用者利益及び利用者利便の向上を図るには、より透明かつ明確なルールに基づく公正競争環境の確保が必要であると考えます。また、2020年代までには、情報通信分野のさらなる技術革新によるビジネスモデル、領域の変遷が想定されるため、市場の環境変化等を考慮した、的確な対応を可能とする行政運営を要望いたします。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>■ なお、NTTグループの在り方等に関する検証については、答申(案)4.3.2.(3)に示したとおり、NTTグループに課されている規律や累次の公正競争要件が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当と考える。</p>
<p>■ 2020年代に向けて、情報通信分野は固定・移動だけでなく、様々な分野・産業の多様なプレーヤーによる新事業、新サービスの創出が想定されるため、総務省殿におかれましては、新たな行政運営サイクルの確立にあたって、予見性、公正中立的な観点を確保することが重要であると考えます。</p> <p>特に、NTTグループの在り方や市場支配力に関する制度的課題については、2020年を踏まえても避けては通ることができないため、実効的な行政運用に資するよう継続的に具体的な事案について検証を行うなど、時機を逸することがなく対応して頂くことが必要と考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p>	
<p>■ 「便利で安心して利用できるICT環境の整備」として消費者保護の実現を目指すことがあげられ、「適正な行政運営の確保等」として新たな行政運営サイクルの確立が</p>	

<p>示されていますが、高度化した新サービスを利用する際において、利用者が混乱することなく、また安心・安全なサービス環境の提供を継続的に受けることができるよう、市場状況の定期的なモニタリングにおいては、利用者視点を含めた分析を行い、必要な制度改正に繋げるサイクルの確立をお願いします。</p> <p>(情報通信ネットワーク産業協会)</p>	
<p>意見6-2 新たな行政運営サイクルの確立に当たっては、過度な規制とならない制度設計とすべき。</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>■ 新たな行政運営サイクルの確立にあたっては、関係当事者に過度な負担とならぬような制度としていただきたいと考えます。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、市場環境が著しい速度で変化を遂げつつある情報通信分野においては、市場動向を適切に分析・検証して、不断に制度改善を図っていくとともに、各種規制をこれまで以上に適切に運用し、その実効性を担保することがますます重要になっており、そのための新たな行政運営サイクルを確立することが適当と考える。</p> <p>ただし、必要な情報の収集や、各事業者の業務の適正性のチェック等については、事業者の業務量の増加をもたらす可能性もあることから、総務省においては、事業者の負担にも配慮した仕組みとすることが望ましい。</p> <p>御意見を踏まえ、制度設計に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮すべき旨を答申(案)に追記することとする。</p> <p>■ また、事前規制と事後規制のバランスを取った行政運営を実施すべきとの御意見については、これまで、インターネットの普及や事業者間の競争の進展等の環境変化を踏まえ、参入規制、料金規制等について、自由で多様な事業展開を可能とするために規制緩和が実施され、事前規制から事後規制へと移行する一方、あら</p>
<p>■ ・ N T T 東西には、電気通信事業法や N T T 法の規律及び累次の公正競争要件に基づき、現時点においても公正競争を確保するための事前規制が既に十分に課されており、その結果、特段の公正競争上の問題は生じていないと認識しています。</p> <p>・ 答申(案)では、「事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行い、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要」とされていますが、事後規制の実効性を高めていくのであれば、過度の規制が事業者の自由な事業運営を阻害することのないよう、事前規制については廃止する等、事前規制と事後規制のバランスを取った行政運営を実施していただきたいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話)</p>	
<p>■ ・ 当社としては、今後の競争政策の見直し等を通じて「市場環境の急激な変化にも</p>	

確に対応していく」(6. 1. 2 (1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表)と
の本報告書案の主旨には賛同するところですが、「行政が各事業者の業務の適正性を
絶えずチェック」(6. 1. 2 政策の具体的方向性)することや、そのために「定
期的・継続的に、必要な情報の収集」(同)を行うことは、その制度面・運用面にお
ける行政の恣意的な裁量に基づく判断により、事業者側の負担の増大や事業運営ス
ピードの低下、さらには事業者の自由な経営活動を委縮させる恐れが生じ、結果と
して「世界最高水準のICT環境に実現」が困難となる事態を招く可能性も否定で
きないことから、慎重な検討が必要と考えます。

- ・当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活
動を行っています。また、2011(平成23)年の電気通信事業法改正以降、更
なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、その内容については
禁止行為規定遵守措置等報告書等により、総務省が確認しているところです。さら
に、電気通信事業報告規則に基づく電気通信役務契約等の状況報告や競争評価に関
する事業者アンケートの回答等については、報告等の趣旨・目的を鑑み、当社とし
て適切に対応してきたところです。
- ・上記を踏まえ、今後、仮に事業者に対する新たなヒアリングや報告事項の追加等の
取り組みを検討する際には、現状の取り組みの棚卸と、公正競争の確保に真に必要
不可欠なものか否かの見極めによる取捨選択を行い、必要最小限の項目に絞り込ん
だ上で実施することが妥当と考えます。
- ・なお、新たなヒアリングや報告事項の追加等の取り組みを検討するとしても、情報
通信市場のパラダイムシフトが進展し、多様なプレイヤーが通信サービスを提供し
ている中では、電気通信事業者のみを対象とした取り組みの有効性についても検討
する必要があると考えます。

(西日本電信電話)

かじめ公平性等が保たれていなければ公正競争が確保できないボ
トルネック設備との接続に関する規律等については、事前規制と
してルールが整備されてきたところである。このように、政策目
的に応じて規制内容が異なることは当然であり、事後規制にする
と公正競争を確保できなくなる規律等については、引き続き事前
規制として維持することが妥当と考える。

意見6-3 指針の策定に当たっては、中長期的な観点から5年以上先を見越した計画

考え方6-3

<p>が必要。</p> <p>■ 本答申（案）に記載されているとおり、市場は「各社が自由競争の中で、お客様ニーズにこたえるサービスを提供し発展していくもの」であるため、自由競争の促進に向け、「公正競争徹底」、「イノベーションの推進」及び「利用者視点」の原則に則った最低限の規制となる政策を促進し、時代に即した制度に改善頂くことが望ましいと考えます。</p> <p>「行政運営に関する統一的かつ基本的な原理原則となるべき指針」を策定するに当たっては、当然ながら中長期的な観点からあるべき市場の姿を予見し計画を作成することになります。制度の浸透による環境変化を考えれば、最低でも5年以上先を見越した計画が必要であると考えます。この中長期的な計画に基づいたPDCAサイクルを回すことで、検証により得られた改善点を翌年度の計画修正に反映できるようになり、計画の達成に向けた行政運営サイクルが確立できるものと考えます。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 「行政運営に関する統一的かつ基本的な原理原則となるべき指針」は、利用者や事業者にとって行政運営の予見性・透明性を確保する原理原則となるため、中長期的な観点も踏まえて作成することが望ましい。</p> <p>一方で、急激な市場環境の変化の中で生ずる新たな課題に対応することも必要であるため、答申（案）においても、定期的・継続的に市場動向の分析・検証を実施し、その結果を当該指針等に反映させていくことが適当としているところである。</p>
<p>意見6-4 指針の策定に当たっては、電気通信市場の特性や経緯を十分考慮すべき。また、指針の策定時のみならず指針に基づいた行政運営についても客観的な評価・検証が必要。</p>	<p>考え方6-4</p>
<p>■ 指針の策定にあたっては、電気通信市場の特性や経緯を十分考慮すべきです。日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントであるNTT東・西、NTTドコモが、国からの出資を受けるNTT持株会社の下でグループ体経営されていることに十分留意すべきです。</p> <p>また、行政運営に関する指針に関して、「行政当局の恣意的な運用をもたらすこととならぬよう、広く国民や有識者の意見を反映する手続を経ることが求められる」との記述のとおり、指針の策定にあたっては、策定の段階から有識者や事業者も参加し、審議会や委員会といった公の場で議論して策定するプロセスを構築することが必要と</p>	<p>■ 「行政運営に関する統一的かつ基本的な原理原則となるべき指針」は、電気通信事業の特性やその市場環境を踏まえて規律されている電気通信事業法令の目的を踏まえて作成されることが適当と考える。</p> <p>また、当該指針の作成や市場動向の分析・検証等を含む新たな行政運営サイクルの運用に当たっては、行政当局の恣意的な制度運用をもたらすこととならないようにすることが重要であるため、総務省において、適時適切なタイミングで広く国民や有識者の意見を反映するための具体的な手続を検討することが適当と考</p>

<p>考えます。さらに、策定した指針に基づいて行政運営がなされたか否か等を具体的に評価、検証することも必要です。その際も、策定時と同様、恣意性を排除するために、総務省自身で評価、検証するのではなく、有識者や事業者も参加して客観的な視点からの評価、検証を行い、改善を図っていくという PDCA サイクルを着実に回す仕組み作りが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>える。</p>
<p>意見 6-5 市場の評価を法令や政策に反映させるためには、評価過程の透明性の確保や、関係者による議論も含めた多角的な検証が必要。</p>	<p>考え方 6-5</p>
<p>■ 競争評価、公正競争レビュー制度を法令、ガイドラインへ反映させる仕組みとして位置付けるのであれば、情報通信審議会との位置付けの明確化、及び透明性の確保（議論や検討過程及び使用されている資料や数値の公開）が前提と考えます。競争評価アドバイザーボードについては、直近である平成 25 年度に全 5 回開催のうち過半である 3 回が非公開であり、また、平成 23 年度には全 5 回中全てにおいて非公開とされており、これらの点を変更することのないものとした場合には透明性確保の観点から課題があるものと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 市場動向の分析・検証等を含む適切な行政運営サイクルの確立に向けては、行政運営の予見性・透明性の確保が重要と認識しており、新たな行政運営サイクル全体として透明性の確保を図ることが適当と考える。</p> <p>具体的な市場動向の分析・検証に係る仕組みについては、総務省において検討することが適当と考えるが、その際には、行政運営の予見性・透明性の確保が重要であること及び分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があることの双方の観点を踏まえる必要があるため、答申（案）にその旨を追記することとする。</p> <p>なお、競争評価アドバイザーボードでは、議論中で扱う資料・数値について、事業者の経営に関わる重要な情報等が含まれることがあるため、過去、非公開により開催された回があることは承知している。一方で、非公開で開催した場合であっても、公開可能な部分に関しては事後的に議事概要を公開しており、一定の透明性の確保に努めていると考えられる。</p>
<p>■ 新たな評価制度による評価を政策に適切に反映させ、計画修正を効果的に実施するためにも、規制等に対して以下の 5 つの観点での評価を行い、導入した規制が正しく効果を生み出しているのかを確実に検証する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①規制の目的、内容及び必要性 ②規制の費用と便益 ③政策評価の期待効果とその結果（費用と便益の関係の分析等） ④有識者の見解 ⑤レビューを行う時期及び条件 	

特に③の政策評価の期待効果とその結果を検証するプロセスにおいては、行政の観点ではなく、民間の視点での評価、分析が必要不可欠となります。このプロセスにおいては民間のコンサルタント等第三者的見地を中心とした検証を導入する等、多角的に検証できるようにすべきであると考えます。

また、新たな評価制度の導入に当たっては、広く意見を聞く必要や意見の偏重をなくすことも重要であり、例えば評価に参加する有識者に任期制を取り入れ、定期的に一定程度交代する体制とする等、計画が中長期的になることも踏まえ、社会環境の変化等も反映できる体制を検討する必要があると考えます。

なお、本答申（案）では「公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析する新たなツールとして位置付ける」との方針が示されていますが、料金やサービスは競争の中心であり、その料金・サービスを評価する基準については適正性・公平性・透明性を十分に担保する必要があります。基準の策定に際しては事業者を含む当事者が意見を表明できる機会を設置して当事者の見解を十分にヒアリング頂く他、上述の 5 つの観点での評価を適切に実施頂き、過剰規制により電気通信事業者の事業展開を委縮させることがないよう、十分に検討頂くよう希望します。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 市場支配力の有無等の競争政策に係る市場動向を把握する観点から競争評価や公正競争レビュー制度を引き続き実施し、その結果を制度、政策に反映していくことは適当と考えます。

その際、日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが、国からの出資を受ける NTT 持株会社の下でグループ一体経営されていることに十分留意すべきです。その特殊性を十分考慮して新たな競争評価や公正競争レビュー制度において分析・検証、

■ なお、移動通信市場等に関する御意見については、答申（案）に示したとおり、移動通信市場は、事業主体が実質的に 3 グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成され、SIM ロック等により利用者を過度に囲い込む一方、多額のキャッシュバック等による既存利用者の奪い合いのための競争が行われており、この点について御意見では「熾烈な料金、サービスの競争」と指摘しているものと考えられる。実際には、その結果として、利用者の不公平感や料金高止まりによる負担感が増大している等の状況にあり、これらを踏まえれば、移動通信市場においても、公正競争の徹底や利用者の利益を確保するために必要な環境整備を行うとともに、必要な報告を求め、各事業者の業務の適正性等のチェックを厳格に行うことが適当と考える。

評価すべきであり、その際は、総務省だけでなく有識者や関係事業者等を交えて十分な議論を行うべきと考えます。

ただし、利用者料金に関しては競争の中で市場環境に合わせて提供されていくものと考えます。市場動向を把握すること自体は否定するものではないと考えますが、法令やガイドラインに反映させるといった過度に行政が介入すべき性格のものではないと考えます。むしろ、NTTグループの市場支配力についてより詳細に分析、評価すべきであり、その分析に不可欠なデータ以外については報告事項として位置付けることは不要と考えます。

- 日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントであるNTT東・西、NTTドコモが、国からの出資を受けるNTT持株会社の下でグループ一体経営されていることに十分留意すべきです。

これまで競争レビュー制度等において接続事業者からNTTグループによる公正競争上問題がある行為について重ねて指摘があったとしても、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省からNTT東・西に対して能動的な調査が行われることはなく、指摘された事案について継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施されることもありませんでした。

そのような状況の中、NTTファイナンスによる統合請求といった第三者を介したグループ連携を図る事案やNTT東・西による“サービス卸”やNTTドコモによるNTT東・西の“サービス卸”を利用したセット割の提供といった現行法規制の抜け穴を突いた行為が行われていることを踏まえると、NTTグループに課されている規律、累次の公正競争要件が十分に機能しているかを厳格に検証していくことが最も重要です。

なお、モバイル市場に関して行政への報告事項が多く含まれていますが、モバイル市場はMNO間の競争だけでなく様々なMVNOの参入により、低廉な料金プランや独自端

末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、モバイル市場に対する規制は不要と考えます。むしろ、上記のとおり NTT グループが電気通信市場で圧倒的な市場支配力を有していることを踏まえると、NTT グループの市場支配力についてより詳細に分析、評価すべきであり、その分析に不可欠なデータ以外については報告事項として位置付けることは不要と考えます。

(KDDI)

■ (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立

・ あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?の指標として、「6. 1. 2. (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」における自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。

・ 公正競争レビュー制度におきましては、是非とも、市区町村番地単位や県間網における料金政策等を含めた市場動向を分析・検証する事が可能なツールとなる事を、切にお願い申し上げます。

なぜならば、公正な競争を見るに当たっては、本答申案の各項目に示されておりました通り、「1. 入手可能性の有無、2. 選択可能性の有無、3. 選択多様性の有無」が必要とされると考えるからです。

我が国の通信市場における、行政管轄者が公式に行う、公正競争レビュー制度に

<p>においては、是非とも、市区町村番地単位や県間網における料金政策等を含めた市場動向を分析・検証し、一般利用者層においても法人利用者層においても、事業者間取引においても、より一層の健全な競争を喚起する事で、2020年代に向けた情報通信政策が、我が国の公共の福祉の増進を図ることに寄与される事を、切にお願い申し上げます。</p> <p>また、その市場動向を分析するにおいては、固定・移動とも、通信事業者各社殿の訴求点が、「Coverage, Speed, Price」である事からも、その実情（Bigdata解析）を踏まえた政策立案が出来る事が望ましいと共に、利用者自身が客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見6-6 行政への報告事項については、経営情報が含まれることから、報告事項として位置付けることやデータの用い方等について、慎重に検討を進めるべき。</p>	<p>考え方6-6</p>
<p>■ 本答申（案）においては「競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましい」との考え方が示されておりますが、競争評価の任意アンケートで収集しているデータの多くは事業者の経営情報であり、社内の中でもその公開範囲が制限されている場合があることから、報告事項としてそのデータを提出させる必然性があるか、総務省殿が実施可能な利用者アンケート等調査により分析することで対応可能かといった点についてよく検討頂き、データ提出の必要性について電気通信事業者からも十分に意見を聴取した上でご判断頂く必要があります。また、仮に提出すると定められた場合も、提出したデータをどのように用いるのか、データを提出させた結果として期待する効果が実際に得られるか等、慎重に検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>更に、提出されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されないように、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について、十分</p>	<p>■ 市場動向の分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックを行うには、十分かつ正確な情報に基づくことが重要であるため、行政の判断においてこれらを適切に運用するために必要な情報を収集することが必要と考える。</p> <p>情報収集のための具体的な仕組みについては、総務省において検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適当と考える。</p> <p>なお、行政への報告は、事業者の業務量の増加をもたらし、また、営業秘密が含まれる可能性もあることから、総務省においては、その報告すべき内容について事業者の過度な負担とならないようにするとともに、提出された情報の公表の範囲等その取扱いについて留意することが望ましい。</p> <p>御意見を踏まえ、制度設計に当たっては事業者に過度な負担と</p>

<p>に留意頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ならないよう配慮すべき旨を答申（案）に追記することとする。</p>
<p>意見 6-7 健全な競争環境を確保するための監視体制を構築すべき。</p>	<p>考え方 6-7</p>
<p>■ (3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</p> <p>総務省として、同一グループ内の卸電気通信役務等による相対取引を認めるならば、その商取引や商慣習にて、不合理や不公正が発し我が国の国益が棄損されない様、然るべく規律性を以って、ここにおける健全な競争状況を担保し得る監視体制の構築を、切にお願い申し上げます。</p> <p>(個人)</p>	<p>■ 同一グループ内の卸電気通信役務等による相対取引については、答申（案）4. 1. 2. (3) に示したとおり、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することにより、規制の実効性を高めることが適当と考える。</p>
<p>意見 6-8 現行の業務改善命令では問題が生じた場合の被害の回復が不可能であるため、課徴金や罰則等、問題の未然抑止のための制度等を検討すべき。</p>	<p>考え方 6-8</p>
<p>■○ 現在、事後規制の実効性確保に資する業務改善命令は、実際に問題が生じた場合に発動されることとされていますが、その措置によって問題を抑止できるものの、措置が講じられる前に他事業者が被った被害を回復することはできません。</p> <p>○ 例えば、悪質な事業者の不公正・不適正な行為等によって、善良な事業者の売上やシェアの低下といった被害が生じたとしても、原状回復のためのしくみが設けられていない以上、後者は泣き寝入りをせざるをえません。</p> <p>○ そのため、現行の制度に加えて、例えば、問題のある行為を実施する事業者に対して、不正売上に対する課徴金や罰則を科す制度を導入する等、問題の未然抑止のための制度的措置や取組について検討することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 新たな制度的措置や取組を導入するに当たっては、市場においてどのような問題が生じ得るか、それを抑止するためにどのような手段を採ることが合理的か等を判断することが必要と考える。したがって、まずは、各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを確立し、市場全体における問題点等を的確に把握・分析していくことが適当と考える。</p>
<p>意見 6-9 行政への報告内容については、関係事業者に過度な負担とならないよう、内容ごとに必要性を検討すべき。</p>	<p>考え方 6-9</p>

■ 「行政への報告内容等の充実」にあたっては重要な経営情報に係る項目は慎重な取り扱いをするとともに、卸取引において事前に契約内容を届け出るなど、連携する当事者に過度な負担とならないようにすべきと考えます。

(NTT ドコモ)

■ 「速やかに行政への報告事項として追加することが望ましい」との記述がありますが、当該報告事項の必要性等については、恣意性を排除し透明性を確保する観点から、総務省だけでなく有識者や関係事業者等を交えて十分な議論を行うべきと考えます。現時点で報告している各種データについても、永続的に提出させるのではなく、市場実態に照らし、報告を不要とする対応を取るべきと考えます。

■ 今回の答申案では、モバイル市場に限定して「総務省に報告すること」、「報告事項を追加していくことが望ましい」、「総務省が審査できる仕組みを導入することが適当」といった内容が多く含まれています。

しかし、モバイル市場はMNO間の競争だけでなく様々なMVNOの参入により、低廉な料金プランや独自端末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、モバイルに対する規制は不要と考えます。

むしろ、ボトルネック設備を保有している固定市場のドミナントであるNTT東・西と、移動体市場で圧倒的な市場支配力を維持し続けているNTTドコモが国の出資を受けるNTT持株会社の下で一体経営されていることを踏まえると、NTTグループの一体経営に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否か、NTTグループに課されている規律、累次の公正競争要件が十分に機能しているかを厳格に検証していくことが最も重要であり、行政はその点を重点的に取り組むべきと考えます。

(KDDI)

■ 市場動向の分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックを行うには、十分かつ正確な情報に基づくことが重要であるため、行政の判断においてこれらを適切に運用するために必要な情報を収集することが必要と考える。

情報収集のための具体的な仕組みについては、総務省において検討することが適当であり、御意見についてはその際の参考とすることが適当と考える。

なお、行政への報告は、事業者の業務量の増加をもたらし、また、営業秘密が含まれる可能性もあることから、総務省においては、その報告すべき内容について事業者の過度な負担とならないようにするとともに、提出された情報の公表の範囲等その取扱いについて留意することが望ましい。

御意見を踏まえ、制度設計に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮すべき旨を答申(案)に追記することとする。

■ なお、移動通信市場等に関する御意見については、答申(案)に示したとおり、移動通信市場は、事業主体が実質的に3グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成され、SIMロック等により利用者を過度に囲い込む一方、多額のキャッシュバック等による既存利用者の奪い合いのための競争が行われており、この点について御意見では「熾烈な料金、サービスの競争」と指摘しているものと考えられる。実際には、その結果として、利用者の不公平感や料金高止まりによる負担感が増大している等の状況にあり、これらを踏まえれば、移動通信市場においても、公正競争の徹底や利用者の利益を確保するために必要な環境整備を行うとともに

	に、必要な報告を求め、各事業者の業務の適正性等のチェックを厳格に行うことが適当と考える。
--	--

6. 2. 本検討のフォローアップ

意見	考え方
<p>意見6-10 モバイルのみならず競争政策全体について、明確な期限を区切って見直しを実施すべき。</p>	<p>考え方6-10</p>
<p>■ 市場環境の変化を踏まえて本検討のフォローアップを実施することは非常に有益であると考えます。</p> <p>しかしながら、答申案では、「3. 1. 2. (3)の移動通信市場における禁止行為規制の見直しや、4. 1. の主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進等、これまでに掲げてきた各種政策」について「必要な場合には見直しを行うことが適当」とされており、見直しの対象がモバイルに関する政策に限定された記述となっていることに加え、「必要な場合には」と見直しを行わない可能性を示唆した文言となっています。モバイル市場だけでなく電気通信市場全体が変化し続けていることを踏まえると、当該記述は適切ではないと考えます。</p> <p>したがって、モバイルに関する政策に限定するのではなく、今回検討してきた各種政策も含めた競争政策全体について、「必要な場合には」ではなく、例えば、「一年後に見直す」といった期限を明確に区切って見直しを確実に実施することを明記すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、フォローアップは、モバイルに関する政策に限定するものではなく、これまで掲げてきた各種政策全体について行うものである。</p> <p>また、各種政策の見直しは、特定の期限を設けそれを待たずとも、市場動向の分析・検証等を定期的・継続的に実施し、その中で政策変更の必要性が認められる場合に適時適切に行っていくことが適当と考える。</p>